

資

料

編

目次

1 環境行政全般	82	表 2-1-6 特定粉じん排出等作業に係る立入検査の実施状況(令和 6 年度)	116
表 1-1 国における環境行政の主な動向（平成 5（1993）年～）	82	表 2-1-7 大気汚染防止法に基づく規制の届出状況	117
表 1-2 大分県における環境行政の主な動向（平成 10（1998）年～）	83	表 2-2 大気関係公害防止協定値	119
表 1-3 大分県の環境関連条例	84	表 2-3 自動車排出ガス対策に関する年表	119
表 1-4 条例に基づく環境影響評価の対象事業	85	表 2-4 大気環境監視測定期局設置状況	120
表 1-5 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況	86	表 2-5 大気汚染の現況	120
表 1-6 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例許可状況	87	表 2-6 大気汚染状況の推移	121
表 1-7 大分県希少野生動植物の保護に関する条例	87	表 2-7 自動車排出ガスの現況	122
表 1-8 大分県の環境行政組織の主な変遷	89	表 2-8 主要交差点における測定結果(令和 6 年度)	123
表 1-9 大分県の環境保全行政組織	91	表 2-9 有害大気汚染物質調査結果(令和 6 年度)	123
表 1-10 大分県環境審議会の変遷	92	表 2-10 空間放射線量率	124
表 1-11 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要	92	表 2-11 雨水の全ベータ放射能	124
表 1-12 各種審議会委員等名簿	95	表 2-12 環境試料中の放射性物質濃度	125
表 1-13 啓発活動の実施状況	103	表 2-13 ダイオキシン関係（大気、水質、底質、土壤）	125
表 1-14 令和 6 年度「環境の日」及び「環境月間」関連行事	104	表 2-14 地球温暖化に関する年表	126
表 1-15 令和 6 年度環境影響評価指導審査実績	110	表 2-15 森林の適正な管理・保全	127
表 1-16 大分県環境影響評価制度の改正の経緯	110	表 2-16 オゾン層保護に関する法令・条約の年表	127
表 1-17 令和 6 年度活動実績 グリーン購入推進方針による物品調達	110	表 2-17 酸性雨測定期局における調査結果(pH)	128
表 1-18 特定工場等の届出の状況	111	表 2-18 ダイオキシン類対策の変遷	128
表 1-19 五地域の指定状況	112	表 2-19 ダイオキシン類の環境基準	128
表 1-20 大分県公害審査会等に係属した公害紛争事件	112	表 2-20 大気基準適用の特定施設	129
2 大気関係資料	113	表 2-21 水質基準適用の特定施設	129
表 2-1-1 大気汚染に係る環境基準設定年表	113	表 2-22 排ガス測定結果の報告内容	129
表 2-1-2 環境基準及びその評価方法	114	表 2-23 排出水の測定結果	129
表 2-1-3 大気汚染防止法に基づく規制	115	表 2-24 ばいじんの測定結果	130
表 2-1-4 硫黄酸化物に係る排出基準（K 値）の推移	116	表 2-25 燃却灰等の測定結果	130
表 2-1-5 ばい煙発生施設等に対する立入検査実施状況(令和 6 年度)	116	表 2-26 令和 5 年度集計結果	130
3 水質関係資料	131	3 水質関係資料	131
表 3-1 公共用水域の水質測定項目	131	表 3-1 公共用水域の水質測定項目	131
表 3-2 公共用水域の水質調査に係る測定機別測定地点総括表	132	表 3-2 公共用水域の水質調査に係る測定機別測定地点総括表	132
表 3-3 生活環境項目（BOD、COD）の環境基準達成率の推移	132	表 3-3 生活環境項目（BOD、COD）の環境基準達成率の推移	132
表 3-4 生活環境項目（BOD、COD）の環境基準達成状況の推移	133	表 3-4 生活環境項目（BOD、COD）の環境基準達成状況の推移	133

表 3-5 生活環境項目（全窒素、全磷）の環境基準達成率の推移	135	表 3-36 農業集落排水事業実施市町村一覧表	182
表 3-6 生活環境項目（全窒素及び全磷）の環境基準達成状況の推移	136	表 3-37 漁業集落排水事業実施市町村一覧表	182
表 3-7 水生生物の保全に係る環境基準達成状況	137	図 3-38 処理槽設置整備事業補助基数の推移	183
表 3-8 環境基準類型指定状況	143	図 3-39 処理槽設置基数の推移	183
表 3-9 水生生物調査に係る指標生物	149	図 3-40 処理槽規模別・種類別設置状況	184
図 3-10 瀬戸内区域及び入津	149	図 3-41 検査実施件数（保健所等）	185
表 3-11 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数及び有害物質貯蔵指定施設数	150	表 3-42 維持管理別判定結果	185
表 3-12 排水基準の概要	152	表 3-43 赤潮発生状況	186
表 3-13 地下水調査井戸数	152	表 3-44 漁業被害の補填状況	187
表 3-14 地下水質調査結果	153	表 3-45 赤潮被害対策事業の補助金交付状況	188
表 3-15 総量削減計画の概要（COD、窒素含有量及びりん含有量）	156		
図 3-16 瀬戸内海の環境保全に関する大分県計画の概要	157		
表 3-17 水質環境基準等（公共用水域）	158		
表 3-18 地下水の環境基準等と地下浸透の防止に係る基準	164		
表 3-19 水質関係公害防止協定値	165		
表 3-20 健康項目に係る環境基準を達成した地点の調査結果	166		
表 3-21 公共用水域の生活環境項目(BOD、COD)の環境基準達成状況	166		
表 3-22 水環境の現状（河川別）	166		
表 3-23 各湖沼 COD 年間平均値の経年変化	173		
表 3-24 水環境の現状（海域別）	174		
表 3-25 海水浴場調査結果（令和 6 年度）	178		
表 3-26 水生生物調査の参加団体、参加者数	179		
表 3-27 水生生物調査結果	179		
表 3-28 水質汚濁防止法に基づく届出件数	179		
表 3-29 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく申請及び届出件数	179		
表 3-30 特定事業場立入調査実施状況	180		
表 3-31 排水基準違反に対する措置状況等	180		
表 3-32 水質事故発生状況（件数）	180		
表 3-33 水道普及率の推移	181		
表 3-34 小規模給水施設の整備実施状況	181		
表 3-35 公共下水道実施市町村一覧表	182		
表 3-36 農業集落排水事業実施市町村一覧表	182		
表 3-37 漁業集落排水事業実施市町村一覧表	182		
図 3-38 処理槽設置整備事業補助基数の推移	183		
図 3-39 処理槽設置基数の推移	183		
図 3-40 処理槽規模別・種類別設置状況	184		
図 3-41 検査実施件数（保健所等）	185		
表 3-42 維持管理別判定結果	185		
表 3-43 赤潮発生状況	186		
表 3-44 漁業被害の補填状況	187		
表 3-45 赤潮被害対策事業の補助金交付状況	188		
4 騒音・振動・悪臭・交通公害関係資料			
			189
表 4-1-1 騒音に係る環境基準	189		
表 4-1-2 航空機騒音に係る環境基準	189		
表 4-1-3 特定工場等に関する騒音の規制基準	190		
表 4-1-4 特定建設作業に関する騒音の規制基準	190		
表 4-1-5 騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定等市町村一覧	191		
表 4-1-6 一般地域における騒音の環境基準達成状況	192		
表 4-1-7 一般地域における騒音の環境基準達成状況の経年変化	193		
表 4-1-8 道路に面する地域の騒音測定結果	193		
表 4-1-9 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の面的評価結果	195		
表 4-1-10 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の評価結果（道路種類別総括表）	195		
表 4-1-11 町村の路線別の面的評価結果（戸数）	196		
表 4-1-12 町村の路線別の面的評価結果（割合）	197		
表 4-1-13 令和 6 年度自動車騒音の環境基準達成状況の評価結果	198		
表 4-1-14 航空機騒音実態調査結果	198		
表 4-1-15 騒音苦情受付件数（発生原因別）	199		
表 4-1-16 騒音に係る特定施設別届出数	199		

表 4-1-17 騒音に係る特定建設作業別届出数	200	表 7-6 令和 6 年度温泉利用状況報告書 他目的利用分	223																																																								
表 4-1-18 騒音苦情件数の推移	200	表 7-7 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園指定区域（大分県分）	224																																																								
表 4-2-1 振動規制基準	201	表 7-8 自然環境保全地域指定状況	226																																																								
表 4-2-2 振動苦情受付件数（発生原因別）	202	表 7-9 自然海浜保全地区指定状況	226																																																								
表 4-2-3 振動に係る特定施設別届出数	202	表 7-10 令和 6 年度自然公園許可届出（協議及び届出を含む）件数	227																																																								
表 4-2-4 振動に係る特定建設作業別届出数	203	表 7-11 自然環境学術調査実施状況	228																																																								
表 4-3-1 悪臭苦情受付件数（発生原因別）	203	表 7-12 おおいたの重要な自然共生地域一覧表	228																																																								
表 4-3-2 六段階臭気強度表示法	204	表 7-13 大分県の都市公園現況	229																																																								
表 4-3-3 悪臭防止法に基づく規制基準	205	表 7-14 令和 6 年度の事業概要（交付金事業）	230																																																								
表 4-3-4 かおり風景 100 選選定地点（県内）	206	表 7-15 特別保護樹木・樹林の指定状況	231																																																								
図 4-3-5 畜産環境保全指導体制	207	表 7-16 県緑化地域の指定状況	233																																																								
図 4-3-6 畜産環境対策推進体制	207	表 7-17 記念物の指定状況	233																																																								
図 4-3-7 悪臭苦情件数の推移	208	表 7-18 国・県指定文化財件数(選定含む)	233																																																								
図 4-3-8 内容別苦情発生状況	208	表 7-19 温泉の源泉数・湧出量	234																																																								
図 4-3-9 畜種別苦情発生状況	209	表 7-20 温泉掘削等許可状況	234																																																								
5 土壤関係資料	210	表 7-21 「大分県温泉調査研究会」令和 6 年度調査研究	234																																																								
表 5-1 土壤の汚染状況に関する基準	210	8 エコエネルギー関係資料	235																																																								
表 5-2 要措置区域一覧	210	表 5-3 形質変更時要届出区域一覧	211	表 8-1 大分県エコエネルギー導入促進に関する変遷	235	6 廃棄物関係資料	212	表 6-1 ごみ処理状況の推移	212	表 8-2 令和 6 年度エコエネルギー導入目標及び実績	235	表 6-2 し尿処理状況の推移	212	表 6-3 令和 6 年度最終処分場水質検査実施状況	212	表 8-3 令和 6 年度省エネルギーに資する取組の目標及び実績	236	表 6-4 産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去 5 年間）	213	表 6-5 種類別一発生量及び処理・処理量	214	表 8-4 県内のエコエネルギー導入状況	236	表 6-6 排出量（業種別・種類別）	216	表 6-7 産業廃棄物処理施設の設置数	217	表 8-5 大分県エネルギー産業企業会エコエネ	244	表 6-8 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数	217	9 衛生環境研究センター関係資料	245	ルギーチャレンジ支援事業費補助金	244	7 自然環境関係資料	218	表 9-1 市町村別自然公園面積調	218	表 8-6 ものづくり循環経済促進事業	244	表 7-2 狩猟鳥獣	220	10 第 4 次環境基本計画の進捗状況	247	表 7-3 狩猟者による主な鳥獣の捕獲数	220	表 7-4 主な鳥獣による農林作物の被害金額の推移	221	表 10-1 令和 6 年度における環境指標の評価結果	247	表 7-5 令和 6 年度温泉利用状況報告書（総括表）	222	表 10-2 環境指標一覧	247			語句説明・索引	249
表 5-3 形質変更時要届出区域一覧	211	表 8-1 大分県エコエネルギー導入促進に関する変遷	235																																																								
6 廃棄物関係資料	212	表 6-1 ごみ処理状況の推移	212	表 8-2 令和 6 年度エコエネルギー導入目標及び実績	235	表 6-2 し尿処理状況の推移	212	表 6-3 令和 6 年度最終処分場水質検査実施状況	212	表 8-3 令和 6 年度省エネルギーに資する取組の目標及び実績	236	表 6-4 産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去 5 年間）	213	表 6-5 種類別一発生量及び処理・処理量	214	表 8-4 県内のエコエネルギー導入状況	236	表 6-6 排出量（業種別・種類別）	216	表 6-7 産業廃棄物処理施設の設置数	217	表 8-5 大分県エネルギー産業企業会エコエネ	244	表 6-8 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数	217	9 衛生環境研究センター関係資料	245	ルギーチャレンジ支援事業費補助金	244	7 自然環境関係資料	218	表 9-1 市町村別自然公園面積調	218	表 8-6 ものづくり循環経済促進事業	244	表 7-2 狩猟鳥獣	220	10 第 4 次環境基本計画の進捗状況	247	表 7-3 狩猟者による主な鳥獣の捕獲数	220	表 7-4 主な鳥獣による農林作物の被害金額の推移	221	表 10-1 令和 6 年度における環境指標の評価結果	247	表 7-5 令和 6 年度温泉利用状況報告書（総括表）	222	表 10-2 環境指標一覧	247			語句説明・索引	249						
表 6-1 ごみ処理状況の推移	212	表 8-2 令和 6 年度エコエネルギー導入目標及び実績	235																																																								
表 6-2 し尿処理状況の推移	212	表 6-3 令和 6 年度最終処分場水質検査実施状況	212	表 8-3 令和 6 年度省エネルギーに資する取組の目標及び実績	236	表 6-4 産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去 5 年間）	213	表 6-5 種類別一発生量及び処理・処理量	214	表 8-4 県内のエコエネルギー導入状況	236	表 6-6 排出量（業種別・種類別）	216	表 6-7 産業廃棄物処理施設の設置数	217	表 8-5 大分県エネルギー産業企業会エコエネ	244	表 6-8 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数	217	9 衛生環境研究センター関係資料	245	ルギーチャレンジ支援事業費補助金	244	7 自然環境関係資料	218	表 9-1 市町村別自然公園面積調	218	表 8-6 ものづくり循環経済促進事業	244	表 7-2 狩猟鳥獣	220	10 第 4 次環境基本計画の進捗状況	247	表 7-3 狩猟者による主な鳥獣の捕獲数	220	表 7-4 主な鳥獣による農林作物の被害金額の推移	221	表 10-1 令和 6 年度における環境指標の評価結果	247	表 7-5 令和 6 年度温泉利用状況報告書（総括表）	222	表 10-2 環境指標一覧	247			語句説明・索引	249												
表 6-3 令和 6 年度最終処分場水質検査実施状況	212	表 8-3 令和 6 年度省エネルギーに資する取組の目標及び実績	236																																																								
表 6-4 産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去 5 年間）	213	表 6-5 種類別一発生量及び処理・処理量	214	表 8-4 県内のエコエネルギー導入状況	236	表 6-6 排出量（業種別・種類別）	216	表 6-7 産業廃棄物処理施設の設置数	217	表 8-5 大分県エネルギー産業企業会エコエネ	244	表 6-8 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数	217	9 衛生環境研究センター関係資料	245	ルギーチャレンジ支援事業費補助金	244	7 自然環境関係資料	218	表 9-1 市町村別自然公園面積調	218	表 8-6 ものづくり循環経済促進事業	244	表 7-2 狩猟鳥獣	220	10 第 4 次環境基本計画の進捗状況	247	表 7-3 狩猟者による主な鳥獣の捕獲数	220	表 7-4 主な鳥獣による農林作物の被害金額の推移	221	表 10-1 令和 6 年度における環境指標の評価結果	247	表 7-5 令和 6 年度温泉利用状況報告書（総括表）	222	表 10-2 環境指標一覧	247			語句説明・索引	249																		
表 6-5 種類別一発生量及び処理・処理量	214	表 8-4 県内のエコエネルギー導入状況	236																																																								
表 6-6 排出量（業種別・種類別）	216	表 6-7 産業廃棄物処理施設の設置数	217	表 8-5 大分県エネルギー産業企業会エコエネ	244	表 6-8 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数	217	9 衛生環境研究センター関係資料	245	ルギーチャレンジ支援事業費補助金	244	7 自然環境関係資料	218	表 9-1 市町村別自然公園面積調	218	表 8-6 ものづくり循環経済促進事業	244	表 7-2 狩猟鳥獣	220	10 第 4 次環境基本計画の進捗状況	247	表 7-3 狩猟者による主な鳥獣の捕獲数	220	表 7-4 主な鳥獣による農林作物の被害金額の推移	221	表 10-1 令和 6 年度における環境指標の評価結果	247	表 7-5 令和 6 年度温泉利用状況報告書（総括表）	222	表 10-2 環境指標一覧	247			語句説明・索引	249																								
表 6-7 産業廃棄物処理施設の設置数	217	表 8-5 大分県エネルギー産業企業会エコエネ	244																																																								
表 6-8 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数	217	9 衛生環境研究センター関係資料	245	ルギーチャレンジ支援事業費補助金	244	7 自然環境関係資料	218	表 9-1 市町村別自然公園面積調	218	表 8-6 ものづくり循環経済促進事業	244	表 7-2 狩猟鳥獣	220	10 第 4 次環境基本計画の進捗状況	247	表 7-3 狩猟者による主な鳥獣の捕獲数	220	表 7-4 主な鳥獣による農林作物の被害金額の推移	221	表 10-1 令和 6 年度における環境指標の評価結果	247	表 7-5 令和 6 年度温泉利用状況報告書（総括表）	222	表 10-2 環境指標一覧	247			語句説明・索引	249																														
9 衛生環境研究センター関係資料	245	ルギーチャレンジ支援事業費補助金	244																																																								
7 自然環境関係資料	218	表 9-1 市町村別自然公園面積調	218	表 8-6 ものづくり循環経済促進事業	244	表 7-2 狩猟鳥獣	220	10 第 4 次環境基本計画の進捗状況	247	表 7-3 狩猟者による主な鳥獣の捕獲数	220	表 7-4 主な鳥獣による農林作物の被害金額の推移	221	表 10-1 令和 6 年度における環境指標の評価結果	247	表 7-5 令和 6 年度温泉利用状況報告書（総括表）	222	表 10-2 環境指標一覧	247			語句説明・索引	249																																				
表 9-1 市町村別自然公園面積調	218	表 8-6 ものづくり循環経済促進事業	244																																																								
表 7-2 狩猟鳥獣	220	10 第 4 次環境基本計画の進捗状況	247																																																								
表 7-3 狩猟者による主な鳥獣の捕獲数	220	表 7-4 主な鳥獣による農林作物の被害金額の推移	221	表 10-1 令和 6 年度における環境指標の評価結果	247	表 7-5 令和 6 年度温泉利用状況報告書（総括表）	222	表 10-2 環境指標一覧	247			語句説明・索引	249																																														
表 7-4 主な鳥獣による農林作物の被害金額の推移	221	表 10-1 令和 6 年度における環境指標の評価結果	247																																																								
表 7-5 令和 6 年度温泉利用状況報告書（総括表）	222	表 10-2 環境指標一覧	247			語句説明・索引	249																																																				
表 10-2 環境指標一覧	247																																																										
		語句説明・索引	249																																																								

1 環境行政全般

表 1-1 国における環境行政の主な動向（平成 5（1993）年～）

年	概要
平成 5(1993) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法公布（11月） ・生物の多様性に関する条約発効（12月）
平成 6(1994) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次「環境基本計画」決定（12月）
平成 7(1995) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約第1回締約国会議(COP1)開催（3月） ・生物多様性国家戦略決定（10月）
平成 9(1997) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法公布（6月） ・気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)（地球温暖化防止京都会議）開催、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書採択（12月）
平成 11(1999) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)公布（7月）
平成 12(2000) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本法公布（6月） ・第二次「環境基本計画」決定（12月）
平成 14(2002) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・新・生物多様性国家戦略決定（3月）
平成 15(2003) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次循環型社会形成推進基本計画決定（3月）
平成 17(2005) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書発効（2月）
平成 18(2006) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次「環境基本計画」決定（4月）
平成 19(2007) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次生物多様性国家戦略決定（11月）
平成 20(2008) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次循環型社会形成推進基本計画決定（3月） ・生物多様性基本法公布（6月）
平成 22(2010) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略 2010 決定（3月） ・生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書と新戦略計画・愛知目標(ポスト2010年目標(2011～2020年))採択（10月） ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性地域連携促進法)公布（12月）
平成 23(2011) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)公布（8月）
平成 24(2012) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次「環境基本計画」決定（4月） ・生物多様性国家戦略 2012-2020 決定（9月）
平成 25(2013) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子状物質(PM2.5)に関する専門家会合が PM2.5 に関する注意喚起のための暫定的な指針を策定（2月） ・第三次循環型社会形成推進基本計画決定（5月） ・放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律公布（6月） ・水銀に関する水俣条約採択（10月）
平成 26(2014) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・PM2.5 に関する注意喚起の運用方法を改善（11月）

平成 27(2015) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀に関する水俣条約締結（2月） ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律、大気汚染防止法の一部を改正する法律公布（6月） ・気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)開催、パリ協定採択（11月）
平成 28(2016) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定発効（11月）
平成 30(2018) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次「環境基本計画」決定（4月） ・第四次循環型社会形成推進基本計画決定（6月）
平成 31/令和元 (2019) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・G20 大阪サミット開催、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン合意（6月）
令和 3(2021) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約第 26 回締約国会議(COP26)開催、グラスゴー気候合意採択（11月）
令和 4(2022) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（6月） ・生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)開催、昆明・モントリオール生物多様性枠組採択（12月）
令和 5(2023) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略 2023-2030 決定（3月） ・G7 広島サミット開催、G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合で 2040 年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心に合意（大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの 2050 年からの 10 年前倒し）（4月）
令和 6(2024) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第六次「環境基本計画」決定（5月） ・資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律公布（5月） ・第五次循環型社会形成推進基本計画決定（8月） ・地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（生物多様性増進活動促進法）公布（12月）

表 1-2 大分県における環境行政の主な動向（平成 10（1998）年～）

年	概要
平成 10(1998) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 次大分県環境基本計画策定（3月）
平成 11(1999) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県環境影響評価条例制定（3月） ・大分県環境基本条例制定（9月） ・大分県生活環境の保全等に関する条例制定（12月）
平成 14(2002) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 次大分県廃棄物処理計画策定（3月）
平成 16(2004) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・美しく快適な大分県づくり条例制定（3月） ・大分県産業廃棄物税条例制定（6月）
平成 17(2005) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次大分県新環境基本計画策定（11月） ・大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例制定（7月）
平成 18(2006) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例制定（7月）
平成 19(2007) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次大分県廃棄物処理計画策定（3月）
平成 23(2011) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次大分県廃棄物処理計画策定（3月） ・第 1 次生物多様性おおいた県戦略策定（3月）
平成 28(2016) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次大分県環境基本計画策定（3月） ・第 4 次大分県廃棄物処理計画策定（3月） ・第 2 次生物多様性おおいた県戦略(2016-2020)策定（3月）
令和 3(2021) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 次大分県廃棄物処理計画策定（3月）
令和 5(2023) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次生物多様性おおいた県戦略(2016-2023)策定（3月）
令和 6(2024) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次生物多様性おおいた県戦略(2024-2030)策定（3月） ・第 4 次大分県環境基本計画策定（9月）

表 1-3 大分県の環境関連条例

条例等の名称	公布年月日	概要
大分県環境基本条例	H11. 9. 30	環境の保全に関する基本理念、県・市町村・事業者・県民の責務、環境保全施策の基本となる事項を規定
大分県環境影響評価条例	H11. 3. 16	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関する環境影響評価の手続等について規定
大分県生活環境の保全等に関する条例	H11. 12. 24	公害の防止に関する規制に加えて、化学物質や廃棄物の適正処理などの事業活動や日常生活における環境への負荷の低減のための措置等について規定
美しく快適な大分県づくり条例	H16. 3. 31	ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加のもと広域的に推進するため、ごみのポイ捨てやピンクちらし掲示等の行為を禁止すること等について規定
大分県エコエネルギー導入促進条例	H15. 3. 20	太陽光、風力等のエコエネルギーの導入促進について、各主体の責務等を明確にするとともに、施策の基本的事項について規定
大分県産業廃棄物税条例	H16. 6. 25	産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の取組を誘導するとともに、産業廃棄物の適正処理推進のための税の仕組み等について規定
大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	H17. 7. 11	産業廃棄物処理施設の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前手續等を規定
大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	H18. 7. 7	土砂等に関する安全基準等を設定し、不適切なたい積行為の禁止、特定事業に関する規制について規定
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	S47. 12. 25	瀬戸内法適用区域内の事業所（排水量50m ³ /日）に適用 規制項目はCOD、SS、n-ヘキサン抽出物質
大分県公害紛争処理条例	S45. 9. 29	大分県公害審査会の設置、手続費用等公害紛争の処理について規定
大分県公害被害救済措置条例	S48. 12. 25	原因不明の公害被害の救済について規定 大気汚染による健康被害、水質汚濁による漁業被害
大分県立自然公園条例	S32. 12. 27	優れた自然風景地の保護と利用を図ることを目的として、自然公園の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、公園事業等について規定
大分県自然環境保全条例	S47. 10. 13	優れた自然環境の保全を図ることを目的として、自然環境保全地域の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、保全計画等について規定
大分県自然海浜保全地区条例	S55. 10. 1	瀬戸内海区域の海水浴などの公衆の利用に供されている自然海浜の保全と利用を図ることを目的として、自然海浜保全地区の指定、地区内の行為の届出、勧告等について規定
大分県希少野生動植物の保護に関する条例	H18. 3. 30	希少野生動植物の保護の推進を目的として、希少野生動植物の指定、生息地の保護に関する規制等について規定
大分県環境緑化条例	S48. 4. 16	緑地の保全と回復を図ることを目的として、緑化基本計画の策定、緑化地域の指定、緑化のための施策等について規定
大分県沿道の景観保全等に関する条例	S63. 3. 30	県道等の沿道の景観保全及び環境美化を推進するため、沿道景観保全地区（沿道景観保全樹木を含む。）及び沿道環境美化地区を指定し、地区内の行為の届出指導等について規定

表 1-4 条例に基づく環境影響評価の対象事業

県では、「環境影響評価法」(平成 11 年施行)の内容も踏まえ環境影響評価の手続等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」(平成 11 年施行)を制定している。

事業の種類等	第 1 種対象事業※1	第 2 種対象事業※2
1 県道、市町村道の設置	4 車線 7.5 km 以上	—
2 発電所の設置		
水力発電所	出力 22,500kW 以上	出力 15,000kW 以上
火力発電所	出力 112,500kW 以上	出力 75,000kW 以上
地熱発電所	出力 7,500kW 以上	出力 5,000kW 以上
風力発電所	出力 7,500kW 以上	出力 5,000kW 以上
太陽光発電所	敷地全体の面積 20ha 以上 (特別地域を含むものにあっては、5ha 以上。工業地域、工業専用地域は除く)	—
3 廃棄物処理施設の設置		
ごみ焼却施設	200t/日 以上	—
し尿処理施設	100kL/日 以上	—
廃棄物最終処分場	25ha 以上	5ha 以上 25ha 未満
4 工場等の設置	排ガス量 10 万 N m ³ /h 以上 排出水量 1 万 m ³ /日 以上	—
5 公有水面の埋立て又は干拓	40ha 以上	20ha 以上 40ha 未満
6 流通業務団地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
7 住宅用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
8 工場用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
9 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
10 ゴルフ場用地造成事業	50ha 以上	10ha 以上 50ha 未満
11 その他の土地開発の事業	75ha 以上	30ha 以上 75ha 未満
12 規則で定める事業	—	—

港湾計画	埋立て・掘込み面積 150ha 以上
------	--------------------

※1) 第 1 種対象事業：大規模な事業であって、計画段階環境配慮書、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの

※2) 第 2 種対象事業：第 1 種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの

表 1-5 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況

(令和7年12月1日現在) (○…県条例適用)

市町村名	ごみの投棄(※)	自動販売機の回収容器設置義務	ピンクちらしの掲示等(※)	動物のふん等の放置	自動車の放置(※)	自転車の放置(※)	落書き(※)	悪臭等への配慮	投光器の使用(※)
大分市	●	●	○	● (飼犬)	●	●	○	○	○
別府市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
中津市	●	●	○	●	○	●	●	○	○
日田市	●	●	● (印刷物等)	● (飼犬)	●	●	○	○	○
佐伯市	●	●	○	● (飼犬)	○	●	○	○	○
臼杵市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
津久見市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
竹田市	●	●	○	● (飼犬)	○	○	○	○	○
豊後高田市	●	●	● (印刷物等)	●	○	●	○	○	○
杵築市	●	●	○	● (飼犬)	○	○	○	○	○
宇佐市	●	●	○	●	●	●	○	○	○
豊後大野市	●	○	○	○	●	○	○	○	○
由布市	●	●	○	●	●	○	○	○	○
国東市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
姫島村	●	●	○	○	○	○	○	○	○
日出町	●	●	○	●	●	●	○	○	○
九重町	●	●	○	○	○	○	○	○	○
玖珠町	●	●	○	○	○	○	○	●	○

注) 「※」については、美しく快適なおおいた県づくり条例では違反者に過料を科す。

なお、印刷物等の配布等の責務については、努力規定である。

表 1-6 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例許可状況

年度	許可数	年度	許可数
平成 18 年度	8	平成 28 年度	11
平成 19 年度	26	平成 29 年度	13
平成 20 年度	17	平成 30 年度	13
平成 21 年度	11	令和元年度	19
平成 22 年度	13	令和 2 年度	13
平成 23 年度	9	令和 3 年度	11
平成 24 年度	15	令和 4 年度	16
平成 25 年度	12	令和 5 年度	26
平成 26 年度	10	令和 6 年度	17
平成 27 年度	9	累計	269

※大分市実施分も含む。

表 1-7 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成 18 年に制定した。

希少野生動植物の指定・保護管理事業計画決定 年表

年	月	内容
平成 18 年	3 月	公布
平成 18 年	10 月	全部施行
平成 18 年	12 月	指定希少野生動植物の指定（11 種）
平成 20 年	3 月	指定希少野生動植物の指定（2 種）
平成 20 年	3 月	保護管理事業計画の決定（4 種）
平成 21 年	3 月	指定希少野生動植物の指定（2 種）
平成 22 年	3 月	指定希少野生動植物の指定（2 種）
平成 22 年	3 月	保護管理事業計画の決定（1 種）
平成 24 年	3 月	指定希少野生動植物の指定（1 種）
平成 26 年	5 月	指定希少野生動植物の指定（2 種）
平成 27 年	3 月	指定希少野生動植物の指定（1 種）
平成 28 年	7 月	指定希少野生動植物の指定（4 種）
平成 29 年	8 月	指定希少野生動植物の指定（2 種）
平成 30 年	8 月	指定希少野生動植物の指定（2 種）
令和元年	5 月	指定希少野生動植物の指定等（指定 7 種、解除 1 種）
令和 2 年	7 月	指定希少野生動植物の指定（5 種）
令和 3 年	6 月	指定希少野生動植物の指定（1 種）
令和 4 年	4 月	保護管理事業計画の決定（1 種）
令和 4 年	7 月	指定希少野生動植物の指定（5 種）
令和 5 年	8 月	指定希少野生動植物の指定等（指定 3 種、解除 2 種、改正 1 種）
令和 6 年	7 月	指定希少野生動植物の指定（3 種）
令和 7 年	8 月	指定希少野生動植物の指定（1 種）

指定希少野生動植物一覧

植物	タマボウキ (ユリ科) H18.12 指定
	ヒメユリ (ユリ科) H18.12 指定
	チョクザキミズ (イラクサ科) H18.12 指定
	ナガバヒゼンマユミ (ニシキギ科) H18.12 指定
	イワギリソウ (イワタバコ科) H18.12 指定
	ヒゴタイ (キク科) H18.12 指定
	ホウライクジャク (イノモトソウ科) H18.12 指定
	オオミズゴケ (ミズゴケ科) H18.12 指定
	イワギク (キク科) H20.3 指定
	ナゴラン (ラン科) H20.3 指定
	オトメクジャク (イノモトソウ科) H21.3 指定
	オグラセンノウ (ナデシコ科) H21.3 指定
	ヤツシロソウ (キキョウ科) H22.3 指定
	ミチノクフクジュソウ (キンポウゲ科) H28.7 指定
	オキナグサ (キンポウゲ科) H28.7 指定
	カワツルモ (ヒルムシロ科) H29.8 指定
	クマガイソウ (ラン科) H30.8 指定
	トキソウ (ラン科) H30.8 指定
	ウチョウラン (ラン科) R1.5 指定
	セッコク (ラン科) R1.5 指定
	ヤマシャクヤク (キンポウゲ科) R1.5 指定
	エヒメアヤメ (アヤメ科) R2.7 指定
	サギソウ (ラン科) R2.7 指定
	アズマイチゲ (キンポウゲ科) R2.7 指定
	サクラソウ (サクラソウ科) R3.6 指定
	ミズチドリ (ラン科) R4.7 指定
	フウラン (ラン科) R4.7 指定
	サワギキョウ (キキョウ科) R4.7 指定
	ベニバナヤマシャクヤク (ケナシベニバナヤマシャクヤク含む) R4.7 指定
	ツクシカイドウ (バラ科) R5.8 指定
	ワタナベソウ (ユキノシタ科) R5.8 指定
	ムラサキセンブリ (リンドウ科) R6.7 指定
	ナツエビネ (ラン科) R6.7 指定
	ミツガシワ (リンドウ科) R7.8 指定
動物	カブトガニ (カブトガニ科) H18.12 指定
	オオウラギンヒョウモン (タテハチョウ科) H18.12 指定
	オンセンミズゴマツボ (ミズゴマツボ科) H22.3 指定
	ハッショウトンボ (トンボ科) H24.3 指定
	クボハゼ (ハゼ科) H26.5 指定
	チクゼンハゼ (ハゼ科) H26.5 指定
	オナガラムシオイ (ムシオイガイ科) H27.3 指定
	ハブタエムシオイ (ムシオイガイ科) H28.7 指定
	ブッポウソウ (ブッポウソウ科) R1.5 指定
	オオルリシジミ (シジミチョウ科) R1.5 指定
	カスミサンショウウオ (サンショウウオ科) R1.5 指定
	ヤマグチサンショウウオ(ニホウサンショウウオ)(サンショウウオ科) R1.5 指定 R5.8 改正
	ウブギセルガイ (キセルガイ科) R1.5 指定
	ニホンカモシカ (ウシ科) R2.7 指定
	オオジシギ (シギ科) R2.7 指定
	シオマネキ (スナガニ科) R4.7 指定
	アリアケスジシマドジョウ (ドジョウ科) R5.8 指定
	アオバズク (フクロウ科) R6.7 指定

表 1-8 大分県の環境行政組織の主な変遷

年	月	組織改正内容	備考
1965(昭和 40)年	4月	企画部企画第一課に「公害係」を設置	全国的に拡大する公害問題に専門的に対応
1967(昭和 42)年	5月	「公害室」を設置	
1969(昭和 44)年	4月	公害室を「公害課」に改組	
1971(昭和 46)年	4月	企画部公害課を「公害局」に改組	
1973(昭和 48)年	4月	公害局と厚生部の一部を統合して「環境保健部」を設置、環境管理課と公害規制課を設置	公害防止、自然環境保全、廃棄物処理に関する行政組織を一元化
1977(昭和 52)年	4月	公害規制課に「環境保全対策室」を設置	
1984(昭和 59)年	4月	環境管理課と環境保全対策室を統合して「環境保全課」を設置	
1990(平成 2)年	4月	環境保健部を「保健環境部」に改称	
1992(平成 4)年	4月	環境保全課に「産業廃棄物対策室」を設置	
1995(平成 7)年	5月	環境関連所属の所管業務を再編して「環境企画課」「廃棄物対策室」「環境管理課」を設置	
1997(平成 9)年	4月	保健環境部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して「生活環境部」を設置、生活環境課、環境管理課、廃棄物対策課を設置	環境行政と県民生活関連業務の連携を強化
2004(平成 16)年	4月	①生活環境課を「生活環境企画課」に改称 ②自然保護・温泉業務を生活環境部から企画振興部に移管 ③環境管理課を「環境保全課」に改称するとともに水道業務を食品・安全衛生課から移管	①ごみゼロおおいた推進班を設置してごみゼロおおいた作戦の推進体制を整備 ②企画振興部観光・地域振興局に景観自然班を設置して魅力ある地域づくり・観光施策と自然保護温泉施策を一体的に推進 ③水環境班を設置して水環境保全業務を一元化
2005(平成 17)年	4月	生活環境企画課に「ごみゼロおおいた推進室」を設置	ごみゼロおおいた作戦の推進体制を強化

年	月	組織改正内容	備考
2009(平成 21)年	4月	①ごみゼロおおいた推進室を「地球環境対策課」に改組 ②温泉業務を企画振興部から生活環境部に移管	①低炭素社会構築に向けて県民総参加による CO2削減行動の促進やリサイクルの推進、排出量取引・国内クレジットへの展開を視野に入れた仕組みの検討など地球温暖化対策を一層推進するため関係所属・班を再編統合 ②生活環境企画課環境政策班を環境政策・温泉班に改組
2011(平成 23)年	5月	自然保護業務を企画振興部から生活環境部に移管	生活環境企画課環境政策・温泉班を自然保護・温泉班に改組して環境政策を生活環境部で一体的に推進する体制を整備
2016(平成 28)年	4月	①地球環境対策課を「うつくし作戦推進課」に改称 ②うつくし作戦推進課に「自然保護推進室」を設置	①県民総参加型のごみゼロおおいた作戦の成果を生かした地域活性化型の「おおいたうつくし作戦」を展開 ②豊かな自然や生物多様性を県民全体で保護・保全していくための体制づくりや祖母・傾ユネスコエコパークの登録推進など自然保護業務を一体的に推進
2017(平成 29)年	4月	①廃棄物対策課を「循環社会推進課」に改称するとともにリサイクル推進業務をうつくし作戦推進課から移管 ②環境関連所属の所管業務を再編	①資源化推進班を設置してごみの再資源化を進めるとともに大規模災害時の災害廃棄物の大量発生に備えた対策を推進 ②うつくし作戦推進班を設置するとともに豊かな水環境の創出関連業務を環境保全課から移管して環境教育等と合わせてうつくし作戦と一緒に推進する体制を整備
2022(令和 4)年	4月	うつくし作戦推進課に「脱炭素社会推進室」を設置	脱炭素社会の推進に向けて県民の意識啓発を推進
2024(令和 6)年	4月	うつくし作戦推進課と脱炭素社会推進室を統合して「環境政策課」を設置	「カーボンニュートラルの実現」を県民運動として一層強力に推進

表 1-9 大分県の環境保全行政組織

(令和7年4月1日現在)

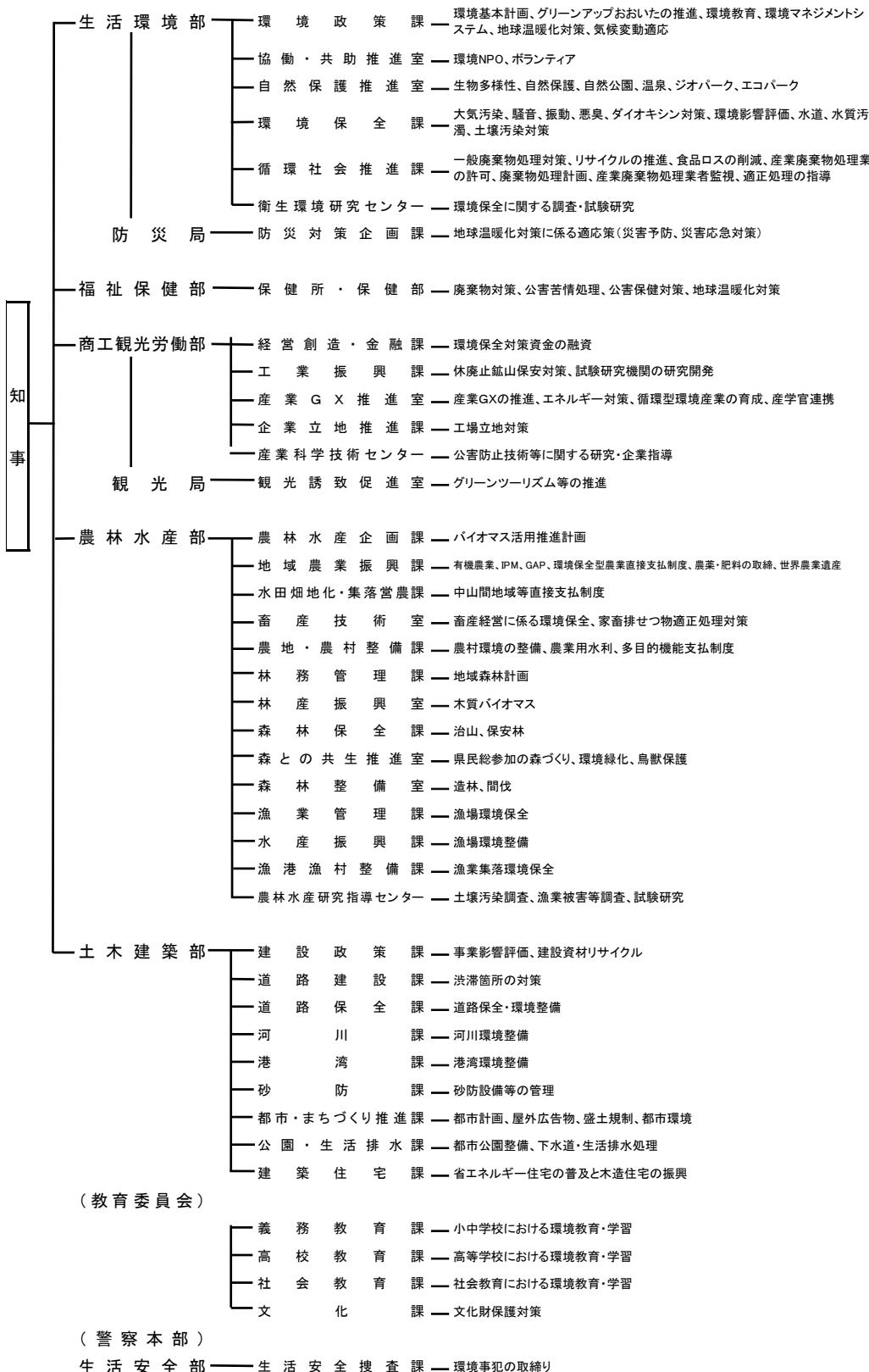


表 1-10 大分県環境審議会の変遷

年	月	組織改正内容	備考
昭和 41 年	6 月	大分県公害対策審議会を設置	公害対策に関する調査審議を行う
平成 6 年	8 月	大分県公害対策審議会を大分県環境審議会に改称	環境保全に関する調査審議の範囲を拡大
平成 18 年	4 月	大分県環境審議会と大分県自然環境保全審議会を統合	環境保全と自然環境保全に関する調査審議を一元化

表 1-11 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要

名称	根拠法令 (設置年月日)	所掌事務	組織	令和6年度開催状況
大分県 環境審議会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法第 21条第1項 自然環境保全法第 51条 大分県環境審議会 条例 (H6. 8. 1)	知事の諮問に応じ、 環境の保全に関する 基本的事項及び自然 環境の保全に関する 重要事項について、 調査審議し意見を述べること。	委員 42人 総合政策部会 16人 水質部会 7人 (特別委員5人) 自然環境部会 7人 温泉部会 7人 鳥獣部会 7人 環境緑化部会7人 (重複あり)	【総合政策部会】 R6. 4. 25 ・JX金属製錬株式会社佐賀関製 錬所に係る公害防止に関する細 目協定の一部改正について ・公害防止協定に係る事務に關 する大分県環境審議会総合政策 部会への諮問事項及び報告事項 について ・第4次大分県環境基本計画の 策定について ・新たな県民運動の名称募集に ついて ・部会の報告事項について R6. 8. 21 ・第4次大分県環境基本計画(案) の策定について ・「大分県土砂等のたい積行為 の規制に関する条例」及び「大 分県土砂等のたい積行為の規制 に関する条例施行規則」の一部 改正について R7. 3. 14 (書面開催) ・大分県環境マネジメントシス テムの令和5年度実績について 【水質部会】 R7. 2. 19 ・令和7年度公共用水域及び地下 水の水質測定計画について ・「大分県生活環境の保全等に

				に関する条例施行規則」の一部改正について 【自然環境部会】 R7. 1. 17 ・指定希少野生動植物の指定（案）について ・大分県クリハラリス防除実施計画（案）について 【温泉部会】 R6. 5. 23 R6. 7. 25 R6. 9. 18 R6. 11. 20 R7. 1. 30 R7. 3. 19 ・温泉新規掘削許可申請について ・温泉代替掘削許可申請について ・温泉増掘許可申請について ・動力装置許可申請について 【鳥獣部会】 開催なし 【環境緑化部会】 開催なし
大分県環境影響評価技術審査会	大分県環境影響評価条例第48条 (H11. 3. 16)	知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに関する技術的事項を調査審議し、意見を述べること。	委員 14人	R6. 9. 26 ・中九州横断道路（大分～犬飼）環境影響評価方法書について ・（仮称）四浦半島風力発電事業環境影響評価準備書について R6. 11. 29 ・中九州横断道路（大分～犬飼）環境影響評価方法書に対する答申について R7. 3. 4 ・（仮称）四浦半島風力発電事業環境影響評価準備書に対する答申について
大分県公害審査会	公害紛争処理法第13条 大分県公害紛争処理条例 (S45. 9. 29)	公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あっせん、調停及び仲裁を行うこと。	委員 10人	R7. 2. 13 ・大分県公害審査会会長の選出 ・公害紛争処理制度について

大分県産業廃棄物審査会	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第22条(H17.7.11)	産業廃棄物処理施設の設置について意見を求められた場合や、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策について知事の諮問に応じて、調査審議し、意見を述べること。	委員 10人	R6. 10. 2 ・有限会社クリーン環境の安定型最終処分場変更許可申請について R6. 11. 22 ・エコセンター力南株式会社の安定型最終処分場設置許可申請について R6. 12. 12 ・九州環境管理株式会社の安定型産業廃棄物最終処分場設置許可申請について R7. 1. 28 株式会社大和の管理型最終処分場変更許可申請の事前協議について
大分県漁業被害認定審査会	大分県公害被害救済措置条例(S48.12.25)	漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に補填を求める者が同第10条の規定に適合するか審査すること。	委員 8人	R7. 2. 6 ・令和6年度の赤潮発生に伴う漁業被害の認定について

表 1-12 各種審議会委員等名簿

(1) 大分県環境審議会委員

任期: 令和6年12月1日～令和8年11月30日

No.	氏名	カナ姓	カナ名	所属・職名等
1	足立 高行	アダチ	タカユキ	NPO法人おおいた生物多様性保全センター理事長
2	池松 信子	イケマツ	ノフコ	おおいた上野の森の会 代表
3	伊藤 絵理子	イトウ	エリコ	公益財団法人 日本生態系協会主任研究員
4	井上 隆	イノウエ	タカシ	NPO法人里山保全竹活用百人会 理事長
5	岩武 香織	イワタケ	カオリ	なた海岸動物病院 院長
6	大上 和敏	オオウエ	カズトシ	大分大学教育学部教授
7	大沢 信二	オオサワ	シンジ	京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設教授
8	大友 進一	オオトモ	シンイチ	公益財団法人森林ネットおおいた理事長
9	奥山 みなみ	オクヤマ	ミナミ	大分大学医学部 講師
10	海原 明子	カイハラ	アキコ	NPO法人国東市手と手とまちづくりたい 副理事長
11	笠木 梨恵	カサキ	リエ	日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会幹事
12	川野 智美	カワノ	サトミ	九重ふるさと自然学校 代表
13	衣本 太郎	キスモト	タロウ	大分大学理工学部教授/減災・復興デザイン教育研究センター
14	清瀧 毅	キヨタキ	タケン	大分県樹苗生産農業協同組合副組合長
15	久寿米木 洋子	クスメキ	ヨウコ	大分県薬剤師会検査センター副所長兼総務部長 大分県薬剤師会理事
16	栗田 泰司	クリタ	ヤスシ	日本製鉄株式会社執行役員 九州製鉄所副所長(大分地区代表)
17	桑野 恵子	クワノ	ヤスコ	認定NPO法人地域環境ネットワーク理事
18	上月 明美	コウヅキ	アケミ	べっぷ旅館女将の会 会長／おにやまホテル女将
19	古長 照美	コヨウ	テルミ	湯平温泉女将の会 会員／山荘松屋
20	齊藤 功	サイトウ	イサオ	大分大学医学部 公衆衛生・疫学講座 教授
21	酒井 亮太	サカイ	リョウタ	大分地方気象台長
22	佐藤 研士	サトウ	ケンジ	一般社団法人大分県医師会常任理事
23	菅田 哲治	スガタ	テツジ	公益社団法人大分県薬剤師会副会長
24	高田 義友	タカタ	ヨシモト	一般財団法人日田市公民館運営事業団 高瀬公民館長
25	高見 徹	タガミ	トオル	西日本工業大学工学部総合システム工学科教授
26	高見 大介	タガミ	ダイスケ	日本文理大学工学部准教授/人間力育成センター長
27	竹村 恵二	タケムラ	ケイジ	京都大学名誉教授
28	谷上 和年	タニガミ	カズトシ	日本野鳥の会大分県支部 支部長
29	戸高 寿生	トダカ	トシオ	大分県森林組合連合会 理事副会長
30	長井 健三	ナガイ	ケンジ	一般社団法人大分県獣友会 会長
31	中西 章敦	ナカニシ	アキノブ	日本文理大学工学部建築学科教授
32	永野 昌博	ナガノ	マサヒロ	大分大学理工学部准教授
33	平浪 浩二	ヒラナミ	コウジ	大分森林管理署長
34	福井 智之	フクイ	トモキ	九州地方環境事務所 統括自然保護企画官
35	星野 和夫	ホシノ	カズオ	株式会社マリーンパレス水族館「うみたまご」 学芸員
36	松田 健太郎	マツダ	ケンタロウ	弁護士
37	松本 佳織	マツモト	カオリ	弁護士
38	水谷 トシエ	ミズタニ	トシエ	一般社団法人大分県地域婦人団体連合会会長
39	森 容子	モリ	ヨウコ	公益社団法人ガールスカウト大分県連盟連盟長
40	森脇 久代	モリワキ	ヒサヨ	大分県商工会女性部連合会会长
41	山下 博美	ヤマシタ	ヒロミ	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部教授
42	山本 千里	ヤマモト	チサト	大分商工会議所女性会 副会長

特別委員(水質部会)

No.	氏名	カナ姓	カナ名	所属・職名等
1	青野 正志	アオノ	マサシ	九州地方整備局企画部長
2	太田 保光	オオタ	マサミツ	九州経済産業局資源エネルギー環境部長
3	児玉 徹	コダマ	トオル	大分海上保安部長
4	松尾 和宏	マツオ	カズヒロ	九州産業保安監督部産業保安監督管理官
5	満永 俊典	ミツナガ	トシル	九州農政局生産部長

(2) 大分県環境影響評価技術審査会委員

(令和7年10月現在)

氏名	職名等	備考
衛 藤 民 子	日本野鳥の会大分県支部 事務局長	
大 上 和 敏	大分大学教育学部 教授	会長
川 野 智 美	九重ふるさと自然学校 代表	
久 壽 米 木 洋 子	公益社団法人大分県薬剤師会 理事	
須 藤 智 德	立命館アジア太平洋大学 サステイナビリティ観光学部 教授	
副 島 順 子	熊本大学大学院先端科学研究部 教授	
堤 内 雄 二	大分昆虫同好会 会長	会長代理
富 来 礼 次	大分大学理学部 教授	
富 山 雄 太	日本ミズベ研究所 代表	
永 野 昌 博	大分大学理学部 准教授	
信 岡 か わ る	大分大学理学部 教授	
姫 野 由 香	大分大学理学部 准教授	
吉 岡 敏 和	豊後大野市商工観光課 ジオパーク専門員	
吉 永 浩 二	大分県文化財保護指導員	

任期:令和7年6月3日～令和9年6月2日

(3) 大分県公害審査会委員

(令和7年3月現在)

専門分野	氏名	役職名等
法 律	吉田 祐治	弁護士
	井田 雅貴	弁護士
	安部 茂	弁護士
	田中 朋子	弁護士
公 衆 衛 生	貞永 明美	大分県医師会常任理事
	斎藤 功	大分大学医学部 教授
	前原 理佳	大分県薬剤師会常務理事
産業技術・その他	影山 隆之	大分看護科学大学看護学部 教授
	定金 香里	大分看護科学大学看護学部 准教授
	大上 和敏	大分大学教育学部 教授

任期:令和7年1月8日～令和10年1月7日

(4) 大分県産業廃棄物審査会

(令和7年10月現在)

氏名	職名
吉松 研一	(一社) 大分県中小企業診断士協会理事・副会長 中小企業診断士
田中 孝典	大分工業高等専門学校 都市・環境工学科教授
中村 多美子	弁護士法人リブラ弁護士
能見 知子	田中保之法律事務所弁護士
田中 綾子	福岡大学工学部教授
平田 誠	大分大学理工学部非常勤講師
信岡 かおる	大分大学理工学部教授
久壽米木 洋子	大分県薬剤師会検査センター副所長兼総務部長 大分県薬剤師会理事
大上 和敏	大分大学教育学部教授
御沓 稔弘	(公財) 大分県生活衛生営業指導センター専務理事兼事務局長 元生活環境部審議監、元大分県循環社会推進課長

任期:令和6年4月26日～令和8年4月25日

(5) 大分県漁業被害認定審査会委員

(令和7年10月現在)

氏名	職名
原口 舞	大分県薬剤師会常務理事
小野 真一	元大分県漁協専務理事、元農林水産部審議監
小野 裕佳	弁護士
酒井 久美子	大分大学医学部非常勤講師(医学博士)
佐藤 名保	(株)マリンパレス主任
堤 進	大分県立海洋科学高等学校校長
久門 一紀	(国研)水産研究・教育機構 水産技術研究所特任部長
大崎 悅男	佐伯市農林水産部水産課長

任期：令和6年10月1日から令和8年9月30日

(6) グリーンアップおおいた推進会議委員

(令和7年10月9日現在)

氏名	所属等	役職	氏名	所属等	役職
1 小山 正記	九重の自然を守る会	事務局長	11 関 莊一郎	公益財団法人日本産業廃棄物 処理振興センター	理事長
2 山守 巧	特定非営利活動法人水辺に遊ぶ 会	事務局長	12 矢野 真一郎	一般社団法人大分県産業資源 循環協会	会長 株式会社レックス九州
3 渡部 順子	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク 関連団体	株式会社Kabosu Company	13 佐藤 嘉洋	大分県環境保全協議会	会員 株式会社熊野建設 代表取締役社長
4 須藤 智徳	立命館アジア太平洋大学	サステナビリティ観光 学部教授	14 後藤 博子	大分県商工会女性部連合会	理事
5 矢野 雄士	株式会社大分銀行	地域創造部推進役	15 高田 徹	株式会社トキハインダストリー	総務人事部総務課 長
6 枝本 明美	特定非営利活動法人チーム1.5 おおいた	理事長	16 牧 達夫	公益財団法人大分県老人クラブ 連合会	会長
7 小笠原 里歌	大分県地球温暖化防止活動学 生推進員	立命館アジア太平洋 大学	17 海原 明子	特定非営利活動法人国東市手と 手とまちづくりたい	副理事長
8 鈴木 紗子	大分大学	理工学部助教	18 山本 裕子	特定非営利活動法人さわやか佐 伯	理事長
9 永岡 壮三	大分県エネルギー産業企業会	企画運営委員長 大分石油株式会社 代表取締役 会長	19 中内 信孝	大分市キャンプ協会	会長
10 佐藤 学	大分コンビナート企業協議会	ENEOS株式会社 大分製油所長	20 原口 サトミ	グリーンアップおおいたアドバイザー	

(7) 自然公園指導員（大分県委嘱）

(令和7年4月1日現在)

氏名	主な活動地域			活動団体
浅川 岳夫	阿蘇くじゅう			
足利 廉聖	瀬戸内海	耶馬日田英彦山		水辺に遊ぶ会
阿南 寿範	阿蘇くじゅう	祖母傾		日本山岳会 自然保護委員会
安部 幸典	祖母傾	日豊海岸	豊後水道	特定非営利法人おおいた環境保全フォーラム
安東 桂三	阿蘇くじゅう			日本山岳ガイド協会
石崎 峰良	瀬戸内海	日豊海岸	国東半島	おおいた森・人・癒しの会
伊東 都茂子	阿蘇くじゅう			NPO大分グリーンインストラクター大分
伊東 博光	阿蘇くじゅう			NPO大分グリーンインストラクター大分
井上 高明	阿蘇くじゅう	祖母傾	神角寺芹川	日本山岳会東九州支部役員、おおいた森・人・癒しの会会長
井上 千鳥	阿蘇くじゅう	国東半島		猪の瀬戸湿原保全の会・大分県植物研究会・由布自然とふれあう友の会
上田 紗子	阿蘇くじゅう			くじゅうネイチャーガイドクラブ
内田 桂	瀬戸内海	耶馬日田	祖母傾	NPO法人おおいた環境保全フォーラム
内田 ひとみ	瀬戸内海	日豊海岸		NPO法人おおいた環境保全フォーラム
衛藤 民子	瀬戸内海	祖母傾	神角寺芹川	日本野鳥の会大分県支部
江藤 光男	阿蘇くじゅう			
大倉 鉄也	阿蘇くじゅう	祖母傾		大分生物談話会・豊後大野市自然史友の会・大分昆虫同好会等
太田 博之	瀬戸内海	耶馬日田		中津水辺に遊ぶ会
小野 嘉子	阿蘇くじゅう			大分県自然観察連絡協議会
海原 明子	瀬戸内海	国東半島		NPO国東市手と手とまちづくりたい
黒瀬 克彦	阿蘇くじゅう	瀬戸内海	日豊海岸	日本登山医学会
河野 紗子	阿蘇くじゅう			くじゅうネイチャーガイドクラブ
河野 浩美	阿蘇くじゅう	国東半島		NPO法人猪の瀬戸湿原保全の会
工藤 剛	阿蘇くじゅう			猪の瀬戸湿原保全の会
後藤 聰	阿蘇くじゅう	祖母傾		日本野鳥の会大分県支部、日本自然保護協会
後藤 弘喜	祖母傾			
古谷 美和	日豊海岸	祖母傾	豊後水道	日伴きりークラブ、豊後大野オバーガイド、大分ティースパンターカラブ
坂本 亮	阿蘇くじゅう	国東半島		大分綠山岳会
榎 真一	瀬戸内海			
佐藤 彰	阿蘇くじゅう	祖母傾		日本山岳会東九州支部
佐藤 公治	阿蘇くじゅう	日豊海岸	祖母傾	元越山色利登山道を守る会
佐藤 徹夫	国東半島			松林を守る会、奈多海岸ライフセーバー
佐藤 豊明	阿蘇くじゅう	祖母傾		大分県自然公園指導員
佐藤 裕二	阿蘇くじゅう	祖母傾	神角寺芹川	大分綠山岳会
志賀 一哉	阿蘇くじゅう	耶馬日田		九重の自然を守る会
宣本 夕子	瀬戸内海			
高野 裕樹	阿蘇くじゅう	瀬戸内海	祖母傾	日本魚類学会、大分生物談話会
瀧石 裕一	阿蘇くじゅう			
立川 孝之	阿蘇くじゅう	瀬戸内海	耶馬日田	大分野鳥友の会、NPO希少生物研究会
田邊 勇	神角寺芹川			日本樹木医会大分県支部
谷上 和年	阿蘇くじゅう	耶馬日田	祖母傾	日本野鳥の会、大分生物談話会、日本鳥学会
恒松 黙	阿蘇くじゅう	瀬戸内海	祖母傾	大分県山岳連盟
中内 信孝	阿蘇くじゅう	神角寺芹川		大分市キャンプ協会、大分県自然観察連絡協議会、大分生物談話会
長尾 幸徳	瀬戸内海国立公園	阿蘇くじゅう国立公園	祖母傾固定公園	瀬戸内海国立公園
中村 茂	阿蘇くじゅう	日豊海岸		日本野鳥の会、日本鳥類保護連盟、NACS-J
大戸 佳子	日豊海岸	国東半島	豊後水道	大分生物談話会
長谷 俊介	津江山系			
林 謙治	阿蘇くじゅう	耶馬日田		(公財)日本野鳥の会 大分県支部
日野 佳代	阿蘇くじゅう	祖母傾	耶馬日田筑波山	くじゅうネイチャーガイドクラブ、九重の自然を守る会
堀 英樹	阿蘇くじゅう			大分生物談話会、NPO法人おおいた生物多様性保全センター
宮本 英一	瀬戸内海	耶馬日田		
森田 祐介	阿蘇くじゅう	祖母傾		日本昆虫生態学会、NPO法人おおいた生物多様性保全センター
矢野 真紀夫	祖母傾	神角寺芹川		豊後大野市自然史友の会
矢野 義嗣	阿蘇くじゅう	瀬戸内海	国東半島	国東半島峯道トレッキングクラブ
吉武 文佳	阿蘇くじゅう	耶馬日田	祖母傾県立	くじゅうネイチャーガイドクラブ、九重の自然を守る会

(任期：令和7年4月1日～令和10年3月31日)

(8) 自然公園指導員（環境省委嘱）

(令和7年4月1日現在)

氏名	フリガナ	主な活動地域	
		国立公園	国定公園
赤嶺 和樹	アカミネ カズキ	阿蘇くじゅう	
池松 信子	イケマツ ノブコ	阿蘇くじゅう	
入江 久生	イリエ ヒサオ	阿蘇くじゅう	
鬼塚 隆子	オニツカ タカコ	阿蘇くじゅう、瀬戸内海	
川野 智美	カワノ サトミ	阿蘇くじゅう	
小山 正記	コヤマ マサキ	阿蘇くじゅう	
齋藤 行雄	サイトウ ユキオ		日豊海岸
齋藤 義信	サイトウ ヨシノブ		祖母傾
坂本 浩昭	サカモト ヒロアキ	阿蘇くじゅう	日豊海岸、祖母傾
笛平 浩江	サザヒラ ヒロエ	阿蘇くじゅう	
指原 里美	サシハラ サトミ	阿蘇くじゅう	
佐藤 一生	サトウ カズオ	阿蘇くじゅう	
炭本 悟朗	スミモト コロウ	阿蘇くじゅう	祖母傾
瀬口 三樹弘	セグチ ミキヒロ	阿蘇くじゅう	
寺田 豪淳	テラタ ヨウジン	瀬戸内海	
長尾 武彦	ナガオ タケヒコ	阿蘇くじゅう	祖母傾
二宮 孝明	ニノヤ タカアキ	阿蘇くじゅう、瀬戸内海	
原 勇人	ハラ ハヤト	阿蘇くじゅう	祖母傾
平野 憲司	ヒラノ ケンジ	阿蘇くじゅう	日豊海岸、祖母傾
弘藏 岳久	ヒロクラ タケヒサ	阿蘇くじゅう	
堀田 実	ホリタ ミル	阿蘇くじゅう	日豊海岸
宮野 敬樹	ミヤノ ケイジュ		耶馬日田
宮本 寛	ミヤモト ヒロシ	阿蘇くじゅう	玄海国定
山本 兆司	ヤマモト チョウジ		耶馬日田
吉武 秀樹	ヨシタケ ヒデキ	阿蘇くじゅう	
吉野 真治	ヨシノ シンジ	阿蘇くじゅう	祖母傾
渡辺 了孔	ワタナベ リョウコ	瀬戸内海	日豊海岸
高野 努	タカノ ツトム	阿蘇くじゅう	
増田 啓次	マスタ ケイジ	阿蘇くじゅう	祖母傾
種村 英大	タネムラ エイダイ	阿蘇くじゅう	
佐藤 三貴	サトウ ミキ	阿蘇くじゅう	
大島 和伸	オシマ カズノブ	阿蘇くじゅう	祖母傾
河野 綾子	カワノ アヤコ	阿蘇くじゅう	
竹庵 明日香	チクアン アスカ	阿蘇くじゅう	
柳井 理子	ヤナイ リコ	阿蘇くじゅう	

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

(9) グリーンアップおおいたアドバイザー

(令和7年4月1日現在)

No.	氏名	住所地	専門分野等
1	朝見 高樹	大分市	緑化やまちづくりの指導、森林植樹指導、自然環境保護活動の指導、自然の中の庭園づくりの指導、松林の植樹、落ち葉プール、自然観察ウォーキング
2	足利 慶聖	中津市	海洋ゴミ(漂着ごみ)、自然観察会(干潟観察、鳥観察、魚観察)、カブトガニの調査
3	阿部 秀幸	九重町	野鳥、自然体験活動、水生生物(田植え活動しながら)、川遊び体験
4	伊東 都茂子	大分市	幼児教育(森の幼稚園の活動)、自然体験学習、身近な自然の観察体験、フィールドに沿った簡単なクラフト制作、盲・聾の方の自然観察会(日常会話程度の手話可能)
5	伊東 博光	大分市	動植物等の自然観察会(七瀬川、上野の森、県内の小中学校、幼稚園、保育園及びその周辺)
6	植木 和宏	大分市	環境分析(大気・水質・土壤)、環境測定(騒音・振動・悪臭)、水質その他(飲料水)
7	上村 雅樹	別府市	自然保護・観察と体験学習、植栽指導、造園(樹木)
8	江口 初男	大分市	野鳥、自然観察
9	太田 博之	中津市	中津周辺の生物調査、中津周辺の地質調査・地形調査
10	小田 穀	別府市	自然保護、植物観察、環境保全と生物多様性
11	海原 明子	国東市	海岸保全、国東半島に上陸する海がめの保護、漂着ごみを題材とした環境学習、海岸での体験学習、地球温暖化
12	加藤 俊一	大分市	地球温暖化全般に関すること
13	川野 智美	大分市	植物生態(動植物全般)、自然観察、体験活動
14	清瀧 陽平	日田市	植物遺伝資源学、植生学、在来生物(木本類)、植物の繁殖・栽培、森づくり・山づくり
15	久保 皓一	中津市	地球温暖化問題の講座、環境問題「ゴミリサイクル」、自然保護、家庭から取り組む環境問題
16	藏田 佳代	玖珠町	自然観察と体験活動
17	五島 明日香	中津市	段ボールコンポスト、干潟の自浄作用、環境保全・生態系
18	指原 孝治	由布市	里山の自然環境全般(山がメイン)、山の自然環境全般(森や草原、里山) 体験型の講座(「田んぼの生き物探し」、「山登りプログラム」、「落ち葉で遊ぶ」)
19	須賀 要子	中津市	ごみリサイクル、地球温暖化、環境コミュニケーション
20	杉浦 嘉雄	大分市	自然体験活動、野鳥保護教育、鳥類保護、愛鳥養育、生物多様性の保全・再生
21	須藤 智徳	別府市	持続可能な開発(SDGsを含む)、気候変動問題、環境政策、環境経済学
22	瀬口 三樹弘	大分市	森林観察、森の散策、湿原・草原の観察、生物の分類と生態、自然環境保全
23	高山 良範	豊後大野市	地球温暖化問題、生物多様性、生活排水・水問題、環境マネジメント、食料・農業農村環境問題
24	田邊 勇	大分市	緑化、森林・林業、自然観察
25	利満 邦家	大分市	省エネルギー問題、環境教育における人材育成、人的環境におけるリーダー養成、地球環境、省エネ対策の紙芝居を使った講演 地震について(3.11を東京で体験したときの話、地震時の津波の怖さ、非常時にどう対応するかを考える)
26	中内 信孝	大分市	自然保護、自然観察、自然体験、ごみ・リサイクル、食品ロス・食品リサイクル、海洋プラスチックごみ、地球温暖化、SDGs、防災
27	中内 仁美	大分市	自然保護、自然観察、自然体験、防災
28	花宮 廣務	由布市	気象、防災、環境問題、昆虫の移動、地球温暖化と異常気象(大雨、台風、熱波、大雪)、暮らしと災害、大雨・台風に備える、天気予報の利用、食と灾害と温暖化
29	原口 サトミ	中津市	体験型環境教育(ネイチャーゲーム、ネイチャークラフトなど)、紙芝居やパネルシアターを取り入れた環境学習、身近なエコ活動の紹介、森林、環境保全、ごみリサイクル
30	幡東 孝則	国東市	公園緑地、街路樹、屋上緑化、街づくり、景観計画

31	二村 沢行	大分市	自然観察と体験学習、自然保護、ごみとりサイクル、森林・緑化
32	堀 英樹	別府市	水生生物(主に水生昆虫)、海岸動物の観察、自然観察
33	牧野 治敏	大分市	理科教育、科学教育、生活科、自然認識、自然体験活動
34	増田 啓次	九重町	登山ガイド、自然観察
35	増田 直人	中津市	食を中心とした環境について、農、林業から考える環境について
36	松尾 敏生	大分市	生物(水生生物・海・川)、自然観察会、化学
37	裕本 明美	別府市	地球温暖化、エシカル消費、SDGs
38	松山 真弓	大分市	SDGs、ISO14001
39	溝部 敏勝	大分市	地球温暖化問題(地球温暖化防止活動推進員)、プラスチックゴミ、食品ロス、省エネルギー、ゴミとりサイクル
40	蓑原 聰子	由布市	草花や生き物の観察、木工体験、竈料理体験
41	宮野 敬樹	中津市	自然観察会における指導、鳥類・植物・動物・水生生物の生態
42	宮本 靖之	九重町	生物の生態(主に昆虫)
43	森田 祐介	大分市	野生生物・小動物(哺乳類、両生類、は虫類)
44	森山 林生	杵築市	森林管理(里山林整備・育林技術を含む)、野鳥保護(巣箱作りと管理運営も含む)、野鳥観察(バードウォッチング指導など)、野鳥調査(ガンカモ調査・鷺の渡り調査)
45	矢野 真紀夫	豊後大野市	動物全般の生態および環境
46	山田 智通	大分市	河川、ダムに関する事項(河川環境)、建設事業と環境調査、河川に生息する魚類・エビ類等の生態
47	山本 幸司	大分市	天体観測、スタートウォッチング、天体観測施設環境等アドバイス、住環境と自然素材
48	山守 巧	中津市	生物学・野依新池(中津市)を中心とした淡水生水域生物の研究 考古学・野依・伊藤田窯跡群(古墳時代)の研究
49	横光 陽子	中津市	環境と身体に優しいエコライフ、生ごみ堆肥(ダンボールコンポストなど)、石けん(お茶石けん、ぬか石けん、カボス石けんなど)、水問題、ごみ問題、節電
50	綿末 しのぶ	杵築市	地球温暖化、地球の水環境、自然環境(川や海、生き物の生態系と循環など)、人の暮らしと環境(ごみ、リサイクル、省エネ、節電、合成洗剤、食廃油石けん作り、エコクリッキング、エコドライブ、エコライフ、牛乳パック工作など)、環境教育、環境学習指導

表 1-13 啓発活動の実施状況

行事名	所管課	実施期間	場所	内容
みどりの月間	森との共生推進室	4月15日～5月14日	県内	「緑の羽根」着用の呼びかけを行ったほか、緑の募金街頭キャンペーンを実施するなど緑化の普及啓発を行った。
環境月間 (6月5日環境の日)	環境政策課	6月1日～30日	県内	詳細は表 1-16 参照。
瀬戸内海環境保全月間	環境保全課	6月1日～30日	県内	期間中(公社)瀬戸内海環境保全協会作成のポスターを市町村・保健所等へ配布し意識の高揚を行った。
河川愛護月間	河川課	7月1日～31日	県内	期間中、河川周辺のごみ拾いや雑草刈りを実施した。また、啓発活動用チラシやポスターを市町村・土木事務所等へ配布し河川愛護思想の高揚を図った。
海岸愛護月間	河川課	7月1日～31日	県内	期間中、海岸の清掃を実施し国土交通省の作成した「海岸愛護ポスター」を市町村・土木事務所へ配布し海岸愛護の高揚を図った。
道路ふれあい月間 (8月10日道の日)	道路保全課	8月1日～31日	県内	期間中道路の草刈、側溝掃除、空き缶拾い等を実施した。また、各種広報媒体により、道路愛護思想の高揚を図った。
生活排水きれい推進月間 (9月10日下水道の日) (10月1日浄化槽の日)	公園・生活排水課	9月10日～10月10日	県内	市町村と連携した各種「下水道の日」「浄化槽の日」の広報・啓発等により、生活排水対策による水環境保全思想の高揚を行った。
食品ロス削減月間	循環社会推進課	10月1日～31日	県内	広報・啓発活動等を行い、食品ロス削減に対する意識の高揚を図った。
みどりのまちづくり推進月間	森との共生推進室	10月1日～31日	県内	県民一人ひとりの手で緑化木を植栽し、生活環境の緑化を推進するため、街頭での緑化苗木の配布を行い、緑化の意識の高揚を図った。
都市緑化月間	公園・生活排水課	10月1日～31日	県内	都市における緑の保全・創出や、都市公園、街路樹の整備等を推進し、住民参加による緑豊かな美しいまちづくりを開拓するため、「都市緑化月間」の推進イベントを行った。
文化財保護強調週間	文化課	11月1日～7日	県内	文化財に関する講演会・芸能発表会の開催・文化財めぐり・文化財周辺の清掃活動・児童生徒による文化財学習などを実施し、文化財愛護思想の普及・高揚を図った。
緑化推進強化月間	森との共生推進室	3月1日～31日	県内	期間中、県内各地で緑化用苗木の街頭配布を行ったほか、取組パンフの配布等により緑化の普及の啓発を行った。
土地改良施設愛護月間	農村整備計画課	7月10日～8月10日	県内	期間中、県内各地でため池やダム周辺の環境整備活動を行い、参加者へ土地改良施設維持及び農業農村の保全への意識啓発を図った。

表 1-14 令和 6 年度「環境の日」及び「環境月間」関連行事

	行事名	行事・事業内容	主催	場所	期日
1	生ごみの水きり	HP での生ごみの水きりの呼びかけ	宇佐市	—	通年
2	資源ごみ拠点回収	拠点回収ボックスの設置・回収・周知	宇佐市	宇佐市内全域	通年
3	清掃センター社会見学	ごみやリサイクルに関心を持ち家庭内でのごみ分別や減量を啓発する。	市立小学校	豊後大野市清掃センター	6 月は 6 校が実施（年間を通じて平日に実施中）
4	週末講座（磯観察）	家族等で磯の生物を採取し観察することで自然環境保全の意識醸成を図る	香々地青少年の家	香々地青少年の家	6 月（各週末）
5	環境絵本の読み聞かせ	環境に関する絵本や紙芝居の読み聞かせを行う。	大分市	市民図書館 (J:COM ホルトホール大分内)、市民図書館コンパルホール分館	6 月（各週末）
6	屋久島自然学習	フィールドワークを前に、屋久島の自然環境について学ぶ	大分県立大分舞鶴高等学校理数科	大分県立大分舞鶴高等学校	週 1 回
7	地域清掃活動	野球部がグラウンド周辺の道路の除草、ゴミ拾いなどに取り組んでいる。	大分県立大分舞鶴高等学校野球部	大分県立大分舞鶴高等学校グラウンド周辺	週 1 回
8	市報に環境月間特集記事を掲載	生物多様性や環境保全に向けた市の取組等について紹介	中津市	—	6 月号市報
9	市報で環境月間の照会	「広報たけた」6 月号で環境月間にについて紹介	竹田市	—	6 月号市報
10	町報での普及啓発	「広報くす」6 月号で環境保全の日河川敷清掃の取組について紹介	玖珠町	—	6 月号町報
11	大分市環境展	・ 3 きり運動で食品ロス 0 (使いきりレシピの紹介 DVD 上映等) ・ 食品ロスとプラスチックごみの削減クイズ ・ 生ごみ処理容器等の展示・申請受付	大分市	ガレリア竹町ドーム広場	6 月 1 日
12	大分市環境展	テーマ「見つけて体験！今日から始めるデコ活ライフ」に基づき、すぐに始められる環境にやさしい取り組みを紹介。	大分市	ガレリア竹町ドーム広場	6 月 1 日

13	不法投棄撲滅広報活動	市報で不法投棄の撲滅を周知する。	豊後大野市	豊後大野市内	6月1日
14	区長通達	各区長宛に地域の環境美化活動を文書にて呼びかけ	杵築市	杵築市全域	6月1日
15	観光ルート清掃	観光ルートになっている中津城周辺のごみ拾い等の清掃活動	中津商工会議所	中津城周辺	6月1日
16	テレビスポット CMによる不法投棄防止啓発	マスメディアを活用し、不法投棄について、広く県民に周知を図る。	広報広聴課（循環社会推進課より依頼）	—	6月1日 ～6月5日
17	2024年度アダップトプログラム助成制度について	アダップトプログラム参加者募集についての広報	公益財団法人食品容器環境美化協会	佐伯市公式ホームページ	6月1日 ～6月12日
18	菌ちゃん野菜作り生ごみリサイクル授業	生ごみを利用した土づくり授業	佐伯市清掃課	鶴岡幼稚園、しろやま共同保育園、切畠小学校、松浦小学校、	6月1日 ～6月27日
19	大分県公式ホームページでの環境月間周知	大分県公式ホームページにて、環境月間について紹介	大分県	—	6月1日 ～6月30日
20	環境ブック読み聞かせ運動	各施設に「環境関連図書を集めたコーナー」を設置。「読み聞かせボランティアグループ」等の協力のもと、「環境」に関する本を読み聞かせや、紙芝居等を実施。	大分市	市民図書館や県立図書館、地区公民館、幼稚園、保育所、小学校、中学校等	6月1日 ～6月30日
21	庁舎内ポスター掲示	独自で作成したポスターを掲示	別府市	別府市役所本庁舎内	6月1日 ～6月30日
22	環境関係のポスター掲示	ポスター掲示	国東保健部	大分県国東保健部	6月1日 ～6月30日
23	黒島海水浴場美化活動	黒島按針会による島内環境美化活動	黒島按針会	第2種国定公園黒島	6月2日
24	美化活動	佐志生ひょうたんの会が定期的に清掃活動を実施	佐志生ひょうたんの会	佐志生地区内の道路等	6月2日
25	大分市環境ポスター展	市内や大分市の友好都市、交流促進都市等の小中学生から募集した環境問題をテーマとしたポスターを展示。	大分市	①荷揚複合公共施設1階 コモンスペース1 ②J:COM ホルトホール大分1階 エントランスホール	①6月2日 ～6月7日 ②6月14日 ～6月26日
26	環境出前講座	・講座（地球温暖化）	真玉小学	真玉小学校	6月3日

			校		
27	不法投棄撲滅・街頭啓発活動	街頭において、不法投棄撲滅を県民に訴える。	一般社団法人 大分県産業資源循環協会	大分市城址公園前など大分県内 6箇所	6月3日
28	環境月間の啓発活動	不法投棄防止街頭啓発活動	(一社) 大分県産業資源循環協会別杵国東由布支部	別府観光港ローソンそば	6月3日
29	不法投棄撲滅・街頭啓発活動	大分県産業資源循環協会、臼杵津久見警察署、保健所で街頭啓発活動を実施	大分県産業資源循環協会、大分県	臼杵津久見警察署前	6月3日
30	不法投棄防止街頭啓発活動	大分県産業資源循環協会別杵国東由布支部会員、市町村、保健所等で横断幕、のぼり旗等を用いたドライバーへの啓発	大分県産業資源循環協会、大分県	国道10号線沿い(別府観光港付近)	6月3日
31	全県下一斉不法投棄撲滅街頭啓発活動	不法投棄撲滅・ゴミのポイ捨て禁止をのぼり旗等により通行者やドライバーに呼びかける。	(一社) 大分県産業資源循環協会	豊後大野市役所前交差点	6月3日
32	不法投棄撲滅・街頭啓発活動	協会員とともに不法投棄防止等の街頭啓発活動を行った。	一般社団法人大分県産業資源循環協会	宇佐市西本町交差点	6月3日
33	生ごみ処理容器配布	生ごみ処理容器の配布	宇佐市	宇佐市内全域	申請:6月3日～6月21日 配布:7月16日～7月31日
34	ばい煙発生施設等への立入検査 (公害パトロール)	・ばい煙発生施設に係る公害防止施設等の確認 ・解体等の作業現場への立入検査の実施	大分県環境保全課	県内の公害防止協定締結企業等	6月3日～6月28日
35	エコセンター一番匠施設見学	ごみ処理施設(エコセンダ一番匠)の見学	佐伯市清掃課	渡町台小学校、蒲江翔南学園、八幡小学校、上野小学校、木立小学校、下堅田小学校、佐伯小学校、明治小学校、佐伯東小学校、鶴岡小学校	6月3日～6月28日

36	令和6年度不法投棄撲滅・街頭啓発活動	大分県産業資源循環協会日田・玖珠支部に属する会員と、大分県西部保健所職員並びに日田市環境課職員で左記において不法投棄撲滅に係る街頭啓発活動を実施。	(一社) 大分県産業資源循環協会 日田・玖珠支部	日田市玉川交差点、玖珠町新塚脇交差点	6月4日
37	ごみについての「体験環境学習」の開催	小学生を対象に小学校及び公民館等で「ごみの減量・リサイクル」や「ごみの分別・出し方」等について、暮らしの中で応用ができるような学習を目的に開催している。また、ごみ収集車を使用したごみの積み込み体験など、体験型の学習を行っている。	大分市	①鶴崎小学校 ②滝尾小学校 ③坂ノ市小学校 ④別保小学校 ⑤新生支援学校	①6月4日 ②6月5日 ③6月13日 ④6月18日 ⑤6月19日
38	「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」等による各種説明会の開催	多くの方に、ごみ減量やリサイクルについて関心を持っていただき、日々の生活の中で実践していただくことにより、循環型社会の形成を図ることを目的とし、「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」等を開催している。	大分市	光吉新町集会場 (光吉新町ふれあいサロン)	6月5日
39	新聞による産業廃棄物広報・啓発推進事業（不法投棄防止、排出事業者責任、マニフェスト報告）	マスメディアを活用し、不法投棄・不法焼却等の防止、事業者の排出責任、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出等について、産廃処分業者を中心に広く県民に周知を図る。	広報広聴課（循環社会推進課より依頼）	—	6月5日 ～6月8日
40	市公式SNS（Facebook・Instagram）で発信	市公式SNSにて、すぐに実践できるような活動例を投稿し、個々人の行動を呼びかける。	別府市	—	6月5・12・19・28日
41	特定外来生物「オオキンケイギク」の啓発	自治会へ依頼し、特定外来生物「オオキンケイギク」の栽培禁止についてチラシの回覧を行い、啓発を実施した。	国東市環境衛生課	—	6月6日

42	脱炭素社会実現に向けて市が取り組む施策の紹介	市報 6 月号にて「脱炭素社会の実現へ！」という題目で”再生可能エネルギー・非化石燃料の導入推進施策””省エネルギー対策の推進施策””地域環境の整備施策””循環型社会の形成施策””二酸化炭素吸収源の保全と創出”など脱炭素社会実現に向けて市が取り組む施策の紹介を実施した。	国東市環境衛生課	—	6月 6 日
43	環境月間の周知と併せ不法投棄の禁止の啓発	市報 6 月号にて「6月は環境月間です」という題目で環境月間及び不法投棄の禁止について周知啓発を実施した。	国東市環境衛生課	—	6月 6 日
44	クールビズの啓発	市報 6 月号にて「クールビズのお知らせ」という題目でクールビズの実施等について周知啓発を実施した。	国東市環境衛生課	—	6月 6 日
45	本のお医者さん	破損した本を家から持ってきてもらい、修理の仕方を教える講座。	大分市	市民図書館 (J:COM ホルトホール大分内)	6月 8 日
46	省エネ懇談会	地球温暖化に関する知識や情報を広く市民に普及啓発する。省エネ家電購入費補助金の周知や、省エネ対策・熱中症対策についての啓発を実施。	大分市	ふれあいサロン等	①6月 11 日 ②6月 17 日 ③6月 20 日
47	電球や LED 蛍光灯は燃えないごみで出してください！	ごみの捨て方や分別についての啓発	佐伯市清掃課	佐伯市公式ホームページ	6月 13 日～
48	環境かるたあそび	環境かるたで、環境について学びながら遊ぶ。	大分市	市民図書館 (J:COM ホルトホール大分内)	6月 15 日
49	国見地域協議会 第 77 回清掃ボランティア活動	海岸清掃	国見地域協議会	向田海岸	6月 15 日
50	町内一斉カントリ一作戦	環境月間にあわせ町内一斉美化活動として、各区において空き缶や不燃物等の清掃活動を実施する。	日出町住民生活課	日出町全域	6月 16 日
51	環境出前講座	・講座 (海洋ごみ)	真玉小学校	真玉小学校	6月 17 日
52	環境出前講座	・講座 (ごみ減量)	三浦小学	三浦小学校	6月 19 日

			校		
53	ごみの出し方・分け方説明会	ごみやリサイクルに関心を持ち家庭内でのごみ分別や減量を啓発する。	いきいきサロン	豊後大野市大野町田中	6月19日
54	環境出前講座	・講座（海洋ごみ）	本町2サロン	本町2区集会所	6月20日
55	建設リサイクル法パトロール	解体現場における労働者の安全衛生、石綿に関する事前調査、廃棄物の適正処理などの確認のため、関係機関合同でパトロールを実施した	別府市、大分県	管内の家屋等解体現場	6月20・21日
56	建設リサイクルパトロール	解体工事現場への立入	別府土木事務所	国東管内	6月21日
57	児童書のリサイクルフェア	利用率の低下した児童書や内容が更新された旧版の児童書、保存期限の切れた児童雑誌を、市民に配布し再利用してもらう。	大分市	市民図書館（J:COMホルトホール大分内）	6月22日
58	ビーチアーシング国東	海岸清掃	大分県東部振興局	国東市黒崎海岸	6月22日
59	森林セラピートリアルツアーin おしどり渓谷	森林セラピートリアル	大分市	おしどり渓谷セラピーロード	6月23日
60	フリーマーケット	旧野津高校跡地の室内にて、フリーマーケットを実施	臼杵市環境課	旧野津高校跡地	6月23日
61	野外焼却（野焼き）は法律で禁止されています	野焼き禁止についての啓発	佐伯市清掃課	佐伯市公式ホームページ	6月24日～
62	長峰小学校水生生物調査	五十石川に生息する生き物を調査し、身近な環境について学ぶ。	豊かな水環境創出五十石川等流域会議	五十石川（宇佐市）	6月25日
63	不法投棄撲滅広報活動	広報車で不法投棄の撲滅を呼びかける。	豊後大野市	豊後大野市内	6月25・26日
64	大分県廃棄物不法処理防止連絡会議	関係機関と廃棄物の不法処理防止について情報共有を行ったもの。	循環社会推進課	大分県庁舎	6月27日
65	環境学習	環境学習	大分県立国東高等学校	大分県立国東高等学校	6月27日
66	環境美化活動	桜貝の会（ボランティア団体）が定期的に清掃活動を実施	桜貝の会	臼杵市内の海岸・河川・道路等	6月30日他

表 1-15 令和 6 年度環境影響評価指導審査実績

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

○環境影響評価法対象事業

No.	事業名	事業主体	種類	手續状況
1	中九州横断道路(大分～犬飼)	大分県	道路事業 (約 18 km、4 車線)	方法書に対する知事意見発出 (R6. 12. 17)
2	四浦半島風力発電事業	電源開発㈱	風力発電所 (出力 6.45 万 kW)	準備書に対する知事意見発出 (R7. 3. 10)

○大分県環境影響評価条例対象事業

No.	事業名	事業主体	種類	手續状況

○大分県環境配慮推進要綱対象事業

No.	事業名	事業主体	種類	手續状況
1	県営明野住宅建替事業	県	建築物の建設 (5,729 m ²)	環境配慮調書に対する生活環境部長意見発出 (R6. 5. 23)
2	臼杵港下り松地区港湾機能施設整備事業	県	公有水面埋立 (4.6ha)	環境影響評価書に対する生活環境部長意見発出 (R6. 6. 28)
3	国道 442 号久住拡幅Ⅲ工区道路改良事業	県	道路の建設 (2.13km)	環境配慮調書に対する生活環境部長意見発出 (R6. 11. 14)

表 1-16 大分県環境影響評価制度の改正の経緯

年	内容
平成 17 年	国が「環境影響評価法の基本的事項の改正」を行った。これを受け各省庁も事業ごとに環境影響評価の実施に必要な指針を定めた「主務省令」を改正した。
平成 19 年	大分県が「大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正」と「大分県環境影響評価条例第四条第一項の技術的事項に係る指針の一部改正」を行い、7 月 1 日に施行した。
平成 25 年	「平成 25 年の条例改正による配慮書手続の導入」に伴い、「条例施行規則を改正し施行」した。
平成 29 年	「平成 29 年の条例改正による、発電所設置事業の対象事業への追加」に伴い、「条例施行規則を改正し施行」した。
令和 3 年	「太陽光発電所の規模要件に特別地域に係る特例を設ける」ため、「条例施行規則の一部改正」を行い、8 月に施行した。

表 1-17 令和 6 年度活動実績 グリーン購入推進方針による物品調達

大分類名	主な品目名	R6
		基準外 1 購入額
文具類	ゴム印、事務用封筒など	80,048
OA 機器	複合機、プリンタ、トナーカートリッジなど	59,366
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	21,800
合計		161,214

(基準外 1) グリーン購入できなかったもののうち、早急に必要で、選択している余裕がなかったものの金額

表 1-18 特定工場等の届出の状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

別表番号	特 定 作 業 の 種 類	特 定 工 場 数
1	石油製品の製造の作業	1
2	石油化学基礎製品の製造の作業	6
3	合成樹脂の製造の製造	2
4	合成ゴムの製造の作業	1
5	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	
6	医薬品の製造の作業	1
7	農薬の製造の作業	
8	1から7に掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	
9	化学肥料の製造の作業	
10	無機顔料の製造の作業	
11	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	
12	10及び11に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	1
13	コークスの製造の作業	
14	銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業	1
15	非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業	2
16	建設作業、産業用機械その他的一般機械器具の製造の作業	
17	電気機械器具の製造の作業	
18	船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	
19	精密機械器具の製造の作業	
20	骨材の製造又は加工の作業	14
21	セメント又は石灰の製造の作業	4
22	生コンクリートの製造の作業	73
23	その他の土石製品の製造の作業	3
24	パルプ、紙又は紙加工品の製造の作業	1
25	発電の作業	8
26	ガスの製造の作業	
27	汚水又は廃液の処理の作業	
28	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業	5
29	物の表面処理又はめっきの作業	30
30	炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業	
合 計		153

備考:複数の特定作業を行っている特定工場については主たる業種を計数している。

表 1-19 五地域の指定状況

(単位 : ha、%)

区分		H31.3.31現在	R2.3.31現在	R3.3.31現在	R4.3.31現在	R5.3.31現在	R6.3.31現在
五地域	都 市 域	(16.4) 103,865	(16.4) 103,865	(16.2) 102,731	(16.2) 102,731	(16.2) 102,731	(16.2) 102,731
	農 業 域	(65.0) 412,285	(65.0) 412,285	(65.0) 412,288	(65.0) 412,288	(65.0) 412,288	(65.0) 412,261
	森 林 地 域	(71.2) 451,629	(71.2) 451,565	(71.2) 451,561	(71.2) 451,439	(71.2) 451,243	(71.1) 451,100
	自然公園地 域	(27.6) 174,849	(27.6) 174,849	(27.6) 174,849	(27.6) 174,849	(27.6) 174,849	(27.6) 174,849
	自然保全地 域	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15
	五 地 域 計	(180.2) 1,142,643	(180.2) 1,142,579	(180.0) 1,141,444	(180.0) 1,141,322	(180.0) 1,141,126	(179.9) 1,140,956
白 地 地 域		(1.1) 7,004	(1.1) 7,004	(1.1) 7,260	(1.1) 7,261	(1.2) 7,314	(1.2) 7,314
合 計		(181.3) 1,149,647	(181.3) 1,149,583	(181.2) 1,148,704	(181.1) 1,148,583	(181.1) 1,148,440	(181.1) 1,148,270
県 土 面 積		634,073	634,076	634,076	634,070	634,070	634,070

備考 1 () は、県土面積に対する割合

2 各地域に重複している地域があるため、五地域と白地地域の単純合計は、県土面積を超えている。

3 県土面積は、毎年 10 月 1 日現在で国土地理院が把握している面積

表 1-20 大分県公害審査会等に係属した公害紛争事件

No.	受付年月	事件名	終結年月	終結区分
1	平成 3 年 10 月	ゴルフ場農薬等被害防止建設差止請求事件	平成 5 年 3 月	調停打切り
2	平成 7 年 11 月	下水道終末処理場建設に係る調停申請事件	平成 8 年 8 月	調停打切り
3	平成 17 年 3 月	ガソリンスタンド土壤汚染浄化工事実施協力に係る調停申請事件	平成 17 年 12 月	調停成立
4	平成 27 年 8 月	食品製造工場からの悪臭被害防止請求事件	平成 28 年 1 月	調停打切り
5	平成 28 年 3 月	福祉施設からの騒音・悪臭等被害防止請求事件	平成 29 年 1 月	調停打切り
6	平成 29 年 2 月	非鉄金属製造工場からの排水による海底汚染物質除去請求事件	平成 29 年 3 月	調停打切り
7	令和元年 8 月	コインランドリーからの騒音等被害防止請求事件	令和 2 年 3 月	調停打切り
8	令和 2 年 11 月	発電所施設からの粉じん被害防止請求事件	令和 3 年 10 月	調停成立

2 大気関係資料

表 2-1-1 大気汚染に係る環境基準設定年表

年	月	項目	備考
昭和 44 年	2 月	硫黄酸化物	<u>新規設定</u>
昭和 45 年	2 月	一酸化炭素	<u>新規設定</u>
昭和 47 年	1 月	浮遊粒子状物質	<u>新規設定</u>
昭和 48 年	5 月	硫黄酸化物 → 二酸化硫黄	環境基準改定
		二酸化窒素	新規設定
		光化学オキシダント	新規設定
昭和 53 年	7 月	二酸化窒素	環境基準改定
平成 9 年	2 月	ベンゼン	新規設定
		トリクロロエチレン	新規設定
		テトラクロロエチレン	新規設定
平成 11 年	12 月	ダイオキシン類	新規設定
平成 13 年	4 月	ジクロロメタン	新規設定
平成 21 年	9 月	微小粒子状物質	新規設定
平成 30 年	11 月	トリクロロエチレン	環境基準改定

表 2-1-2 環境基準及びその評価方法

区分	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ベンゼン	トリクロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
評価方法	1日平均値の2%以下	1日平均値の2%以下	1日平均値の2%以下	1日平均値が10ppm以下	1日平均値が0.10mg/m ³ 以下	98%値が0.04~0.06ppmのベンzen内又はそれ以下	1年平均値にについて評価を行。(*長期基準に 対応した評価)	1年平均値に評価を行。(*長期基準に 対応した評価)	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

長期間的評価	年間ににおける1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したものの(1日平均値の2%除外値)について行う。 ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。	年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの(1日平均値の98%値)について行う。	年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの(1日平均値の98%値)について行う。	年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの(1日平均値の98%値)について行う。
	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

(備考)

- ・長期的評価については、年間測定時間が6,000時間未満の場合には、評価対象としないことなどなっている。
- ・トリクロエチレンの環境基準については、平成30年11月19日に「1年平均値が0.13mg/m³以下であること。」に改定された。

表 2-1-3 大気汚染防止法に基づく規制

規制対象	対象施設	規制項目	内容	備考
ばい煙	一定規模以上のボイラー、加熱炉など 32 種類	硫黄酸化物	施設ごとに排出口の高さに応じた K 値規制方式	環境基準達成に向け段階的に強化
	一定規模以上のボイラー、加熱炉など 32 種類	ばいじん	施設の種類・規模ごとに全国一律の排出基準	昭和 46 年 6 月設定、昭和 57 年 6 月改定・強化
	一定規模以上のボイラー、加熱炉など 32 種類	窒素酸化物	施設の種類・規模ごとに全国一律の排出基準	段階的に強化・改定、昭和 48 年 8 月より規制開始
	一定規模以上のボイラー、加熱炉など 32 種類	その他有害物質	カドミウム、塩素、塩化水素、ふつ素、ふつ化水素、ふつ化けい素、鉛など、施設の種類ごとに全国一律の排出基準	
粉じん	石綿を発生する施設	特定粉じん	工場・事業場の敷地境界における大気中の石綿濃度 1 リットルにつき 10 本以下	
	一定規模以上の堆積場、ベルトコンベアなど	一般粉じん	施設の種類ごとに防じん装置や散水設備の設置、建築物内設置や薬剤散布等を定めた設備管理基準	
揮発性有機化合物(VOC)	VOC を排出する施設	VOC	施設の種類ごとに全国一律の排出基準	平成 16 年 5 月導入、法規制と自主的取組を組み合わせた削減
水銀	水銀を排出する施設	水銀	施設の種類ごとに全国一律の排出基準	平成 30 年 4 月導入、水俣条約に基づく

注記 :

- 上記の規制は、大気汚染防止法施行令により定められている。
- 各規制対象の設置者に対しては、施設の設置等の届出義務及び排出基準の遵守が課せられている。
- 大気汚染防止法では、ばい煙、粉じん、VOC、水銀を排出する施設の設置者は、知事（大部分内の場合は市長）に設置届出を行う義務がある。

表 2-1-4 硫黄酸化物に係る排出基準（K 値）の推移

区分		期別	44.8～	45.2.1～	46.6.24～	47.1.5～	49.4.1～	50.4.15～	51.9.28～
大分・佐 賀関地域	特別排出基準	—	—	—	—	—	2.34 (0.004)	2.34 (0.004)	2.34 (0.004)
	一般排出基準	26.3 (0.045)	14.0 (0.024)	14.0 (0.024)	9.34 (0.016)	6.42 (0.011)	4.67 (0.008)	3.5 (0.005)	3.5 (0.005)
その他県下地域	—	—	—	26.3 (0.045)	22.2 (0.038)	17.5 (0.030)	17.5 (0.030)	17.5 (0.030)	17.5 (0.030)

備考1 ()内数値は、最大着地濃度(ppm)である。

備考2 特別排出基準は新設施設に、一般排出基準は既設施設(昭和49年3月31日以前に設置された施設)に適用する。

表 2-1-5 ばい煙発生施設等に対する立入検査実施状況(令和 6 年度)

区分		地域	大分県実施分	大分市実施分	合計
工場・事業場	工場・事業場数	459	177	636	
	立入件数	34	52	86	
施設	施設数	1796	1862	3658	
	立入件数	38	153	191	

備考:ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、VOC排出施設及び水銀排出施設が対象

表 2-1-6 特定粉じん排出等作業に係る立入検査の実施状況(令和 6 年度)

地域		大分県実施分	大分市実施分	合計
事前調査結果報告数	3,193	3,177	6,370	
作業届出数	11	104	115	
立入検査実施数	648	175	823	

表 2-1-7 大気汚染防止法に基づく規制の届出状況

1 ばい煙発生施設数(令和6年度)

令別表 第1の 項番号	ばい煙発生 施設の種類	施設数 (大分市を含む)	大分県内 の施設数 (大分市を除く)	大分市内 の施設数
1	ボイラー	971	680	291
2	ガス発生炉等	2	0	2
3	焙焼炉等	6	1	5
4	溶鉱炉等	5	0	5
5	金属溶解炉	10	8	2
6	金属鍛造用等加熱炉	22	10	12
7	石油加熱炉	38	0	38
8	触媒再生塔	1	0	1
8-2	燃焼炉	1	0	1
9	窯業焼成炉等	26	12	14
10	反応炉、直火炉	2	0	2
11	乾燥炉	74	45	29
13	廃棄物焼却炉	49	28	21
14	銅精錬用焙焼炉等	12	0	12
19	塩素反応施設等	3	0	3
21	肥料等製造施設	1	0	1
28	コークス炉	5	0	5
29	ガスタービン	13	9	4
30	ディーゼル機関	117	69	48
施設数合計		1358	862	496
届出工場、事業場数合計		470	354	116

※電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係るばい煙発生施設を除く

2 一般粉じん発生施設数(令和6年度)

令別表 第2の 項番号	一般粉じん発生 施設の種類	施設数 (大分市を含む)	大分県内 の施設数 (大分市を除く)	大分市へ の届出数
1	コークス炉	5	0	5
2	堆積場	190	83	107
3	ベルトコンベア	1562	556	1006
4	破碎機・摩碎機	255	189	66
5	ふるい	196	58	138
施設数合計		2,208	886	1,322
届出工場、事業場数合計		126	83	43

※電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設を除く

3 挥発性有機化合物排出施設数(令和6年度)

令別表第1の2の項番号	揮発性有機化合物排出施設の種類	施設数 (大分市を含む)	大分県内の施設数 (大分市を除く)	大分市内の施設数
1	化学製品製造用乾燥施設	4	0	4
2	塗装施設	9	8	1
3	塗装の用に供する乾燥施設	4	4	0
5	接着の用に供する乾燥施設	1	0	1
9	貯蔵タンク	7	0	7
施設数合計		25	12	13
届出工場、事業場数合計		9	2	7

4 水銀排出施設数(令和6年度)

規則別表第3の3の項番号	ばい煙発生施設の種類	施設数 (大分市を含む)	大分県内の施設数 (大分市を除く)	大分市内の施設数
1	小型石炭混焼ボイラー	2	2	0
2	石炭燃焼ボイラー	0	0	0
3	一次施設(銅又は工業金)	6	0	6
4	一次施設(鉛又は亜鉛)	0	0	0
5	二次施設(銅、鉛又は亜鉛)	3	0	3
6	二次施設(工業金)	0	0	0
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	5	5	0
8	廃棄物焼却炉	51	29	22
9	水銀回収施設	0	0	0
施設数合計		67	36	31
届出工場、事業場数合計		31	20	11

※電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係る水銀排出施設を除く

表 2-2 大気関係公害防止協定値

企業名	締結(改正)年月	硫黄酸化物排出量(Nm ³ /h)	窒素酸化物		ばいじん	
			排出量(Nm ³ /h)	排出濃度(ppm)	排出量(kg/h)	排出濃度(mg/Nm ³)
日本製鉄(株) 九州製鉄所 大分地区	R4.12	869	890.0	共火1号ボイラー 26 共火2号ボイラー 170 ほか	102	第2焼結炉 48 コークス炉 10 ほか
住友化学(株) 大分工場	H20.9	70.0	43.6	6号ボイラー 180 ST-1焼却炉 500 ほか	12.1	6号ボイラー 30 ST-1焼却炉 150 ほか
王子マテリア(株) 大分工場	H14.11	78.1	83.9	重油ボイラー 180 RPFボイラー 165 ほか	19.5	重油ボイラー 100 RPFボイラー 30 ほか
クラサスケミカル(株) 及びそのグループ各社	R7.1	183.4	199.0	2号ボイラー 160 ガスタービン 70 ほか	35.8	2号ボイラー 56 共同焼却炉 100 ほか
NSスチレンモノマー(株) 大分製造所	H元.3	13.3	19.2	第2スチレン加熱炉 80 ほか	6.8	第2スチレン加熱炉 46 ほか
ENEOS(株) 大分製油所	H16.3	200.0	126.1	減圧蒸留加熱炉 150 7号ボイラー 95 ほか	66.2	減圧蒸留加熱炉 70 7号ボイラー 5 ほか
九州電力(株) 新大分発電所	H25.7	—	300.0	1、2号系列 12.5 ほか	—	—
JX金属製錬(株) 佐賀開製錬所	R6.6	560.0	120.3	No.2自溶炉用ドライヤ 160 No.2自溶炉 70 ほか	52.5	No.2自溶炉用ドライヤ 150 No.2自溶炉 50 ほか
太平洋セメント(株) 大分工場(津久見)	S47.6	既設工場 85 増設工場 125	—	—	—	—
(株)三井E&S 大分事業所	S55.10	—	—	—	—	—

備考1 協定値は、年次区分等によって段階的に厳しく定められていることから、最終的な数値を掲げている。

備考2 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、主な施設について掲げている。

備考3 企業名は令和7年10月31日現在のものである。

表 2-3 自動車排出ガス対策に関する年表

年月	内容
昭和 41 年	一酸化炭素の濃度規制
昭和 43 年	大気汚染防止法の制定により、炭化水素、窒素酸化物等が規制項目に加えられる
平成 8 年～平成 14 年	ガソリン・LPG 自動車及びディーゼル自動車に対して規制が強化される。
平成 15 年～平成 20 年	ディーゼル特殊自動車等について PM、NOx、非メタン炭化水素及び一酸化炭素の目標値等の設定。
平成 22 年	ディーゼル重量車の NOx に係る新たな排出ガス許容限度目標値等を設定。
平成 24 年	二輪車、ディーゼル重量車の排出ガス低減対策等の答申がなされた。

表 2-4 大気環境監視測定局設置状況

- 1 青山中学校
- 2 中津総合庁舎
- 3 西部振興局
- 4 南部振興局
- 5 白杵市役所
- 6 津久見市役所
- 7 青江小学校
- 8 堅徳小学校
- 9 豊肥保健所
- 10 由布保健部
- 11 国東高等学校
- 12 日出町廣庭
- 13 王子中学校
- 14 南大分中学校
- 15 西部清掃事業所
- 16 東大分小学校
- 17 三佐小学校
- 18 大東中学校
- 19 敷戸小学校
- 20 大在小学校
- 21 坂ノ市中学校
- 22 丹生小学校
- 23 戸次中学校
- 24 佐賀関小学校
- 25 中央測定局(自排局)
- 26 宮崎測定局(自排局)

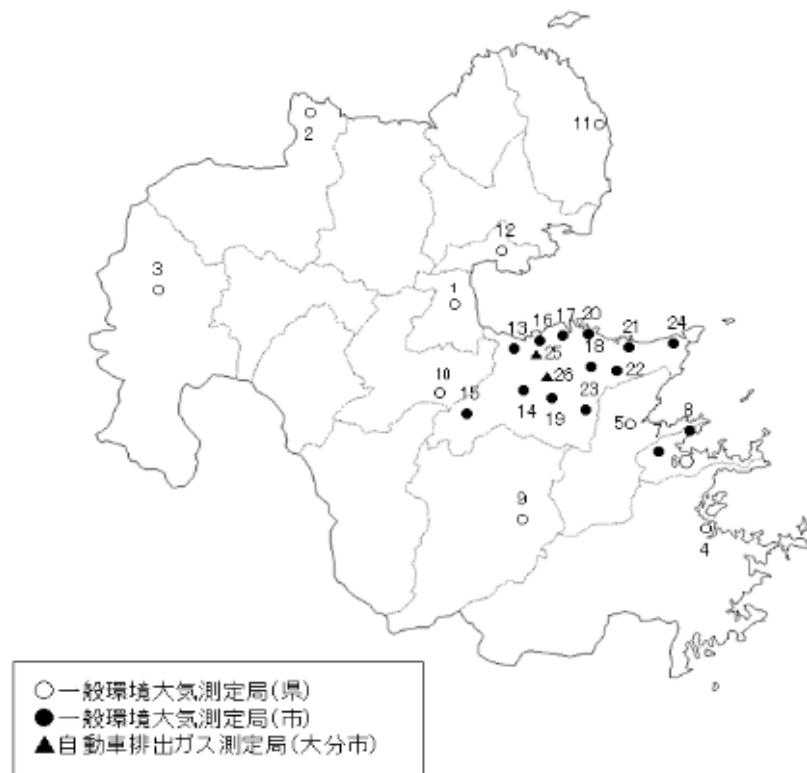


表 2-5 大気汚染の現況

1 環境基準の達成状況及び達成率(令和 6 年度)

区分	測定局数	達成局数	達成率 (%)	R5 全国達成率 (%)
一般環境大気測定局				
二酸化硫黄	24(12)	24(12)	100	99.8
二酸化窒素	24(12)	24(12)	100	100
浮遊粒子状物質	24(12)	24(12)	100	100
光化学オキシダント	22(10)	0(0)	0	0.1
一酸化炭素	1(0)	1(0)	100	100
微小粒子状物質(PM2.5)	16(10)	16(10)	100	100
自動車排出ガス測定局				
二酸化窒素	2(0)	2(0)	100	100
浮遊粒子状物質	2(0)	2(0)	100	100
一酸化炭素	2(0)	2(0)	100	100
微小粒子状物質(PM2.5)	1(0)	1(0)	100	100

※ () 内の数字は大分市を除いた測定局数

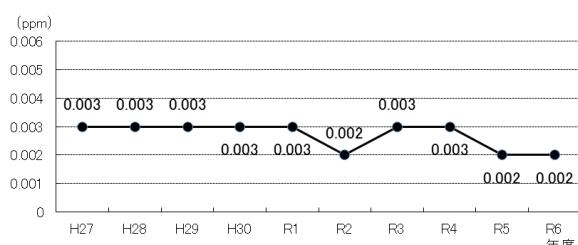
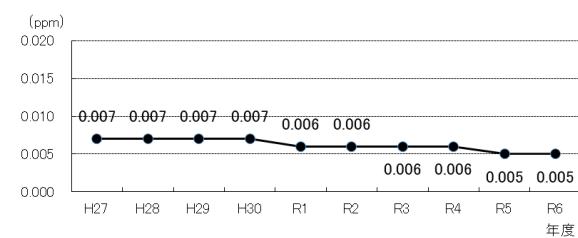
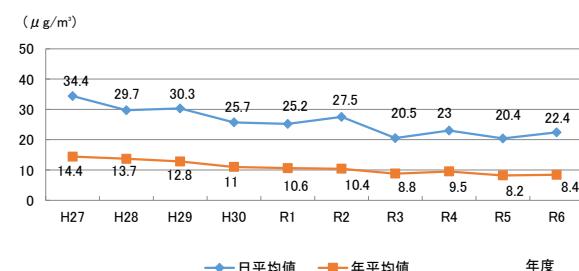
2 各測定局の環境基準達成状況(令和6年度)

○達成 ×非達成

No.	市町村	設置主体	測定局	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質
一般環境大気測定局									
1	別府市	県	青山中学校	○	○	○	×	/	○
2	中津市	県	中津総合庁舎	○	○	○	×	/	○
3	日田市	県	西部振興局	○	○	○	×	/	○
4	佐伯市	県	南部振興局	○	○	○	×	/	○
5	臼杵市	県	臼杵市役所	○	○	○	×	/	○
6	津久見市	県	津久見市役所	○	○	○	×	/	○
7		市	青江小学校	○	○	/	/	/	/
8		〃	堅徳小学校	○	○	/	/	/	/
9		県	豊肥保健所	○	○	○	×	/	○
10	由布市	県	由布保健部	○	○	○	×	/	○
11	国東市	県	国東高等学校	○	○	○	×	/	○
12	日出町	県	日出町鷹匠	○	○	○	×	/	○
13	大分市	市	王子中学校	○	○	○	×	/	○
14		〃	南大分中学校	○	○	○	×	/	/
15		〃	西部清掃事業所	○	○	○	×	/	/
16		〃	東大分小学校	○	○	○	×	/	/
17		〃	三佐小学校	○	○	○	×	○	/
18		〃	大東中学校	○	○	○	×	/	/
19		〃	敷戸小学校	○	○	○	×	/	/
20		〃	大在小学校	○	○	○	×	/	/
21		〃	坂ノ市中学校	○	○	○	×	/	/
22		〃	丹生小学校	○	○	○	×	/	/
23		〃	戸次中学校	○	○	○	×	/	/
24		〃	佐賀関小学校	○	○	○	×	/	/
自動車排ガス測定局									
25	大分市	市	中央測定局	/	○	○	/	○	○
26		〃	宮崎測定局	/	○	○	/	○	/

※県設置10局、大分市設置14局（内、自排局2局）、津久見市設置2局

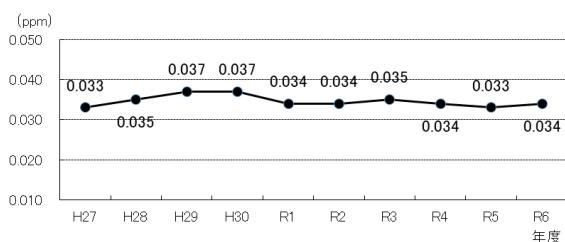
表 2-6 大気汚染状況の推移

1 二酸化硫黄の年平均値の経年変化
(一般局平均)2 二酸化窒素の年平均値の経年変化
(一般局平均)3 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化
(一般局平均)

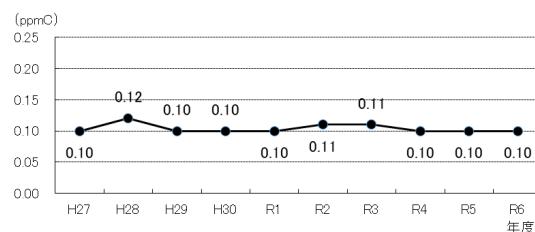
4 微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の経年変化(一般局平均)



5 光化学オキシダントに係る昼間の年平均値の経年変化(一般局平均)



7 非メタン炭化水素の6時～9時における年平均値の経年変化(一般局(3局)平均)



6 一酸化炭素に係る年平均値の経年変化 (大分市 三佐小学校)

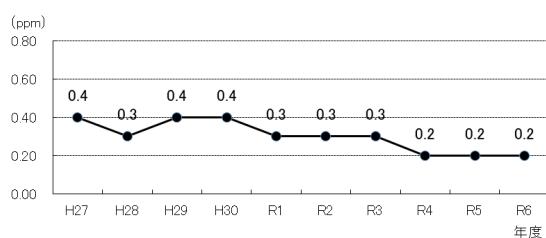
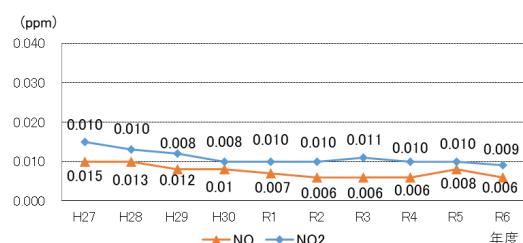
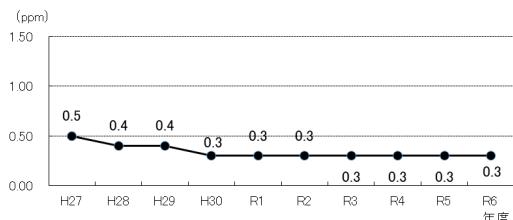


表 2-7 自動車排出ガスの現況

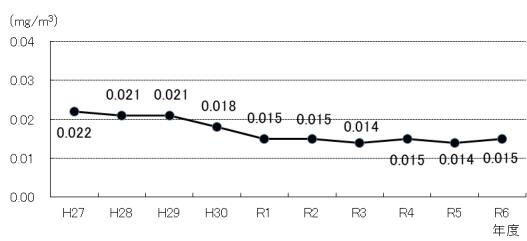
1 窒素酸化物の年平均値の経年変化 (自排局平均)



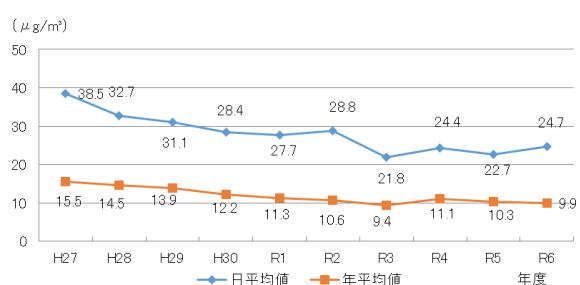
2 一酸化炭素の年平均値の経年変化 (自排局平均)



3 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化 (自排局平均)



4 微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の経年変化(自排局平均)



5 非メタン炭化水素の6時～9時における年平均値の経年変化(自排局平均)

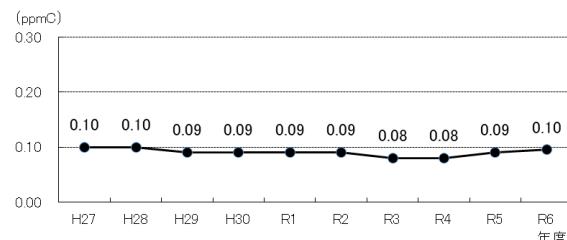


表 2-8 主要交差点における測定結果(令和 6 年度)

調査地点	調査期間	一酸化炭素			一酸化窒素			二酸化窒素			二酸化硫黄			浮遊粒子状物質	
		日平均値	8時間値	1時間値	日平均値	1時間値	日平均値	1時間値	日平均値	1時間値	日平均値	1時間値	日平均値	1時間値	
		最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	
		最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	最低値	
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	
		ppm	ppm	ppm	ppb	ppb	ppb	ppb	ppb	ppb	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³	
新宮通り入口 交差点 (別府市)	1月 16 日 ～ 1月 22 日	0.4 0.2 0.3	0.4 0.2 0.3	0.6 0.1 0.3	10 6 8	62 0 8	26 16 21	64 5 21	** ** **	** ** **	14 3 8	21 0 8	21	8	
元町交差点 (日田市)	10月 17 日 ～ 10月 23 日	** ** **	** ** **	** ** **	4 1 3	10 0 3	9 3 5	19 1 5	9 5 6	27 4 6	2 1 1	4 0 1	4	1	
笠松交差点 (宇佐市)	11月 20 日 ～ 11月 26 日	** ** **	** ** **	** ** **	20 5 13	54 1 13	13 3 9	29 1 9	** ** **	** ** **	8 4 5	15 0 5	15	5	
堀交差点 (日出町)	12月 19 日 ～ 12月 25 日	0.4 0.2 0.3	0.6 0.1 0.3	0.9 0.1 0.3	29 3 14	137 0 14	31 6 17	64 3 17	** ** **	** ** **	7 2 4	15 0 4	15	4	
環境基準 (参考)		日平均値が10ppm以下、かつ、8時間平均値が20ppm以下 **:欠測			-			日平均値が40ppbから60ppbまでのゾーン内又はそれ以下			日平均値が40ppb以下、かつ、1時間値が100ppb以下 **:欠測			日平均値が100 μg /m ³ 以下、かつ、1時間値が200 μg /m ³ 以下	

表 2-9 有害大気汚染物質調査結果(令和 6 年度)

調査項目 (単位)	調査地点名										基準値等	
	大分市以外の測定期					大分市の測定期						
	一般環境		固定発生源周辺		沿道	一般環境		固定発生源周辺		沿道		
	中津総合 庁舎 (中津市)	西部 保健所 (日田市)	津久見 市役所 (津久見市)	狩宿北部 公民館 (杵築市)	別府北浜 中継ポン プ場 (別府市)	王子 中学校 (別府市)	三佐 小学校 (別府市)	東大分 小学校 (別府市)	佐賀開 小学校 (佐賀市)	自動車排 出ガス中 央測定期 (佐賀市)	自動車排 出ガス官 崎測定期 (佐賀市)	
1 ベンゼン (μg/m ³)	0.55	0.61		0.58	0.70	0.71	1.8	1.4		1.2	1.2	3(環境基準)
2 トリクロロエチレン (μg/m ³)	0.0090	0.0072		0.012	0.012	0.012						130(環境基準)
3 テトラクロロエチレン (μg/m ³)	0.036	0.028		0.032	0.029	0.025	0.035	0.027				200(環境基準)
4 ジクロロメタン (μg/m ³)	0.75	1.1		0.70	0.68	1.7	0.93	0.86				150(環境基準)
5 アクリロニトリル (μg/m ³)	0.027	0.0099		0.011	0.0076	0.013	0.0095					2(指針値)
6 塩化ビニルモノマー (μg/m ³)	0.029	0.016		0.048	0.039	0.019						10(指針値)
7 クロロホルム (μg/m ³)	0.12	0.12		0.13	0.17	0.16	0.18					18(指針値)
8 1,2-ジクロロエタン (μg/m ³)	0.17	0.16		10	0.16	0.15						1.6(指針値)
9 1,3-ブタジエン (μg/m ³)	0.023	0.034		0.085	0.075	0.091	0.31			0.16	0.14	2.5(指針値)
10 塩化メチル (μg/m ³)	1.4	1.3		1.4	1.4	1.3	1.3	1.2				94(指針値)
11 トルエン (μg/m ³)	1.8	3.3		1.1	1.8	2.2	4.8	3.7		3.7	2.6	
12 アセトアルデヒド (μg/m ³)	0.81	0.97			0.86	1.7	1.8			1.8	1.9	120(指針値)
13 ホルムアルデヒド (μg/m ³)	1.4	1.6			1.5	2.1	2.3			2.3	2.6	
14 酸化エチレン (μg/m ³)	0.033	0.034				0.047						
15 ニッケル化合物 (ng/m ³)	2.4	1.1	1.4			2.1		2.1	6.4			25(指針値)
16 クロム及びその化合物 (ng/m ³)	3.0	1.2	2.0			1.6	3.3	2.8	1.7			
17 六価クロム化合物 (ng/m ³)	0.058	0.052	0.066			0.082						
18 クロム及び三価クロム化合物 (ng/m ³)	3.7	1.7	2.4			1.5						
19 ヒ素及びその化合物 (ng/m ³)	1.3	0.88	1.2			1.2		1.4	4.9			6(指針値)
20 ペリリウム及びその化合物 (ng/m ³)	0.011	0.0074	0.012			0.0092			0.0064			
21 水銀及びその化合物 (ng/m ³)	1.1	1.6	2.1			1.5		1.6	1.7			40(指針値)
22 マンガン及びその化合物 (ng/m ³)	10	7.2	10			17	64	43	9.5			140(指針値)
23 ベンゾ[a]ピレン (ng/m ³)	0.13	0.17			0.15	0.18		0.44	0.16	0.22	0.25	

※1:上記の結果は、原則として年12回の測定期の算術平均値(六価クロム化合物、クロム及び三価クロム化合物は年6回)

環境基準が定められている4物質の環境基準達成状況

有害大気汚染物質	大分市以外の測定局		大分市の測定局		R5全国達成率(%)
	測定局	達成局	測定局	達成局	
ベンゼン	4	4	5	5	100
トリクロロエチレン	4	4	1	1	100
テトラクロロエチレン	4	4	3	3	100
ジクロロメタン	4	4	3	3	100

表 2-10 空間放射線量率

測定年月	モニタリングポスト(μGy/h) 大分市高江 (衛生環境研究センター)			モニタリングポスト(μGy/h) 大分市佐賀関 (大分市立佐賀関小学校)			モニタリングポスト(μGy/h) 佐伯市 (大分県立佐伯豊南高校)			モニタリングポスト(μGy/h) 日田市 (大分県日田総合庁舎)			モニタリングポスト(μGy/h) 国東市 (大分県立国東高等学校)		
	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値	最低値	最高値	平均値
	令和6年4月	0.046	0.067	0.050	0.042	0.091	0.046	0.047	0.091	0.050	0.034	0.067	0.037	0.036	0.071
5月	0.046	0.067	0.049	0.043	0.084	0.046	0.047	0.092	0.051	0.033	0.077	0.043	0.036	0.080	0.040
6月	0.047	0.066	0.049	0.043	0.119	0.046	0.047	0.080	0.051	0.033	0.067	0.040	0.037	0.083	0.040
7月	0.046	0.071	0.049	0.043	0.086	0.046	0.047	0.096	0.052	0.033	0.061	0.037	0.036	0.079	0.040
8月	0.046	0.070	0.049	0.042	0.069	0.046	0.033	0.098	0.054	0.034	0.064	0.038	0.037	0.064	0.040
9月	0.046	0.060	0.048	0.044	0.065	0.046	0.046	0.064	0.050	0.034	0.062	0.037	0.037	0.051	0.040
10月	0.045	0.069	0.048	0.043	0.106	0.047	0.047	0.089	0.051	0.033	0.070	0.036	0.037	0.087	0.040
11月	0.039	0.061	0.042	0.043	0.073	0.046	0.047	0.067	0.050	0.033	0.062	0.037	0.037	0.067	0.040
12月	0.042	0.053	0.047	0.043	0.119	0.045	0.048	0.065	0.051	0.034	0.058	0.037	0.037	0.057	0.040
令和7年1月	0.046	0.062	0.048	0.043	0.083	0.045	0.048	0.081	0.051	0.034	0.060	0.037	0.036	0.060	0.039
2月	0.047	0.085	0.049	0.043	0.106	0.046	0.047	0.098	0.050	0.034	0.069	0.037	0.035	0.087	0.040
3月	0.047	0.070	0.050	0.043	0.095	0.046	0.035	0.093	0.051	0.034	0.060	0.037	0.036	0.069	0.040
年間値	0.039	0.085	0.048	0.042	0.119	0.046	0.033	0.098	0.051	0.033	0.077	0.037	0.035	0.087	0.040

備考 1 μGy/h:1時間あたりのγ線の吸収エネルギー量

表 2-11 雨水の全ベータ放射能

採取年月	測定回数	降雨量 (mm)	放射能濃度(6時間値)		月間降下量(MBq/k m ²)
			最低値(Bq/L)	最高値(Bq/L)	
令和6年4月	10	186.9	N.D	1.7	6.1
5月	7	154.9	N.D	N.D	N.D
6月	9	252.5	N.D	N.D	N.D
7月	6	174.7	N.D	N.D	N.D
8月	7	324.1	N.D	N.D	N.D
9月	4	162.9	N.D	N.D	N.D
10月	11	141.1	N.D	1.9	71.8
11月	4	67.5	N.D	N.D	N.D
12月	0	0	N.D	N.D	N.D
令和7年1月	3	18.0	N.D	1.6	3.3
2月	2	57.6	N.D	N.D	N.D
3月	7	144.5	N.D	0.9	44.3
計	70	1684.7	-	-	125.5
年間値	-	-	N.D	1.9	N.D~71.8

備考1 Bq :一秒間あたりの放射性核種の崩壊数

2 N.D:検出されない

3 降雨量は雨量計による測定値

表 2-12 環境試料中の放射性物質濃度

試料名		試料数	採取場所	単位	核種名 ヨウ素 -131	核種名 セシウム -134	核種名 セシウム -137
大気浮遊じん	4	大分市		mBq/m ³	N.D	N.D	N.D
大気降下物	12	大分市		MBq/km ²	N.D	N.D	N.D
上水	1	大分市		mBq/L	N.D	N.D	N.D
土壤	(0~5cm)	1	竹田市	Bq/kg・乾土	N.D	N.D	31
	(5~20cm)	1	竹田市	Bq/kg・乾土	N.D	N.D	9.5
精米	1	宇佐市		Bq/kg・生	N.D	N.D	N.D
野菜類	2	宇佐市		Bq/kg・生		N.D	N.D
牛乳	1	竹田市		Bq/L	N.D	N.D	N.D

備考1 検出値は最高値

2 N.D:検出されない

表 2-13 ダイオキシン関係（大気、水質、底質、土壤）

(1) 大気 (単位 pg-TEQ/m ³)				(3) 底質 (河川・湖沼・海域) (単位 pg-TEQ/g)				
区分	調査地點	調査結果	環境基準	区分	調査地點	調査結果	環境基準	
一般環境	大分市※1 西部清掃事業所	0.0048	0.6以下	一般環境	大分市※1 天神橋	1.1	150以下	
	別府市 東部保健所	0.0065			大分川 川添橋	1.1		
	中津市 中津総合庁舎	0.0071			大分川 府内大橋	0.24		
	日田市 西部保健所	0.0301			大分川 白滻橋	0.22		
	佐伯市 佐伯市弥生振興局	0.0082			中津市 下唐原	0.74		
	豊後大野市 緑方支所	0.0100			中津市 跡田川 邪馬橋	0.11		
発生源周辺環境	大分市※1 東大分小学校	0.0071			佐伯市 番匠川 番匠大橋	0.25		
(2) 水質 (単位 pg-TEQ/L)					佐伯市 番匠川 虫月橋	0.081		
一般環境	大分市※1 大分川 天神橋	0.087	1以下		白杵市 白杵川 馬代橋	0.11		
	大分市※1 大分川 滝尾橋	0.07			由布市 大分川 村内橋	0.085		
	大分市※1 大野川 川添橋	0.064			国東市 安岐川 港橋	0.4		
	大分市※1 賀来川 賀来橋	0.25			大分川ダム※2 N-1	3.3		
	大分市※1 七瀬川 胡麻鶴橋	0.11			芹川ダム 本川9	1.8		
	大分市※2 大分川 府内大橋	0.076			白杵湾 Ust-2	3.2		
	大分市※2 大野川 白滻橋	0.073			津久見湾 TSt-1	3.5		
	中津市※2 山国川 下唐原	0.078	(4) 土壌 (単位 pg-TEQ/g)					
	中津市 跡田川 邪馬橋	0.026	一般環境	大分市※1 希望ヶ丘A	0.00078	1,000以下		
	佐伯市 番匠川 番匠大橋	0.069		大分市※1 望みが丘A	0.0031			
	佐伯市 番匠川 虫月橋	0.023		日田市 天瀬町	0.0042			
	白杵市 白杵川 馬代橋	0.034		佐伯市 淑生	0.014			
	由布市 大分川 村内橋	0.023		佐伯市 蒲江	0.079			
	国東市 安岐川 港橋	0.035		宇佐市 安心院町	0.028			
(単位 pg-TEQ/L)					国東市 国見町	0.69		
(単位 pg-TEQ/L)				(単位 pg-TEQ/g)				
(単位 pg-TEQ/L)				(単位 pg-TEQ/g)				
一般環境	大分市※1 勢家B	0.057	1以下	一般環境	大分市※1 希望ヶ丘A	0.00078	1,000以下	
	大分市※1 蔦木G	0.057			大分市※1 望みが丘A	0.0031		
	大分市※1 丹川C	0.063			日田市 天瀬町	0.0042		
	大分市※1 青崎D	0.058			佐伯市 淑生	0.014		
	大分市※1 中判田 I	0.058			佐伯市 蒲江	0.079		
	大分市※1 八幡F	0.057			宇佐市 安心院町	0.028		
	大分市※1 木上M	0.057			国東市 国見町	0.69		
	大分市※1 遠柄野A	1.4		(単位 pg-TEQ/g)				
	大分市※1 遠柄野B	0.069		(単位 pg-TEQ/g)				
	別府市 竹の内	0.022		一般環境	大分市※1 希望ヶ丘A	0.00078	1,000以下	
	中津市 三光下種	0.022			大分市※1 望みが丘A	0.0031		
	日田市 大山町西大山	0.022			日田市 天瀬町	0.0042		
	白杵市 海添	0.023			佐伯市 淑生	0.014		
	津久見市 上青江	0.022			佐伯市 蒲江	0.079		
	豊後高田市 草地	0.023			宇佐市 安心院町	0.028		
	宇佐市 日足	0.023		(単位 pg-TEQ/g)				
	豊後大野市 三重町川辺	0.022		(単位 pg-TEQ/g)				
	由布市 庄内町東長宝	0.022		一般環境	大分市※1 希望ヶ丘A	0.00078	1,000以下	
	国東市 国東町北江	0.022			大分市※1 望みが丘A	0.0031		

※ 1 : 大分市検査

※ 2 : 国土交通省検査

表 2-14 地球温暖化に関する年表

世界の動向

年	月	重要な出来事	備考
		産業革命以降、化石燃料の使用増加による温室効果ガス排出量増加	地球温暖化の始まり
		大気中の温室効果ガス濃度上昇により、地球全体の気温が上昇	地球温暖化進行
平成 17 年	2 月	京都議定書発効	温室効果ガス削減の国際的な取り組み
平成 27 年	11～12 月	パリ協定採択(COP21)	世界共通の長期目標として、気温上昇を 2°C 未満に抑えることを定める
平成 28 年	11 月	パリ協定発効	地球温暖化対策の国際的な取り組みを本格化
平成 30 年	12 月	パリ協定実施に向けた具体的な方策を合意(COP24)	実施ルールを策定し、各国の取り組みを促進
令和 5 年	3 月	IPCC 第 6 次評価報告書統合報告書公表	人間の活動が地球温暖化の原因であることを改めて確認
〃	11 月	「グローバル・ストックテイク」実施(COP28)	パリ協定目標達成に向けた世界全体の進捗状況を評価

国の動向

年	月	重要な出来事	備考
平成 2 年	10 月	「地球温暖化防止行動計画」策定	地球温暖化対策の総合的な推進を図る
平成 5 年	11 月	「環境基本法」制定	持続可能な社会の構築に向けた枠組みを整備
平成 17 年	4 月	「京都議定書目標達成計画」策定	京都議定書目標達成に向けた具体的な対策を策定
平成 20 年	3 月	「京都議定書目標達成計画」改定	削減目標達成に向けた取り組み強化
平成 28 年	5 月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正、「地球温暖化対策計画」閣議決定	パリ協定に基づいた国内対策を強化
平成 28 年	11 月	日本はパリ協定を批准	
令和 3 年	10 月	「地球温暖化対策計画」改定	2050 年カーボンニュートラル実現に向けた目標を強化
令和 6 年	4 月	気候変動適応法改正	熱中症対策などを盛り込み、適応策を強化

表 2-15 森林の適正な管理・保全

(単位 : ha)

年度	人工造林					除間伐	合計		
	再造林			複層林	拡大造林				
	再造林	被害地造林	小計						
25	758	210	968	0	114	1,082	7,357	8,439	
26	636	12	649	0	191	839	4,547	5,386	
27	691	19	710	0	132	842	5,225	6,067	
28	831	23	854	4	140	998	4,106	5,104	
29	891	36	928	2	134	1,064	2,889	3,953	
30	832	44	877	1	130	1,007	3,067	4,074	
R1	911	38	949	5	151	1,105	2,978	4,083	
R2	960	38	997	2	165	1,164	3,177	4,341	
R3	910	6	916	16	184	1,117	2,850	3,967	
R4	1,163	2	1,164	4	11	1,179	2,685	3,864	
R5	1,298	24	1,322	8	16	1,347	2,538	3,885	
R6	1,295	29	1,324	63	10	1,397	2,105	3,502	

表 2-16 オゾン層保護に関する法令・条約の年表

年	内容
昭和 60 年	「オゾン層の保護のためのウィーン条約」採択
昭和 62 年	「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」採択
昭和 63 年	日本がウィーン条約及びモントリオール議定書を締結、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)制定
平成 14 年	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の法律(フロン回収破壊法)」施行
平成 17 年	「使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」施行により、フロン回収破壊法から第二種特定製品に関する回収等が移行
平成 18 年	フロン回収破壊法改正、回収義務拡大と行程管理制度導入
平成 19 年	フロン回収破壊法改正内容施行
平成 25 年	フロン回収破壊法改正、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」に名称変更
平成 27 年	フロン排出抑制法施行
令和元年	フロン排出抑制法改正、機器廃棄時のフロン回収率向上に向けた直接罰導入と廃棄機器の引取制限導入
令和 2 年	フロン排出抑制法改正内容施行

表 2-17 酸性雨測定局における調査結果(pH)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
大分市	4.80	4.89	4.74	4.83	4.76

※湿性沈着（降水時開放型捕集装置法による）

表 2-18 ダイオキシン類対策の変遷

年月	内容
平成 9 年	ダイオキシン類の排出総量の基準年
平成 11 年 3 月	国は、ダイオキシン対策関係閣僚会議で「ダイオキシン対策推進基本指針」を策定した。平成 14 年度までにダイオキシン類の排出総量を平成 9 年に比べて約 9 割削減することを目標とした。
平成 11 年 7 月	国は、「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定した。
平成 12 年 1 月	国は、「ダイオキシン類対策特別措置法」施行した。 耐容 1 日摂取量、環境基準、排出規制基準等を定めた。
平成 12 年	県によるダイオキシン類の常時監視調査を開始した。 大気、河川、海域、土壤等について総合的な調査を実施し、結果を公表した。
平成 15 年	全国でのダイオキシン類の排出量は平成 9 年から約 73% 減少した。
令和 5 年	全国でのダイオキシン類の排出量は平成 9 年から約 99% 減少した。

表 2-19 ダイオキシン類の環境基準

環境質	基 準 値
大 気	年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質	年平均値 1pg-TEQ/L 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下
底 質	150pg-TEQ/g 以下
備 考	<p>1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値(TEQ)とする。</p> <p>2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壤については、環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p> <p>4 耐容1日摂取量(TDI)は、4pg-TEQ/kg/日である。</p>

表 2-20 大気基準適用の特定施設

特定施設の種類		特定施設数	特定事業場数
廃棄物焼却炉 (焼却能力別)	4000kg/時以上	14 (12)	6 (5)
	2000kg/時以上4000kg/時未満	14 (2)	8 (2)
	2000kg/時未満	42 (13)	36 (10)
焼結鉱の製造用焼結炉		2 (2)	1 (1)
アルミニウム合金の製造用溶解炉		2 (0)	2 (0)
アルミニウム合金の製造用培焼炉		1 (0)	1 (0)
合 計		75 (29)	54 (18)

※注1) 令和7年3月31日現在

※注2) 特定事業場数には重複がある。

※注3) ()内は大分市分

表 2-21 水質基準適用の特定施設

特定施設の種類		特定施設数	特定事業場数
カーバイト法アセチレンの製造のようすに供するアセチレン洗浄施設		1 (1)	1 (1)
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち	イ 廃ガス洗浄処理施設	7 (7)	3 (3)
	ロ 濡式集じん施設	9 (9)	2 (2)
廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設(汚水又は廃液を排出するもの)		1 (1)	1 (1)
ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設		0 (0)	0 (0)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		3 (3)	2 (2)
合 計		21 (21)	9 (9)

※注1) 令和7年3月31日現在

※注2) 特定事業場数には重複がある。

※注3) ()内は大分市分

表 2-22 排ガス測定結果の報告内容(単位 : ng-TEQ/Nm³)

特定施設の種類		報告施設数	測定結果	基準値	
廃棄物焼却炉 (焼却能力別)	4000kg/時以上	11 (9)	0~0.015	既設 : 1	新設 : 0.1
	2000kg/時以上4000kg/時未満	13 (1)	0~2.0	既設 : 5	新設 : 1
	2000kg/時未満	33 (11)	0.00000015~7.5	既設 : 10	新設 : 5
焼結鉱の製造用焼結炉		2 (2)	0.0038~0.016	既設 : 1	新設 : 0.1
アルミニウム合金の製造用溶解炉		2 (0)	0.0097~0.38	既設 : 5	新設 : 1
アルミニウム合金の製造用培焼炉		1 (0)	0.0084	既設 : 5	新設 : 1
合 計		62 (23)	-	()内は大分市分	

表 2-23 排出水の測定結果

(単位 : pg-TEQ/L)

特定施設の種類	報告施設数	測定結果
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0 (0)	-
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設	2 (2)	0.0015~0.012
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	2 (2)	0.0017~0.013
合 計	4 (4)	-

()内は大分市分

表 2-24 ばいじんの測定結果

(単位 : ng-TEQ/g)

特定施設の種類		報告施設数	測定結果
廃棄物焼却炉 (焼却能力別)	4000kg/時以上	7 (5)	0.27~0.33
	2000kg/時以上 4000kg/時未満	12 (0)	0.099~16
	2000kg/時未満	29 (7)	0~28
合 計		48 (12)	-

()内は大分市分

表 2-25 焼却灰等の測定結果

(単位 : ng-TEQ/g)

特定施設の種類		報告施設数	測定結果
廃棄物焼却炉 (焼却能力別)	4000kg/時以上	9 (8)	0~0.022
	2000kg/時以上 4000kg/時未満	11 (1)	0.00000009~0.0093
	2000kg/時未満	31 (9)	0~1.0
合 計		51 (18)	-

()内は大分市分

表 2-26 令和 5 年度集計結果

	全国	大分県
届出事業所数 (事業所)	32,502	376
届出物質種類数 (物質)	494	161
排出量 (千トン)	137	1.4
移動量 (千トン)	266	2.8

3 水質関係資料

表 3-1 公用用水域の水質測定項目

(令和7年3月31日)

区分	項目	区分	項目	
環境基準項目	生活環境項目	1 水素イオン濃度	11 プロピザミド	
		2 溶存酸素量	12 EPN	
		3 生物化学的酸素要求量	13 ジクロルボス	
		4 化学的酸素要求量	14 フェノブカルブ	
		5 浮遊物質量	15 イプロベンホス	
		6 大腸菌数	16 クロルニトロフェン	
		7 n-ヘキサン抽出物質	17 トルエン	
		8 全窒素	18 キシレン	
		9 全燐	19 フタル酸ジエチルヘキシル	
	水生生物の保全	10 全亜鉛	20 ニッケル	
		11 ノニルフェノール	21 モリブデン	
		12 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	22 アンチモン	
		13 底層溶存酸素量	23 塩化ビニルモノマー	
	健康項目	1 カドミウム	24 エピクロロヒドリン	
		2 全シアン	25 全マンガン	
		3 鉛	26 ウラン	
		4 六価クロム	27 PFOS及びPFOA	
		5 硒素	28 クロロホルム	
		6 総水銀	29 フェノール	
		7 アルキル水銀	30 ホルムアルデヒド	
		8 PCB	31 4-t-オクチルフェノール	
		9 ジクロロメタン	32 アニリン	
		10 四塩化炭素	33 2,4-ジクロロフェノール	
		11 1,2-ジクロロエタン	特定項目	トリハロメタン生成能
		12 1,1-ジクロロエチレン	1	全クロム
		13 シス-1,2-ジクロロエチレン	2	銅
		14 1,1,1-トリクロロエタン	3	溶解性鉄
		15 1,1,2-トリクロロエタン	4	全鉄
16 トリクロロエチレン		5	溶解性マンガン	
17 テトラクロロエチレン		その他項目	1 塩化物イオン	
18 1,3-ジクロロプロパン		2 塩分		
19 チウラム		3 電気伝導率		
20 シマジン		4 アンモニア性窒素		
21 チオベンカルブ		5 亜硝酸性窒素		
22 ベンゼン		6 硝酸性窒素		
23 セレン		7 有機性窒素		
24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		8 磷酸性燐		
25 ふつ素		9 陰イオン界面活性剤		
26 ほう素		10 全有機炭素		
27 1,4-ジオキサン		11 クロロフィル-a		
要監視項目	1 クロロホルム	12 2-メチルイソボルネオール		
	2 トランス-1,2-ジクロロエチレン	13 ジオスミン		
	3 1,2-ジクロロプロパン	14 濁度		
	4 p-ジクロロベンゼン	15 糞便性大腸菌群数		
	5 イソキサチオン	16 植物プランクトン		
	6 ダイアジノン	17 シリカ		
	7 フェニトロチオン	18 カルシウム		
	8 イソプロチオラン	19 透視度		
	9 オキシン銅	20 フェオフィチン(フェオ色素)		
	10 クロロタロニル			

表 3-2 公用用水域の水質調査に係る測定機関別測定地点総括表

水 域 区 分	測定地点数					計	
	測定機関						
	大分県	国土交通省	水資源機構	大分市			
河 川	58	28	0	25	111		
	環境基準点	31	11	0	6	48	
湖 沼	6	7	1	0	14		
	環境基準点	1	1	0	0	2	
海 域	50	0	0	0	50		
	環境基準点	45	0	0	0	45	
計	114	35	1	25	175		
環境基準点	77	12	0	6	95		

表 3-3 生活環境項目（BOD、COD）の環境基準達成率の推移

水 域	類型	基準値 (mg/L)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
(BOD) 河川	AA	1以下	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
	A	2以下	31 / 32	32 / 32	31 / 32	27 / 31	31 / 32	30 / 32	28 / 32	29 / 32	28 / 32	30 / 32
	B	3以下	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5	5 / 5
	C	5以下	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
	D	8以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	E	10以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	42 / 43	43 / 43	42 / 43	38 / 42	42 / 43	41 / 43	39 / 43	40 / 43	39 / 43	41 / 43
	達成率 (%)	—	97.7 (95.8)	100.0 (95.2)	97.7 (94.0)	90.5 (94.6)	97.7 (94.1)	95.3 (93.5)	90.7 (93.1)	93.0 (92.4)	90.7 (93.8)	95.3 (93.8)※
(COD) 湖沼	AA	1以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	A	3以下	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	1 / 2	2 / 2	2 / 2	1 / 2	1 / 2
	B	5以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	C	8以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	1 / 2	2 / 2	2 / 2	1 / 2	1 / 2
	達成率 (%)	—	100.0 (58.7)	100.0 (56.7)	100.0 (53.2)	100.0 (54.3)	100.0 (50.0)	50.0 (49.7)	100.0 (53.6)	100.0 (50.3)	50.0 (52.5)	50.0 (52.5)※
(COD) 海域	A	2以下	8 / 10	7 / 10	7 / 10	8 / 10	10 / 10	10 / 10	9 / 10	9 / 10	9 / 10	9 / 10
	B	3以下	7 / 7	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6
	C	8以下	4 / 4	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
	合 計	—	19 / 21	19 / 21	16 / 19	17 / 19	19 / 19	19 / 19	18 / 19	18 / 19	18 / 19	18 / 19
	達成率 (%)	—	90.5 (81.1)	90.5 (79.8)	84.2 (78.6)	89.5 (79.2)	100.0 (80.5)	100.0 (80.7)	94.7 (78.6)	94.7 (79.8)	94.7 (78.7)	94.7 (78.7)※
合 計	合 計	—	63 / 66	64 / 66	60 / 64	57 / 63	63 / 64	61 / 64	59 / 64	60 / 64	58 / 64	60 / 64
	達成率 (%)	—	95.5 (91.1)	97.0 (91.1)	93.8 (89.0)	90.5 (89.6)	98.4 (89.2)	95.3 (88.8)	92.2 (88.3)	93.8 (87.8)	90.6 (89.1)	93.8 (89.1)※

備考 1 分母は調査を実施した環境基準類型指定水域数、分子は環境基準達成水域数を示す。

2 達成率は、環境基準達成水域数÷環境基準類型指定水域数×100 (%)

3 達成率の()内は、全国の公用用水域集計結果（環境省調べ）による。

4 環境基準の評価は、75%水質値により行い、当該水域内のすべての環境基準点におけるその値が環境基準値以下の場合に「達成」とした。

※ 環境省の最新公表データ（令和5年度公用用水域水質測定結果（令和7年4月））の数値を再掲

表 3-4 生活環境項目（BOD、COD）の環境基準達成状況の推移

水系等 の区分	水 域 名	類型	測定地點 (基準点)	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度			
				75%値	判定																		
山国川 水系	山国川(1)	AA	劍ノ木橋	0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	0.6	○	<0.5	○	0.5	○	0.6	○	0.6	○	0.6	○
	山国川(2)	A	下唐原	0.7	○	0.6	○	0.5	○	1.1	○	0.9	○	0.8	○	1.0	○	1.0	○	0.7	○	0.9	○
	津民川	AA	津民小橋	<0.5	○	1.0	○	0.5	○	0.6	○	0.5	○	0.7	○	0.8	○	0.6	○	0.6	○	0.6	○
	跡田川	A	耶馬橋	0.8	○	0.8	○	1.2	○	1.0	○	1.0	○	1.2	○	1.0	○	0.9	○	1.0	○	1.2	○
県北 河川	大丸川	A	今津大橋	1.1	○	1.1	○	1.0	○	1.2	○	1.3	○	1.2	○	0.9	○	1.1	○	0.8	○	1.1	○
	伊呂波川	A	高津橋	1.3	○	1.8	○	1.9	○	2.5	×	1.9	○	3.5	×	2.4	×	2.2	×	2.2	×	2.1	×
	駅館川	A	白岩橋	1.1	○	0.9	○	1.4	○	0.8	○	0.9	○	1.1	○	0.9	○	0.9	○	0.8	○	1.2	○
			小松橋	1.0	○	0.8	○	1.2	○	1.4	○	1.0	○	0.9	○	0.7	○	0.7	○	1.2	○	1.2	○
	寄藻川	A	浮殿橋	2.1	×	1.8	○	2.2	×	3.7	×	4.1	×	2.8	×	2.6	×	1.9	○	1.8	○	1.5	○
	桂川	A	えびす橋	1.0	○	1.9	○	1.6	○	3.0	×	1.1	○	1.4	○	1.3	○	1.1	○	1.5	○	1.2	○
	都甲川	A	出合橋	1.1	○	1.4	○	1.4	○	1.2	○	1.1	○	1.5	○	1.3	○	1.0	○	1.1	○	1.4	○
	伊美川	A	古町	0.7	○	0.7	○	0.6	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	0.8	○	1.1	○	0.8	○	1.1	○
国東 半島 東部 河川	田深川	A	丹過橋	0.9	○	0.8	○	1.1	○	0.8	○	1.0	○	1.3	○	1.0	○	1.1	○	0.8	○	1.1	○
	武藏川	A	涼月橋	0.9	○	1.0	○	1.1	○	2.0	○	1.1	○	1.3	○	1.3	○	1.4	○	1.7	○	1.2	○
	安岐川	A	港橋	0.6	○	0.5	○	0.7	○	0.7	○	0.9	○	0.8	○	0.7	○	1.1	○	0.7	○	1.4	○
	別杵 速見 河川	A	八坂川 大左右橋	0.7	○	1.2	○	0.8	○	0.6	○	1.1	○	1.0	○	1.1	○	1.2	○	1.7	○	1.4	○
大分 市内 河川	朝見川上流	A	南田位橋	1.2	○	1.8	○	1.3	○	<0.5	○	0.9	○	0.5	○	0.6	○	<0.5	○	0.5	○	0.6	○
	朝見川下流	C	藤助橋	1.3	○	1.4	○	0.9	○	0.9	○	1.1	○	0.8	○	0.8	○	0.7	○	0.8	○	0.9	○
	祓川	B	御幸橋	1.7	○	1.7	○	1.3	○	1.3	○	1.1	○	1.4	○	1.0	○	0.9	○	1.0	○	0.9	○
	住吉川	C	新川橋	2.3	○	1.7	○	1.8	○	1.3	○	1.2	○	1.4	○	1.0	○	1.1	○	1.2	○	1.3	○
大分 川 水系	丹生川上流	A	丹生橋	1.1	○	1.3	○	1.0	○	0.9	○	0.9	○	1.2	○	1.2	○	1.3	○	1.0	○	1.4	○
	丹生川下流	B	王ノ瀬橋	1.1	○	1.0	○	0.6	○	0.6	○	0.6	○	0.9	○	0.8	○	0.8	○	0.6	○	0.8	○
	大分川上流	A	天神橋	1.0	○	0.9	○	0.9	○	0.9	○	0.7	○	0.7	○	0.8	○	0.6	○	0.7	○	0.6	○
	大分川中流	A	府内大橋	1.0	○	0.8	○	0.9	○	0.8	○	0.6	○	0.8	○	0.7	○	0.9	○	0.6	○	0.6	○
大野川 水系	大分川下流	B	広瀬橋	1.4	○	1.0	○	1.2	○	1.1	○	0.9	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	0.8	○	0.8	○
			弁天大橋	0.9	○	1.1	○	1.2	○	1.1	○	0.9	○	0.9	○	1.3	○	0.9	○	0.8	○	1.1	○
	大野川上流	A	犬飼	0.6	○	1.3	○	0.9	○	0.9	○	1.1	○	1.0	○	0.9	○	1.0	○	0.9	○	1.0	○
	大野川下流	A	白滝橋	0.8	○	0.7	○	0.6	○	0.5	○	0.5	○	0.7	○	0.7	×	0.7	×	0.6	×	0.5	×
臼杵 市内 河川	乙津川	A	海原橋	1.2	○	2.0	○	1.4	○	2.0	○	1.2	○	1.5	○	1.6	○	1.6	○	2.2	×	1.1	○
	原川	C	日岡橋	1.3	○	1.4	○	1.2	○	1.2	○	0.8	○	0.9	○	1.0	○	0.8	○	0.9	○	0.9	○
	臼杵川	A	馬代橋	0.7	○	1.2	○	0.7	○	2.5	×	1.3	○	2.0	○	2.3	×	1.7	×	3.1	×	1.0	○
	末広川	A	一の井手堰	0.7	○	1.8	○	1.9	○	1.1	○	1.7	○	1.1	○	1.1	○	1.2	○	1.0	○	1.3	○
番匠川 水系	番匠川上流	A	番匠大橋	0.6	○	<0.5	○	0.5	○	0.7	○	<0.5	○	<0.5	○	0.5	○	<0.5	○	0.6	○	0.5	○
	番匠川下流	A	番匠川河口	0.9	○	0.7	○	0.9	○	1.3	○	1.1	○	1.0	○	0.9	○	1.1	○	1.1	○	1.4	○
	堅田川上流	A	柏江橋	<0.5	○	0.6	○	<0.5	○	<0.5	○	0.8	○	<0.5	○	0.5	○	0.6	○	<0.5	○	0.6	○
	堅田川下流	A	茶屋ヶ鼻橋	0.9	○	0.9	○	0.9	○	1.3	○	1.1	○	0.8	○	1.2	○	0.9	○	1.4	○	0.9	○
	木立川	A	木立潮止堰	0.6	○	<0.5	○	<0.5	○	0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○
	中川	B	新常盤橋	0.8	○	1.4	○	1.4	○	1.3	○	1.5	○	1.0	○	1.5	○	1.3	○	1.0	○	1.3	○
筑後川 水系	中江川	B	長島橋	1.0	○	1.9	○	1.2	○	1.4	○	1.1	○	2.1	○	1.8	○	1.9	○	0.9	○	1.0	○
	筑後川(2)	A	三隈大橋	0.7	○	0.5	○	0.6	○	0.7	○	0.7	○	0.9	○	1.0	○	1.2	○	1.0	○	1.0	○
	大肥川	A	茶屋ノ瀬橋	1.7	○	1.6	○	0.8	○	—	—	1.1	○	0.9	○	1.2	○	1.2	○	1.5	○	0.9	○
	花月川	A	三郎丸橋	1.5	○	1.4	○	0.9	○	0.8	○	1.3	○	1.3	○	1.5	○	1.2	○	1.3	○	1.3	○
	庄手川	A	庄手川流末	0.9	○	1.4	○	0.8	○	0.9	○	1.0	○	1.1	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	1.1	○
	玖珠川	A	市の村橋	1.0	○	1.1	○	1.1	○	0.6	○	0.8	○	0.8	○	0.7	○	0.6	○	0.7	○	0.9	○
	町田川	AA	潛石橋	0.8	○	1.0	○	0.8	○	<0.5	○	0.6	○	0.6	○	<0.5	○	0.5	○	0.6	○	0.5	○

備考 1 測定地点は、各水域の環境基準点である。

2 判定欄の○は環境基準を達成、×は非達成であることを示す。

3 75%値 -は測定未実施であることを示す。

(2)湖沼(COD)

(単位:mg/L)

水 域 名	類型	測定地点 (基準点)	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
			75%値	判定																		
松原ダム	A	M—1	2.0	○	1.7	○	1.9	○	2.3	○	2.1	○	1.8	○	1.9	○	2.0	○	1.9	○	1.9	○
北川ダム	A	ダム前-5	2.5	○	2.4	○	2.2	○	1.7	○	2.8	○	3.1	×	2.3	○	2.9	○	3.4	×	3.3	×

備考

1 測定地点は、各水域の環境基準点である。

2 判定欄の○は環境基準を達成、×は非達成であることを示す。

(3)海域(COD)

(単位:mg/L)

水系等 の区分	水 域 名	類型	測定地点 (基準点)	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
				75%値	判定	75%値	判定																
周防灘	豊前地先	A	SUST-4	2.1		2.1		2.0		2.3		1.7		1.3		1.5		1.5		2.1		2.1	
			SUST-6	2.1	×	1.7	×	2.1	×	2.4	×	1.7	○	1.5	○	1.7	×	1.7	○	2.0	×	2.2	×
			SUST-8	2.5		2.0		2.0		2.2		1.9	○	1.9	○	2.1		1.7	○	1.8	×	2.6	
			SUST-12	1.8		2.1		1.5		1.8		1.5	○	1.3		1.5		1.7		1.7		1.8	
春海及び周防灘	A	SUST-11	1.9	○	2.2	×	1.7	○	1.7	○	1.7	○	1.4	○	1.6	○	1.7	○	1.7	○	1.9	○	
			KSt-1	1.8		1.6		1.6		1.8		1.4	○	1.4		1.4	○	1.5	○	1.6	○	1.8	
			KSt-3	1.8	○	1.7	○	1.5	○	1.8	○	1.5	○	1.2	○	1.4	○	1.7	○	1.6	○	1.7	○
			KSt-5	1.8		1.8		1.5		1.6		1.4	○	1.3		1.6		1.5		1.6		1.4	
別府港	住吉泊地	C	BSSt-1	2.1	○	2.6	○	2.0	○	1.9	○	1.7	○	1.4	○	1.6	○	1.8	○	2.2	○	2.3	○
			乙津泊地	2.1	○	1.9	○	1.9	○	2.2	○	1.6	○	1.6	○	1.9	○	2.0	○	1.9	○	2.6	○
			鶴崎泊地	2.4	○	2.0	○	2.0	○	1.9	○	1.5	○	1.5	○	1.8	○	1.9	○	1.9	○	2.3	○
			BSSt-4	1.9		1.9		1.9		2.0		1.5	○	1.4		1.6		1.9		1.8		1.9	
別府	大分港	B	BSSt-22	1.9	○	1.9	○	2.0	○	2.0	○	1.6	○	1.6	○	1.5	○	1.6	○	2.2	○	1.9	○
			BSSt-5	1.8		2.0		2.1		2.2		1.7	○	1.4		1.5		1.6		1.7		1.9	
			BSSt-21	1.9		1.8		2.4		1.7		1.7	○	2.0		1.5		1.7		2.0		1.9	
			BSSt-9	2.6	○	2.0	○	1.9	○	1.9	○	2.0	○	1.4	○	1.5	○	1.8	○	1.7	○	1.4	○
府	別府港	B	BSSt-8	2.6	○	2.0	○	2.2	○	2.3	○	2.0	○	1.6	○	1.5	○	1.5	○	1.8	○	1.6	○
			BST-10	1.9	○	1.9	○	1.7	○	1.7	○	1.6	○	1.5	○	1.8	○	2.2	○	1.8	○	1.7	○
			BST-15	2.4		1.7		1.6		2.1		2.0	○	1.8		1.6		1.7		1.6		1.4	
			BST-11	2.1	×	1.9	○	2.1	×	2.4	×	1.8	○	1.3	○	1.6	○	1.9	○	1.6	○	1.7	○
湾	別府湾東部	A	BST-16	1.8		2.0		2.1		1.7		1.8	○	1.8		1.7		1.7		1.5		1.6	
			BST-12	1.8		1.9		1.8		2.0		1.8	○	1.4		1.6		1.5		1.9		1.6	
			BST-17	1.7		1.6		1.7		1.8		1.8	○	1.4		1.5		1.4		1.6		1.6	
			BST-18	1.8	○	1.3	○	1.7	○	1.8	○	1.5	○	1.3	○	1.4	○	1.8	○	1.6	○	1.5	○
大野川東部	B	A	BST-19	1.7		1.5	○	1.7	○	1.4	○	1.4	○	1.5	○	1.5	○	1.6	○	1.5	○	1.6	○
			BST-20	1.8		1.6		1.7		1.4		1.6	○	1.7		1.4		1.6		1.4		1.4	
			BSSt-6	1.8	○	1.7	○	1.8	○	2.0	○	1.8	○	1.5	○	1.8	○	1.5	○	1.8	○	2.0	○
			BSSt-7	1.8		1.9		1.7		2.0		1.4	○	1.6		1.5		1.6		1.8		1.9	
佐賀	佐賀閨港	B	SGSt-3	1.7	○	1.8	○	1.9	○	1.5	○	1.3	○	1.5	○	1.5	○	1.9	○	1.5	○	1.8	○
			FSt-1	1.4	○	1.3	○	1.4	○	1.5	○	1.3	○	1.2	○	1.2	○	1.4	○	1.2	○	1.2	○
			FSt-4	1.5		1.4	○	1.2	○	1.4	○	1.3	○	1.8	○	1.1	○	2.2	×	1.2	○	1.5	○
			UST-2	1.3		1.6		2.1		2.0		1.5	○	1.6		1.3		2.2		1.7		1.6	
臼杵湾	A	A	UST-4	1.7	○	1.6	○	1.8	×	1.7	○	1.4	○	1.4	○	1.1	○	2.2	×	1.2	○	1.5	○
			UST-5	1.7		1.6		1.6		1.8		1.3	○	1.4		1.1		2.0		1.6		1.5	
			TSt-1	1.5		1.6		1.6		1.7		1.3	○	1.2		1.2		1.5		1.4		1.3	
			TSt-2	1.5	○	1.4	○	1.5	○	1.3	○	1.4	○	1.3	○	1.3	○	1.5	○	1.3	○	1.5	○
佐伯	津久見湾	A	TSt-3	1.7		1.7		1.3		1.5		1.2	○	1.3	○	1.2		1.4	○	1.3	○	1.3	
			TSt-4	1.6		1.4	○	1.4		1.7		1.3	○	1.5	○	1.2		1.5	○	1.3	○	1.4	
			SSSt-1	2.0		-		-		-		-	○	1.4		-		-		-		-	
			SSSt-2	1.9	○	1.8		1.5		1.6		1.5	○	1.4		1.5		1.8		1.7		1.7	
湾	佐伯	B	SSSt-3	2.0		-		-		-		-	○	1.4		-		-		-		-	
			SSSt-4	1.9	○	1.4	○	1.6	○	1.6	○	1.4	○	1.4	○	1.4	○	1.8	○	1.5	○	1.7	○
			SSSt-6	1.7		-		-		-		-	○	1.4		-		-		-		-	
			SSSt-8	1.9	○	1.7		1.8		1.8		1.4	○	1.4		1.7		1.7		1.6		1.5	
佐伯	旧丁水域	A	SSSt-7	2.0		-		-		-		-	○	1.4		-		-		-		-	
			SST-10	1.7		-		-		-		-	○	1.4		-		-		-		-	
			SST-9	1.6	○	1.4	○	1.6	○	1.8	○	1.5	○	1.4	○	1.8	○	1.5	○	1.2	○	1.7	○
			SST-11	1.9		-		-		-		-	○	1.4		-		-		-		-	
南海	南西部地先	A	NSt-4	1.6		2.1		1.4		1.5		2.0		1.4		1.4		1.8		1.4		1.7	
			NSt-5	1.4	○																		

表 3-5 生活環境項目（全窒素、全燐）の環境基準達成率の推移

水 域	類 型	基 準 値 (mg/L)		27年度	28年度	29年度	30年度	元 年 度	2年 度	3年 度	4年 度	5年 度	6年 度
		全 窒 素	全 燐										
湖沼	I	0.1以下	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	II	0.2以下	0.01以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	III	0.4以下	0.03以下	1 / 2	1 / 2	1 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2
	IV	0.6以下	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	V	1以下	0.1以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—		1 / 2	1 / 2	1 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2	2 / 2
	達成率 (%)	—		100 (51.2)	50 (49.6)	50 (47.9)	50 (48.8)	100 (49.2)	100 (52.8)	100 (52.8)	100 (54.0)	100 (50.8)	100 (50.8)※
海 域	I	0.2以下	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	II	0.3以下	0.03以下	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8
	III	0.6以下	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	IV	1以下	0.09以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—		8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8
	達成率 (%)	—		100 (86.8)	100 (90.1)	100 (90.7)	100 (92.1)	100 (91.4)	100 (88.1)	100 (90.8)	100 (90.1)	100 (88.2)	100 (88.2)※
	合 計	—		9 / 10	9 / 10	9 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10
合 計	達成率 (%)	—		90.0	90.0	90.0	100	100	100	100	100	100	100

備考 1 分母は環境基準類型指定水域数、分子は環境基準達成水域数を示す。

2 達成率は、環境基準達成水域数÷環境基準類型指定水域数×100 (%)

3 達成率の () 内は、全国の公共用水域集計結果（環境省調べ）による。

4 環境基準の評価は、当該水域内のすべての環境基準点における表層の年間平均値を当該水域内のすべての基準点について平均したその値が、全窒素及び全燐とともに環境基準値以下の場合に「達成」とした。

※ 環境省の最新公表データ（令和5年度公共用水域水質測定結果（令和7年4月））の数値を再掲

表 3-6 生活環境項目（全窒素及び全燐）の環境基準達成状況の推移

水域名	測定地點 (基準点)	項目	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度		32年度		33年度		34年度		35年度				
			平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価	平均値	評価			
松原ダム貯水池	III	M-1	全窒素	0.47	X	X	0.44	X	0.42	X	0.36	O	0.35	O	0.40	O	0.31	O	0.34	O	0.32	O	
			全燐	0.026	O	O	0.025	O	0.023	X	0.027	O	0.029	O	0.024	O	0.023	O	0.025	O	0.025	O	
北川ダム	III	ダム前-5	全窒素	0.30	-	O	0.30	-	O	0.32	-	O	0.27	-	O	0.24	-	O	0.23	-	O	0.33	O
			全燐	0.012	O	O	0.011	O	0.015	O	0.010	O	0.010	O	0.011	O	0.010	O	0.009	O	0.009	O	

(1)湖沼

(2)海域

備考 1 北川ダムについては、全燐に限る。

2 評価は年間平均値においてX、評価欄の「○」は環境基準を達成、「×」は評価していないことを示す。

備考 評価は水域内の全ての環境基準点の年間平均値の総平均値にてX、評価欄の「○」は環境基準を達成、「×」は非達成を示す。

表 3-7 水生生物の保全に係る環境基準達成状況

1 全亜鉛

(1)河川

(単位:mg/L)

水系等の区分	水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	4年度		5年度		6年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
山国川水系	山国川上流	生物A	大曲橋	—	—	—	—	<0.001	○
	山国川下流	生物B	下唐原	0.001	○	0.002	○	0.001	○
	山移川	生物B	YR-1	<0.001	○	0.002	○	0.001	○
	津民川上流	生物A	土居橋	—	—	—	—	<0.001	○
	津民川下流	生物B	津民小橋	—	—	—	—	<0.001	○
	跡田川	生物B	耶馬橋	—	—	—	—	<0.001	○
県北河川	犬丸川	生物B	今津大橋	—	—	—	—	0.002	○
	伊呂波川	生物B	高津橋	—	—	—	—	<0.001	○
	駿館川	生物B	白岩橋	—	—	—	—	0.001	○
			小松橋	—				0.001	
	寄藻川	生物B	浮殿橋	—	—	—	—	0.002	○
	桂川	生物B	えびす橋	—	—	—	—	<0.001	○
国東半島 東部河川	都甲川	生物B	出合橋	—	—	—	—	0.002	○
	伊美川	生物B	古町	—	—	0.001	○	—	—
	田深川	生物B	丹過橋	—	—	0.001	○	—	—
	武藏川	生物B	涼月橋	—	—	<0.001	○	—	—
別杵速見河川	安岐川	生物B	港橋	—	—	<0.001	○	—	—
	八坂川	生物B	錦江橋	—	—	0.003	○	—	—
			大左右橋	—		0.002		—	
	朝見川	生物B	南田位橋	—	—	<0.001	○	—	—
			藤助橋	—		0.005		—	
大分市内河川	祓川	生物B	御幸橋	0.002	○	0.004	○	0.015	○
	住吉川	生物B	新川橋	0.009	○	0.017	○	0.010	○
	丹生川	生物B	王ノ瀬橋	0.005	○	0.005	○	0.009	○
			丹生橋	<0.001		0.004		0.006	○
大分川水系	尾田川	生物B	落合橋	0.006	○	0.011	○	0.010	○
	大分川	生物B	弁天大橋	0.002	○	0.001	○	0.001	○
			府内大橋	0.001		0.001		0.001	○
			天神橋	<0.001		0.001		0.002	○
	裏川	生物B	裏川橋	0.010	○	0.013	○	0.010	○
	寒田川	生物B	平田橋	0.001	○	0.003	○	0.002	○
	七瀬川上流	生物A	出合橋	0.003	○	0.001	○	<0.001	○
	七瀬川下流	生物B	光吉	0.001	○	0.001	○	0.007	○
	尼ヶ瀬川	生物B	樋門	0.006	○	0.006	○	0.001	○
	賀来川	生物B	賀来橋	<0.001	○	0.002	○	0.003	○
	芹川	生物B	猿渡橋	<0.001	○	—	—	—	—
	阿蘇野川上流	生物A	村内橋	0.001	○	—	—	—	—
	阿蘇野川下流	生物B	西鶴大橋	<0.001	○	—	—	—	—
大野川水系	大野川	生物B	鶴崎橋	0.001	○	0.001	○	0.001	—
			白瀧橋	0.001		<0.001		0.001	
			犬飼	<0.001		—		—	
			猿飛橋	0.001		—		—	
	判田川	生物B	八地蔵橋	0.003	○	0.001	○	0.002	○
	茜川	生物B	福門大橋	0.001	○	—	—	—	—
	野津川	生物B	吉四六大橋	<0.001	○	—	—	—	—
	三重川	生物B	下赤嶺橋	0.002	○	—	—	—	—
	奥嶽川上流	生物A	権現橋	0.002	○	0.002	○	0.002	○
	奥嶽川下流	生物B	岩戸橋	0.001	○	—	—	—	—
	九折川	生物A	岡橋	0.037	※	0.035	※	0.034	※
	緒方川上流	生物A	原尻の滝	<0.001	○	—	—	—	—
	緒方川下流	生物B	共栄橋	0.001	○	—	—	—	—
	稻葉川	生物B	萬里橋	<0.001	○	—	—	—	—
	玉来川	生物B	常盤橋	<0.001	○	—	—	—	—
臼杵市内河川	乙津川	生物B	海原橋	0.003	○	0.002	○	0.003	○
	原川	生物B	日岡橋	0.005	○	0.005	○	0.007	○
	臼杵川	生物B	馬代橋	—	—	<0.001	○	—	—
			臼杵川河口	—		0.001		—	
	末広川	生物B	一の井手堰	—	—	0.001	○	—	—

番匠川水系	番匠川上流	生物A	虫月橋	—	—	<0.001	○	—	—
	番匠川下流	生物B	番匠大橋	<0.001	○	0.001	○	0.002	○
			番匠川河口	0.001		0.003	○	0.004	
	中川	生物B	新常盤橋	—	—	0.004	○	—	—
	中江川	生物B	長島橋	—	—	0.002	○	—	—
	堅田川上流	生物A	船形橋	—	—	<0.001	○	—	—
	堅田川下流	生物B	柏江橋	—	—	0.001	○	—	—
			茶屋ヶ鼻橋	0.002		0.006	○	0.004	
木立川	生物B	木立潮止堰	—	—	<0.001	○	—	—	
筑後川水系	筑後川下流	生物B	三隈大橋	0.002	○	0.002	○	0.003	○
	玖珠川	生物B	市の村橋	—	—	—	—	0.001	○
	町田川	生物B	潜石橋	—	—	—	—	0.001	○
	庄手川	生物B	庄手川流末	—	—	—	—	<0.001	○
	花月川上流	生物A	山神橋	—	—	—	—	<0.001	○
	花月川下流	生物B	三郎丸橋	—	—	—	—	<0.001	○
	大肥川	生物B	茶屋ノ瀬橋	—	—	—	—	0.001	○

* 九折川については、全亜鉛の基準は適用しない。

1 測定地点は、各水域の環境基準点である。

2 平均値 - は測定未実施であることを示す。

3 判定欄の○は環境基準を達成、×は非達成、- は測定未実施のため評価不可であることを示す。(以下同じ)

(2)湖沼

(単位:mg/L)

水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	4年度		5年度		6年度	
			平均 値	判 定	平 均 値	判 定	平 均 値	判 定
松原ダム貯水池(梅林湖)	湖沼生物B	M-1	0.002	○	0.003	○	0.002	○
北川ダム貯水池	湖沼生物B	ダム前-5	0.001	○	0.001	○	0.001	○
芹川ダム貯水池	湖沼生物B	本川-9	0.001	○	0.001	○	0.001	○
		本川-18	<0.001		0.001		0.001	
耶馬溪ダム貯水池	湖沼生物B	YL-1	0.002	○	0.004	○	0.002	○

(3)海域

(単位:mg/L)

水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	4年度		5年度		6年度	
			平 均 値	判 定	平 均 値	判 定	平 均 値	判 定
大分県地先水域	海域生物A	BSt-12	—	—	<0.001	○	—	—
		BSt-15	—		0.001		—	
大分県北部沿岸域	海域生物特A	KSt-5	—	—	0.002	○	—	—
		BSt-10	—		0.002		—	
大分県南部沿岸域	海域生物特A	USt-4	0.001	○	—	—	0.002	○
		SSt-4	0.001		—		<0.001	
響灘及び周防灘(イ)	海域生物特A	SUST-4	<0.001	○	—	—	0.009	○
		SUST-8	<0.001		—		0.004	

2 ノニルフェノール

(1)河川

(単位:mg/L)

水系等の区分	水域名	水域類型	測定地点 (基準点)	4年度		5年度		6年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
山国川水系	山国川上流	生物A	大曲橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	山国川下流	生物B	下唐原	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	山移川	生物B	YR-1	<0.00006	○	—	—	<0.00006	○
	津民川上流	生物A	土居橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	津民川下流	生物B	津民小橋	—	—	—	—	<0.00006	○
県北河川	跡田川	生物B	耶馬橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	犬丸川	生物B	今津大橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	伊呂波川	生物B	高津橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	駿館川	生物B	白岩橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	寄藻川	生物B	小松橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	桂川	生物B	えびす橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	都甲川	生物B	出合橋	—	—	—	—	<0.00006	○
国東半島 東部河川	伊美川	生物B	古町	—	—	<0.00006	○	—	—
	田深川	生物B	丹過橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	武蔵川	生物B	涼月橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	安岐川	生物B	港橋	—	—	<0.00006	○	—	—
別杵連見河川	八坂川	生物B	錦江橋	—	—	<0.00006	○	—	—
			大左右橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	朝見川	生物B	南田位橋	—	—	<0.00006	○	—	—
			藤助橋	—	—	<0.00006	—	—	—
大分市内河川	祓川	生物B	御幸橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	住吉川	生物B	新川橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	丹生川	生物B	王ノ瀬橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	尾田川	生物B	丹生橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
大分川水系	大分川	生物B	落合橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
			弁天大橋	<0.00006	—	—	—	—	—
			府内大橋	<0.00006	○	<0.00006	—	<0.00006	—
			天神橋	<0.00006	—	<0.00006	—	<0.00006	—
	裏川	生物B	裏川橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	寒田川	生物B	平田橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	七瀬川上流	生物A	出合橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	七瀬川下流	生物B	光吉	<0.00006	○	—	—	—	—
	尼ヶ瀬川	生物B	樋門	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	賀来川	生物B	賀来橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
大野川水系	芹川	生物B	猿渡橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	阿蘇野川上流	生物A	村内橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	阿蘇野川下流	生物B	西鶴大橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	鶴崎橋	生物B	白滝橋	<0.00006	○	<0.00006	—	<0.00006	—
			大野川	<0.00006	—	—	—	—	—
			白滝橋	<0.00006	—	—	—	—	—
			犬飼橋	<0.00006	—	—	—	—	—
			猿飛橋	<0.00006	—	—	—	—	—
	判田川	生物B	八地蔵橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	萬川	生物B	福門大橋	<0.00006	○	—	—	—	—
臼杵市内河川	野津川	生物B	吉四六大橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	三重川	生物B	下赤嶺橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	奥嶽川上流	生物A	権現橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	奥嶽川下流	生物B	岩戸橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	九折川	生物A	岡橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	緒方川上流	生物A	原尻の滝	<0.00006	○	—	—	—	—
	緒方川下流	生物B	共栄橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	稻葉川	生物B	萬里橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	玉来川	生物B	常盤橋	<0.00006	○	—	—	—	—
	乙津川	生物B	海原橋	<0.00006	○	—	—	—	—
原川	生物B	日岡橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○	—
	生物B	馬代橋	—	—	<0.00006	○	—	—	—
	生物B	臼杵川河口	—	—	<0.00006	○	—	—	—
番匠川水系	未広川	生物B	一の井手堰	—	—	<0.00006	○	—	—
	番匠川上流	生物A	虫月橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	番匠川下流	生物B	番匠大橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
			番匠川河口	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	中川	生物B	新常盤橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	中江川	生物B	長島橋	—	—	<0.00006	○	—	—
	堅田川上流	生物A	船形橋	—	—	<0.00006	○	—	—
筑後川水系	堅田川下流	生物B	柏江橋	—	—	<0.00006	○	<0.00006	—
			茶屋ヶ鼻橋	<0.00006	—	<0.00006	○	<0.00006	—
	木立川	生物B	木立潮止堰	—	—	<0.00006	○	—	—
	筑後川下流	生物B	三隈大橋	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
筑後川水系	玖珠川	生物B	市の村橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	町田川	生物B	潜石橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	庄手川	生物B	庄手川流末	—	—	—	—	<0.00006	○
	花月川上流	生物A	山神橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	花月川下流	生物B	三郎丸橋	—	—	—	—	<0.00006	○
	大肥川	生物B	茶屋ノ瀬橋	—	—	—	—	<0.00006	○

1 測定地点は、各水域の環境基準点である。

2 平均値—は測定未実施であることを示す。

3 判定欄の○は環境基準を達成、×は非達成、—は測定未実施のため評価不可であることを示す。(以下同じ)

(2)湖沼

(単位:mg/L)

水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	4年度		5年度		6年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
松原ダム貯水池(梅林湖)	湖沼生物B	M-1	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
北川ダム貯水池	湖沼生物B	ダム前-5	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
芹川ダム貯水池	湖沼生物B	本川-9	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
		本川-18	<0.00006		<0.00006		<0.00006	
耶馬溪ダム貯水池	湖沼生物B	YL-1	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○

(3)海域

(単位:mg/L)

水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	4年度		5年度		6年度	
			平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
大分県地先水域	海域生物A	BSt-12	—	—	<0.00006	○	—	—
		BSt-15	—		<0.00006		—	
大分県北部沿岸域	海域生物特A	KSt-5	—	—	<0.00006	○	—	—
		BSt-10	—		<0.00006		—	
大分県南部沿岸域	海域生物特A	USt-4	<0.00006	○	—	—	<0.00006	○
		SSt-4	<0.00006		—		<0.00006	
響灘及び周防灘(イ)	海域生物特A	SUSt-4	<0.00006	○	—	—	<0.00006	○
		SUSt-8	<0.00006		—		<0.00006	

3 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

(1)河川

(単位:mg/L)

水系等の区分	水域名	水域類型	測定地点 (基準点)	4年度		5年度		6年度	
				平均値	判定	平均値	判定	平均値	判定
山国川水系	山国川上流	生物A	大曲橋	—	—	—	—	<0.0006	○
	山国川下流	生物B	下唐原	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	山移川	生物B	YR-1	—	—	—	—	—	—
	津民川上流	生物A	土居橋	—	—	—	—	<0.0006	○
	津民川下流	生物B	津民小橋	—	—	—	—	<0.0006	○
	跡田川	生物B	耶馬橋	—	—	—	—	<0.0006	○
県北河川	大丸川	生物B	今津大橋	—	—	—	—	<0.0006	○
	伊呂波川	生物B	高津橋	—	—	—	—	<0.0006	○
	駿館川	生物B	白岩橋	—	—	—	—	<0.0006	○
	寄藻川	生物B	浮殿橋	—	—	—	—	<0.0006	○
	桂川	生物B	えびす橋	—	—	—	—	<0.0006	○
	都甲川	生物B	出合橋	—	—	—	—	<0.0006	○
国東半島 東部河川	伊美川	生物B	古町	—	—	<0.0006	○	—	—
	田深川	生物B	丹過橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	武藏川	生物B	涼月橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	安岐川	生物B	港橋	—	—	<0.0006	○	—	—
別杵速見河川	八坂川	生物B	錦江橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	朝見川		大左右橋	—	—	<0.0006	—	—	—
	南田位橋	生物B	—	—	—	<0.0006	○	—	—
	藤助橋	生物B	—	—	—	<0.0006	—	—	—
大分市内河川	祓川	生物B	御幸橋	<0.0006	○	0.0017	○	<0.0006	○
	住吉川	生物B	新川橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	丹生川	生物B	玉ノ瀬橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	丹生橋		<0.0006	—	—	<0.0006	—	<0.0006	○
	尾田川	生物B	落合橋	<0.0006	○	<0.0006	○	0.0006	○
	大分川	生物B	弁天大橋	<0.0006	—	—	—	—	—
	府内大橋		<0.0006	○	<0.0006	—	<0.0006	—	—
	天神橋		<0.0006	—	—	<0.0006	—	<0.0006	—
	裏川	生物B	裏川橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
大分川水系	寒田川	生物B	平田橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	七瀬川上流	生物A	出合橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	七瀬川下流	生物B	光吉	—	—	—	—	—	—
	尼ヶ瀬川	生物B	樋門	<0.0006	○	<0.0006	○	0.0006	○
	賀来川	生物B	賀来橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	岸川	生物B	猿渡橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	阿蘇野川上流	生物A	村内橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	阿蘇野川下流	生物B	西鶴大橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	鶴崎橋	生物B	—	—	—	—	—	—	—
	白滝橋	生物B	<0.0006	—	<0.0006	—	<0.0006	—	—
大野川水系	大野川	生物B	犬飼	<0.0006	—	—	—	—	—
	猿飛橋		<0.0006	—	—	—	—	—	—
	判田川	生物B	八地蔵橋	<0.0006	○	<0.0006	○	0.0006	○
	茜川	生物B	福門大橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	野津川	生物B	吉四六大橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	三重川	生物B	下赤瀬橋	0.0013	○	—	—	—	—
	奥嶽川上流	生物A	権現橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	奥嶽川下流	生物B	岩戸橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	九折川	生物A	岡橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	緒方川上流	生物A	原尻の滝	<0.0006	○	—	—	—	—
臼杵市内河川	緒方川下流	生物B	共栄橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	稲葉川	生物B	萬里橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	玉来川	生物B	常盤橋	<0.0006	○	—	—	—	—
	乙津川	生物B	海原橋	—	—	—	—	—	—
	原川	生物B	日岡橋	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	馬代川	生物B	馬代橋	—	—	<0.0006	○	—	—
番匠川水系	末広川	生物B	臼杵川河口	—	—	<0.0006	—	—	—
	番匠川上流	生物A	虫月橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	番匠川下流	生物B	番匠大橋	<0.0006	○	<0.0006	○	0.0006	○
	中川	生物B	新常盤橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	中江川	生物B	長島橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	堅田川上流	生物A	船形橋	—	—	<0.0006	○	—	—
筑後川水系	堅田川下流	生物B	柏江橋	—	—	<0.0006	○	—	—
	木立川	生物B	茶屋ヶ鼻橋	<0.0006	—	<0.0006	—	<0.0006	—
	筑後川下流	生物B	三隈大橋	0.0017	○	<0.0006	○	<0.0006	○
	玖珠川	生物B	市の村橋	—	—	—	—	<0.0006	○
	町田川	生物B	潜石橋	—	—	—	—	<0.0006	○
庄手川	庄手川	生物B	庄手川流末	—	—	—	—	<0.0006	○
	花月川上流	生物A	山神橋	—	—	—	—	<0.0006	○
	花月川下流	生物B	三郎丸橋	—	—	—	—	<0.0006	○
	大肥川	生物B	茶屋ヶ瀬橋	—	—	—	—	<0.0006	○

1 測定地点は、各水域の環境基準点である。

2 平均値 -は測定未実施であることを示す。

3 判定欄の○は環境基準を達成、×は非達成、-は測定未実施のため評価不可であることを示す。(以下同じ)

(2)湖沼

水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	4年度		5年度		6年度	
			平均 値	判 定	平均 値	判 定	平均 值	判 定
松原ダム貯水池(梅林湖)	湖沼生物B	M-1	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
北川ダム貯水池	湖沼生物B	ダム前-5	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
芹川ダム貯水池	湖沼生物B	本川-9	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
		本川-18	<0.0006		<0.0006		0.0010	
耶馬溪ダム貯水池	湖沼生物B	Y L-1	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○

(3)海域

水域名	水域 類型	測定地点 (基準点)	4年度		5年度		6年度	
			平均 値	判 定	平均 値	判 定	平均 值	判 定
大分県地先水域	海域生物A	B S t-12	—	—	<0.0006	○	—	—
		B S t-15	—		<0.0006		—	
大分県北部沿岸域	海域生物特A	K S t-5	—	—	<0.0006	○	—	—
		B S t-10	—		<0.0006		—	
大分県南部沿岸域	海域生物特A	U S t-4	<0.0006	○	—	—	<0.0006	○
		S S t-4	<0.0006		—		<0.0006	
響灘及び周防灘(イ)	海域生物特A	S U S t-4	<0.0006	○	—	—	<0.0006	○
		S U S t-8	<0.0006		—		<0.0006	

表 3-8 環境基準類型指定状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(1) 生活環境の保全に関する環境基準(BOD、COD等)

ア 河 川

水系等の区分	水 域 名	範 囲	水 域 類 型	達 成 期 間	指 定 年 月 日 告 示 等
山国川水系	山国川（1）	新谷橋より上流	AA	イ	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
	山国川（2）	新谷橋より下流	A	イ	
	津民川	全域	AA	イ	昭和62年5月15日 県告示第698号
	跡田川	全域	A	イ	
県北河川	伊呂波川	全域	A	イ	平成18年3月31日
	都甲川	全域	A	イ	県告示第359号
	犬丸川	全域	A	ロ	
	駅館川	全域（津房川を含む）	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	寄藻川	全域	A	イ	
国東半島東部河川	桂川	全域	A	イ	
	伊美川	全域	A	イ	
	田深川	全域	A	イ	平成17年3月31日 県告示第469号
	武藏川	全域	A	イ	
	安岐川	全域	A	イ	
別杵速見河川	八坂川	全域	A	イ	
	朝見川上流	観海寺橋より上流	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	朝見川下流	観海寺橋より下流	C	ロ	
大分市内河川	住吉川	全域	C	イ	平成19年3月30日 県告示第408号
	祓川	全域	B	ハ	
	丹生川上流	松本橋より上流（支川を除く）	A	イ	平成11年3月31日 県告示第289号
大分川水系	丹生川下流	松本橋より下流（支川を除く）	B	ロ	
	大分川上流	小野鶴橋より上流（流入する支川を含む）	A	イ	
	大分川中流	小野鶴橋から府内大橋まで（流入する支川を含む）	A	ロ	昭和47年4月1日 県告示第227号
大野川水系	大分川下流	府内大橋より下流（流入する支川を含む）	B	ハ	
	大野川上流	筒井大橋より上流（流入する支川を含む）	A	イ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	大野川下流	筒井大橋より下流（流入する支川を含む）	A	ロ	
臼杵市内河川	乙津川	原川を除く全域	A	イ	平成7年6月2日 県告示第592号
	原川	全域	C	ロ	
	臼杵川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
臼杵市内河川	末広川	全域	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
番匠川水系	番匠川上流	潮止堰より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	番匠川下流	潮止堰より下流	A	イ	平成20年3月31日 県告示第222号
	堅田川上流	柏江橋より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	堅田川下流	柏江橋より下流	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
	木立川	全域	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
	中川	全域	B	イ	平成7年6月2日 県告示第592号
筑後川水系	中江川	全域	B	イ	
	筑後川（1）	松原ダムより上流で松原ダム貯水池（梅林湖）（全域）に係る部分を除く	AA	イ	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
	筑後川（2）	松原ダムから豆津橋まで	A	イ	
筑後川水系	大肥川	全域	A	イ	
	花月川	全域	A	イ	
	庄手川	全域	A	イ	
	玖珠川	全域	A	イ	
	町田川	全域	AA	イ	

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

イ 湖 沼

水 域 名	範 围	水 域 類 型	達 成 期 間	指 定 年 月 日 告 示 等
松原ダム貯水池(梅林湖)	全域	A	イ	平成28年3月31日 環境省告示第41号
北川ダム	全域	A	イ	平成19年3月30日 県告示第409号

ウ 海 域

水系等の区分	水 域 名	範 围	水 域 類 型	達 成 期 間	指 定 年 月 日 告 示 等
周防灘	豊前地先海域 響灘及び周防灘	別記1参照 別記2参照	A A	ハ イ	平成14年3月29日 環境省告示第33号
国東半島地先水域		別記3参照	A	イ	昭和50年4月1日 県告示第370号
別府湾	住吉泊地水域 乙津泊地水域 鶴崎泊地水域 大分港水域 別府港水域 守江港水域 別府湾中央水域	別記4参照 別記5参照 別記6参照 別記7参照 別記8参照 別記9参照 別記10参照	C C C B B B A	イ イ イ イ イ イ 3年以内	昭和49年7月1日 県告示第796号
	別府湾東部水域 大野川東部水域 佐賀関港水域	別記11参照 別記12参照 別記13参照	A B B	イ イ イ	平成11年3月31日 県告示第289号
北部郡東部地先		別記14参照	A	イ	平成10年3月31日 県告示第300号
臼杵湾		別記15参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
津久見湾		別記16参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
佐伯湾	佐伯湾中央水域 佐伯湾東部水域	別記17参照 別記18参照	B A	イ イ	平成28年3月29日 県告示第200号
南海部郡地先水域		別記19参照	A	イ	昭和53年4月1日 県告示第336号

(2) 生活環境の保全に関する環境基準(全窒素及び全燐)

水系等の区分	水 域 名	範 围	水 域 類 型	達 成 期 間	指 定 年 月 日 告 示 等
松原ダム貯水池(梅林湖)	全域	湖沼III	イ	平成28年3月31日 環境省告示第41号	
北川ダム	全域	湖沼III※1	イ	平成19年3月30日 県告示第409号	
周防灘	響灘及び周防灘(二)	別記20参照	海域II	イ	平成15年3月27日 環境省告示第35号
国東半島地先		別記21参照	海域II	イ	
別府湾	別府湾(イ) 別府湾(ロ)	別記22参照 別記23参照	海域II 海域II	イ イ	
北部郡東部地先		別記14参照	海域II	イ	
臼杵湾		別記15参照	海域II	イ	
津久見湾		別記16参照	海域II	イ	
佐伯湾		別記24参照	海域II	イ	

備考 1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

※1 全燐に限る

(3) 水生生物の保全に係る水質環境基準

ア 河 川

水系等の区分	水 域 名	範 囲	水 域 類 型	達 成 期 間	指 定 年 月 日 告 示 等
山国川水系	山国川上流	大曲橋より上流	生物A	イ	平成22年9月24日
	山国川下流	大曲橋より下流	生物B	イ	環境省告示第46号
	山移川	全域	生物B	イ	
	津民川上流	土居橋より上流	生物A	イ	平成25年3月29日
	津民川下流	土居橋より下流	生物B	イ	県告示第226号
	跡田川	全域	生物B	イ	
県北河川	犬丸川	全域	生物B	イ	
	伊呂波川	全域	生物B	イ	
	駅館川	全域(津房川を含む)	生物B	イ	平成25年3月29日
	寄藻川	全域	生物B	イ	県告示第226号
	桂川	全域	生物B	イ	
	都甲川	全域	生物B	イ	
国東半島東部河川	伊美川	全域	生物B	イ	
	田深川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日
	武蔵川	全域	生物B	イ	県告示第226号
別杵速見河川	安岐川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日
	八坂川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日
大分市内河川	朝見川	全域	生物B	イ	県告示第46号
	祓川	全域	生物B	イ	
	住吉川	鳥越橋より下流	生物B	イ	
	丹生川	全域	生物B	イ	平成22年10月12日
大分川水系	尾田川	堤原橋より下流	生物B	イ	県告示第796号
	大分川	全域	生物B	イ	
	裏川	全域	生物B	イ	
	寒田川	全域	生物B	イ	
	七瀬川上流	出会い橋より上流	生物A	イ	
	七瀬川下流	出会い橋より下流	生物B	イ	
	尼ヶ瀬川	全域	生物B	イ	
	賀来川	全域	生物B	イ	
	芹川	鑑小野橋より下流(芹川ダム貯水池を除く)	生物B	イ	
	阿蘇野川上流	村内橋より上流	生物A	イ	
	阿蘇野川下流	村内橋より下流	生物B	イ	
大野川水系	大野川	白水ダムより下流	生物B	イ	
	判田川	全域	生物B	イ	
	茜川	全域	生物B	イ	
	野津川	全域	生物B	イ	
	三重川	全域	生物B	イ	
	奥嶽川上流	権現橋より上流	生物A	イ	
	奥嶽川下流	権現橋より下流	生物B	イ	
	九折川	全域	生物A※	イ	平成22年10月12日
	緒方川上流	原尻の滝より上流	生物A	イ	
	緒方川下流	原尻の滝より下流	生物B	イ	県告示第796号
	稻葉川	稻葉ダムより下流	生物B	イ	
	玉来川	全域	生物B	イ	
	乙津川	全域	生物B	イ	
臼杵市内河川	原川	全域	生物B	イ	
	臼杵川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日
番匠川水系	末広川	全域	生物B	イ	県告示第46号
	番匠川上流	虫月橋より上流	生物A	イ	
	番匠川下流	虫月橋より下流	生物B	イ	
	中川	全域	生物B	イ	
	中江川	全域	生物B	イ	
	堅田川上流	船形橋より上流	生物A	イ	
	堅田川下流	船形橋より下流	生物B	イ	平成24年1月17日
	木立川	全域	生物B	イ	県告示第46号

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告示等
筑後川水系	筑後川下流	北里川合流点より下流 (松原ダム貯水池を除く)	生物B	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
	玖珠川	全域	生物B	イ	
	町田川	全域	生物B	イ	
	庄手川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	花月川上流	山神橋より上流	生物A	イ	
	花月川下流	山神橋より下流	生物B	イ	
	大肥川	全域	生物B	イ	

※ 九折川については、全亜鉛の基準は適用しない。

イ 湖沼

水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告示等
松原ダム貯水池(梅林湖)	全域	湖沼生物B	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
北川ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第47号
芹川ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第797号
耶馬溪ダム貯水池	全域	湖沼生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第227号

ウ 海域

水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告示等
大分県地先水域	全域(大分県北部沿岸域及び大分県南部沿岸域に係る部分を除く)	海域生物A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
大分県北部沿岸域	別記25参照	海域生物特A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
大分県南部沿岸域	別記26参照	海域生物特A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
響灘及び周防灘	全域(響灘及び周防灘(イ)に係る部分を除く)	海域生物A	イ	平成29年5月22日 環境省告示第47号
響灘及び周防灘(イ)	別記27参照	海域生物特A	イ	平成29年5月22日 環境省告示第47号

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

別記

No	水 域 名	水 域 の 範 囲
1	豊前地先海域	大分県西国東郡香々地町(注1)長崎鼻と北九州市門司区網ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2	響灘及び周防灘	宇部市黒崎と大分県西国東郡香々地町(注1)長崎鼻を結ぶ線、下関市網代崎と北九州市八幡埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって豊前地先海域並びに昭和46年5月25日閣議決定の宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、小野田港、宇部・小野田地先海域(甲)、宇部・小野田地先海域(乙)、奥洞海、製鉄戸畠泊地、堺川泊地、洞海湾口部及び響灘に係る部分を除いたもの
3	国東半島地先水域	香々地町(注1)長崎鼻から杵築市白石鼻に至る陸岸の地先海域
4	住吉泊地水域	大分港住吉東防波堤燈台から大分港住吉西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
5	乙津泊地水域	大分港乙津東防波堤燈台から大分港乙津西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
6	鶴崎泊地水域	大分港鶴崎東防波堤燈台から大分港鶴崎西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
7	大分港水域	大分市白木三角点、同三角点より24度20分2,100mの地点、大分市千歳三角点より24度40分6,100mの地点、同地点から136度の線と大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線の交点、大分市大在大野川右岸北端の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
8	別府港水域	両郡橋(別府市と大分市との境界地点)から島山山頂まで引いた線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線及び別府市と日出町との境界陸岸地点から両郡橋に至る陸岸により囲まれた海域
9	守江港水域	杵築市権現鼻と同市住吉浜燈台とを結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
10	別府湾中央水域	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結んだ線及び陸岸で囲まれた区域から守江港水域、別府港水域、大分港水域、鶴崎泊地水域、乙津泊地水域及び住吉泊地水域を除く海域
11	別府湾東部水域	杵築市白石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線及び大分市大在大野川右岸北端から佐賀閑町(注2)閑崎に至る海岸に囲まれた海域で、大野川東部水域及び佐賀閑港の水域を除く水域
12	大野川東部水域	次の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた水域 (1) 大分市大在大野川右岸北端 (2) 大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線と大分臨海工業地帯1号地北東端から10度1,800mの点と大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点とを結ぶ線の交点 (3) 大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点 (4) 大分市と北海部郡佐賀閑町(注2)との境界と海岸との交点から101度52分514mの地点から358度22分4,080mの点 (5) 大分市と北海部郡佐賀閑町(注2)との境界と海岸との交点から101度52分514mの点
13	佐賀閑港	北海部郡佐賀閑町(注2)踊鼻と同町若獅子鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた水域
14	北海部郡東部地先	北海部郡佐賀閑町(注2)閑崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から臼杵市下ノ江港灯台に至る陸岸の地先海域
15	臼杵湾	臼杵市下ノ江港灯台から津久見市楠屋鼻に至る陸岸の地先海域
16	津久見湾	津久見市楠屋鼻から南海部郡上浦町(注3)蒲戸崎に至る陸岸の地先海域
17	佐伯湾中央水域	佐伯市大字二榮漁港防波堤先端と大入島大字高松浦上浦936番地を結ぶ線、大入島、元ヶ鼻と片白島北端を結ぶ線、同島、同島南端と野崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
18	佐伯湾東部水域	佐伯市上浦蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域であって、佐伯湾中央水域に係る部分を除いたもの
19	南海部郡地先水域	鶴御崎(鶴見町(注4)と米水津村(注5)との境界陸岸地点)から大分県と宮崎県の境界陸岸地点に至る陸岸の地先海域
20	響灘及び周防灘(二)	北九州市網ノ鼻とB点(網ノ鼻から南東方22,100mの地点(北緯33度48分7秒、東経131度11分54秒))を結ぶ線、同地点とC点(B地点から東方20,600mの地点(北緯33度48分7秒、東経131度25分7秒))を結ぶ線、同地点と大分県西国東郡香々地町(注1)長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
21	国東半島地先	西国東郡香々地町(注1)長崎鼻から杵築市白石鼻に至る陸岸の地先海域
22	別府湾(イ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域であって、鶴崎泊地、乙津泊地、住吉泊地を除いたもの
23	別府湾(ロ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線、杵築市白石鼻と北海部郡佐賀閑町(注2)閑崎を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域
24	佐伯湾	南海部郡上浦町(注3)蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域
25	大分県北部沿岸域	宇部市黒崎と豊後高田市香々地長崎鼻を結ぶ線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線(別府市と日出町の境界陸岸地点から水深30mの地点までの部分に限る。)、水深30mの等深線及び陸岸に囲まれた海域
26	大分県南部沿岸域	杵築市白石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線(大野川右岸北端から水深30mの地点までの部分に限る。)、大分県と宮崎県の境界陸岸地点、水深30mの等深線及び陸岸に囲まれた海域(入津湾を除く。)
27	響灘及び周防灘(イ)	平成29年5月22日環境省告示47号の別記26参照

注1 「西国東郡香々地町」または「香々地町」とは現「豊後高田市香々地」をいう。

注2 「北海部郡佐賀閑町」または「佐賀閑町」とは現「大分市佐賀閑」をいう。

注3 「南海部郡上浦町」とは現「佐伯市上浦」をいう。

注4 「鶴見町」とは現「佐伯市鶴見」をいう。

注5 「米水津村」とは現「佐伯市米水津」をいう。

別図



表 3-9 水生生物調査に係る指標生物

水質階級	指標生物	水質階級	指標生物
I きれいな水	ナミウズムシ	III きたない水	タニシ類
	ヒラタカゲロウ類		ミズムシ
	ヘビトンボ		ニホンドロソコエビ
	ヤマトビケラ類		シマイシビル
	アミカ類		ミズカラマキリ
	サワガニ		イソコツブムシ類
	カワゲラ類		サカマキガイ
	ナガレトビケラ類		アメリカザリガニ
	ブユ類		チヨウバエ類
	ヨコエビ類		エラミミズ
	カワニナ類	IV とてもきたない水	ユスリカ類
	コガタシマトビケラ類		
	ヒラタドロムシ類		
	ヤマトシジミ		
	コオニヤンマ		
II ややきれいな水	オオシマトビケラ		
	ゲンジボタル		
	イシマキガイ		

図 3-10 瀬戸内区域及び入津

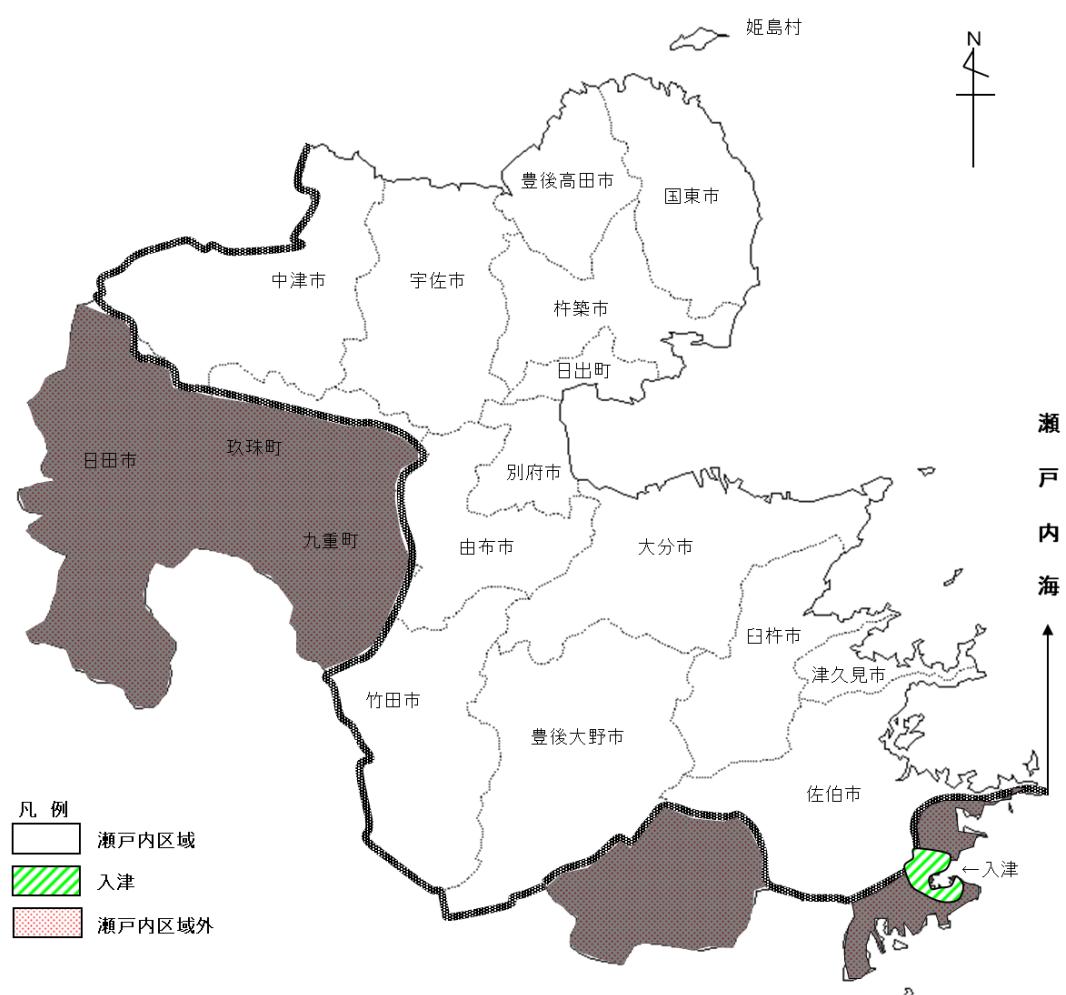


表 3-11 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数及び有害物質貯蔵指定施設数

(令和7年3月31日現在)

水渦法 施行令 別表第 1の号 番号	業種名	日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業場				日平均排水量 50m ³ 未満の特定事業場				計					
		指定地域 内事業場		瀬戸内 法適用 区域外 の地域	小計	大分市内		その他の地域		小計	特定 事業 場数				
		大分市内				その他の地域									
		瀬戸内 法	水渦法			瀬戸内 法	水渦法	瀬戸内 法	水渦法						
1	鉱業又は水洗炭業														
10の2	畜産農業又はサービス業		3		3		8		200	208	211				
2	畜産食料品製造業	1	3	1	5		7		54	61	66				
3	水産食料品製造業		8	3	11		11	1	140	152	163				
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		5	5	10		26		286	312	322				
5	みそ、しょう油等製造業		5		5		4		66	70	75				
6	小麦粉製造業														
7	砂糖製造業														
8	パン・菓子の製造業又は製あん業		1		1		3	1	11	15	16				
9	米菓製造業又はこうじ製造業						1			1	1				
10	飲料製造業		9	6	15		4		95	99	114				
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業						4		13	17	17				
12	動植物油脂製造業								3	3	3				
13	イースト製造業														
14	でん粉又は化工でん粉の製造業														
15	ぶどう糖又は水あめの製造業														
16	めん類製造業						9		24	33	33				
17	豆腐又は煮豆の製造業						8		168	176	176				
18	インスタントコーヒー製造業														
18の2	冷凍調理食品製造業								7	7	7				
18の3	たばこ製造業														
19	紡績業又は織維製品の製造業若しくは加工業						2		4	6	6				
20	洗毛業														
21	化学繊維製造業		1		1					1	1				
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業								17	17	17				
21の3	合板製造業								1	1	1				
21の4	パーティクルボード製造業														
22	木材薬品処理業						1		7	8	8				
23	パルプ・紙又は紙加工品の製造業	3			3					3	3				
23の2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業						9	1	10	10					
24	化学肥料製造業						1	1	2	2					
25	削除														
26	無機顔料製造業														
27	25号及び26号の事業以外の無機化学工業製品製造業		3		3		2		1	3	6				
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業						1			1	1				
29	コールタール製品製造業														
30	発酵工業		1		1					1	1				
31	メタン誘導品製造業														
32	有機顔料又は合成染料の製造業														
33	合成樹脂製造業		1		1		5			5	6				
34	合成ゴム製造業						1			1	1				
35	有機ゴム薬品製造業														
36	合成洗剤製造業														
37	31号から36号までの事業以外の石油化学工業	3			3		1			1	4				
38	石けん製造業														
38の2	界面活性剤製造業														
39	硬化油製造業														
40	脂肪酸製造業								1	1	1				
41	香料製造業														
42	ゼラチン又はにかわの製造業														
43	写真感光材料製造業														
44	天然樹脂製品製造業														
45	木材化学工業														

水 潟 法 施 行 令 別 表 第 1 の 号 番 号	業種名	日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業場				日平均排水量 50m ³ 未満の特定事業場				計					
		指定地域 内事業場		瀬戸内 法適用 区域外 の地域	小計	大分市内		その他の地域		小計	特定 事業 場数				
		大分市内				瀬戸内 法		水 潟 法							
		瀬戸内 法	水 潟 法			瀬戸内 法	水 潟 法	瀬戸内 法	水 潟 法						
46	29号から42号までの事業以外の有機化粧品製造業	1				1		3		3	4 1				
47	医薬品製造業	1	1			2					2 2				
48	火薬製造業	1				1					1 1				
49	農薬製造業								1	1	1				
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業														
51	石油精製業	1				1					1 1				
51の2	自動車タイヤ若しくは自動車用チューブ等製造業	1				1					1 1				
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品等製造業														
52	皮革製造業						1			1	1				
53	ガラス又はガラス製品の製造業						2	1	1	4	4 1				
54	セメント製品製造業						22		44	66	66				
55	生コンクリート製造業	1	2		4	7	26		108	134	141 3				
56	有機質砂かべ材製造業														
57	人造黒鉛電極製造業														
58	窯業原料の精製業			2		2					2 2				
59	碎石業					1	1	4	14	18	19				
60	砂利採取業							8	6	14	14				
61	鉄鋼業	1				1		1		1	2 1				
62	非鉄金属製造業	1				1			1	1	2 1				
63	金属製品製造業又は機械器具製造業			1		1		2	7	9	10 1				
63の2	空きびん卸売業							1	1	2	2				
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、発ガス洗浄施設	1				1					1 1				
64	ガス供給業又はコークス製造業								1	1	1				
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道						5		6	11	11				
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3	1		1	5		12		20	32 37 4				
66	電気めつき施設			1		1	2		4	2	6 8 1				
66の2	ニチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設														
66の3	旅館業	5	76		33	114		89		1,808	1,897 2,011 81				
66の4	共同調理場		3			3		2		17	19 22 3				
66の5	弁当出し屋又は弁当製造業						1	9		1	11 11 1				
66の6	飲食店	1	3		7	11	1	10		16	27 38 5				
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他 の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店														
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店														
67	洗たく業			5		5		44		139	183 188 5				
68	写真現像業							25		67	92 92				
68の2	病院	4	2			6		5		2	7 13 6				
69	と畜業又はへい獸取扱業			1		1	2		1	1	4 1				
69の2	卸売市場														
69の3	69の2と統合														
70	廃油処理施設														
70の2	自動車分解整備事業						9		3	12	12				
71	自動式車両洗浄施設	1				1		271		407	678 679 1				
71の2	試験研究機関	2	4		1	7	1	26	2	37	66 73 9				
71の3	一般廃棄物処理施設	1	1			2		2		15	17 19 2				
71の4	産業廃棄物処理施設	1				1				1	1 2 1				
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設			1		1			4	4	5 1				
71の6	トリクロロエチレン等の蒸留施設								1	1	1				
72	し尿処理施設	9	4	29	53	17	112	3	1	2	24 30 142 43				
73	下水道終末処理施設	2	11		24	3	40		1		3 4 44 2				
74	特定事業場から排出される水の処理施設			1			1		3		2 5 6 1				
	指定地域特定施設			32		60		92		95	156 251 343				
	有害物質貯蔵指定施設								1		2 3 3				
	計	45	47	174	137	84	487	6	793	7 4,018	4,824 5,311 232				

注)2以上の業種を兼業する特定事業場においては、代表業種に属するものとみなし、1つとして数えている。

表 3-12 排水基準の概要

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

種類	項目	適用事業場	適用区域	適用年月	最近の改正状況
濃度規制	有害物質 Cd,Cr6+等28項目	全特定事業場	全域	昭和46年6月24日	平成24年5月23日(平成24年5月25日施行) 1,4-ジオキサン追加
	その他の項目 COD,BOD等15項目	日平均排出水量50m ³ 以上の特定事業場	同上	同上	平成5年8月27日(平成5年10月1日施行) 海域の窒素、燐追加
	上乗せ排水基準	COD,SS,油分	同上	瀬戸内・入津区域	平成14年12月24日(平成15年4月1日施行) 適用区域に入津追加
総量規制	総量規制基準	COD,T-N,T-P	同上	瀬戸内区域	令和4年10月31日(令和4年10月31日施行) 化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量(T-N)及びりん含有量(T-P)に係る第9次 総量規制基準

表 3-13 地下水調査井戸数**(1)市町村別**

(単位:本)

市町村名	概況調査			汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査	合計
	定点方式	ローリング方式	計			
大分市	0	10	10	0	8	18
別府市	4	2	6	0	0	6
中津市	2	1	3	0	3	6
日田市	4	1	5	0	1	6
佐伯市	4	0	4	0	1	5
臼杵市	1	1	2	0	1	3
津久見市	1	1	2	0	0	2
竹田市	1	0	1	0	0	1
豊後高田市	0	1	1	0	4	5
杵築市	1	0	1	0	0	1
宇佐市	1	2	3	0	2	5
豊後大野市	3	1	4	0	2	6
由布市	1	0	1	0	0	1
国東市	4	0	4	4	2	10
姫島村	0	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	0	0	0
九重町	0	0	0	0	1	1
玖珠町	0	0	0	0	1	1
合計	27	20	47	4	26	77

(2)測定機関別

(単位:本)

調査機関	概況調査			汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査	合計
	定点方式	ローリング方式	計			
大分県	24	10	34	4	18	56
国土交通省	3	0	3	0	0	3
大分市	0	10	10	0	8	18
合計	27	20	47	4	26	77

表 3-14 地下水質調査結果

(1)環境基準項目(調査区分別)

(単位:本)

環境基準項目	環境基準値 (mg/L)	概況調査						汚染井戸周辺 地区調査			継続監視調査			合 計		
		定点方式			ローリング方式											
		調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数
カドミウム	0.003以下	11	0	0	20	0	0	0	0	0	5	0	0	36	0	0
全シアン	検出されないこと	6	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0
鉛	0.01以下	11	0	0	20	0	0	0	0	0	5	1	0	36	1	0
六価クロム	0.02以下	11	0	0	20	0	0	0	0	0	5	0	0	36	0	0
砒素	0.01以下	11	3	0	20	5	0	0	0	0	5	3	1	36	11	1
総水銀	0.0005以下	7	0	0	20	0	0	0	0	0	1	0	0	28	0	0
アルキル水銀	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB	検出されないこと	6	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0
ジクロロメタン	0.02以下	12	0	0	20	1	0	0	0	0	5	0	0	37	1	0
四塩化炭素	0.002以下	12	0	0	20	0	0	0	0	0	5	0	0	37	0	0
クロロエチレン※	0.002以下	1	0	0	10	0	0	0	0	0	7	2	0	18	2	0
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	12	0	0	20	0	0	0	0	0	5	0	0	37	0	0
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	12	0	0	20	0	0	0	0	0	12	0	0	44	0	0
1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	12	0	0	20	0	0	0	0	0	12	8	0	44	8	0
1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	12	0	0	20	0	0	0	0	0	5	0	0	37	0	0
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	12	0	0	20	0	0	0	0	0	5	0	0	37	0	0
トリクロロエチレン	0.01以下	12	0	0	20	0	0	0	0	0	12	9	1	44	9	1
テトラクロロエチレン	0.01以下	12	3	0	20	0	0	0	0	0	6	5	2	38	8	2
1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	13	0	0	20	0	0	0	0	0	5	0	0	38	0	0
チウラム	0.006以下	8	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0
シマジン	0.003以下	8	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0
チオベンカルブ	0.02以下	8	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0
ベンゼン	0.01以下	12	0	0	20	0	0	0	0	0	5	0	0	37	0	0
セレン	0.01以下	7	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	27	26	0	20	19	0	4	4	0	19	14	7	70	63	7
ふつ素	0.8以下	24	19	0	20	11	0	0	0	0	24	19	1	68	49	1
ほう素	1以下	9	3	0	20	2	0	0	0	0	5	0	0	34	5	0
1,4-ジオキサン	0.05以下	12	0	0	20	0	0	0	0	0	5	0	0	37	0	0
総 計		27	27	0	20	19	0	4	4	0	26	26	12	77	76	12

備考1 1,2-ジクロロエチレンは、シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの和

2 検出井戸とは、各物質ごとに、定量下限値以上の検出のあった井戸本数をいい、超過井戸本数を含む。

3 超過井戸とは、年間平均値が環境基準を超過したものという。

※ 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

(2)環境基準項目(用途別)

(単位:本)

		基準値 (単位:mg/L)	飲用に供しているもの			その他の井戸			合 計			
			調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	
健 康 項 目	1	カドミウム	0.003以下	10	0	0	26	0	0	36	0	0
	2	全シアン	検出されないこと	6	0	0	20	0	0	26	0	0
	3	鉛	0.01以下	10	0	0	26	1	0	36	1	0
	4	六価クロム	0.02以下	10	0	0	26	0	0	36	0	0
	5	砒素	0.01以下	10	3	0	26	8	1	36	11	1
	6	総水銀	0.0005以下	7	0	0	21	0	0	28	0	0
	7	アルキル水銀	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8	PCB	検出されないこと	6	0	0	20	0	0	26	0	0
	9	ジクロロメタン	0.02以下	8	0	0	29	1	0	37	1	0
	10	四塩化炭素	0.002以下	8	0	0	29	0	0	37	0	0
	11	クロロエチレン※	0.002以下	0	0	0	18	2	0	18	2	0
	12	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	8	0	0	29	0	0	37	0	0
	13	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	8	0	0	36	0	0	44	0	0
	14	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	8	0	0	36	8	0	44	8	0
	15	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	8	0	0	29	0	0	37	0	0
	16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	8	0	0	29	0	0	37	0	0
	17	トリクロロエチレン	0.01以下	8	0	0	36	9	1	44	9	1
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	8	1	0	30	7	2	38	8	2
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	8	0	0	30	0	0	38	0	0
	20	チウラム	0.006以下	6	0	0	22	0	0	28	0	0
	21	シマジン	0.003以下	6	0	0	22	0	0	28	0	0
	22	チオベンカルブ	0.02以下	6	0	0	22	0	0	28	0	0
	23	ベンゼン	0.01以下	8	0	0	29	0	0	37	0	0
	24	セレン	0.01以下	6	0	0	21	0	0	27	0	0
	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	18	16	1	52	47	6	70	63	7
	26	ふつ素	0.8以下	17	11	1	51	38	0	68	49	1
	27	ほう素	1以下	8	1	0	26	4	0	34	5	0
	28	1,4-ジオキサン	0.05以下	8	0	0	29	0	0	37	0	0
総 計			18	18	2	59	58	10	77	76	12	

※ 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

(3)要監視項目

(単位：本)

	指針値 (単位: mg/L)	飲用に供しているもの			その他の井戸			合計			
		調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	
1	クロロホルム	0.06以下	8	0	0	29	0	0	37	0	0
2	1, 2-ジクロロプロパン	0.06以下	8	0	0	29	0	0	37	0	0
3	p-ジクロロベンゼン	0.2以下	8	0	0	29	0	0	37	0	0
4	イソキサチオノン	0.008以下	6	0	0	20	0	0	26	0	0
5	ダイアジノン	0.005以下	6	0	0	20	0	0	26	0	0
6	フェニトロチオン(MEP)	0.003以下	6	0	0	20	0	0	26	0	0
7	イソプロチオラン	0.04以下	6	0	0	20	0	0	26	0	0
8	オキシン銅(有機銅)	0.04以下	6	0	0	20	0	0	26	0	0
9	クロロタロニル(TPN)	0.05以下	6	0	0	20	0	0	26	0	0
10	プロビザミド	0.008以下	6	0	0	20	0	0	26	0	0
11	E PN	0.006以下	6	0	0	20	0	0	26	0	0
12	ジクロルボス(DDVP)	0.008以下	6	0	0	20	0	0	26	0	0
13	フェノブカルブ(BPMC)	0.03以下	6	0	0	20	0	0	26	0	0
14	イプロベンホス(IPP)	0.008以下	6	0	0	20	0	0	26	0	0
15	クロルニトロフェン(CNP)	—	6	0	0	20	0	0	26	0	0
16	トルエン	0.6以下	8	0	0	29	0	0	37	0	0
17	キシレン	0.4以下	8	0	0	29	0	0	37	0	0
18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	6	0	0	20	0	0	26	0	0
19	ニッケル	—	9	1	0	26	1	0	35	2	0
20	モリブデン	0.07以下	9	0	0	26	1	0	35	1	0
21	アンチモン	0.02以下	6	0	0	20	0	0	26	0	0
22	エピクロロヒドリン	0.0004以下	0	0	0	10	0	0	10	0	0
23	全マンガン	0.2以下	9	1	1	26	7	2	35	8	3
24	ウラン	0.002以下	9	1	0	26	3	0	35	4	0
25	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下 (暫定)	2	2	0	14	13	2	16	15	2
総 計			10	2	1	39	13	4	49	15	5

表 3-15 総量削減計画の概要 (COD、窒素含有量及びりん含有量)

COD	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次	
	54年度	59年度	59年度	64年度	元年度	6年度	6年度	11年度	11年度	16年度
	現状負荷量	削減目標量								
生活排水	21	(22)	21	19	19	17	19	17	18	16
産業排水	29	(56)	31	30	29	27	25	25	22	22
その他	8	(7)	8	8	7	7	7	7	6	6
総 量	58	(85)	60	57	55	51	51	49	46	44

注: ()内は、計画ベースの値である。

(単位:トン/日)										
第6次		第7次		第8次		第9次				
16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度	元年度	6年度	元年度	6年度	
現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	
16	15	14	13	13	12	11	8			
17	17	13	13	14	14	12	12			
5	5	6	6	5	5	5	5			
38	37	33	32	32	31	28	25			

窒素含有量	第5次		第6次		第7次		第8次		第9次	
	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度	元年度	6年度
	現状負荷量	削減目標量								
生活排水	11	10	11	10	10	10	8	8	9	7
産業排水	8	8	6	6	6	6	7	7	6	6
その他	22	21	16	16	18	17	18	18	17	17
総 量	41	39	33	32	34	33	33	33	32	30

りん含有量	第5次		第6次		第7次		第8次		第9次	
	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度	元年度	6年度
	現状負荷量	削減目標量								
生活排水	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5
産業排水	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他	1.0	1.0	1.0	1.0	1.4	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2
総 量	2.6	2.5	2.3	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.3	2.2

図 3-16 瀬戸内海の環境保全に関する大分県計画の概要



表 3-17 水質環境基準等（公共用水域）

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(1)人の健康の保護に関する環境基準

(単位:mg/L)

	項目	基準値
1	カドミウム	0.003 以下
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01 以下
4	六価クロム	0.02 以下
5	砒素	0.01 以下
6	総水銀	0.0005 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	PCB	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02 以下
10	四塩化炭素	0.002 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
16	トリクロロエチレン	0.01 以下
17	テトラクロロエチレン	0.01 以下
18	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下
19	チウラム	0.006 以下
20	シマジン	0.003 以下
21	チオベンカルブ	0.02 以下
22	ベンゼン	0.01 以下
23	セレン	0.01 以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
25	ふつ素	0.8 以下
26	ほう素	1 以下
27	1,4-ジオキサン	0.05 以下

(2)要監視項目及び指針値

(単位:mg/L)

	項目	指針値
1	クロロホルム	0.06 以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
5	イソキサチオン	0.008 以下
6	ダイアジノン	0.005 以下
7	フェニトロチオン(MEP)	0.003 以下
8	イソプロチオラン	0.04 以下
9	オキシン銅(有機銅)	0.04 以下
10	クロロタロニル(TPN)	0.05 以下
11	プロピザミド	0.008 以下
12	EPN	0.006 以下
13	ジクロルボス(DDVP)	0.008 以下
14	フェノプカルブ(BPMC)	0.03 以下
15	イプロベンホス(IPB)	0.008 以下
16	クロルニトロフェン(CNP)	—
17	トルエン	0.6 以下
18	キシレン	0.4 以下
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
20	ニッケル	—
21	モリブデン	0.07 以下
22	アンチモン	0.02 以下
23	塩化ビニルモノマー	0.002 以下
24	エピクロロヒドリン	0.0004 以下
25	全マンガン	0.2 以下
26	ウラン	0.002 以下
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下 (暫定)

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」は、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

備考

- PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

(3)生活環境の保全に関する環境基準、水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

1 河川・湖沼を除く。)

ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利 用 目 的 の 性	基準値					該 当 水 域
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	
AA	水 道 1 級 自然環境保全及びA以下の中の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下	
A	水 道 2 級 水 産 1 級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	
B	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下	
C	水 産 3 級 工 業 用 水 1 級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工 業 用 水 2 級 工 業 用 水	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
E	工 業 用 水 3 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊がみとめられないこと。	2mg/L以上	—	
測 定 方 法	規格K0102-1-12に定める方法 又はガラス電極用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-1-18に定める方法	付表8に掲げる方法		規格K0102-1-21.2, 21.3, 21.4及12.5に定める方法 又は隔膜電極若しくは光式センサ用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-5-5.6.2(5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができるときは、0~5°C(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	
備 考	<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×n)の整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)とする。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以降7.5以上、溶存酸素量5mg/L以上とする。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいふ。</p> <p>4 水道1級を利用目的して測定点(自然環境保全を利用して測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。</p> <p>5 いずれの類型においても、水浴を利用目的して測定点(自然環境保全及び水道1級を利用して測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。</p> <p>6 水道1級、水産2級及び水産3級の利用目的する場合には、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。</p> <p>7 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級:ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの

n 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行ふもの

n 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行ふもの

3 水 産 1 級:ヤマメ、イナ等貧弱な水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

n 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧弱な水域の水産生物用

n 3 級:コイ、フナ等 β-中腐水性の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行ふもの

n 2 級:薬品注入等による高度の浄水操作を行ふもの

n 3 級:特殊の浄水操作を行ふもの

5 環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準値					要監視項目指針値					該 当 水 域
		全垂鉛	ノニルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-テオクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール			
生物 A	イワナ、サケマス等比較的の低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	0.7mg/L以下	0.05mg/L以下	1mg/L以下	0.001mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03mg/L以下		
生物 特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	1mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.02mg/L以下	0.003mg/L以下		
生物 B	コイ、フナ等比較的の高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	3mg/L以下	0.08mg/L以下	1mg/L以下	0.004mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03mg/L以下		
生物 特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	3mg/L以下	0.01mg/L以下	1mg/L以下	0.003mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下		
測定方法	規格K0102-3 12.2, 12.3, 12.4 及び12.5に定める方法	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	規格K0125 5.1, 5.2及び 5.3.1に定める方法	平成15年環水企発第 031105001号・ 環水管発第 031105001号付 表1に掲げる方 法	平成15年環水企発第 031105001号・ 環水管発第 031105001号付 表2に掲げる方 法	平成15年環水企発第 031105001号・ 環水管発第 031105001号付 表2に掲げる方 法	平成15年環水企発第 1303272号付表 2に掲げる方 法	平成15年環水企発第 1303272号付表 2に掲げる方 法	平成15年環水企発第 1303272号付表 3に掲げる方 法			
備 考	1 基準値は年間平均値とする。											

2 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利 用 目 的 の 性 適 応	基準値					該 当 水 域
		水素イオン 濃度(pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶 解 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数	
AA	水道産業環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1級 6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道産業環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2、3級 6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	
B	水工農業用水1級 Cの欄に掲げるもの	3級 6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—	
C	工業用環境保全	2級 6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—	
測 定 方 法		規格K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-1 17.2に定める方法	付表8に掲げる方法	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-5 5.6.2(5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0~5°C(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	
備 考							
1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。 3 水道3級を利用目的としている測定点(水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。 5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道1級:ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
 " 2,3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級:ヒマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級:サケ科魚類及びアユ等富栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 生活環境の保全に関する環境基準(窒素、燐)

項目 類型	利 用 目 的 の 性 適 応	基準値		該 当 水 域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1,2,3級(特殊なものを除く。) 水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格K0102-2 17.3、17.4又は17.5(17.5.3.2を除く。)に定める方法	規格K0102-2 18.4(18.4.1.4のb)を除く。)に定める方法	
備 考				
1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道1級:ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
 " 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行ふの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行ふものとす。)
 3 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種:コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準値			要監視項目指針値						該当水域
		全亜鉛 ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	クロロホルム フェノール	ホルムアルデヒド アフルフェノール	4-t-オクチルフェノール アニリン	2,4-ジクロロフェノール				
生物A	イワナ、サケマス等比較的の低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.7 mg/L以下	0.05 mg/L以下	1 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.006 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.003 mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物B	コイ、フナ等比較的の高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	3 mg/L以下	0.08 mg/L以下	1 mg/L以下	0.004 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	3 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、 12.4 及び12.5に 定める方法	付表9に掲 げる方法	規格K0102-4 5.1、5.2及び 6.2.5に定め る方法	規格K0125 5.1、5.2及び 5.3.1に定め る方法	平成15年環 水企発第 031105001 号・環水管 発第 031105001 号付表1に 掲げる方法	平成15年環 水企発第 031105001 号・環水管 発第 031105001 号付表1に 掲げる方法	平成15年環 水企発第 031105001 号付表2に 掲げる方法	平成25年環 水企発第 031105001 号付表2に 掲げる方法	平成25年環 水企発第 031105001 号付表2に 掲げる方法	平成25年環 水企発第 031105001 号付表2に 掲げる方法
備考 1 基準値は年間平均値とする。											

エ 水生生物の保全に係る水質環境基準(底層溶存酸素量)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	環境基準値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上		
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上		
測定方法		規格K0102-1 21.2、21.3、 21.4及び21.5に定める方 法又は付表10に掲げる方 法		
備考 1 基準値は年間平均値とする。				

3 海域

ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	
A	水産1級 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	検出されないこと	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	
測定方法		規格K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-1 17.2に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうち、ノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-5 5.6.2(5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができるときは、0~5°C(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	規格K0102-1 22.5に定める方法	X
備考							
1 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後、よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアソシ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させ、それをカーブの判別しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 COD(O ₂ mg/L)=0.08×[(b)-(a)]×fNa ₂ S ₂ O ₃ ×1000/50 (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL) fNa ₂ S ₂ O ₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価 2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。 3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1級:マグイ、ブリ、ワカツ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級:ボラ、ツバ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 生活環境の保全に関する環境基準(窒素、燐)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/以下	0.02mg/以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/以下	0.03mg/以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/以下	0.05mg/以下	
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/以下	0.09mg/以下	
測定方法		規格K0102-2 17.4又は17.5(17.5.3.2を除く。)に定める方法	規格K0102-2 18.4(18.4.1.4のb)を除く。)に定める方法	X
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1種:底生魚介類を含めた多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

〃 2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多発される

〃 3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準値			要監視項目指針値						該当水域
		全亜鉛 ノニルフェノール 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	クロロホルム フェノール ホルムアルデヒド 4-t-オクチルフェノール	アニリン 2,4-ジクロロフェノール							
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下	0.8 mg/L以下	2 mg/L以下	0.3 mg/L以下	0.0009 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.02 mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の生息する産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006 mg/L以下	0.8 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.0004 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L以下	
測定方法											
規格K0102-3 12.2、12.3、 12.4 及び12.5に定め る方法											
付表9に掲げ る方法											
規格K0102-4 6.2.5に定める 方法											
規格K0125 5.1、5.2及び 5.3.1に定める 方法											
平成15年環 水企発第 031105001号・ 環水管発第 031105001号 付表1に掲げ る方法											
平成15年環 水企発第 031105001号・ 環水管発第 031105001号 付表2に掲げ る方法											
平成15年環 水企発第 031105001号・ 環水管発第 1303272号付 表2に掲げる 方法											
平成25年環 水大水発第 1303272号付 表3に掲げる 方法											
備考 1 基準値は年間平均値とする。											

エ 水生生物の保全に係る水質環境基準(底層溶存酸素量)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	環境基準基準値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上		
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上		
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法		
備考 1 基準値は年間平均値とする。				

表 3-18 地下水の環境基準等と地下浸透の防止に係る基準

(令和 7 年 3 月 31 日)

(1)人の健康の保護に関する環境基準

(単位:mg/L)

項目	基準値
1 カドミウム	0.003 以下
2 全シアン	検出されないこと
3 鉛	0.01 以下
4 六価クロム	0.02 以下
5 硒素	0.01 以下
6 総水銀	0.0005 以下
7 アルキル水銀	検出されないこと
8 PCB	検出されないこと
9 ジクロロメタン	0.02 以下
10 四塩化炭素	0.002 以下
11 クロロエチレン※	0.002 以下
12 1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
13 1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
14 1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
15 1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
16 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
17 トリクロロエチレン	0.01 以下
18 テトラクロロエチレン	0.01 以下
19 1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下
20 チウラム	0.006 以下
21 シマジン	0.003 以下
22 チオベンカルブ	0.02 以下
23 ベンゼン	0.01 以下
24 セレン	0.01 以下
25 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
26 ふつ素	0.8 以下
27 ほう素	1 以下
28 1,4-ジオキサン	0.05 以下

(2)要監視項目及び指針値

(単位:mg/L)

項目	指針値
1 クロロホルム	0.06 以下
2 1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
3 p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
4 イソキサチオン	0.008 以下
5 ダイアジノン	0.005 以下
6 フェニトロチオン(MEP)	0.003 以下
7 イソプロチオラン	0.04 以下
8 オキシン銅(有機銅)	0.04 以下
9 クロロタロニル(TPN)	0.05 以下
10 プロピザミド	0.008 以下
11 EPN	0.006 以下
12 ジクロルボス(DDVP)	0.008 以下
13 フェノブカルブ(BPMC)	0.03 以下
14 イプロベンホス(IPB)	0.008 以下
15 クロルニトロフェン(CNP)	—
16 トルエン	0.6 以下
17 キシレン	0.4 以下
18 フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
19 ニッケル	—
20 モリブデン	0.07 以下
21 アンチモン	0.02 以下
22 エピクロロヒドリン	0.0004 以下
23 全マンガン	0.2 以下
24 ウラン	0.002 以下
25 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下 (暫定)

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の43.2.1、4.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

※ 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

備考

- PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

表 3-19 水質關係公害防止協定値

全塗素のうち＊印についているものは、アンモニア態窒素である。
会社名は令和7年3月21日現在のものである。

表 3-20 健康項目に係る環境基準を達成した地点の調査結果

水 域	地 点 名	項 目	総 檢 体 数	基 準 値 超 過 檢 体 数	最 大 値	平 均 値	基 準 値
					(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
朝見川	藤助橋	砒素	6	6	0.027	0.021	0.01
町田川	潜石橋		6	6	0.024	0.021	

表 3-21 公共用海域の生活環境項目(BOD、COD)の環境基準達成状況

区 分 水 域	達 成				非 達 成	欠 測		
河 川	山国川(1)	山国川(2)	津民川	跡田川	伊呂波川 大野川下流	—		
	犬丸川	駅館川	寄藻川	桂川				
	都甲川	伊美川	田深川	武藏川				
	安岐川	八坂川	朝見川上流	朝見川下流				
	祓川	住吉川	丹生川上流	丹生川下流				
	大分川上流	大分川中流	大分川下流	大野川上流				
	乙津川	原川	白杵川	末広川				
	番匠川上流	番匠川下流	堅田川上流	堅田川下流				
	木立川	中川	中江川	筑後川(2)				
	大肥川	花月川	庄手川	玖珠川				
町田川								
湖 沼	松原ダム貯水池				北川ダム	—		
海 域	響灘及び周防灘	国東半島地先海域			豊前地先海域	—		
	住吉泊地水域	乙津泊地水域						
	鶴崎泊地水域	大分港水域						
	大野川東部水域	別府港水域						
	守江港水域	佐賀関港水域						
	別府湾中央水域	別府湾東部水域						
	北海部郡東部地先水域	白杵湾						
	津久見湾	佐伯湾中央水域						
	佐伯湾東部水域	南海部郡地先水域						

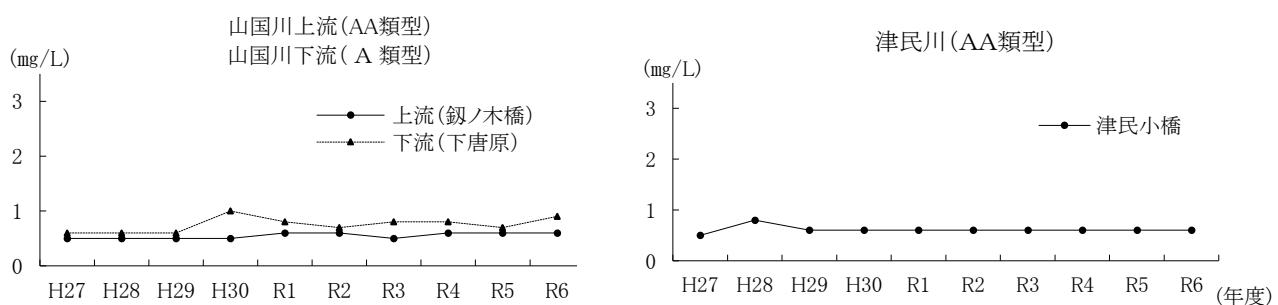
表 3-22 水環境の現状（河川別）

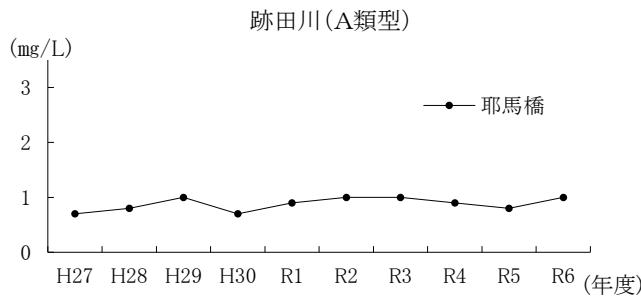
(1) 山国川水系

山国川は一級河川であり、山移川等多くの支川を合し、中津川を分派して周防灘に流入している。流域には特に大きな汚濁源ではなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 3-4 のとおりで、いずれも環境基準を達成している。BOD の年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 山国川水系 BOD 年間平均値の経年変化





(2) 県北河川

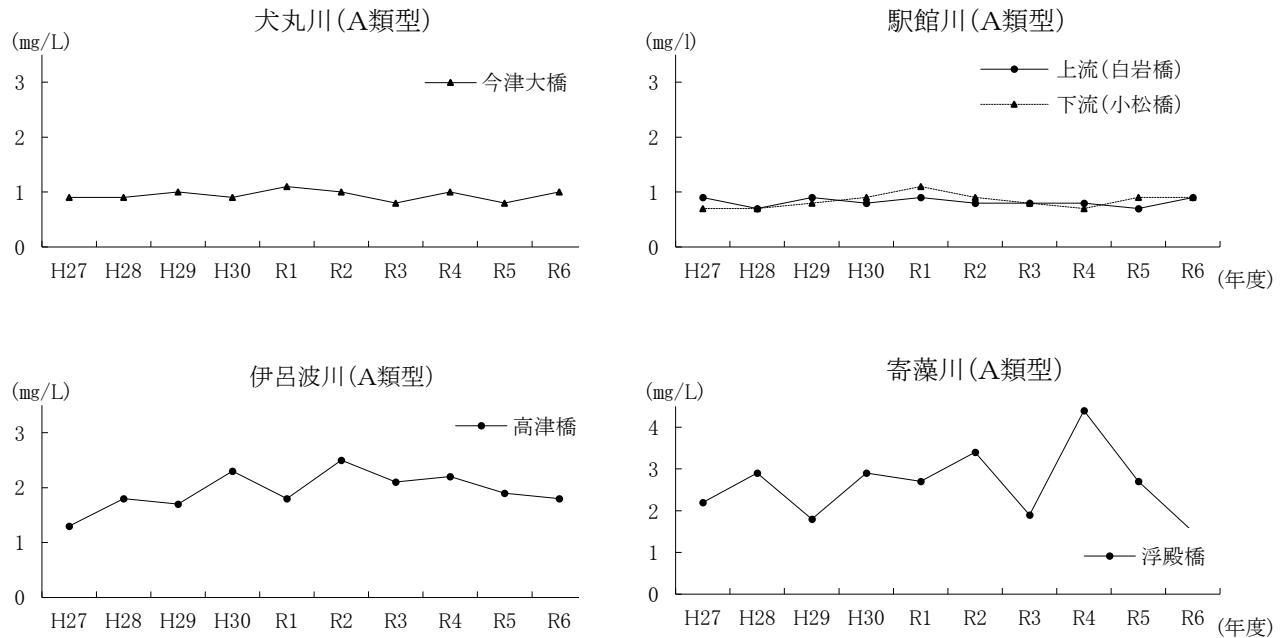
犬丸川、伊呂波川、駅館川、寄藻川、桂川及び都甲川（桂川の支川）は、周防灘（豊前地先）に流入する二級河川である。これらの流域に特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

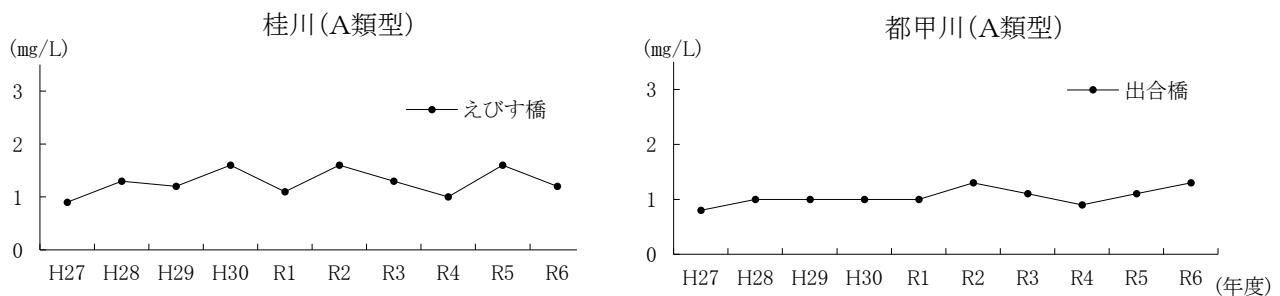
環境基準の達成状況は資料編 表3-4のとおりで、伊呂波川で環境基準を超過した。環境基準を超過した原因として、一時的な汚濁量の増加、渇水や藻類の繁殖などの影響が考えられる。

BOD年間平均値の推移は、おむね横ばい状態である。

寄藻川では、例年BOD年間平均値が大きく変動しているが、この変動は、渇水や一次生産の活発化によってBOD値が大きく上昇することがあり、これにより全体の平均値が増減するためと考えられる。

図 県北河川 BOD 年間平均値の経年変化



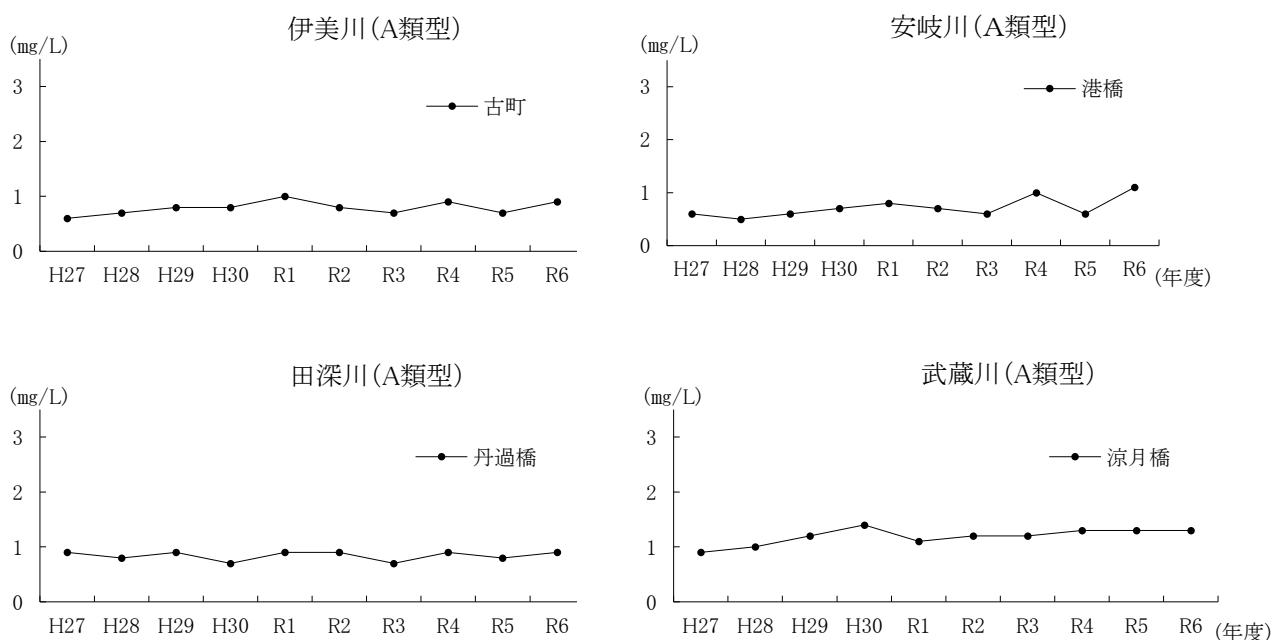


(3) 国東半島東部河川

伊美川は国東半島北部から、田深川、武蔵川及び安岐川は半島東部から国東半島地先海域に流入する二級河川である。これらの河川の流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。環境基準の達成状況は資料編 表3-4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態であるが、安岐川においては増加傾向である。

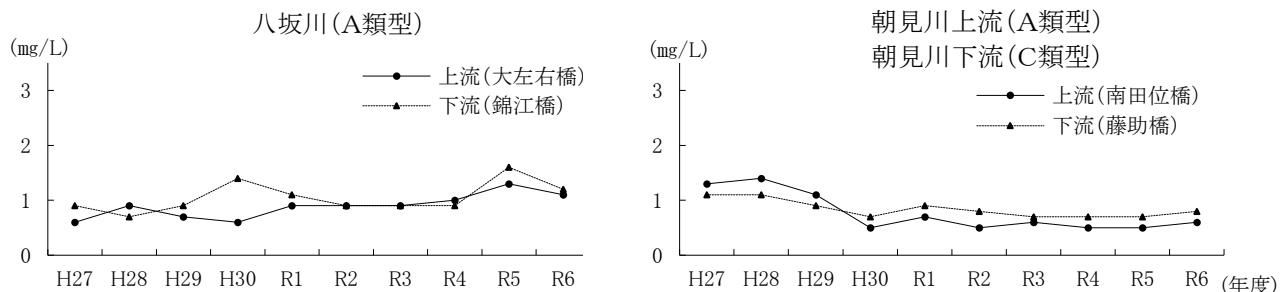
図 国東半島東部河川 BOD 年間平均値の推移



(4) 別府速見地域河川

八坂川は立石川等7支川を合して別府湾（守江港）に流入する二級河川であり、朝見川は3支川を合し、別府市南部の市街地を貫流して別府湾に流入している二級河川である。両河川の流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

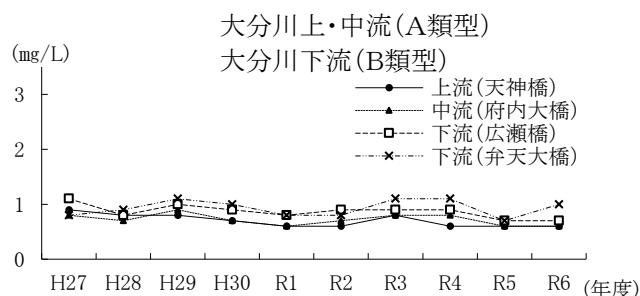
環境基準の達成状況は資料編 表3-4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。BODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 別杵速見地域河川 BOD 年間平均値の経年変化

(5) 大分川水系

大分川は、本県を代表する一級河川で、賀来川、阿蘇野川、芹川のほか、七瀬川等45の支川を合し、裏川を分派して別府湾に流入している。上流域には温泉観光地の由布市湯布院町があり、下流の大分市内には食料品、機械器具等の製造業が立地しているが、流域人口が多い中流域の生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表3-4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。BODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 大分川水系 BOD 年間平均値の経年変化

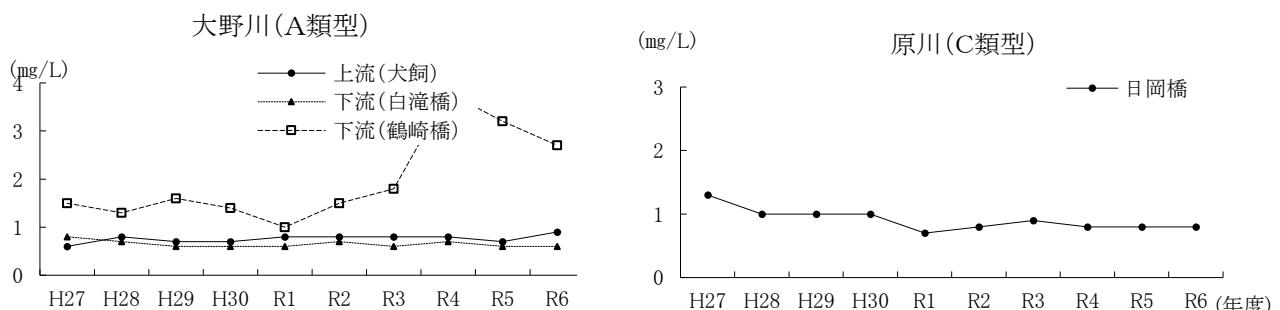
(6) 大野川水系

大野川は、本県の中央部を貫流する代表的な一級河川であり、玉来川、稻葉川、緒方川、三重川等128の支川を合し、乙津川を分派して別府湾に流入している。上流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水、畜産排水が汚濁の主体であるが、下流域には化学、機械器具等の大規模企業が立地し、産業排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表3-4のとおりで、大野川下流で環境基準を超過した。環境基準を超過した原因として、例年に比べて少雨傾向であったことなどから、河川流量が少ない日が続いたことや、藻類の繁殖などの影響が考えられる。

BODの年間平均値の推移は、大野川上流、乙津川及び原川はおおむね横ばい状態である。

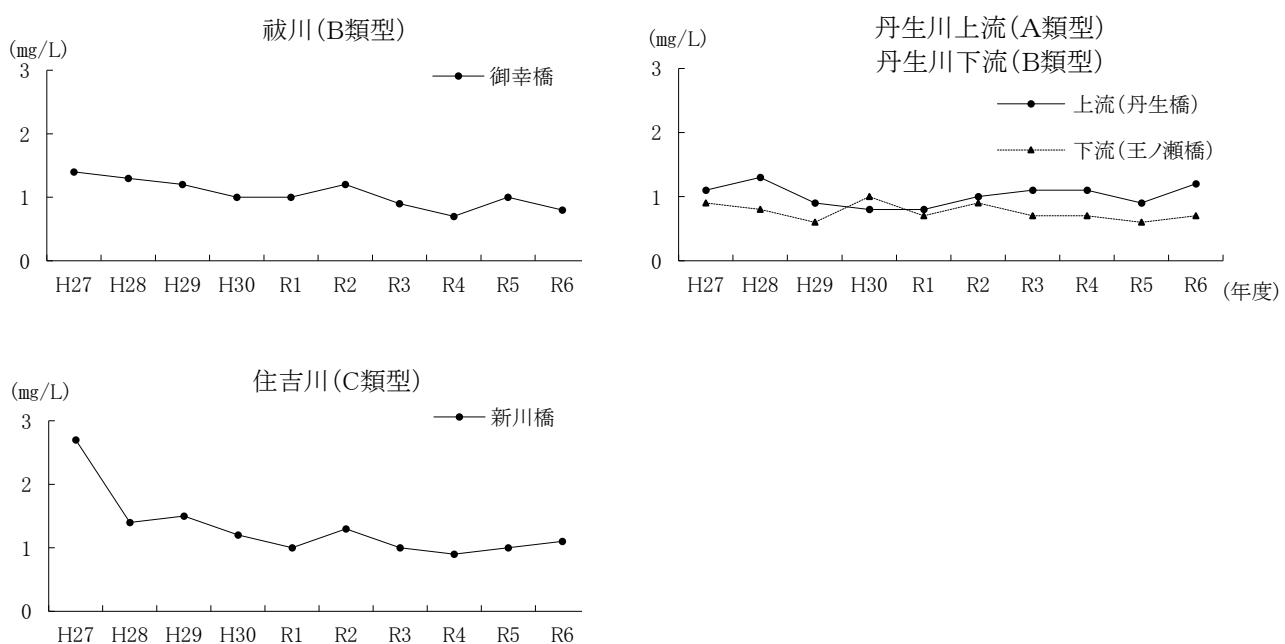
大野川下流の鶴崎橋付近では、冬から春にかけて藻類による内部生産由来でBOD値が大きく上昇することがあり、これにより全体の平均値が増減したと考えられる。

図 大野川水系 BOD 年間平均値の経年変化

(7) 大分市内河川

祓川、住吉川及び丹生川は、いずれも大分市内を貫流し、別府湾に流入する二級河川である。これらの河川の流域には、特に大きな汚濁源はないが、流域人口が比較的多く、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表3-4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。BODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

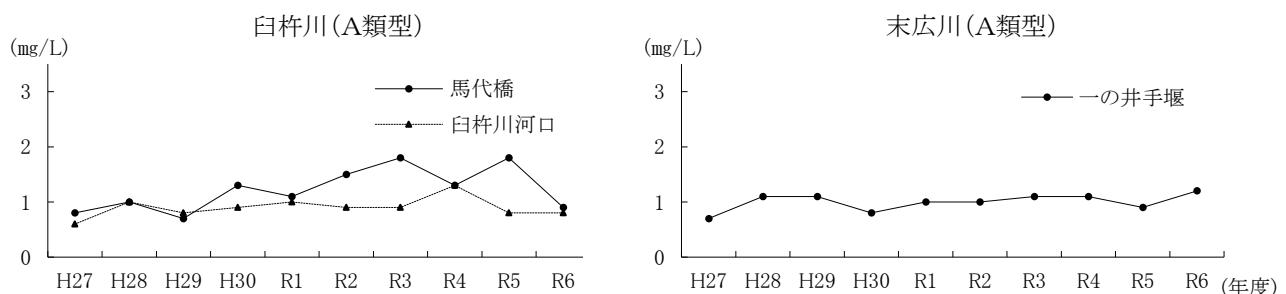
図 大分市内河川 BOD 年間平均値の経年変化

(8) 白杵市内河川

白杵川は、中白杵川等8支川を合し、白杵市を貫流して、河口部では末広川、熊崎川と合流し白杵湾に流入する二級河川である。下流域には食料品等の製造業が立地しているが、特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体である。

環境基準の達成状況は資料編 表3-4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。BODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 白杵市内河川 BOD 年間平均値の経年変化



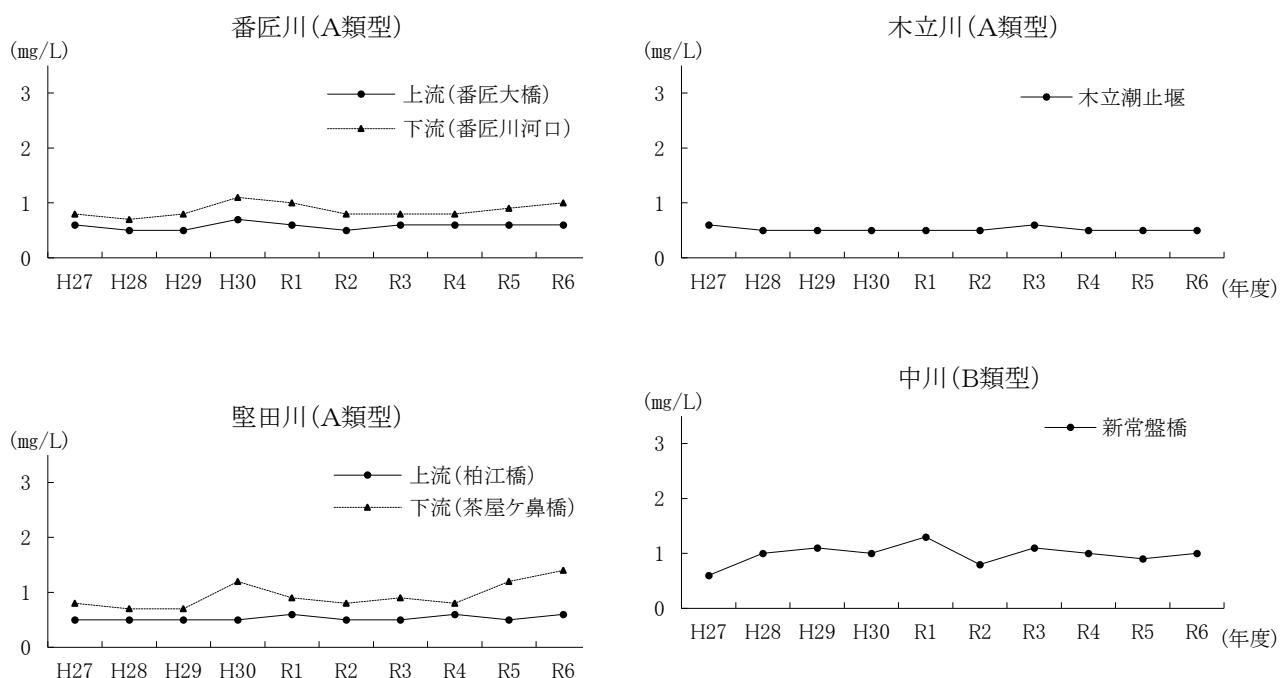
(9) 番匠川水系

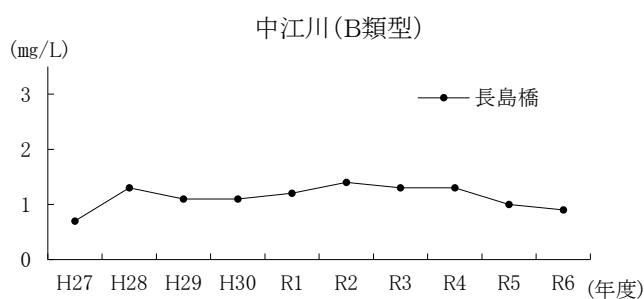
番匠川は、佐伯市内を貫流する一級河川であり、堅田川、木立川等47の支川を合し、中川、中江川を分派して佐伯湾に流入している。これら河川の流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表3-4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年間平均値の推移は、番匠川、堅田川上流、木立川、中川及び中江川はおおむね横ばい状態であるが堅田川下流においては増加傾向である。

図 番匠川水系 BOD 年間平均値の経年変化





(10) 筑後川水系

筑後川は、九州を代表する一級河川であり、県内の支川は津江川、玖珠川等 78 あり、日田市の夜明ダム下流で福岡県に至り、有明海に流入している。これら河川の流域には大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 3-4 のとおりで、いずれも環境基準を達成している。BOD の年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 筑後川水系 BOD 年間平均値の経年変化

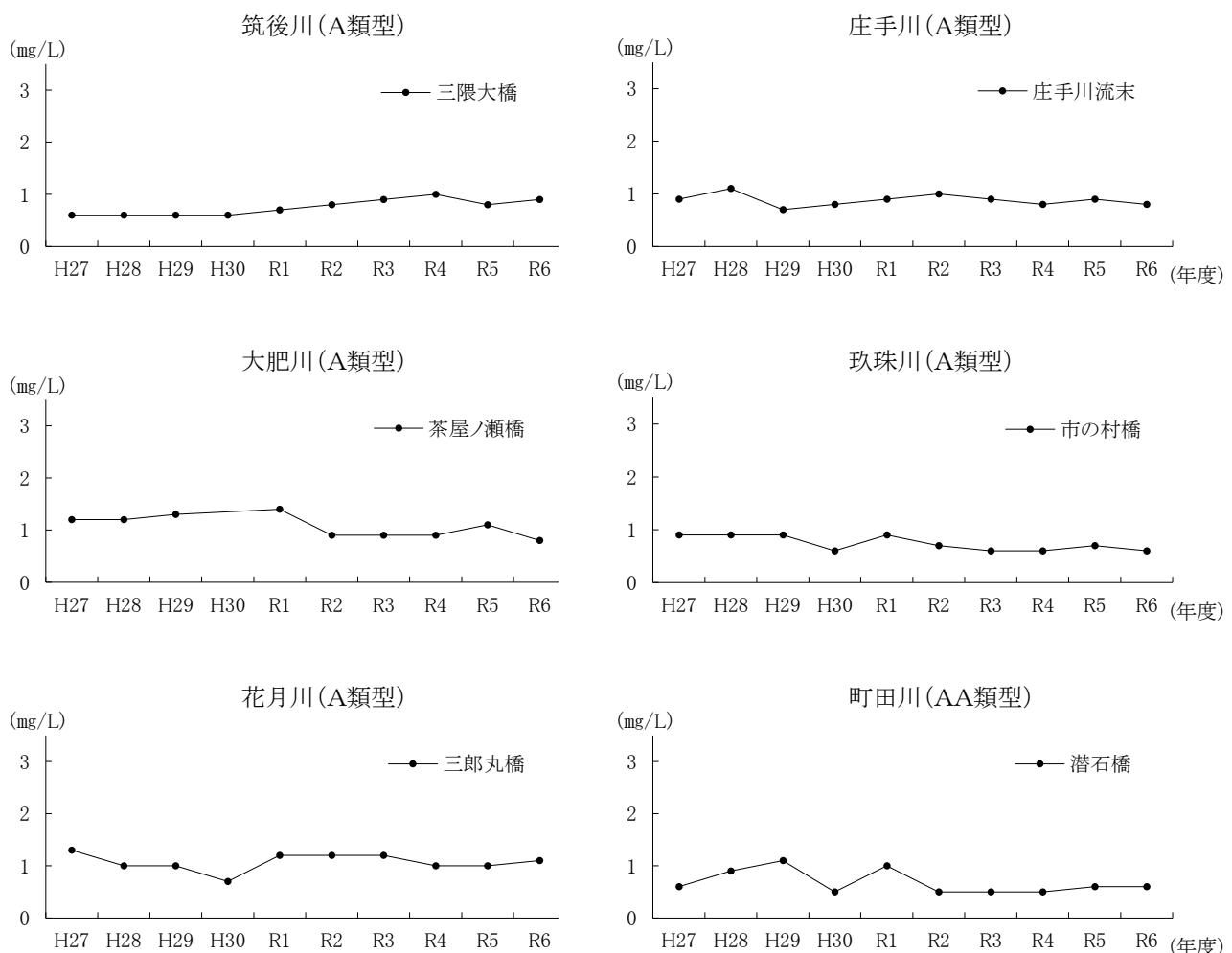


表 3-23 各湖沼 COD 年間平均値の経年変化

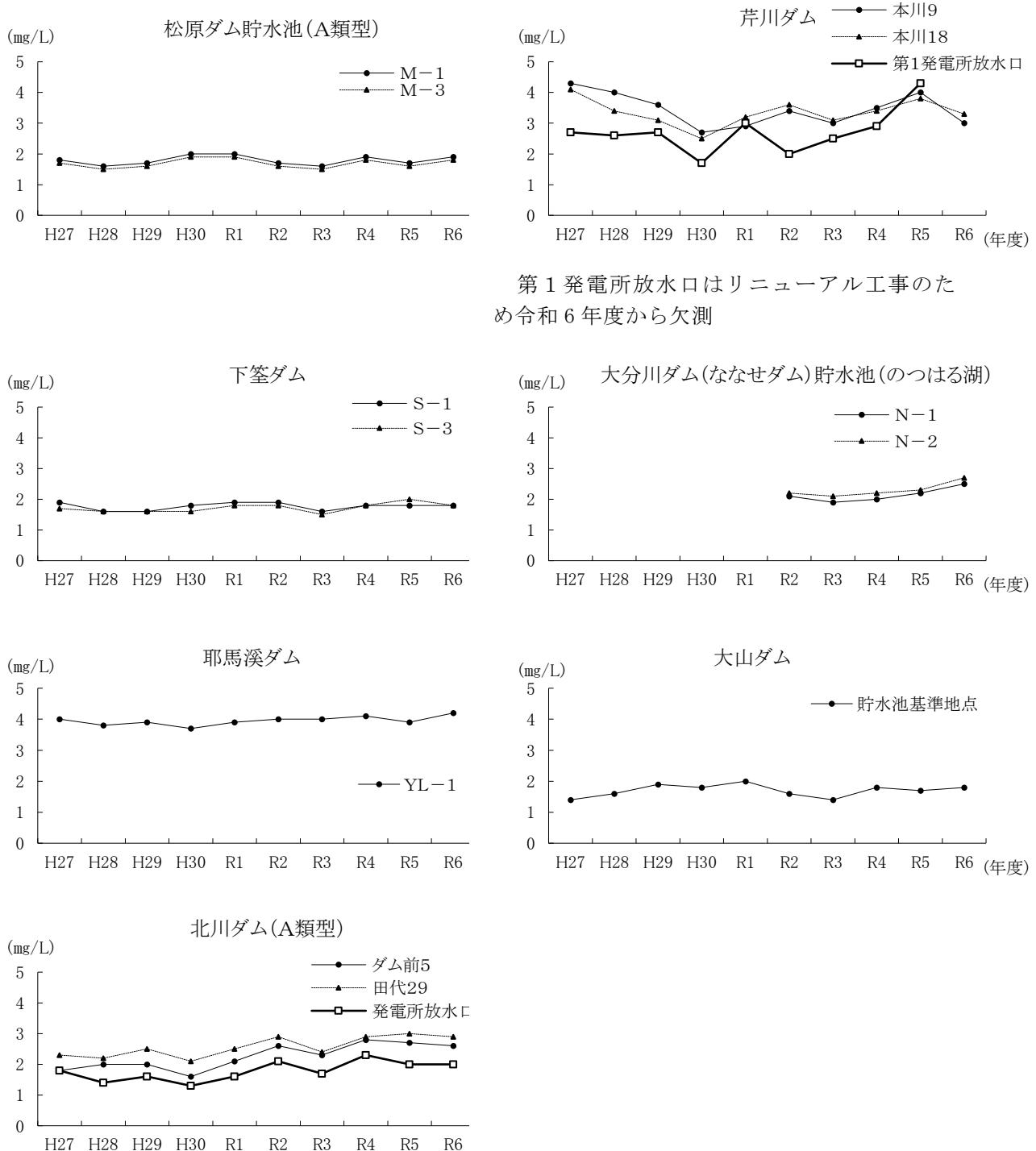


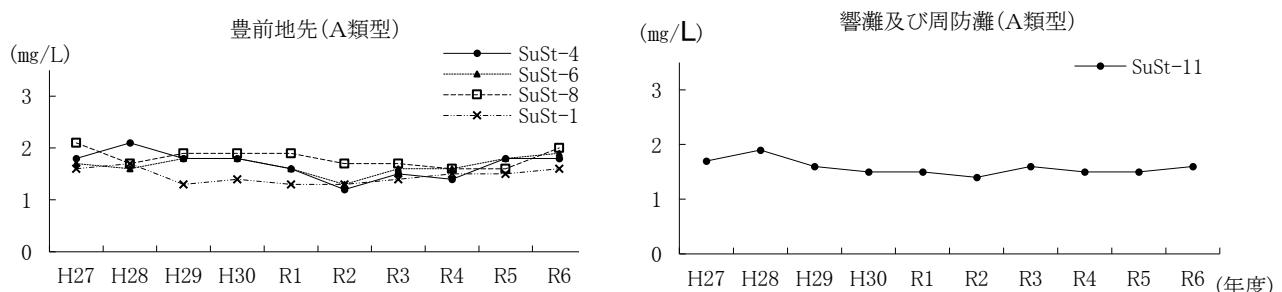
表 3-24 水環境の現状（海域別）**(1) 周防灘**

周防灘は、中津市から豊後高田市までの地先海域で、沿岸の中津市、宇佐市、豊後高田市から直接又は山国川や駅館川等の河川を通じて、生活排水や産業排水等が流入している。

近年、輸送機械、電気機械関係等の製造業が立地しているが、大規模な水質汚濁源となる事業場はない。陸域からの汚濁の流入は生活排水が主体である。浅海域の潮流は微弱であり、海水の交換が緩慢な閉鎖性海域で、浅海域の底質等の影響があり、水質はやや汚濁された状態が続いている。

環境基準の達成状況は資料編 表 3-4 のとおりで、豊前地先海域において環境基準を超過した。

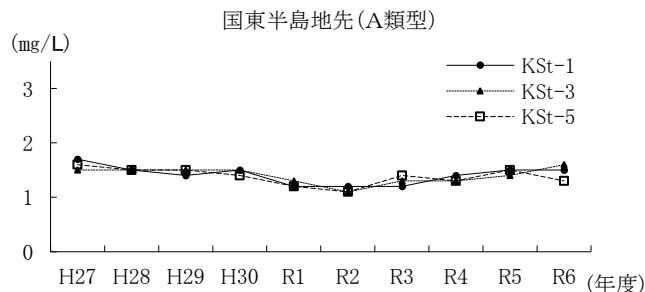
COD の年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 周防灘 COD 年間平均値の経年変化**(2) 国東半島地先水域**

国東半島地先水域は、国東市の国見町から安岐町までの地先海域で、大分空港周辺には IC 関係の先端技術産業が立地しているが、大規模な汚濁源ではなく、陸域からの汚濁の流入は、生活排水が主体で汚濁負荷量は比較的少ない。

環境基準の達成状況は資料編 表 3-4 のとおりで、環境基準を達成している。

COD の年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 国東半島地先 COD 年間平均値の経年変化

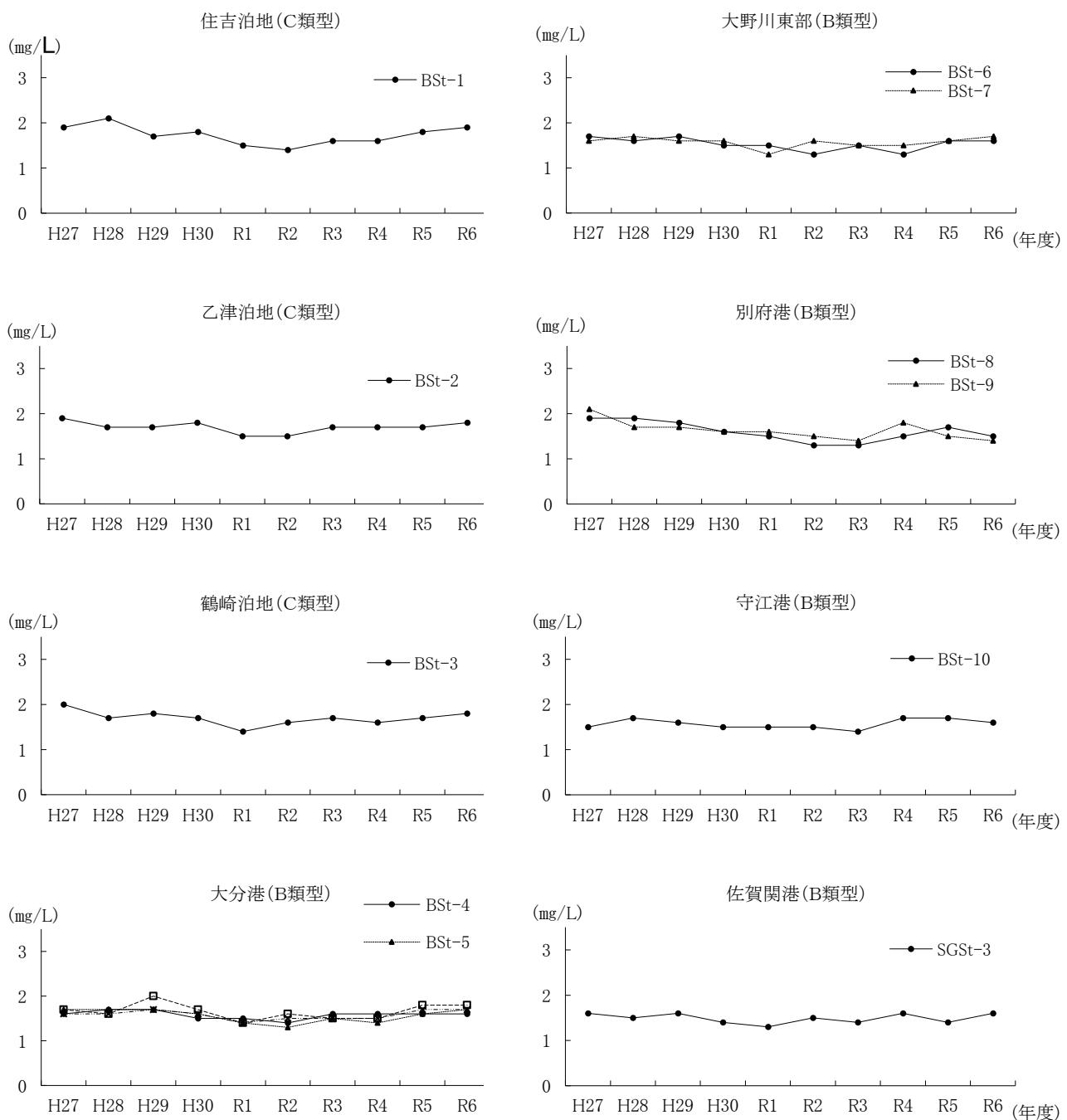
(3) 別府湾

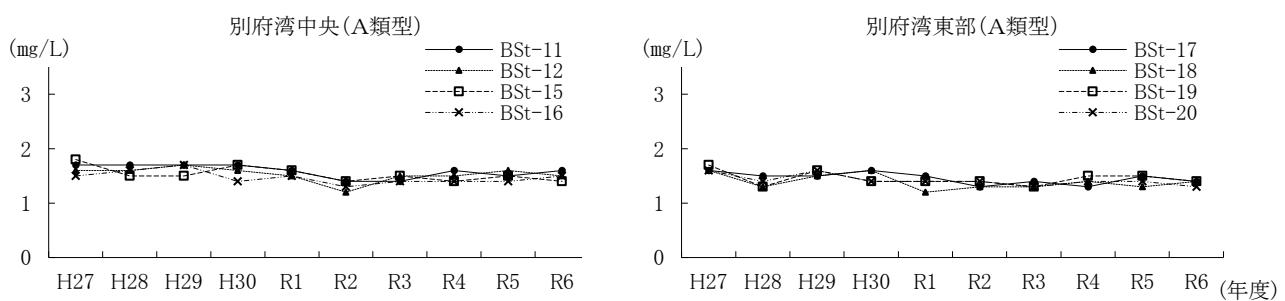
別府湾は、湾口の幅が20km、奥行きが25kmで、湾口部の水深は50mであるのに対し、湾奥部の高崎山前面付近では70mと深くなっています。湾奥部の潮流が微弱で特に停滞性が強く、中央部はやや浅くなっています。中央水域は他の水域に比べて水質の改善が困難であると考えられます。沿岸の杵築市、日出町、別府市、大分市のほか、大分川、大野川を通じて内陸部の豊後大野市、竹田市等からも生活排水や産業排水が流入している。流域人口は県人口の60%以上を占め、南岸の大分市には紙パルプ、化学、石油精製、鉄鋼、非鉄金属などの大規模工場群が立地しているため、流入する汚濁負荷量が多い。

環境基準の達成状況は資料編 表3-4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

CODの年間平均値の推移は、おむね横ばい状態である。

図 別府湾 COD 年間平均値の経年変化





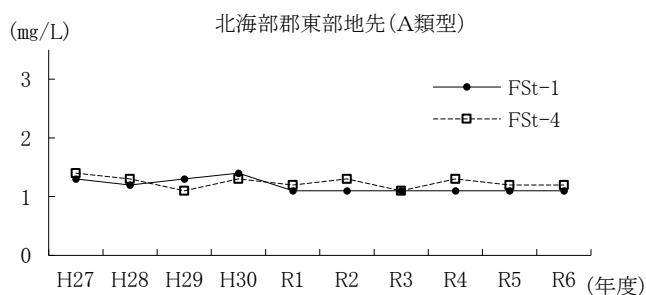
(4) 北海部郡東部地先水域

北海部郡東部地先水域は、佐賀関半島東端の閑崎から臼杵市下ノ江に至る地先の海域で、この海域の背後には大規模な汚濁源はなく、陸域から流入する生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 3-4 のとおりで、環境基準を達成している。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 北海部郡東部地先 COD 年間平均値の経年変化



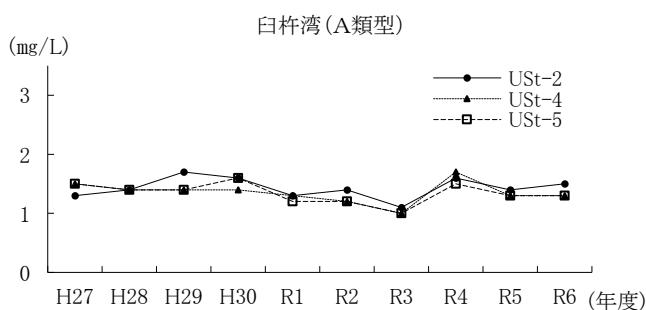
(5) 臼杵湾

臼杵湾は、臼杵市下ノ江から津久見市楠屋鼻に至る陸岸のリアス式の地先海域で臼杵川等の陸水の影響を比較的受けやすい。この海域には臼杵市等からの生活排水と醸造業等の産業排水が流入しているが大規模な汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質 4 のとおりで、環境基準を超過した。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 臼杵湾 COD 年間平均値の経年変化

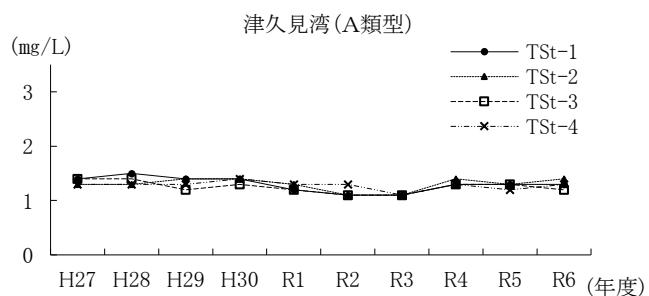


(6) 津久見湾

津久見湾は、津久見市楠屋鼻から佐伯市上浦蒲戸崎に至る陸岸のリ亞ス式の地先海域で、この海域には、セメント工業、窯業土石製品製造業などの産業排水と津久見市等からの生活排水が流入しているが大規模な汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、環境基準を達成している。CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 津久見湾 COD 年間平均値の経年変化



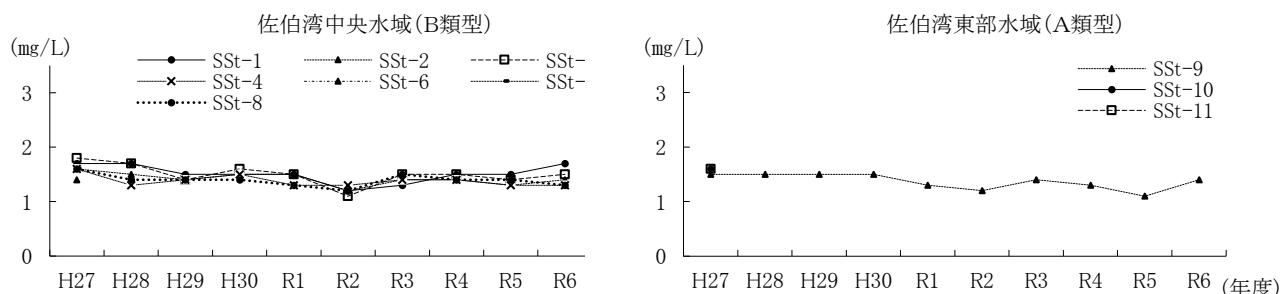
(7) 佐伯湾

佐伯湾は、佐伯市上浦蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域で、一級河川番匠川が流入している。この海域には、佐伯市に立地する発酵工業、造船業等の産業排水と沿岸部の市の生活排水が流入している。湾奥部に位置する大入島との間の中央水域（旧甲、乙、丙水域）は閉鎖性水域でB類型に指定されている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 佐伯湾 COD 年間平均値の経年変化



(8) 南海部郡地先水域

南海部郡地先水域は、鶴御崎から宮崎県との県境に至る陸岸の地先海域で、この海域は、養殖漁業が盛んであり、陸域からの汚濁の流入は畜産排水等で、大規模な汚濁源はない。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、環境基準を達成している。

なお、入津湾は、閉鎖性水域として平成6年度から水質測定を実施しており、環境補助点3地点で水質測定を実施している。

CODの年間平均値の推移は、おおむね横ばい状態である。

図 南海部郡地先 COD 年間平均値の経年変化

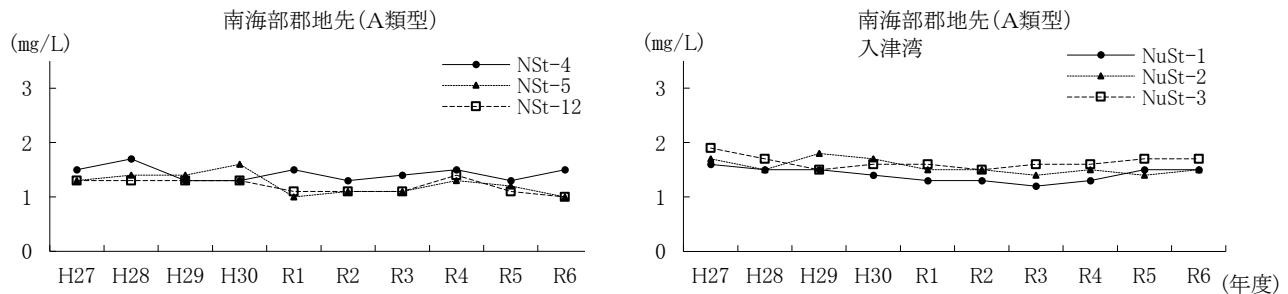


表 3-25 海水浴場調査結果（令和 6 年度）

市町名	海水浴場名	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)		COD (mg/L)		透明度 (m)		油膜の有無		判定	
		開設前	開設中	開設前	開設中	開設前	開設中	開設前	開設中	開設前	開設中
大分市	田ノ浦ビーチ	不検出	4	1.9	2.9	>1	>1	なし	なし	AA	B
	こうざき	不検出	不検出	1.4	3.2	>1	>1	なし	なし	AA	B
	大志生木	不検出	不検出	1.4	2.5	>1	>1	なし	なし	AA	B
佐伯市	瀬会	不検出	不検出	1.5	2.7	>1	>1	なし	なし	AA	B
臼杵市	黒島	不検出	不検出	1.4	1.7	>1	>1	なし	なし	AA	AA
	浜公園	不検出	不検出	1.5	1.8	>1	>1	なし	なし	AA	AA
杵築市	住吉浜リゾートパーク	不検出	不検出	1.5	2.0	>1	>1	なし	なし	AA	AA
	奈多	11	不検出	1.8	1.7	>1	>1	なし	なし	A	AA
日出町	糸ヶ浜	17	2	1.9	2.1	>1	>1	なし	なし	A	B

国が定めた海水浴場の判定基準

判定は、下表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な海水浴場とする。
- (2) 「不適」でない海水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」及び「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質C」とする。

区分	ふん便性大腸菌群数	COD	油膜の有無	透明度
適	水質AA 不検出(検出限界2個/100mL)	2mg/L以下	油膜が認められない	全透(1m以上)
	水質A 100個/100mL以下	2mg/L以下	油膜が認められない	全透(1m以上)
可	水質B 400個/100mL以下	5mg/L以下	常時は油膜が認められない	1m未満～50cm以上
	水質C 1,000個/100mL以下	8mg/L以下	常時は油膜が認められない	1m未満～50cm以上
不適	1,000個/100mLを超えるもの	8mg/L超	常時は油膜が認められる	50cm未満

表 3-26 水生生物調査の参加団体、参加者数

(令和6年度)

団体の別	参加団体数	延べ参加者数(人)
小学校	9	297
それ以外の学校	1	18
こども会等	0	0
その他の団体	6	141
計	16	456

表 3-27 水生生物調査結果

(水質階級の状況・令和6年度)

水質階級	地点数	割合 (%)
I きれいな水	18	94.7
II ややきれいな水	1	5.3
III きたない水	0	0
IV とてもきたない水	0	0
計	19	100

表 3-28 水質汚濁防止法に基づく届出件数

(令和6年度)

区分	環境保全課	東部保健所	中部保健所	由布院保健所	南部保健所	豊肥保健所	西部保健所	北部保健所	豊後高田保健部	大分市	計
設置届(第5条)	5	68	6	6	39	5	4	10	25	2	199
使用届(第6条)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
構造等変更届(第7条)	4	2	3	2	14	0	3	0	3	0	19
氏名等変更・廃止届(第10条)	16	47	34	7	33	4	6	6	25	4	257
承継届(第11条)	4	11	0	0	20	2	2	2	4	1	51

表 3-29 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく申請及び届出件数

(令和6年度)

区分	件 数
設置許可申請(第5条)	23 (8)
使用届(第7条)	0 (0)
構造等変更許可申請(第8条)	26 (16)
構造等変更届(第8条第4項)	1 (1)
氏名等変更届(第9条)	21 (14)
汚染状態等変更届(第9条)	0 (0)
廃止届(第9条)	12 (2)
承継届(第10条)	14 (4)

備考 ()内は大分市の件数(再掲)

表 3-30 特定事業場立入調査実施状況

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	特定事業場件数	延べ立入件数	排水基準違反件数	特定事業場件数	延べ立入件数	排水基準違反件数	特定事業場件数	延べ立入件数	排水基準違反件数
大分県実施分	50m ³ /日以上の特定事業場	415	180	4	388	181	11	395	148
	50m ³ /日未満の特定事業場	4,032	135	0	4,052	220	0	4,025	223
	小計	4,447	315	4	4,440	401	11	4,420	371
大分市実施分		927	198	3	890	199	4	891	200
合計		5,374	513	7	5,330	600	15	5,311	559

表 3-31 排水基準違反に対する措置状況等

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
違反項目	有害物質	0	0	0
	pH	3	8	0
	BOD	0	1	0
	COD	1	1	0
	SS	1	1	3
	その他の項目	0	2	1
措置状況	一時停止命令	0	0	0
	改善命令	0	0	0
	文書指導	4	11	4
対策状況	排水処理施設の新・増設	0	0	0
	排水処理施設の改善	0	1	4
	排水処理施設の管理強化	4	9	0
	下水道への接続	0	0	0
	特定施設等の改善	0	0	0
	特定施設等の管理強化	0	1	0

(重複を含む)

表 3-32 水質事故発生状況(件数)

発生年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
大分市	(1)油の流出	19	31	24	16	12	19	19	14	19	8
	(2)魚の死	6	2	1	2	2	1	3	2	0	1
	(3)その他	7	4	16	2	3	6	3	2	1	6
	ア 色	1	2	5	1	2	3	2	0	0	0
	イ 臭い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他	6	2	11	1	1	3	1	2	1	6
	小計	32	37	41	20	17	26	25	18	20	24
	(1)油の流出	14	17	30	38	19	17	36	29	28	12
大分市以外の区域	(2)魚の死	1	5	5	10	3	4	4	10	5	8
	(3)その他	9	9	10	6	6	4	8	4	2	9
	ア 色	5	5	3	3	2	0	1	0	0	5
	イ 臭い	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他	4	3	7	3	4	4	7	4	2	4
	小計	24	31	45	54	28	25	48	43	35	27
	(1)油の流出	33	48	54	54	31	36	55	43	47	20
	(2)魚の死	7	7	6	12	5	5	7	12	5	9
計	(3)その他	16	13	26	8	9	10	11	6	3	10
	ア 色	6	7	8	4	4	3	3	0	0	5
	イ 臭い	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他	10	5	18	4	5	4	8	6	3	5
	小計	56	68	86	74	45	51	73	61	55	39
											51

表 3-33 水道普及率の推移

年度	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
普及率 (%)	91.4	91.4	91.6	91.9	92.2	92.2	91.7	91.8	92.0	92.2

表 3-34 小規模給水施設の整備実施状況

(1) 小規模給水施設普及支援事業実施状況（平成 25 年度～平成 30 年度）

施設整備実施箇所	
H25	日田市松金地区、日田市出口福路地区
H26	日田市出口松原地区、日田市岩下地区、宇佐市小平西部地区、宇佐市小平東部地区、宇佐市須崎地区
H27	日田市松野地区、竹田市九重野田原地区、竹田市南稻葉地区、竹田市糸山久保地区、宇佐市大内地区、宇佐市大平地区、日出町法花寺地区
H28	竹田市緩木高源寺地区、竹田市久住小倉地区、竹田市宮城久保地区、宇佐市西椎屋地区、九重町相挾間地区
H29	竹田市緩木尾村地区、竹田市久住梅ノ木地区、竹田市神原井手ノ上地区、竹田市直入社家地区、中津市耶馬渓小川内地区、中津市山国市平地区
H30	別府市東山合棚地区、津久見市畑地区、竹田市久住石田地区、豊後大野市松谷地区、豊後大野市小切畑地区、九重町折戸地区

(2) 小規模給水施設水源確保等支援事業実施状況（令和元年度～令和 3 年度）

施設整備実施箇所	
R1	別府市山の口 A (二又) 地区、別府市山の口 B (山の口) 地区、別府市山の口 C (3 組) 地区、別府市山の口 D・E (常行寺・境の台) 地区、別府市山の口 (ねじ山) 地区、竹田市次倉糸原地区、竹田市直入仲村地区、竹田市九重野百木地区、宇佐市正覚寺、九重町甘川水地区、豊後高田市小畑地区
R2	別府市東山 1 区片山 1・2 地区、別府市東山 1 区小杉・鳥居地区、別府市東山 1 区中井地区、別府市枝郷上小平地区、別府市枝郷棚林地区、臼杵市須久保地区、竹田市明治小仲尾地区、豊後高田市大岩屋地区、豊後高田市郷倉地区、豊後高田市梅木地区、宇佐市熊地区、九重町後辻上地区、九重町後辻下地区、豊後高田市小河内地区、豊後高田市鳥越地区
R3	別府市内成自治区御苑・勢家地区、別府市内成自治区勢場地区、別府市内成自治区太郎丸 1 地区、別府市内成自治区山際地区、別府市内成自治区太郎丸 2 地区、別府市城島自治区合の原地区、宇佐市田平地区、宇佐市中尾地区、宇佐市古間地地区、九重町拓郷地区、九重町桐木地区、九重町奥郷地区、九重町日ノ迫地区、九重町柿ノ木原地区、豊後高田市鏡迫地区、豊後高田市上黒土地区、豊後高田市一畑地区、豊後高田市小畑下地区、臼杵市出羽地区、九重町岩ノ上地区、豊後高田市甘坪地区

表 3-35 公共下水道実施市町村一覧表

(令和 7 年 3 月 31 日)

市町村名	下水道の種別		事業着手 年度	処理人口		供用開始 年月日	下水道整備 進捗率	備考
	公共下水道	特定環境 保全公共 下水道		全 体 計 画 (人)	現 況 (人)			
大分市	○		S41～	446,463	338,847	S44. 9. 1	75. 9%	
別府市	○		S35～	88,240	77,558	S37. 11. 26	87. 9%	
中津市	○	○	S53～	42,810	38,030	S61. 4. 1	88. 8%	
日田市	○	○	S48～	44,396	44,396	S56. 4. 1	100. 0%	
佐伯市	○	○	S51～	25,771	23,657	S62. 4. 1	91. 8%	
臼杵市	○	○	S52～	17,014	17,014	S58. 7. 1	100. 0%	
津久見市	○		S51～	8,373	8,328	H 4. 3. 31	99. 5%	
豊後高田市	○	○	S51～	11,670	11,670	H 5. 3. 31	100. 0%	
杵築市	○	○	H 5～	10,411	10,151	H12. 3. 31	97. 5%	
宇佐市	○	○	S59～	25,889	18,756	H 4. 3. 31	72. 4%	
豊後大野市	○		H 8～H11	1,120	1,120	H11. 3. 31	100. 0%	
由布市	○			767	767	S53. 4. 5	100. 0%	大分市へ
国東市	○	○	H 3～	14,351	14,296	H 9. 3. 20	99. 6%	
姫島村		○	H 4～H 7	1,442	1,442	H 8. 3. 19	100. 0%	
日出町	○		S51～	20,446	16,214	S61. 4. 1	79. 3%	

表 3-36 農業集落排水事業実施市町村一覧表

(令和 7 年 3 月 31 日)

	処理区名	事業着手 年度	処理人口 (人)		供用開始 年月日	備考
			全 体 計 画 (定住人口)	現 況 (定住人口)		
大分市	吉野外 1 地区	H 5～H18	2,266	1,440	H11. 4	完了事業
中津市	平田外 7 地区	H 4～H20	5,605	3,914	H 8. 3	完了事業
日田市	大明	H13～H17	2,626	1,259	H 17. 5	完了事業
佐伯市	久留須外 9 地区	S59～H20	8,496	6,815	S61. 4	完了事業
臼杵市	王子外 1 地区	H 6～H18	1,889	1,173	H11. 4	完了事業
竹田市	桜町外 1 地区	H 7～H15	2,173	1,547	H12. 4	完了事業
豊後高田市	臼野	H10～H16	976	672	H16. 6	完了事業
杵築市	大田外 1 地区	H 8～H16	1,764	903	H 9. 6	完了事業
宇佐市	山城外 4 地区	H 6～H20	4,670	2,986	H10. 4	完了事業
豊後大野市	馬場外 6 地区	S59～H17	3,819	2,634	H 2. 1	完了事業
由布市	三船外 2 地区	S63～H 9	1,928	1,309	H 3. 4	完了事業
国東市	朝来	H 9～H20	571	265	H14. 3	完了事業
日出町	原山	H 4～H 9	895	840	H 9. 3	完了事業
計			37,678	25,757		

表 3-37 漁業集落排水事業実施市町村一覧表

(令和 7 年 3 月 31 日)

市町村名	処理区名	事業着手 年度	処理人口 (人)		供用開始 年月日	備考
			全 体 計 画 (定住人口)	現 況 (定住人口)		
佐伯市	浪太外 10 地区	S59～H24	3,806	1,562	S62. 4	完了事業
臼杵市	泊ヶ内	H7～H11	200	91	H12. 7	完了事業
豊後高田市	松津	H5～H9	154	59	H11. 4	完了事業
姫島村	大海外 2 地区	H5～H8	556	253	H 7. 6	完了事業
日出町	大神	S63～H6	1,000	706	H 6. 3	完了事業
計			5,716	2,671		

図 3-38 処理槽設置整備事業補助基数の推移

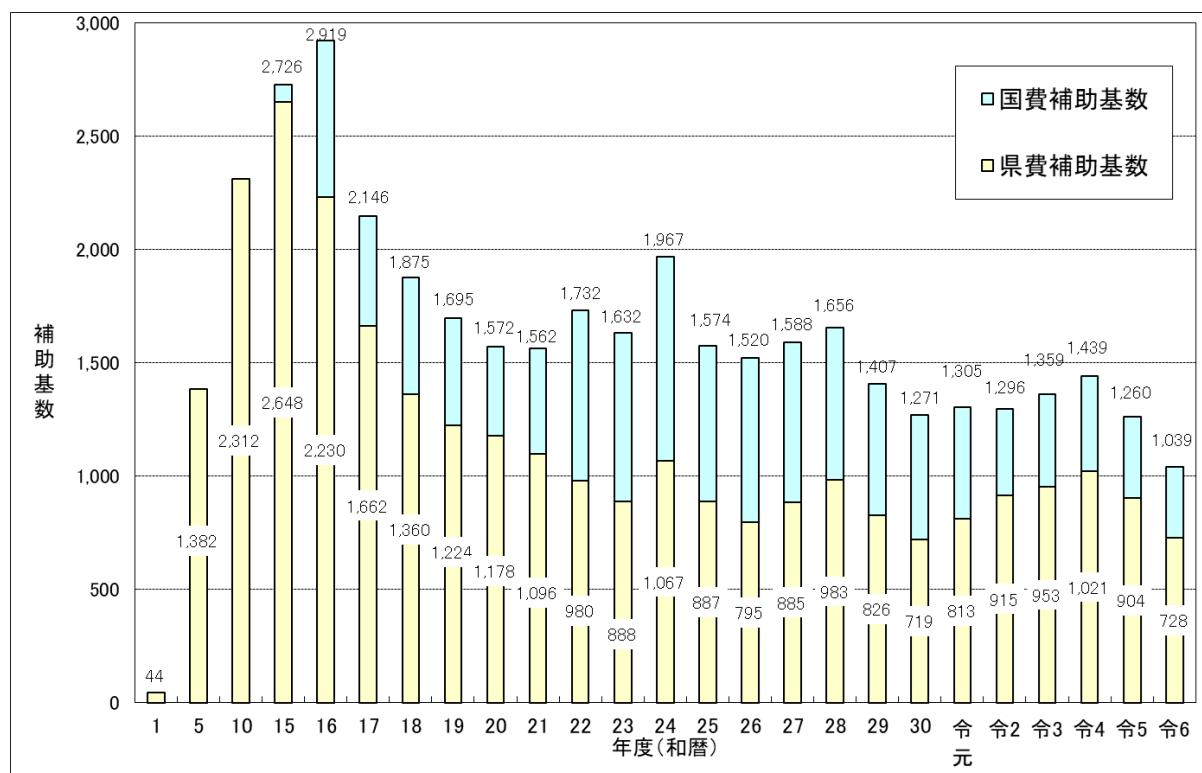


図 3-39 処理槽設置基数の推移

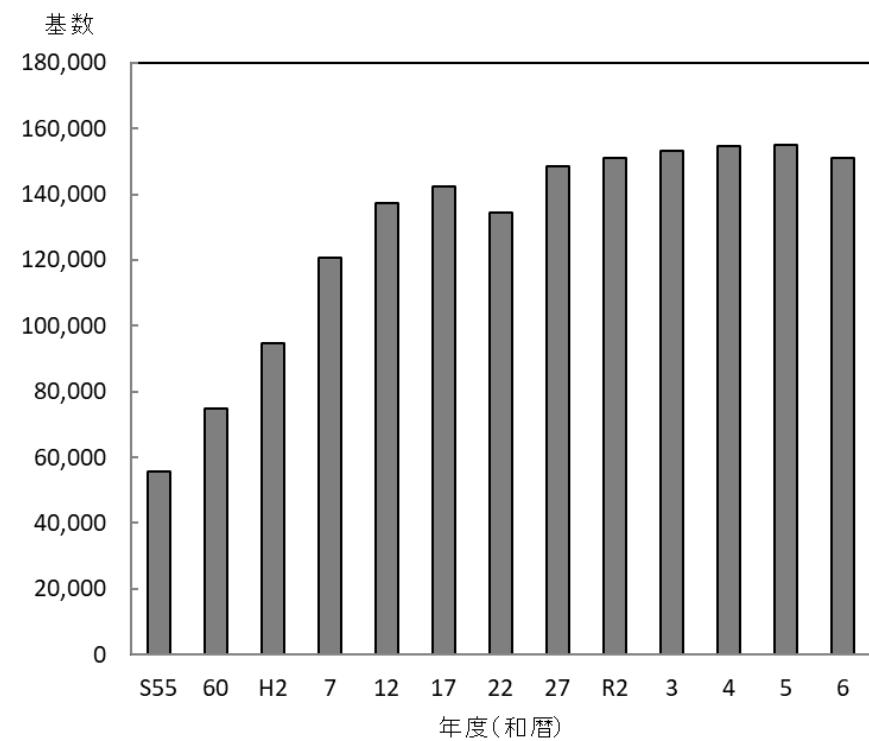


図 3-40 净化槽規模別・種類別設置状況

(1) 旧構造基準適用のもの（昭和56年7月建設省告示1292号前）

令和7年3月31日現在

人槽 種類		合 計	5~ 20	21~ 100	101~ 200	201~ 300	301~ 500	501~1,000	1,001~ 2,000	2,001~ 3,000	3,001~ 4,000	4,001~ 5,000	5,001~ 10,000	10,001~
単 独 処 理 净 化 槽	腐 敗 型	5,064	3,659	1,262	122	11	5	5	0	0	0	0	0	0
	ば つ 気 型	15,035	13,337	1,595	84	13	6	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	91	68	21	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	20,190	17,064	2,878	207	24	12	5	0	0	0	0	0	0
合 併 処 理 净 化 槽	散 水 ろ 床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	活 性 汚 泥	95	2	15	27	22	21	4	2	2	0	0	0	0
	そ の 他	7	0	0	3	1	2	0	1	0	0	0	0	0
	小 計	102	2	15	30	23	23	4	3	2	0	0	0	0
合 計		20,292	17,066	2,893	237	47	35	9	3	2	0	0	0	0

(2) 新構造基準適用のもの（昭和56年7月建設省告示1292号後）

令和7年3月31日現在

人槽 種類		合 計	5~ 10	11~ 20	21~ 50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~ 1,000	1,001~ 2,000	2,001~ 3,000	3,001~ 4,000	4,001~ 5,000	5,001~ 10,000	10,001~
単 独 処 理 净 化 槽	分 離 接 触 ば つ 氣	30,593		27,708	2,724	109	42	7	2	0	1	0	0	0	0	0
	分 離 ば つ 氣	7,700			7,332	306	52	8	2	0	0	0	0	0	0	0
	散 水 ろ 床	3			1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	3			3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	38,299		35,044	3,030	162	51	9	2	0	1	0	0	0	0	0
構 造 例 示 型	分 離 接 触 ば つ 氣	1,421	439	312	653	14	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	嫌 氣 ろ 床 接 触 ば つ 氣	19,617	19,167	320	123	3	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0
	脱 窒 ろ 床 接 触 ば つ 氣	73	0	0	0	26	25	10	11	0	1	0	0	0	0	0
	回 転 板 接 触	2					0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	接 触 ば つ 氣	1,336				606	440	159	84	26	17	1	2	1	0	0
	散 水 ろ 床	11				0	1	2	6	2	0	0	0	0	0	0
	長 時 間 ば つ 氣	161					25	28	47	26	24	7	3	0	1	0
	標準 活 性 汚 泥	1													0	1
	接 触 ば つ 氣 ・ ろ 過	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凝 集 分 離	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	接 触 ば つ 氣 ・ 活 性 炭	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凝 集 分 離 ・ 活 性 炭	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	硝 化 液 循 環	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三次 処 理 脱 窒 ・ 脱 磷	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大臣 認定 型		69,911	63,630	1,746	3,278	777	323	81	53	17	5	1	0	0	0	0
	うち窒素又は 液体廃除去能力 を有する高度処理型	38,147	36,362	590	940	194	47	7	6	1	0	0	0	0	0	0
	うち窒素又は 液体廃除去能力 を有する高度処理型	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	うちNOx除去能力 に加する高度処理型	86	71	1	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	小 計	92,533	83,236	2,378	4,054	1,426	815	282	202	72	51	9	5	1	1	1
合	計	130,832		120,658	7,084	1,588	866	291	204	72	52	9	5	1	1	1

図 3-41 検査実施件数（保健所等）

(令和 6 年度)

保健所	検査区分	7条検査			11条検査		
		件数	判定		件数	判定	
			適正	おおむね適正		適正	おおむね適正
東 部 保 健 所		249	162	65	22	4,683	2,916
国 東 保 健 部		39	28	10	1	2,139	1,438
中 部 保 健 所		129	98	23	8	2,806	2,024
南 部 保 健 所		181	142	27	12	6,974	4,206
西 部 保 健 所		124	76	39	9	5,333	3,433
大 分 市		842	595	208	39	19,188	12,066
日 田 市		53	40	11	2	3,172	2,092
中 津 市		213	164	36	13	5,774	4,144
津 久 見 市		25	20	3	2	826	492
竹 田 市		52	29	20	3	3,062	2,214
豊 後 高 田 市		27	23	2	2	1,213	851
宇 佐 市		155	116	22	17	4,287	2,981
豊 後 大 野 市		219	151	59	9	5,474	4,053
由 布 市		246	174	52	20	4,884	3,246
姫 島 村		0	0	0	0	10	6
計		2,554	1,818	577	159	69,825	46,162
							19,886
							3,777

表 3-42 維持管理別判定結果

(令和 6 年度)

管理状況	7条検査			11条検査		
	計	判定		計	判定	
		適正	おおむね適正		適正	おおむね適正
管理契約有	2,450	1,787	567	96	68,522	45,976
管理契約無	50			50	695	
自主管理	1		1		209	31
不明	53	31	9	13	399	155
計	2,554	1,818	577	159	69,825	46,162
						19,886
						3,777

表 3-43 赤潮発生状況

(令和 6 年度)

発生期間	発生海域	赤潮構成種名	漁業被害の有無
1/22 ~ 6/10	豊後水道（猪野串湾）	ケラチウム属	無
5/10 ~ 8/1	豊後水道（入津湾）	ケラチウム属	無
6/2 ~ 7/31	豊後水道（猪串湾）	ヘテロシグマ アカシオ	無
6/6 ~ 8/15	豊後水道（佐伯湾）	小型渦鞭毛藻類	無
6/10 ~ 6/17	別府湾	ノクチルカ シンチランス	無
6/20 ~ 7/20	周防灘、伊予灘	シャットネラ属	無
7/1 ~ 9/27	豊後水道（佐伯湾）	カレニア ミキモトイ	有
7/8 ~ 7/29	豊後水道（猪串湾）	ユートリプティエラ属	無
7/16 ~ 8/21	豊後水道（臼杵湾）	カレニア ミキモトイ	無
7/17 ~ 8/16	豊後水道（津久見湾）	カレニア ミキモトイ	無
7/18 ~ 9/13	周防灘、伊予灘	カレニア ミキモトイ	有
7/29 ~ 9/13	周防灘	ゴニオラックス ポリグラマ	無
7/29 ~ 9/2	豊後水道（猪串湾）	カレニア ミキモトイ	無
7/30 ~ 9/27	豊後水道（米水津湾）	カレニア ミキモトイ	無
8/8 ~ 10/3	豊後水道（入津湾）	プロロセントラム シグモイデス	無
8/13 ~ 8/22	豊後水道（入津湾）	メソディニウム ルプラン	無
8/15 ~ 8/19	豊後水道（猪串湾）	メソディニウム ルプラン	無
8/16 ~ 9/11	豊後水道（津久見湾）	メソディニウム ルプラン	無
8/16 ~ 8/21	豊後水道（佐伯湾）	メソディニウム ルプラン	無
9/18 ~ 11/7	豊後水道（入津湾）	シャットネラ属	無
9/24 ~ 11/11	豊後水道（猪串湾）	シャットネラ属	無
9/25 ~ 11/7	豊後水道（入津湾）	プロロセントラム デンタータム	無
11/27 ~ 12/20	豊後水道（入津湾）	メソディニウム ルプラン	無
2/27 ~ 3/3	豊後水道（名護屋湾）	アカシオ サングイネア	無
2/17 ~ 5/30	伊予灘	レプトシリンドルス属	無
3/10 ~ 3/24	豊後水道（猪串湾）	アカシオ サングイネア	無

表 3-44 漁業被害の補填状況

(昭和 50 年度～令和 6 年度)

年度	被害発生期間 (月日)	関係支店数 (関係漁協数)	申請件数	申請被害額(千円)	補填額(千円)
50	5.25- 6.30	6	263	13,511	10,162
51	5.24-9.12	7	217	38,978	24,235
52	5.12-7.10	1	96	9,414	8,065
54	8.13-8.23	3	3	123,790	27,100
56	6. 9 -6.28	7	589	69,271	14,855
57	7.26-8. 2	11	139	255,783	16,993
60	7.11-8.19	26	499	486,373	56,793
61	7.19-8.20	6	67	35,003	8,490
元	8.4-8.19	3	69	31,041	12,199
3	10.18-10.19	1	1	17,403	6,021
9	7.16-7.25	1	3	4,518	2,623
10	8.16-8.22	2	2	1,432	1,031
13	7.29-8.10	2	12	152,816	5,153
15	8.7-8.9	1	1	1,496	667
17	7.25-8.10	3	19	353,743	50,076
18	5.16-6. 5	2	4	17,800	4,000
	7.20-8. 7	7	13	156,262	43,403
19	7.1-7.10	1	6	113,403	18,036
	7.10-7.12	1	4	2,929	1,925
20	3.17-6.3	2	3	10,659	2,982
	7.2-8.6	7	8	80,831	20,597
21	7.17-7.30	2	3	24,736	7,764
22	8.27-9.24	2	13	17,134	5,072
23	7.14-9.22	4	7	7,058	3,757
	1.20	1	1	260	204
24	6.14-8.7	6	9	234,647	59,414
26	7.26-9.1	3	3	21,897	7,528
27	7.20-7.30	2	2	1,972	801
28	3.29-7.22	2	46	280,432	50,930
	7.3-7.25	2	2	17,315	4,484
	9.6-9.21	1	1	181	0
29	7.12-9.21	3	4	83,483	20,275
	7.20-8.28	2	8	32,584	6,164
	7.19-9.4	2	4	79,213	18,469
	12.1-12.13	1	2	2,078	1,000

30	6.21-7.9 6.23 8.20-8.30	2 1 1	2 1 1	2,732 329 1,147	1,150 270 600
R元	7.22-9.2	2	3	15,400	4,326
R3	12.8-4.19	1	1	154	70
R4	9.1-10.5	2	4	2,608	1,590
R5	9.23-10.9 10.9	1 1	2 1	2,259 920	770 492
R6	7.1-9.27 7.18-9.13	1 1	1 1	6,881 2,998	2,120 989
合計		146	2,140	2,814,874	533,645

備考 上記の表に記載のない年度は、被害額の申請がなかった。

表 3-45 赤潮被害対策事業の補助金交付状況

(昭和 60 年度～令和 6 年度)

年度	被害発生期間 (月日)	関係支店数 (関係漁協数)	事業実施件数	補助金申請額 (千円)	補助金交付額 (千円)
60	7.16- 8.13	2	3	1,300	1,300
61	7.30- 8.21	3	4	1,085	1,085
元	8.31-9.6	2	2	1,919	1,919
10	8.16-8.25	1	2	806	806
17	7.27- 8.16	2	2	1,240	1,240
18	7.20-8.10	1	1	520	520
20	7.31-8.11	1	1	570	570
合計		12	15	7,440	7,440

備考 上記の表に記載のない年度は、被害額の申請がなかった。

4 騒音・振動・悪臭・交通公害関係資料

表 4-1-1 騒音に係る環境基準

(1) 道路に面する地域以外の地域 (単位: デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 以下	40 以下
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

備考 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域 (単位: デシベル)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(幹線交通を担う道路に近接する空間における特例)

基準値	
昼間	夜間
70 以下	65 以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

(注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

(1) 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)。

(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

表 4-1-2 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

備考 1 I を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

2 II を当てはめる地域は、I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

表 4-1-3 特定工場等に関する騒音の規制基準

時間の区分	区域の区分				時間の区分
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	
昼間	50	60	65	70	午前8時～午後7時 (津久見市は午前7時～午後7時)
朝・夕	45	50	60	65	午前6時～午前8時 (津久見市は午前6時～午前7時) 午後7時～午後10時
夜間	40	45 日田市は40	50 津久見市は55	60 臼杵市は55	午後10時～ 翌日の午前6時

- 備考 1 第1種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域をいう。
- 2 第2種区域とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいう。
- 3 第3種区域とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。
- 4 第4種区域とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。

表 4-1-4 特定建設作業に関する騒音の規制基準

規制項目	区域の区分	
	1号区域	2号区域
基準値	85デシベル	
作業禁止時間	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時
最大作業時間	10時間／日	14時間／日
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

- 備考 1号区域とは、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長)が指定した区域を言う。
- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- ニ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域2号区域とは、法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域を言う。

表 4-1-5 騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定等市町村一覧

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

市町村名	旧市町村名	騒音規制法								振動規制法						
		特定工場等に係る区域の区分				特定建設作業に係る区域の区分		告示年月日	告示番号	特定工場等に係る区域の区分		特定建設作業に係る区域の区分		告示年月日	告示番号	
		1種	2種	3種	4種	1号	2号			1種	2種	1号	2号			
大分市	大分市	○	○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示		
	野津原町		○			○				○		○	○			
	佐賀関町		○	○	○	○	○			○	○	○	○			
別府市	別府市	○	○	○		○		市告示		○	○	○		市告示		
中津市	中津市		○	○	○	○	○			○	○	○	○			
	三光村		○			○		市告示		規制地域なし				市告示		
	本耶馬渓町		○			○				規制地域なし						
	耶馬渓町		○			○		市告示		規制地域なし				市告示		
日田市	山国町		○			○				市告示	○	○				
	日田市		○	○		○		市告示		○	○	○		市告示		
佐伯市	佐伯市		○	○	○	○	○			市告示	○	○	○	○		
	上浦町		○			○		市告示		○		○		市告示		
	弥生町		○			○				市告示	○		○			
	本匠村		○			○		市告示		○		○		市告示		
	宇目町		○			○				市告示	○		○			
	直川村		○			○		市告示		○		○		市告示		
	鶴見町		○			○				市告示	○		○			
	米水津村		○			○		市告示		○		○		市告示		
	蒲江町		○			○				市告示	○		○			
臼杵市	臼杵市		○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示		
	津久見市		○	○	○	○	○			市告示	○	○	○	○		
竹田市	竹田市	○	○	○		○		市告示		○	○	○		市告示		
	久住町									規制地域なし						
豊後高田市	豊後高田市	○	○	○	○	○		市告示		○	○	○		市告示		
	香々地町		○			○				市告示				規制地域なし		
杵築市	杵築市	○	○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示		
	山香町		○	○		○				市告示				規制地域なし		
宇佐市	宇佐市	○	○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示		
	院内町		○			○				市告示				規制地域なし		
	安心院町		○			○		市告示						規制地域なし		
豊後大野市	三重町	○	○	○		○		市告示		○	○	○		市告示		
	緒方町		○			○				市告示				規制地域なし		
	大野町		○			○		市告示		○		○		市告示		
	千歳村		○			○				市告示	○		○			
	犬飼町		○			○		市告示		○		○				
由布市	挾間町	○	○	○		○		市告示		○	○	○		市告示		
	庄内町		○			○				市告示	○		○			
	湯布院町	○	○	○		○				市告示	○	○	○			
国東市	国見町		○	○		○		市告示		規制地域なし				市告示		
	国東町	○	○	○		○				○	○	○				
	武藏町		○			○				○		○				
	安岐町		○			○				○		○				
日出町	日出町	○	○	○		○		町告示		○	○	○		町告示		
九重町	九重町		○			○		S54.4.3	第389号	規制地域なし						
玖珠町	玖珠町	○	○	○		○		町告示		○	○	○		町告示		
姫島村	姫島村							規制地域なし								

(備考) 着色されている市町は、騒音に係る環境基準の類型の当てはめがあることを示す。

表 4-1-6 一般地域における騒音の環境基準達成状況

(令和 6 年度)

市町村名	地域の類型	測定地点数	環境基準達成地点		時間区分毎の環境基準達成状況			
			地点数	達成率	地点数	達成率	地点数	達成率
大分市	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	B	2	2	100%	2	100%	2	100%
	C	2	2	100%	2	100%	2	100%
	計	6	6	100%	6	100%	6	100%
中津市	A	2	0	0%	1	50%	1	50%
	B	5	2	40%	2	40%	2	40%
	C	3	1	33%	2	67%	1	33%
	計	10	3	30%	5	50%	4	40%
日田市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	1	1	100%	1	100%	1	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
佐伯市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	2	2	100%	2	100%	2	100%
	C	0	0	-	0	-	0	-
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
津久見市	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	B	4	3	75%	3	75%	3	75%
	C	5	5	100%	5	100%	5	100%
	計	11	10	91%	10	91%	10	91%
竹田市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	1	1	100%	1	100%	1	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
豊後高田市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	1	1	100%	1	100%	1	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
杵築市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	3	3	100%	3	100%	3	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	5	5	100%	5	100%	5	100%
宇佐市	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	B	2	2	100%	2	100%	2	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	5	5	100%	5	100%	5	100%
国東市	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	B	0	0	-	0	-	0	-
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
合計	A	15	13	86.7%	14	93.3%	14	93%
	B	21	17	81.0%	17	81.0%	17	81.0%
	C	16	14	87.5%	15	93.8%	14	87.5%
	計	52	44	84.6%	46	88.5%	45	86.5%

備考 調査は下記の機関による

大分市環境対策課、中津市環境政策課、日田市環境課、佐伯市環境対策課、津久見市環境保全課、竹田市環境課、豊後高田市環境課、杵築市民生活課、宇佐市生活環境課、国東市環境衛生課

表 4-1-7 一般地域における騒音の環境基準達成状況の経年変化

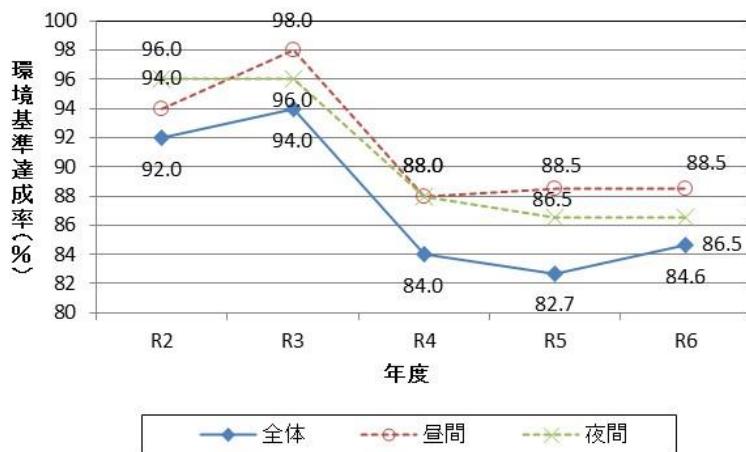


表 4-1-8 道路に面する地域の騒音測定結果

(令和 6 年度)

道路名	測定地点	測定開始年月日	測定終了年月日	環境基準達成率	騒音規制区分	車種	環境基準		要請限度					
							(等価騒音レベル・dB)	測定結果(Leq)・dB	環境基準値(Leq)・dB	等価騒音レベル・dB				
東九州自動車道	大分市大字金谷追1573-2	2025/1/23	2025/1/24	B	b	4	55	49	70	65	75	70		
	大分市浜の市2丁目	2024/11/18	2024/11/19	C	c	6	70	△	66	70	65	75	70	
	大分市大字古国府1174-1	2025/1/21	2025/1/22	C	c	2	△	71	64	70	65	75	70	
	大分市中利田1520-1	2024/10/23	2024/10/24	B	b	2	△	71	△	67	70	65	75	70
	大分市中戸次5186-2	2024/11/21	2024/11/22	C	c	4	△	71	65	70	65	75	70	
	大分市大字中戸次4840-19	2024/11/21	2024/11/22	C	c	4	70	65	70	65	75	70		
	杵築市山香町大字下2659	2025/1/16	2025/1/17	-	-	2	69	61	70	65	75	70		
	宇佐市大字岩崎1177-1	2025/2/19	2025/2/20	B	b	2	67	64	70	65	75	70		
	宇佐市大字四日市965-1	2025/2/26	2025/2/27	C	c	2	70	△	66	70	65	75	70	
	宇佐市大字南宇佐2124-5	2025/2/18	2025/2/19	C	c	2	69	65	70	65	75	70		
一般国道210号線	大分市大字横瀬2159番3	2024/11/19	2024/11/20	B	b	2	68	62	70	65	75	70		
一般国道210号線	大分市大字町3丁目4番42号	2024/11/13	2024/11/14	C	c	5	68	65	70	65	75	70		
一般国道210号線	日田市石井2丁目556-6	2025/2/7	2025/2/8	B	b	2	64	60	70	65	75	70		
一般国道212号線	中津市山田町宇曾1210	2025/1/20	2025/1/21	-	b	2	△	74	△	68	70	65	75	70
	中津市那賀浜町浦原138-1	2025/1/21	2025/1/22	-	b	2	69	62	70	65	75	70		
	中津市本郷町浜町曾木1861-1	2025/1/22	2025/1/23	-	b	2	△	72	△	66	70	65	75	70
	日田市吹上町1231-4	2025/3/21	2025/3/22	C	c	4	50	40	70	65	75	70		
	中津市下池永436	2025/1/15	2025/1/16	C	c	2	△	72	△	69	70	65	75	70
一般国道213号線	中津市沖代町1丁目1-11	2025/1/29	2025/1/30	C	c	4	△	74	△	70	70	65	75	70
	豊後高田市新地1719番地1	2025/1/15	2025/1/16	B	c	2	54	53	70	65	75	70		
	杵築市大字杵塩田665	2025/1/16	2025/1/17	C	c	2	56	54	70	65	75	70		
	国東市国東町小原121番地4	2025/3/6	2025/3/10	C	c	2	66	57	70	65	75	70		
	国東市国東町鶴川1905番地1	2025/3/6	2025/3/10	A	a	2	63	47	70	65	75	70		
	国東市国東町鶴川136番地1	2025/3/6	2025/3/10	C	c	2	62	58	70	65	75	70		
	国東市国東町田深280番地2	2025/3/6	2025/3/10	C	c	2	58	54	70	65	75	70		
	速見郡日出町川崎527-1	2025/1/20	2025/1/21	C	c	2	69	62	70	65	75	70		

一般国道217号線	大分市大字佐賀関750-90	2024/11/27	2024/11/28	C	c	2		66		58	70	65	75	70
	佐伯市西谷町5番49号	2024/11/12	2024/11/13	C	c	2		57		49	70	65	75	70
	佐伯市大字戸穴336番地1	2024/11/18	2024/11/19	B	b	2		61		48	70	65	75	70
	津久見市セメント町2番	2024/12/24	2024/12/25	C	c	2		65		57	70	65	75	70
	津久見市中町4-32	2024/12/17	2024/12/18	C	c	2	△	74	△	68	70	65	75	70
	津久見市大字千惣210-6	2024/12/10	2024/12/11	C	c	2		67		59	70	65	75	70
一般国道387号線	宇佐市大字別府254-5	2024/10/22	2024/10/23	C	c	4		68		58	70	65	75	70
	宇佐市院内町山城32	2024/11/5	2024/11/6	B	b	2		64		53	70	65	75	70
一般国道388号線	佐伯市駅前2丁目4番26号	2024/11/14	2024/11/15	C	c	4		58		51	70	65	75	70
一般国道500号線	宇佐市安心院町下毛2112-1	2025/3/5	2025/3/6	B	b	2		59		48	70	65	75	70
一般国道502号	臼杵市大字野田286番地	2025/3/5	2025/3/6	C	c	4		68		61	70	65	75	70
県道21号大分臼杵線	大分市錦町2丁目14番12号	2024/11/12	2024/11/13	C	c	4	△	72	△	66	70	65	75	70
県道23号中津高田線	宇佐市大字長洲1482-1	2024/10/30	2024/10/31	C	c	2		68		62	70	65	75	70
	中津市中殿512	2025/1/8	2025/1/9	C	c	2	△	71	△	68	70	65	75	70
	中津市中殿573-14	2025/1/9	2025/1/10	C	c	2	△	71	△	66	70	65	75	70
	中津市豊田2-14-38	2025/1/27	2025/1/28	C	c	4		67		57	70	65	75	70
県道29号豊後高田東線	国東市国東町田深741番地	2025/3/6	2025/3/10	B	b	2		59		56	70	65	75	70
県道38号坂ノ市中戸次線	大分市坂ノ市西4丁目10番6号	2024/11/6	2024/11/7	B	b	2		59		50	70	65	75	70
県道44号	宇佐市大字川部841-1	2024/11/11	2024/11/12	B	b	2		60		50	70	65	75	70
県道108号中津吉富線	中津市殿町1383-1	2025/2/10	2025/2/11	C	c	2	△	72	△	68	70	65	75	70
	中津市一ツ松62-1	2025/1/14	2025/1/15	A	b	2		69		62	70	65	75	70
県道110号東下中津線	中津市上宮永310-2	2025/1/28	2025/1/29	A	b	2	△	72		64	70	65	75	70
県道663号万田四日市線	中津市福島1902	2025/1/30	2025/1/31	B	b	2		64		54	70	65	75	70
県道日出真那井杵築線	速見郡日出町川崎843-2	2025/1/20	2025/1/21	C	c	2		65		57	70	65	75	70
県道鶴崎大南線	大分市皆春621-1	2024/11/12	2024/11/13	B	b	2		67		60	70	65	75	70
県道田尻臨海線	中津市田尻1101	2025/1/16	2025/1/17	B	b	2	△	74	△	70	70	65	75	70
県道臼杵沖代線	中津市三光臼杵1495-4	2025/1/23	2025/1/24	-	b	2		69		59	70	65	75	70
県道大田杵築線	杵築市大字杵築古野924	2025/1/16	2025/1/17	B	b	2		61		58	70	65	75	70
市道田島大原通り線	日田市上城内町1番8号	2025/3/7	2025/3/8	C	c	2		64		60	65	60	75	70
市道大原日田線	日田市田島2丁目6番1号	2025/2/17	2025/2/18	C	c	2		56		45	65	60	75	70
市道駅前佐伯大橋線	佐伯市池船町19番19号	2024/11/13	2024/11/14	B	b	2		63		54	65	60	75	70
市道臼杵女島線	佐伯市中村北町6番8号	2024/11/11	2024/11/12	B	b	2		62		53	65	60	75	70
市道117号線	宇佐市大字閣395	2025/2/25	2025/2/26	C	c	2		65		57	65	60	75	70
市道120号線	宇佐市大字四日市1352-2	2025/3/10	2025/3/11	C	c	2		63		52	65	60	75	70
市道128号線	宇佐市大字岩崎798-2	2024/11/18	2024/11/19	B	b	1		54		43	55	45	65	55
市道243号線	宇佐市大字神子山新田39-17	2024/10/29	2024/10/30	B	b	2		59		43	65	60	75	70
市道七里線	竹田市大字会々七里	2025/3/25	2025/3/26	B	b	2		53		45	65	60	75	70

備考 1 調査は下記の機関による。

大分市環境対策課、中津市環境政策課、日田市環境課、佐伯市環境対策課、臼杵市環境課、津久見市環境保全課、竹田市環境課、豊後高田市環境課、杵築市市民生活課、宇佐市生活環境課、国東市環境衛生課

2 網掛け部分は大分県環境保全課の常時監視測定結果である。

3 △は環境基準値を超過するもの。▲は要請限度を超過する騒音レベルを示す。

(要請限度は3日間の測定で評価を行わなければならないため、※を付したもののは参考までの評価とする。)

表 4-1-9 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の面的評価結果

(令和 6 年度)

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (89,543 戸)	87,571	97.8	556	0.6	413	0.5	1,003	1.1
近接空間 (35,167 戸)	33,939	96.5	282	0.8	262	0.7	684	1.9
非近接空間 (54,376 戸)	53,632	98.6	274	0.5	151	0.3	319	0.6

備考 1 近接空間とは、面的評価を行う 50m の範囲のうちで、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路 道路端から 15m
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線道路 道路端から 20m

2 非近接空間とは、50m の評価範囲のうちで近接空間以外の場所をいう。

表 4-1-10 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の評価結果（道路種類別総括表）

(令和 6 年度)

	評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果(全体)					評価結果(近接空間)					評価結果(非近接空間)					
			住居等戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも基準値以下 ①	昼のみ基準値以下 ②	夜のみ基準値以下 ③	昼夜とも基準値超過 ④	住居等戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも基準値以下 ①	昼のみ基準値以下 ②	夜のみ基準値以下 ③	昼夜とも基準値超過 ④	住居等戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも基準値以下 ①	昼のみ基準値以下 ②	夜のみ基準値以下 ③	昼夜とも基準値超過 ④	
全体 (住居等戸数)	3170.1	1,165	89,543	87,571	556	413	1,003	35,167	33,939	282	262	684	54,376	53,632	274	151	319	
道路種類別の内訳	高速自動車国道	138.9	53	1,314	1,296	5	9	4	486	481	5	0	0	828	815	0	9	4
	一般国道	982.8	480	34,500	33,004	349	212	935	13,648	12,662	228	108	650	20,852	20,342	121	104	285
	県道	2036.5	617	51,151	50,571	226	211	143	19,438	19,116	72	160	90	31,713	31,455	154	51	53
	4車線以上の市町村道	11.9	15	4,203	4,202	0	0	1	2,518	2,518	0	0	0	1,685	1,684	0	0	1

	評価延長区間 (km)	評価数 (区間)	住居等戸数 ①+②+ ③+④ (%)	昼夜とも基準値以下 ① (%)	昼のみ基準値以下 ② (%)	夜のみ基準値以下 ③ (%)	昼夜とも基準値超過 ④ (%)	住居等戸数 ①+②+ ③+④ (%)	昼夜とも基準値以下 ① (%)	昼のみ基準値以下 ② (%)	夜のみ基準値以下 ③ (%)	昼夜とも基準値超過 ④ (%)	住居等戸数 ①+②+ ③+④ (%)	昼夜とも基準値以下 ① (%)	昼のみ基準値以下 ② (%)	夜のみ基準値以下 ③ (%)	昼夜とも基準値超過 ④ (%)	
道路種類別の内訳	全体 (割合)	3170.1	1,165	100.0	97.8	0.6	0.5	1.1	100.0	96.5	0.8	0.7	1.9	100.0	98.6	0.5	0.3	0.6
	高速自動車国道	138.9	53	100.0	98.6	0.4	0.7	0.3	100.0	99.0	1.0	0.0	0.0	100.0	98.4	0.0	1.1	0.5
	一般国道	982.8	480	100.0	95.7	1.0	0.6	2.7	100.0	92.8	1.7	0.8	4.8	100.0	97.6	0.6	0.5	1.4
	県道	2036.5	617	100.0	98.9	0.4	0.4	0.3	100.0	98.3	0.4	0.8	0.5	100.0	99.2	0.5	0.2	0.2
	4車線以上の市町村道	11.9	15	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	99.9	0.0	0.0	0.1

備考 上表の「全体(住居等戸数)」「全体(割合)」に記載されている数字は、重複計上されている分を除く。ただし、「道路種類別の内訳」に記載されている戸数及び割合については、交差点等における複数評価区間の重複計上分を含む。

表 4-1-11 町村の路線別の面的評価結果（戸数）

(令和 6 年度)

路 線 名	面的評価（全体）				面的評価（近接空間）				面的評価（非近接空間）			
	住戸等 戸数 ①+②+③ +④ (戸)	屋夜とも 基準値 以下 ② (戸)	夜のみ 基準値 以下 ③ (戸)	住居等 戸数 ①+②+③ +④ (戸)	屋夜とも 基準値 以下 ② (戸)	夜のみ 基準値 以下 ③ (戸)	住居等 戸数 ①+②+③ +④ (戸)	屋夜とも 基準値 以下 ② (戸)	住居等 戸数 ①+②+③ +④ (戸)	屋夜とも 基準値 以下 ② (戸)	屋夜とも 基準値 以下 ③ (戸)	
九州横断自動車道・長崎大分線	90	90	0	0	35	35	0	0	55	55	0	0
一般国道10号	553	515	0	14	180	164	0	0	373	351	0	14
一般国道10号（日出バイパス）	32	32	0	0	12	12	0	0	20	20	0	0
一般国道210号	713	685	13	3	306	286	8	0	12	407	399	5
一般国道213号	426	394	0	30	4	154	0	9	0	274	249	4
一般国道387号	515	515	0	0	280	280	0	0	0	235	235	0
一般国道387号B/P(町田バイパス)	72	72	0	0	50	50	0	0	0	22	22	0
西蒲原島港線	99	99	0	0	0	36	0	0	0	63	63	0
北浦原島港線	52	52	0	0	16	16	0	0	0	36	36	0
福積島鳥港線	142	142	0	0	57	57	0	0	0	85	85	0
日出山香線	55	55	0	0	24	24	0	0	0	31	31	0
八坂真那井線	11	11	0	0	6	6	0	0	5	5	0	0
日出港線	92	86	0	6	23	23	0	0	0	69	63	0
日出真那井杵築線	390	390	0	0	185	185	0	0	0	205	205	0
藤原竹榮線	4	4	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0
別府一の宮線	6	6	0	0	3	3	0	0	4	67	67	0
飯田高原中村線	131	127	0	4	64	60	0	0	0	84	84	0
下恵良九重線	221	221	0	0	137	137	0	0	0	19	19	0
田野庄内線	46	46	0	0	27	27	0	0	0	0	0	0
書曲野田線	219	219	0	0	135	135	0	0	0	84	84	0
田野宝泉寺停車場線	50	50	0	0	29	29	0	0	0	21	21	0
右田引治線	25	25	0	0	16	16	0	0	0	9	9	0
高原戸畠線	24	24	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0
田野野上線	47	47	0	0	24	24	0	0	0	23	23	0
森耶馬渓線	22	22	0	0	13	13	0	0	0	9	9	0
玖珠山国線	437	437	0	0	198	198	0	0	0	239	239	0
日田玖珠線	88	88	0	0	47	47	0	0	0	41	41	0
玖珠天瀬線	52	52	0	0	22	22	0	0	0	30	30	0
白地日田線	3	3	0	0	2	2	0	0	0	1	1	0
川上玖珠線	29	29	0	0	11	11	0	0	0	18	18	0
平原耶馬渓線	11	11	0	0	6	6	0	0	0	5	5	0
全体(合計)	4,528	4,422	13	53	40	2013	1,968	8	9	2,515	2,554	5
										44	44	12

(備考1) 上表の戸数は、交差点等における複数評価区間の重複計上分を含む。
 ただし、「全体(合計)」の戸数は、重複計上されている分を除く。

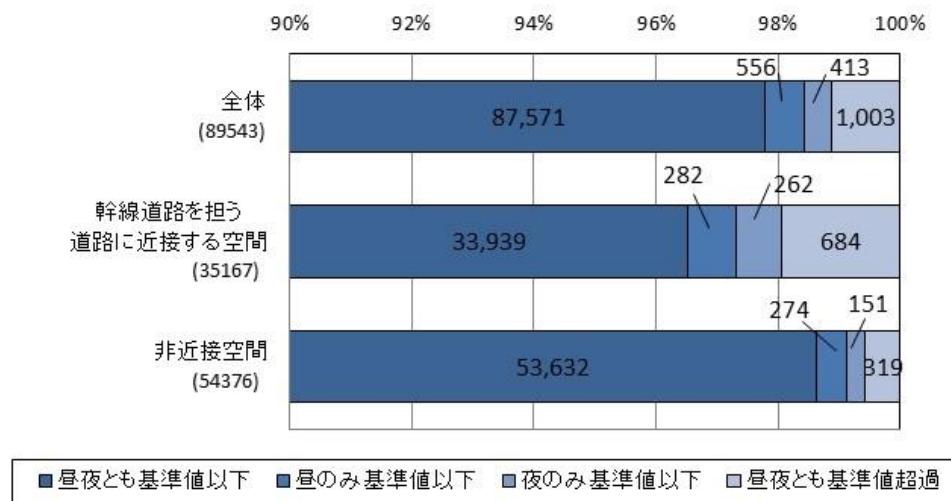
表 4-1-12 町村の路線別の面的評価結果（割合）

(令和 6 年度)

路線名	面的評価結果(全体)				面的評価結果(近接空間)				面的評価結果(非近接空間)			
	昼夜とも基準値以下(%)	昼夜のみ基準値以下(%)	昼夜とも基準値超過(%)	昼夜とも基準値以下(%)	昼夜とも基準値以下(%)	昼夜とも基準値超過(%)	昼夜とも基準値以下(%)	昼夜とも基準値以下(%)	昼夜のみ基準値以下(%)	昼夜とも基準値以下(%)	昼夜とも基準値超過(%)	昼夜とも基準値以下(%)
九州横断自動車道長崎大分線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道10号	93.1	0.0	2.5	91.1	0.0	0.0	0.0	0.0	8.9	94.1	0.0	3.8
一般国道10号(日出バイパス)	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道210号	96.1	1.8	0.4	1.7	93.5	2.6	0.0	3.9	98.0	1.2	0.7	0.0
一般国道213号	92.1	0.0	7.0	0.9	94.2	0.0	5.8	0.0	90.9	0.0	7.7	1.5
一般国道387号	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道387号B P(町田バイパス)	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
西浦延島港線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
北浦延島港線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
福積姫島港線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日出山香線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
八坂真那井線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日出港線	93.5	0.0	6.5	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日出真那井杵築線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
藤原杵築線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
別府一の宮線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
飯田高原中村線	96.9	0.0	0.0	3.1	93.8	0.0	0.0	6.3	100.0	0.0	0.0	0.0
下恵良九重線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田野庄内線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
書曲野田線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田野宝泉寺停車場線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
石田引治線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
菅原戸畠線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田野野上線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
森耶馬溪線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
玖珠山国線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日田玖珠線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
玖珠天瀬線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
白地日田線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
川上玖珠線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
平原耶馬溪線	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
金体(合計)	97.7	0.3	1.2	0.9	97.8	0.4	0.4	1.4	97.6	0.2	1.7	0.5

(備考) 上表の割合の算出にあたっては、交差点等における複数評価区間の重複計上分の戸数を含んでいます。
ただし、「金体(合計)」の割合の算出にあたっては、重複計上されている分を除いています。

表 4-1-13 令和 6 年度自動車騒音の環境基準達成状況の評価結果



この結果は、国立研究開発法人国立環境研究所が運営するインターネットサイト「環境展望台」で、地理情報システムを用いて公開されている。

(https://tenbou.nies.go.jp/arcgis/monitor/?map_mode=monitoring_map&field=8)

表 4-1-14 航空機騒音実態調査結果

(令和 6 年度)

調査地点	調査場所	地域類型	調査結果	
			Lden(dB)	WECPNL
No.1	国東市武蔵町糸原120	II	46	58
No.2	国東市武蔵町糸原3694	II	50	63
No.5	国東市武蔵町糸原1627	I	40	55
No.9	国東市安岐町下原1134番地1	I	49	47
No.10	国東市安岐町下原807番地1	II	52	67
No.13	国東市武蔵町内田1648番地	I	42	53

※調査地点番号が連番でないのは、調査地点の見直しを行ったことによるもの

表 4-1-15 騒音苦情受付件数（発生原因別）

(令和 6 年度)

発生原因区分 市町村等	工場 ・ 事 業 場	建 設 作 業	自 動 車	航 空 機	鉄 道	營 業	拡 声 機	家 庭 生 活	ア イ ド リ か ン グ し ・	エ 再 生 ネ ル 可 ギ 能	そ の 他	合 計	う ち 低 周 波
県 保 健 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分 市	19	32	0	0	0	5	1	2	2	0	6	67	1
別 府 市	13	11	3	0	0	0	2	7	0	0	3	39	0
中 津 市	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0
日 田 市	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
佐 伯 市	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
臼 杣 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
津 久 見 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹 田 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊 後 高 田 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杵 築 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇 佐 市	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0
豊 後 大 野 市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0
由 布 市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	0
国 東 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫 島 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
目 出 町	2	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	6	0
九 重 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖 珠 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	37	49	6	0	0	7	3	12	2	1	13	130	1

表 4-1-16 騒音に係る特定施設別届出数

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

特定施設 市町村	金 機 属 加 工 械	空 壓 縮 機 气 等	土 破 碎 石 用 等	織 機	建 製 設 造 用 資	穀 製 造 機	木 機 材 加	抄 紙	印 刷 機 械	合 射 成 出 樹 成 脂 形	鑄 型 造 型	特 総 定 施	特 総 定 工 場
												設 数	等 数
大 分 市	708	5,960	338	834	62	1	329	11	271	245	31	8,790	902
別 府 市	22	597	2	0	2	0	47	0	117	5	0	792	178
中 津 市	334	961	39	0	13	1	78	0	37	225	15	1,703	190
日 田 市	37	276	4	0	2	0	268	0	32	1	0	620	123
佐 伯 市	99	488	45	0	7	0	114	0	61	0	1	815	103
臼 杣 市	9	391	1	0	6	0	12	0	15	0	1	435	48
津 久 見 市	38	568	178	0	2	0	0	0	1	0	0	787	28
竹 田 市	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6	5
豊 後 高 田 市	16	143	1	0	1	0	7	0	15	74	0	257	30
杵 築 市	0	107	0	0	0	0	0	0	0	5	0	112	2
宇 佐 市	99	104	1	0	2	0	8	0	3	85	0	302	48
豊 後 大 野 市	2	72	4	0	3	0	0	0	0	26	0	107	23
由 布 市	5	26	0	0	0	0	1	0	0	0	0	32	9
国 東 市	23	94	1	0	1	0	1	0	0	105	0	225	21
姫 島 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
目 出 町	0	2	13	71	0	1	0	0	0	0	0	87	5
九 重 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖 珠 町	1	10	0	0	0	0	0	0	2	22	0	35	8
合 計	1,395	9,801	627	905	101	3	867	11	554	793	48	15,105	1,723

表 4-1-17 騒音に係る特定建設作業別届出数

(令和 6 年度)

特定建設作業 市町村	く使 い用 打す 機る 等作 を業	び使 よ用 うす 打る 機作 を業	さ使 く用 岩の する 機作 を業	空使 気用 圧す 縮る 機作 を業	コフ ン ク リ ト 等 ト	設 け ん 行 ト 等 作 業	ハ使 、 ツ ク ホ ウ	トシ 使 ラ ク ホ ウ	フイ 使 、 サ 用 ル 、 す る タ ル 作 を業	合 計
大分市	28	0	709	26	0	18	0	1	782	
別府市	8	0	63	3	1	90	0	0	165	
中津市	2	0	1	0	0	10	0	0	13	
日田市	0	0	1	2	0	4	0	0	7	
佐伯市	0	0	1	0	0	48	0	0	49	
臼杵市	0	0	3	0	0	4	0	0	7	
津久見市	2	0	4	0	0	10	0	0	16	
竹田市	0	0	0	0	0	3	0	0	3	
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
杵築市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宇佐市	0	0	4	1	1	15	0	0	21	
豊後大野市	0	0	9	1	0	12	0	0	22	
由布市	3	0	17	2	0	26	0	0	48	
国東市	0	0	0	0	0	2	0	0	2	
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日出町	0	0	5	0	0	5	0	0	10	
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
玖珠町	0	0	0	0	0	3	0	0	3	
合 計	43	0	817	35	2	250	0	1	1,148	

表 4-1-18 騒音苦情件数の推移

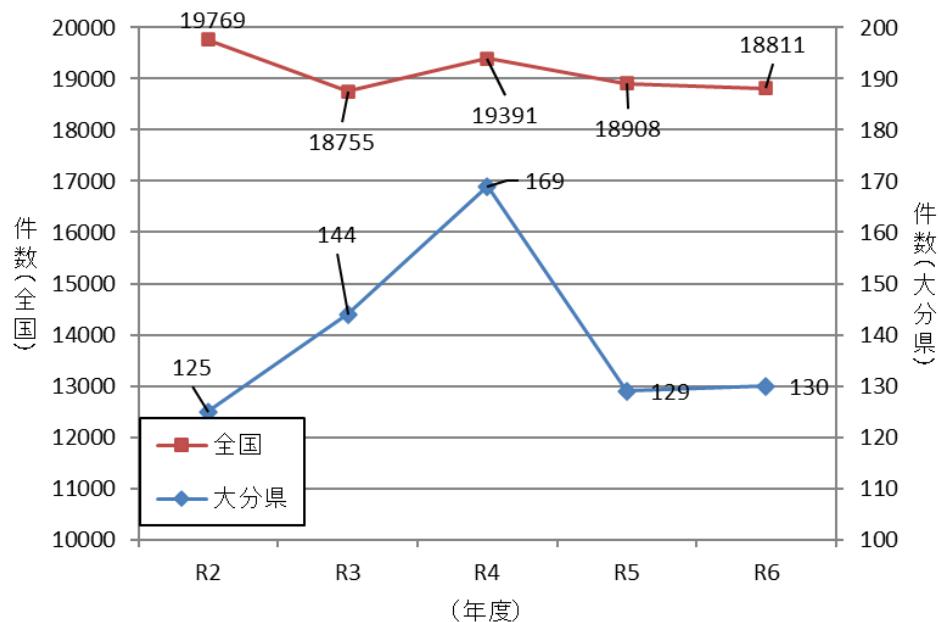


表 4-2-1 振動規制基準**(1)特定工場等**

(単位:デシベル)

区域の区分 時間の区分	第1種区域	第2種区域	時間の区分
昼間	60	65	午前8時～午後7時 (ただし、津久見市は午前7時～午後7時)
夜間	55	60	午後7時～翌日の午前8時 (ただし、津久見市は午後7時～翌日の午前7時)

備考 「第1種区域」とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいう。

「第2種区域」とは、住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域をいう。

(2)特定建設作業

規制項目	区域の区分	
	1号区域	2号区域
基準値	75デシベル	
作業禁止時間	午後7時～翌日の午前7時	午後10時～翌日の午前6時
最大作業時間	10時間／日	14時間／日
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

備考 「1号区域」とは、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定した区域を言う。

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域
 - ニ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域
- 「2号区域」とは、法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域を言う。

表 4-2-2 振動苦情受付件数（発生原因別）

(令和 6 年度)

振動の種類	工場・事業場	建設作業	道路交通	鉄道	その他	合計
市町村						
県保健所	0	0	0	0	0	0
大分市	2	10	1	0	0	13
別府市	0	7	0	0	0	7
中津市	0	0	0	0	0	0
日田市	0	1	0	0	0	1
佐伯市	0	0	0	0	1	1
臼杵市	0	0	0	0	0	0
津久見市	0	0	0	0	0	0
竹田市	0	0	0	0	0	0
豊後高田市	0	0	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	0	0	0
宇佐市	0	0	0	0	0	0
豊後大野市	0	0	0	0	0	0
由布市	0	0	0	0	1	1
国東市	0	0	0	0	0	0
姫島村	0	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	0	0	0
九重町	0	0	0	0	0	0
玖珠町	0	0	0	0	0	0
合計	2	18	1	0	2	23

表 4-2-3 振動に係る特定施設別届出数

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

特定施設	金属性加工作機械	圧縮機	土石用破碎機等	織機	シブコ、ロックリングクリップマシン等	木材加工機械	印刷機械	コ合用のムラ練樹脂又は練機	合射成樹脂用機	鋳型造形機	特定施設総数	特定工場等総数
市町村												
大分市	604	849	247	716	27	32	116	0	231	29	2,851	466
別府市	56	122	2	0	0	0	39	0	5	0	224	62
中津市	284	346	25	0	3	4	5	14	293	4	978	135
日田市	0	141	0	0	0	2	0	0	1	0	144	20
佐伯市	82	69	46	0	0	27	13	0	1	0	238	52
臼杵市	76	156	1	0	1	1	5	0	1	0	241	36
津久見市	36	144	171	0	0	0	0	0	0	0	351	23
竹田市	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	4	3
豊後高田市	17	100	1	0	0	2	4	0	93	0	217	27
杵築市	0	6	0	0	0	0	0	0	5	0	11	2
宇佐市	98	66	1	0	0	0	0	0	85	0	250	35
豊後大野市	0	16	3	0	0	0	0	0	26	0	45	9
由布市	3	14	0	0	0	0	0	0	0	0	17	5
国東市	22	40	1	0	0	0	0	0	85	0	148	15
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖珠町	0	9	0	0	0	0	0	2	22	0	33	6
合計	1,278	2,081	498	716	31	70	182	16	848	33	5,753	897

表 4-2-4 振動に係る特定建設作業別届出数

(令和 6 年度)

特定建設作業 市町村	くい打機等を使用する作業	鋼球を使用して破壊する作業	舗装版破碎機を使用する作業	ブレーカーを使用する作業	合計
大分市	26	0	3	628	657
別府市	8	0	0	63	71
中津市	2	0	1	5	8
日田市	0	0	0	3	3
佐伯市	1	0	0	48	49
臼杵市	0	0	0	3	3
津久見市	2	0	0	6	8
竹田市	0	0	0	0	0
豊後高田市	0	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	0	0
宇佐市	0	0	0	10	10
豊後大野市	0	0	0	8	8
由布市	3	0	1	17	21
国東市	0	0	0	0	0
姫島村	0	0	0	0	0
日出町	2	0	0	5	7
九重町	0	0	0	0	0
玖珠町	0	0	0	0	0
合計	44	0	5	796	845

表 4-3-1 悪臭苦情受付件数（発生原因別）

(令和 6 年度)

発生原因区分 市町村等	畜産農業	飼料・肥料製造工場	食料品製造工場	化学生	その他の製造工場	サービス業・その他	移動発生源	建設作業現場	下水用	ごみ集積所	個人住宅・アパート・寮	不明	合計
県保健所	1	0	1	0	1	3	0	0	0	0	4	0	10
大分市	14	2	0	2	2	7	0	0	3	0	30	18	78
別府市	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	12	4	22
中津市	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
日田市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
佐伯市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
臼杵市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
津久見市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
竹田市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
宇佐市	5	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	9
豊後大野市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
由布市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	3
国東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	4
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖珠町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	23	2	2	3	4	21	1	1	5	0	46	28	136

表 4-3-2 六段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱い臭い(認知閾値濃度)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表 4-3-3 悪臭防止法に基づく規制基準**(1) 敷地境界線の地表における規制基準**

(単位:ppm)

ア 物質濃度による規制**(大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市)**

特定悪臭物質の種類	規制基準	特定悪臭物質の種類	規制基準
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素※	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオノンアルデヒド	0.05	プロピオノ酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

※別府市内は硫化水素の規制が適用されない。

イ 臭気指数による規制**(宇佐市)**

第1種区域(都市計画区域内)の規制基準	第2種区域(都市計画区域外)の規制基準
12	14

(豊後大野市)

第1種区域(都市計画区域内)の規制基準	第2種区域(都市計画区域外)の規制基準
12	15

(2) 排出口における規制基準**ア 物質濃度による規制****(大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市)**

特定悪臭物質(*)の種類ごとに次の式により算出した流量 $q = 0.108 \times He^2 \times C_m$ q 悪臭物質の流量(0°C 、1気圧での $\text{m}^3/\text{時}$) He 補正された気体排出口の高さ(m) Cm 敷地境界における規制基準(ppm)
* アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオノンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

イ 臭気指数による規制**(宇佐市、豊後大野市)**

(1)に掲げる規制基準の値を基礎として規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

(3) 排出水における規制基準

ア 物質濃度による規制

(大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市)

特定悪臭物質の種類	排出水の量	規制基準(mg/L)
メチルメルカプタン	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.03
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.007
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.1
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.02
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.3
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.07
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.6
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.1
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.03

イ 臭気指数による規制

(宇佐市)

第1種区域(都市計画区域内)の規制基準	第2種区域(都市計画区域外)の規制基準
28	30

(豊後大野市)

(1)に掲げる規制基準の値を基礎として規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

表 4-3-4 かおり風景 100 選選定地点 (県内)

市町村	名称
別府市	別府八湯の湯けむり
大分市	大分野津原香りの森
臼杵市 竹田市	臼杵・竹田の城下町のかぼス
竹田市 九重町	くじゅう四季の草原、野焼きのかおり

図 4-3-5 畜産環境保全指導体制

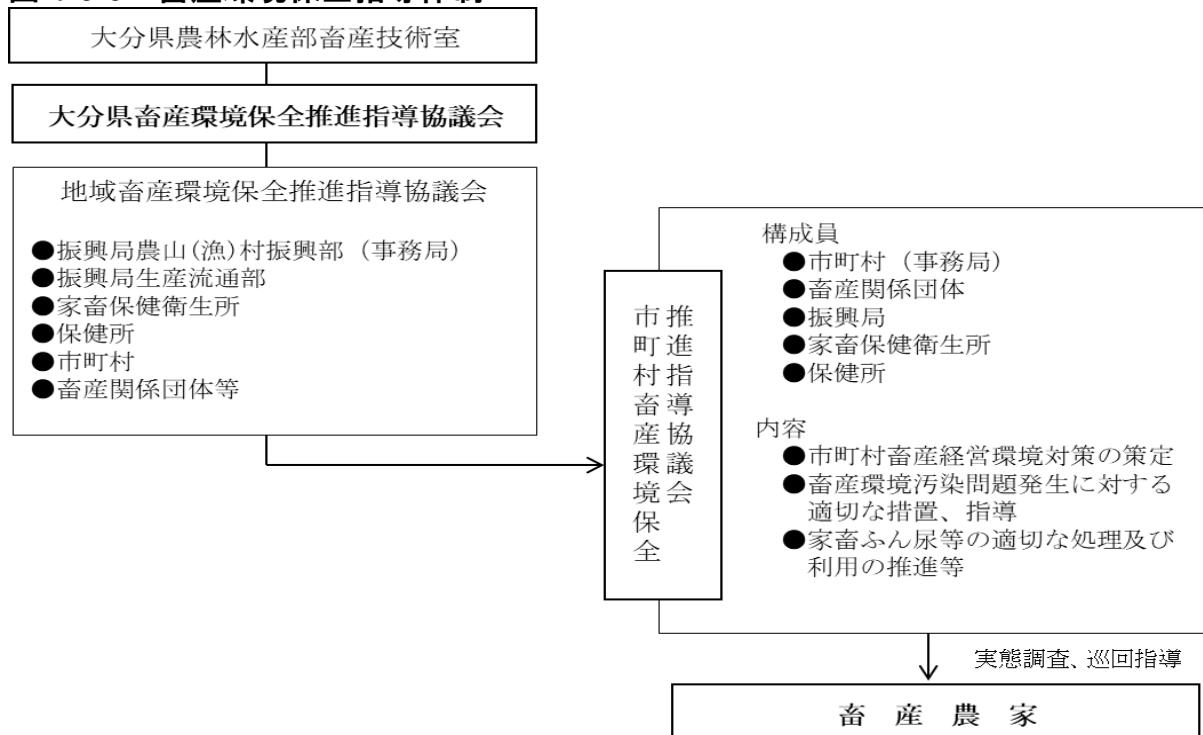


図 4-3-6 畜産環境対策推進体制

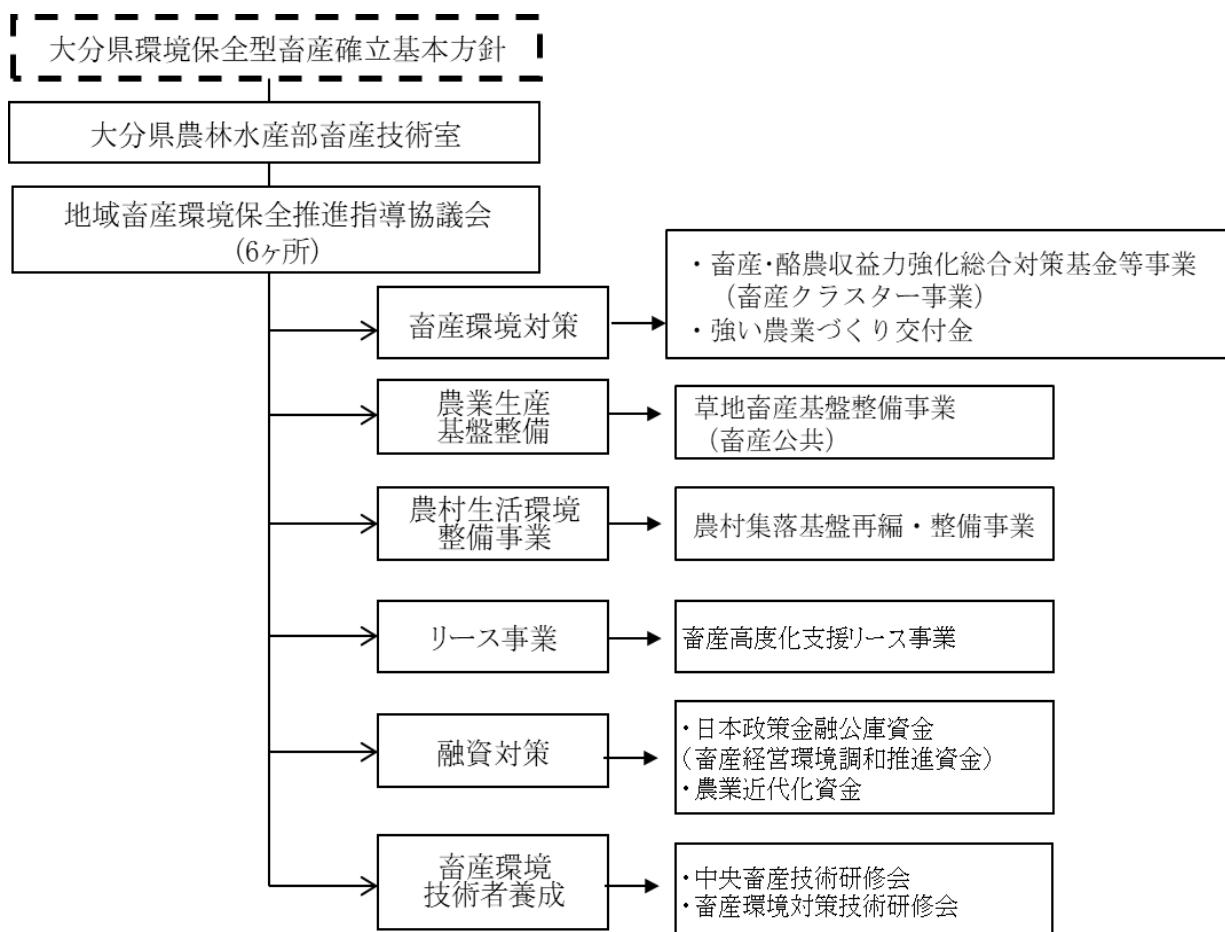


図 4-3-7 悪臭苦情件数の推移

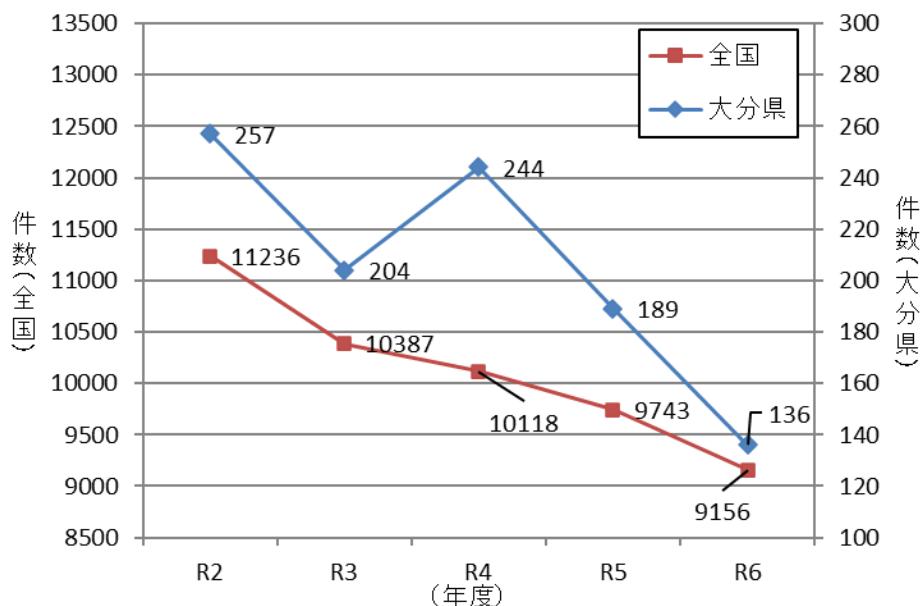


図 4-3-8 内容別苦情発生状況

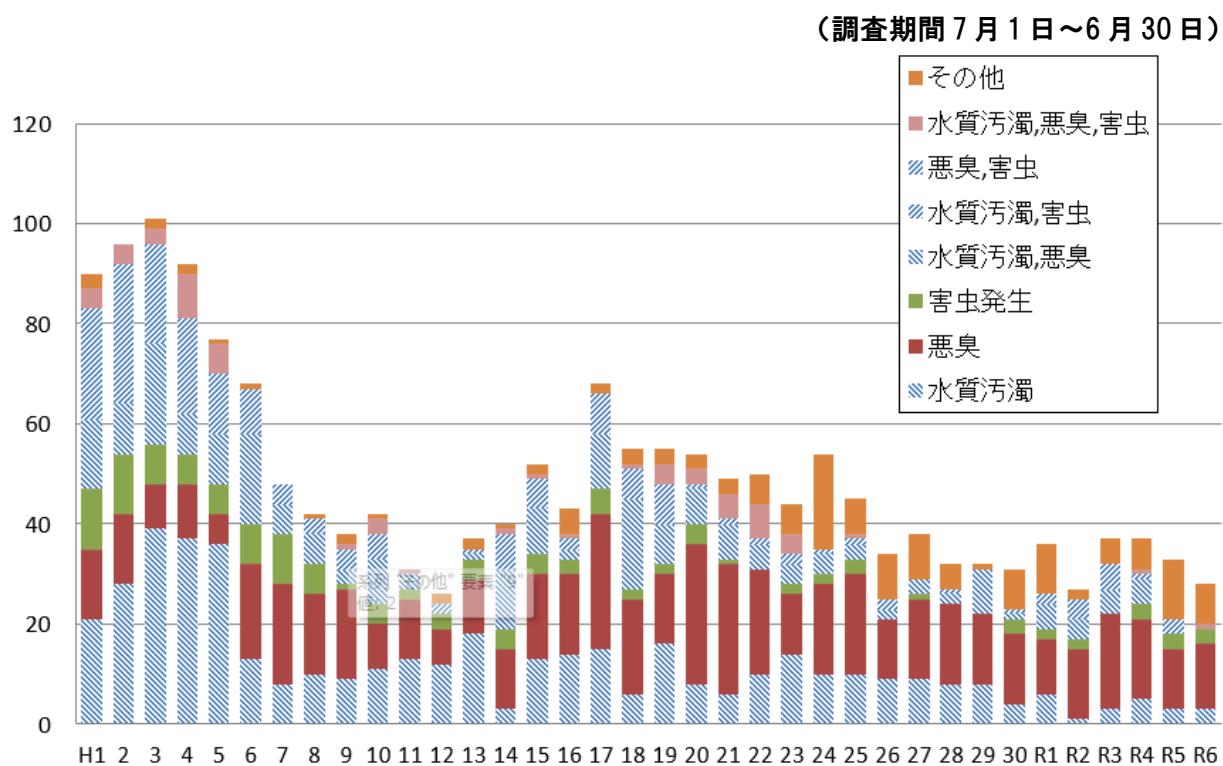
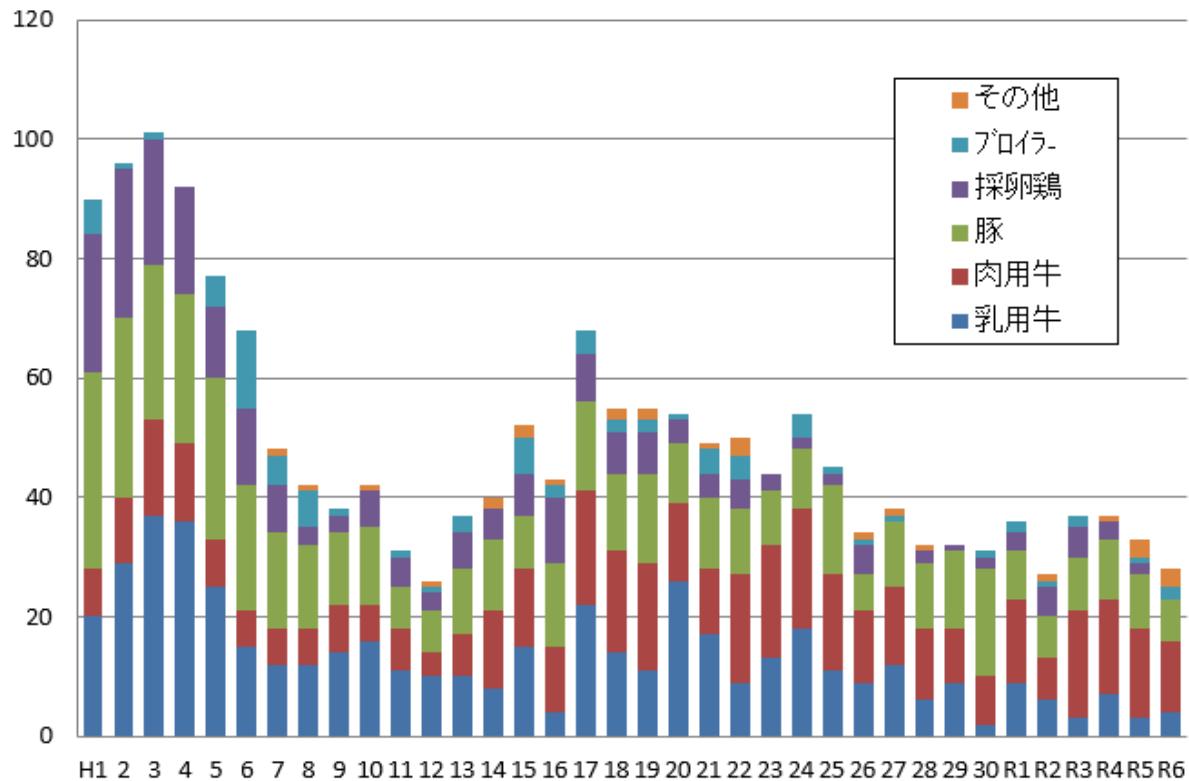


図 4-3-9 畜種別苦情発生状況

(調査期間 7月1日～6月30日)



5 土壌関係資料

表 5-1 土壌の汚染状況に関する基準

特定有害物質の種類		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
(第一揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
(第二重金属等)	ベンゼン	0.01mg/L 以下	
	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	
	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	45mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
	シアノ化合物	検出されないこと	遊離シアノとして 50mg/kg 以下
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	
	うちアルキル水銀	検出されないこと	15mg/kg 以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
(第三農薬等)	ふつ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
	ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
	シマジン	0.003mg/L 以下	
	チウラム	0.006mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
PCB		検出されないこと	
	有機りん化合物	検出されないこと	

表 5-2 要措置区域一覧

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

市町村	指定年月日	要措置区域の住所	指定区域の面積 (平方メートル)	指定基準に適合しない 特定有害物質	講ずべき指示措置	備考
		現在、指定されている要措置区域はありません。				

表 5-3 形質変更時要届出区域一覧

(令和7年3月31日現在)

市町村	指定年月日	形質変更時要届出区域の住所	指定区域の面積 (平方メートル)	指定基準に適合しない 特定有害物質	備考
別府市	平成23年4月5日	別府市大字平道字藤ヶ谷次の333番地3の一部、305番地の一部	2,962	鉛及びその化合物	
別府市	平成23年5月20日	別府市大字平道字藤ヶ谷次の333番地3の一部、303番地の一部、304番地の一部、305番地の一部	16,035	鉛及びその化合物 ふつ素及びその化合物	
中津市	平成23年11月11日 平成24年3月2日(解除) 平成27年6月9日(再指定)	中津市大字田尻字余水川新開2499番3の一部、2500番1の一部、2501番2の一部	1,100	ふつ素及びその化合物	
別府市	平成23年11月18日	別府市大字内鹿字上別府1226番1の一部、字片上1256番2の一部、字霧月田1367番1の一部、字中無田1430番1の一部、1430番13の一部、1430番15の全部、1430番16の全部、1451番2の全部、字湯ノ森1473番1の一部、1473番11の一部、字川原田1477番3の一部、1483番の一部、1484番1の一部、字龜山1919番20の一部	44,180	ヒ素及びその化合物	自然由来特例区域
佐伯市	平成25年1月25日	佐伯市鶴岡町3丁目1447番4	60	テトラクロロエチレン	
別府市	平成25年11月29日	別府市大字南立石字尾ノ上1150番10の一部他 ※全84筆	8,860	水銀及びその化合物	自然由来特例区域
中津市	平成26年5月20日	中津市大字是則字高見後670番の一部、字城700番の一部、字城ヶ迫701番の一部	7,867	鉛及びその化合物	自然由来特例区域
日出町	平成26年7月15日	速見郡日出町大字川崎字高尾4260番1の一部、字奥山3927番3の一部	1,694	鉛及びその化合物 ふつ素及びその化合物	
宇佐市	平成27年9月15日	宇佐市大字上田字鳴1393番1の一部、字一孟田1770番1の一部、字女鹿1905番1の一部、1920番の一部、1970番の一部、1971番1の一部、字小坂ノ上2032番の一部、2033番1の一部、字坂ノ平2042番の一部、2048番の一部、	2,538	鉛及びその化合物 ふつ素及びその化合物	
豊後大野市	平成29年2月28日	豊後大野市三重町宮野字大原3964番1の一部	900	鉛及びその化合物	
別府市	平成30年7月10日	別府市大字内鹿字上別府1226番3、字片上1256番7、字片上1256番14、字片上1256番15	28,389	ヒ素及びその化合物※ ふつ素及びその化合物	一部自然由来特例区域※
佐伯市	令和2年4月21日	佐伯市常盤西町1835番1の一部、1836番4の一部	43	ヒ素及びその化合物	
別府市	令和6年9月3日	別府市上野口町3087番7、3087番137	343	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	

6 廃棄物関係資料

表 6-1 ごみ処理状況の推移

区分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画処理区域内人口(千人)		1,160	1,152	1,141	1,131	1,124	1,112
計画処理区域ごみ総排出量(t/年)		401,250	405,385	395,733	390,604	384,545	368,495
ごみ処理量	直接焼却	324,124	328,099	321,138	318,137	315,110	304,478
	直接埋立	2,897	2,890	3,261	2,837	2,657	2,465
	直接資源化	8,989	8,728	8,740	9,257	9,203	8,519
	高速堆肥化	541	494	443	466	395	348
	その他	60,662	61,067	59,917	57,821	55,137	50,490
	計(t/年)	397,213	401,278	393,499	388,518	382,502	366,300
計画処理区域内 1人1日あたりごみ排出量(g)		948	962	950	946	937	906
1人1日あたりごみ排出量(全国値)(g)		919	918	901	890	880	851

※ごみ処理量には、資源化量を含まない。

表 6-2 し尿処理状況の推移

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
人口 (人)	人水洗口化	下水道人口	512,650	525,691	529,836	535,771	549,947	561,858
		コミュニティプラント人口	591	608	587	589	580	528
		集落排水施設等人口	-	-	-	10,926	18,096	19,050
		浄化槽人口	532,294	518,220	507,121	486,547	461,502	442,300
		計 ①	1,045,535	1,044,519	1,037,544	1,033,833	1,030,125	1,023,736
	化非人水口洗	計画収集人口	103,238	97,049	95,291	88,799	85,153	79,243
		自家処理人口	11,035	10,228	8,249	8,755	8,582	8,590
		計 ②	114,273	107,277	103,540	97,554	93,735	87,833
	計画処理区域内人口(総人口)	①+②	1,159,808	1,151,796	1,141,084	1,131,387	1,123,860	1,111,569
	非水洗化率(%)	②÷(①+②)	9.9%	9.3%	9.1%	8.6%	8.3%	7.9%
処理量 (kg)	浄化槽汚泥処理量 ③		321,640	327,693	328,550	328,227	325,108	323,889
	し尿処理量	し尿処理施設	92,361	87,774	85,511	82,636	80,145	76,432
		ごみ堆肥化施設	0	0	0	0	0	0
		メタン化施設	0	0	0	0	0	0
		下水道投入	0	0	0	0	0	0
		農地還元	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
	し尿処理量計 ④		92,361	87,774	85,511	82,636	80,145	76,432
	し尿+浄化槽汚泥処理量 ③+④		414,001	415,467	414,061	410,863	405,253	400,321
	処理量家	し尿処理量 ⑤	10,581	9,798	8,674	9,221	9,275	9,544
		浄化槽汚泥処理量 ⑥	0	0	0	0	0	0
		自家処理量計 ⑤+⑥	10,581	9,798	8,674	9,221	9,275	9,544
		し尿処理量計(し尿+浄化槽汚泥+自家処理量) ③+④+⑤+⑥	424,582	425,265	422,735	420,084	414,528	409,865
	くみ取りし尿排出量計 ④+⑤	102,942	97,572	94,185	91,857	89,420	85,976	
	1人1日当たりくみ取りし尿排出量(1/人・日) $(\text{④} + \text{⑤}) \div \text{②}$ $\div \text{年度日数}$		2.47	2.49	2.49	2.58	2.61	2.68
	1人1日当たりくみ取りし尿排出量の全国値(1/人・日)		2.62	2.68	2.71	2.81	2.83	2.89

表 6-3 令和6年度最終処分場水質検査実施状況

検査項目	浸透水		放流水		地下水	
	検査件数	超過件数	検査件数	超過件数	検査件数	超過件数
BOD	47	1	7	0	26	0
COD	47	1	7	0	26	0
その他	47	0	7	0	26	0

表 6-4 産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去5年間）

1 種類別の不法投棄件数及び苦情処理件数

年度	不法投棄件数					苦情処理件数				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
燃え殻	2	3	2	3		2	2	2	3	
汚泥										
廃油			3	1				2	1	1
廃酸			2					2		
廃アルカリ			2					2		
廃プラスチック類	26	21	21	12	13	19	19	17	12	15
紙くず		3		1	1		2		1	
木くず	26	15	22	16	13	17	20	16	14	13
繊維くず	3	2	4	3	1	1	2	4	1	
動植物性残さ			1				1	1	1	
動物系固形不要物										
ゴムくず					1				1	1
金属くず	13	9	7	6	3	10	7	6	7	5
ガラスくず等	7	7	17	7	7	6	6	13	5	7
鉱さい										
がれき類	30	18	24	18	15	20	18	20	14	17
動物のふん尿	3	1	1			4	1	1		1
動物の死体							1	1		
ばいじん										
その他										
合計	110	79	106	67	54	79	79	87	60	60

※不法投棄や苦情処理各1件に対し、対象となる産業廃棄物の種類が複数に及ぶ場合
があるため、1と2の合計件数は必ずしも一致しない。

2 地域別産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数

年度	不法投棄件数					苦情処理件数				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
東部保健所	4	3	3	5	3	3	3	8	8	5
国東保健部	5	8	8	3	7	7	6	5	4	4
中部保健所	3	3	4	3	5	1	2	4	2	2
由布保健部	4	4	0	1	4	2	3	3	2	7
南部保健所	1	2	1	1	1	1	6	1	1	1
豊肥保健所	15	8	5	5	3	11	10	2	2	8
西部保健所	10	4	5	3	1	7	3	1	1	3
北部保健所	9	9	16	9	9	7	9	15	5	7
豊後高田保健部	5	7	7	2	1	5	9	4	1	0
合計	56	48	49	32	34	44	51	43	26	37

※東部=別府市・日出町・杵築市／国東=国東市／中部=臼杵市・津久見市

由布=由布市／南部=佐伯市／豊肥=竹田市・豊後大野市

西部=日田市・玖珠町・九重町／北部=中津市・宇佐市／豊後高田=豊後高田市

表 6-5 種類別一発生量及び処理量・処理量

(令和5年度)

区分 種類	発生量 (A) (B+C)	有價物量 (B) (①) (②)	排出量 (C) (③) (④)	自己中間処理量				自己未処理量				総排出量 (単位:t/年) (処理地域の内訳) 県内 県外							
				(自己中間処理後の処理内訳)				(自己未処理の処理内訳)											
				再生利用量 (E1)	自己最終 最終処分量 (E2)	委託中間 最終処分量 (E3)	その他量 (E4)	再生利用量 (F1)	自己最終 最終処分量 (F2)	委託中間 最終処分量 (F3)	その他量 (F4)								
合計	9,494,256	6,378,006	3,16,249	1,733,398	395,486	820,918	74,169	372	27	1,382,852	5	1,128	1,342,082	39,290	346	1,457,415	1,128		
燃え殻	18,669	918	17,751							80,965		17,751	16,394	1,356	17,751				
手形	1,703,397	766,571	936,825	855,360	68,441					27,923			27,923	73,722	6,898	158	149,407	277	
有機性汚泥	816,000	816,000	788,076	48,812						53,042			27,800	51	73	76,735			
無機性汚泥	887,397	766,571	120,826	67,784	19,629					277			45,922	6,758	85	72,671	277	277	
油	38,985	1,204	37,781	152	76					37,629			37,629			37,705			
一般廃油	8,839	71	8,767	152	76					8,616			8,616			8,692			
溶剤	3,981	1,120	2,861							2,861			2,861			2,861			
その他	26,165	13	26,152							26,152			26,152			26,152			
廃酸	31,482	917	30,565							30,565			30,565			30,565			
アルカリ	38,363		38,363	19	19					19			38,345			38,345			
オフ拉斯チック類 ・ゴムチック類	89,441	6,732	82,709	1,042	974	2	711	261		81,667			84	78,896	2,684	3	82,639	84	
漆	2,998	5	2,993							2,993			2,995			2	2,993		
漆タイヤ	86,444	6,728	79,716	1,042	974	2	711	261		78,574			84	75,911	2,679	1	79,646	84	
紙くず	7,298	2,644	4,653	380						380			4,273			4,223	50		
不くず	158,779	50,900	101,879	875	146					139	5	3	107,004			106,766	227	11	
報酬くず	1,581	1,068	513										513			499	14		
動物物生残さ	18,719	996	17,723	1,875	1,172					1,172			15,949	5		15,844			
動物物系固形主要物																			
ゴムくず	2,354		2,354										2,354			2,284	70		
金属くず	155,468	99,087	56,381	2	2					56,379			56,304	68		56,381			
ゴムシリカ+樹脂ゴム	80,010	2,233	77,777	993	993					993			76,784			668	67,175	8,952	
塩さい	4,803,343	4,785,509	17,834										17,834			17,834	17,834		
かれき類	818,852	86,293	72,558	3,547	3,547	2,515				1,026			6	729,011			42	717,308	
コンクリート片	397,395	45,422	351,974	2,521	2,521					6			349,453			345,452	3,884	117	
漆アスファルト	294,468	38,160	256,308	1,026	1,026					255,281			254,807	474		256,308			
その他	126,989	2,711	124,277							124,277			42	117,049			124,277	42	42
ばいじん	873,219	8,044	865,235	865,235	818,401	818,401				107			36,612			31,012	5,521	11	
動物物ふん尿	3,216		3,216	3,139	1,193					1,193			77					1,270	
動物の死体	606,212	564,547	41,666										41,666			40,183	1,483		
その他産業廃棄物	44,809	342	44,467	280	143					37	107		44,187			38,075	6,034	11	
感染性廃棄物	6,902		6,902	172	37					37			6,730			6,715	15		
混合物等	37,060	342	36,719	107	107					107			67			31,012	5,521	11	
水銀廃棄物	847			847	1								845			348	498		
塗料																			

注) 表中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(その1)

表 6-6 種類別一発生量及び処理量・処理量

表6-6 種類別-発生量及び処理量＜令和5年度＞（無変換）

(その2)

(K) (0-L)	(I)	委託処理量										再生利用量										その他量		(S) (E5-E6)		
		委託直接最終処分量 (処理主体の内訳) 業者 自治体					委託先地域の内訳 県内 県外 (L)					委託中間処理量 (処理主体の内訳) 業者 自治体					委託中間処理後量 (委託処理後の処理内訳) 再生利用量 (M) 最終処分量 (M2)					最終処分量 (R) (E1-E2+M1)		再生利用量 (R) (1-0-M2)		
		事業者 自治体	事業者 自治体	事業者 自治体	事業者 自治体	事業者 自治体	県内	県外	業者 自治体	業者 自治体	業者 自治体	業者 自治体	業者 自治体	業者 自治体	業者 自治体	業者 自治体	業者 自治体	業者 自治体	(01)	(02)	(03)	(04)				
1,455,914	39,662	39,662	38,042	1,621	1,416,252	1,411,406	4,845	1,242,130	174,122	1,348,635	1,309,519	39,117	2,130,442	79,907	1,128	78,779	373	8,508,448	1,378	1,378	1,378	1,378	17,290			
17,751	1,356	1,356	289	1,067	16,394	16,394	3,409	12,985	16,394	16,372	22	16,372	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378			
148,972	6,808	6,808	6,807	1	142,163	141,451	712	92,307	49,886	125,373	121,460	3,912	121,460	10,988	277	10,721	158	888,032	10,721	10,721	10,721	10,721	10,721			
76,662	51	51	76,612	75,900	712	49,499	27,113	71,277	70,680	1,197	70,680	1,247	1,247	1,247	1,247	1,247	73	70,080	1,247	1,247	1,247	1,247	1,247			
72,309	6,758	6,758	6,757	1	65,552	65,552	42,808	22,744	54,066	51,380	2,716	51,380	9,750	277	9,474	85	817,951	9,474	9,474	9,474	9,474	9,474				
37,705			37,705		37,705		26,339	11,366	31,825	31,560	264	31,560	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264			
8,692			8,692		8,692		4,104	4,587	3,644	3,480	164	3,480	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164		
2,861			2,861		2,861		1,656	1,205	2,179	2,176	3	2,176	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
26,152			26,152		26,152		20,578	5,574	26,002	25,904	97	25,904	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97		
30,527			30,527		26,912	3,615	12,957	17,570	20,710	20,326	384	20,326	384	384	384	384	384	384	384	384	384	384	384	384		
38,345			38,345		38,345		15,720	22,624	21,984	21,695	269	21,695	269	269	269	269	269	269	269	269	269	269	269	269		
82,552	2,945	2,945	2,940	5	79,607	79,607	61,073	18,534	71,129	64,331	6,798	64,333	9,327	84	9,743	3	71,066	9,743	9,743	9,743	9,743	9,743	9,743	9,743		
2,991	6	6	2,985	2,985	559	559	2,426	2,250	2,248	2	2,248	2	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
79,561	2,940	2,940	2,935	5	76,622	76,622	60,513	16,108	68,879	62,083	6,796	62,086	9,819	84	9,735	1	68,814	9,735	9,735	9,735	9,735	9,735	9,735	9,735		
4,653	50	50	4,603	4,603	4,178	4,178	424	4,572	4,484	88	4,484	88	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139		
107,136	231	231	106,905	106,905	101,711	5,194	105,566	104,237	1,329	104,237	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329			
513	14	14	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499		
17,016			17,016	16,497	518	15,879	1,137	13,878	13,843	35	13,843	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35		
2,354	70	70	2,284	2,284	2,048	2,048	236	2,284	2,283	1	2,283	1	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71		
56,374	68	68	56,306	56,306	54,187	2,119	56,306	55,539	767	55,539	835	835	835	835	835	835	835	835	835	835	835	835	835	835		
77,119	8,952	8,952	8,952	68,167	68,167	66,137	2,030	68,167	59,012	9,156	59,012	18,765	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638	638		
17,834			17,834	17,834	4,713	13,121	17,834	17,834	17,834	17,834	275	17,558	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275	275		
729,878	11,544	11,544	718,335	718,335	713,212	5,123	718,335	708,374	9,461	711,389	21,047	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42		
349,335	3,884	3,884	345,452	345,452	342,770	2,682	345,452	340,511	4,881	343,086	8,764	8,764	8,764	8,764	8,764	8,764	8,764	8,764	8,764	8,764	8,764	8,764	8,764	8,764		
256,308	474	474	255,833	255,833	254,597	1,236	255,833	254,782	1,051	254,782	1,051	1,526	1,526	1,526	1,526	1,526	1,526	1,526	1,526	1,526	1,526	1,526	1,526	1,526		
124,235	7,186	7,186	11,7,049	11,7,049	115,844	1,205	117,049	113,521	3,529	113,521	10,757	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42		
1,270					1,270	1,270	1,194	76	1,270	1,269	1	1,269	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
41,666	1,483	1,483	1,483	40,183	40,183	38,111	34,946	5,237	40,183	40,181	2	40,181	2	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	
44,252	6,140	6,140	5,593	5,593	38,111	31,622	6,409	32,359	26,096	6,263	26,096	12,471	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	
6,766	15	15	6,751	6,751	6,751	2,132	4,620	1,001	234	767	234	767	782	782	782	782	782	782	782	782	782	782	782	782	782	
36,640	5,628	5,628	5,578	50	31,012	29,476	1,536	31,010	25,523	5,487	25,523	11,183	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	
845	498	498	498	348	348	14	344	348	339	9	339	9	506	506	506	506	506	506	506	506	506	506	506	506	506	

主：表中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

表 6-6 排出量（業種別・種類別）

(令和5年度)

卷之三

表 6-7 産業廃棄物処理施設の設置数

処理施設の種類	規模		施設数	(令和7年3月末現在)
汚泥の脱水施設	10m ³ /日を超えるもの		37	(25)
汚泥の乾燥施設	10m ³ /日を超えるもの(天日乾燥施設にあっては100m ³ /日)		5	(1)
汚泥の焼却施設	5m ³ /日を超えるもの		11	(7)
廃油の油水分離施設	10m ³ /日を超えるもの		2	(2)
廃油の焼却施設	1m ³ /日を超えるもの		14	(10)
廃酸・廃アルカリの中和施設	50m ³ /日を超えるもの		6	(4)
廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超えるもの		38	(22)
廃プラスチック類の焼却施設	0.1t/日を超えるもの		12	(8)
木くずまたはがれき類の破碎施設			234	(98)
汚泥のコンクリート固化施設			1	(1)
その他の産業廃棄物の焼却施設			16	(8)
最終処分場	しゃ断型	有害物質を含むもの		-
	安定型	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類の埋立処分地	36	(13)
	管理型	その他(上記以外)の埋立処分地	6	(4)
	計		341	(151)

注: 法第15条第1項の許可対象となる施設で、法(平成3年法律第95号)附則第5条第1項の規定により、許可を受けたとみなされる施設を含む。なお、同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数に計上している。

注: ()内は大分市所管分で内数

表 6-8 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

区分	産業廃棄物					特別管理産業廃棄物					(令和7年3月末現在)	
	収集 運搬	中間 処理	最終 処分	中間 最終	小計	収集 運搬	中間 処理	最終 処分	中間 最終	小計	合計	
	大分県知事許可	2,656	113	4	10	2,783	289	4	0	1	294	3,077
大分市長許可	148	92	4	9	253	14	5	3	0	22	275	
合計	2,804	205	8	19	3,036	303	9	3	1	316	3,352	

7 自然環境関係資料

表 7-1 市町村別自然公園面積調

(令和7年10月1日現在) (単位: ha)

	阿蘇くじゅう国立公園						瀬戸内海国立公園					
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計
大分市						0.0	146.0	24.0	267.0			437.0
別府市		84.0	2,252.0			2,336.0						0.0
中津市						0.0						0.0
日田市						0.0						0.0
佐伯市						0.0						0.0
臼杵市						0.0						0.0
津久見市						0.0						0.0
竹田市	1,034.0	1,107.0	978.0	1,806.0	1,886.0	6,825.0						0.0
豊後高田市						0.0			736.0		70.0	806.0
杵築市						0.0						0.0
宇佐市						0.0						0.0
豊後大野市						0.0						0.0
由布市		258.0	1,806.0	198.0	793.0	3,063.0						0.0
国東市						0.0			906.0		278.0	1,184.0
姫島村						0.0			78.0		428.0	506.0
日出町						0.0						0.0
九重町	91.0	808.0	2,958.0	1,684.0	904.0	6,445.0						0.0
玖珠町			2.0			2.0						0.0
計	1,125.0	2,257.0	7,996.0	3,688.0	3,583.0	18,649.0	146.0	24.0	1,987.0	0.0	776.0	2,933.0

※海面普通地域を除く

	耶馬日田英彦山国定公園						祖母傾国定公園					
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計
大分市						0.0						0.0
別府市						0.0						0.0
中津市	49.6		5,271.4	7,175.8	24,863.6	37,360.4						0.0
日田市			1,426.8	1,090.4	6,651.9	9,169.1						0.0
佐伯市						0.0			452.0	23.0	3,703.0	4,178.0
臼杵市						0.0						0.0
津久見市						0.0						0.0
竹田市						0.0			482.0		4,029.0	4,511.0
豊後高田市						0.0						0.0
杵築市						0.0						0.0
宇佐市			752.4		2,143.0	2,895.4						0.0
豊後大野市						0.0	593.0		60.0	898.0		1,551.0
由布市						0.0						0.0
国東市						0.0						0.0
姫島村						0.0						0.0
日出町						0.0						0.0
九重町		260.6	2,390.4		3,842.0	6,493.0						0.0
玖珠町	97.9	186.4	3,267.9	1,297.4	14,005.0	18,854.6						0.0
計	147.5	447.0	13,108.9	9,563.6	51,505.5	74,772.5	593.0	934.0	83.0	8,630.0	10,240.0	

保護地区	日豊海岸国定公園						国東半島県立自然公園				国東半島以外の県立自然公園				
	特別 保護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	海中公園	計	特別 保護地区	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計	豊後水道	神角寺岸川	津江山系	祖母傾
		普通地域	普通地域	普通地域	普通地域	普通地域						普通地域	普通地域	普通地域	普通地域
大分市			266.7			266.7				0.0		2,348.0			
別府市						0.0				0.0					
中津市						0.0				0.0					
日田市						0.0				0.0		16,246.0			
佐伯市	29.5	260.2	2,921.0	231.4		3,442.1				0.0	4,266.9				1,497.14
臼杵市			186.6	40.5		227.1				0.0	918.1				
津久見市		5.6	153.2	199.1		357.9				0.0	3,086.5				
竹田市						0.0				0.0		2,577.0			861.56
豊後高田市						0.0	1,295.00	3,435.50	2,993.40	7,723.90					
杵築市						0.0	506.80	603.60	758.90	1,869.30					
宇佐市						0.0			458.90	458.90					
豊後大野市						0.0				0.0		3,769.5			11,765.25
由布市						0.0				0.0		1,371.0			
国東市						0.0	709.40	3,083.80	1,287.50	5,080.70					
姫島村						0.0				0.0					
日出町						0.0				0.0					
九重町						0.0				0.0					
玖珠町						0.0				0.0					
計	29.5	265.8	3,527.5	471.0	(33.5)	4,293.8	2,511.20	7,122.90	5,498.70	15,132.80	8,271.5	10,065.5	16,246.0	14,123.95	

保護地区	国立公園計						国定公園計						県立自然公園計				合計	
	特別 保護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計	特別 保護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	計		
		特別 保護地区	特別地域	特別地域	特別地域	特別地域		特別 保護地区	特別地域	特別地域	特別地域	特別地域						
大分市	146.0	24.0	267.0	0.0	0.0	437.0	0.0	0.0	266.7	0.0	0.0	266.7	0.0	0.00	2,348.00	2,348.00	3,051.70	
別府市	0.0	84.0	2,252.0	0.0	0.0	2,336.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	2,336.00	
中津市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	49.6	0.0	5,271.4	7,175.8	24,863.6	37,360.4	0.0	0.00	0.00	0.00	37,360.40	
日田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,426.8	1,090.4	6,651.9	9,169.1	0.0	0.00	16,246.00	16,246.00	25,415.10	
佐伯市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.5	712.2	2,944.0	3,934.4	0.0	7,620.1	0.0	0.00	5,764.04	5,764.04	13,384.14	
臼杵市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	186.6	40.5	0.0	227.1	0.0	0.00	918.10	918.10	1,145.20	
津久見市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	153.2	199.1	0.0	357.9	0.0	0.00	3,086.50	3,086.50	3,444.40	
竹田市	1,097.0	1,092.0	1,012.0	1,744.0	1,880.0	6,825.0	0.0	482.0	0.0	4,029.0	0.0	4,511.0	0.0	0.00	3,438.56	3,438.56	14,774.56	
豊後高田市	0.0	0.0	736.0	0.0	70.0	806.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	3,435.50	2,993.40	7,723.90	8,529.90
杵築市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	603.60	758.90	1,869.30	
宇佐市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	752.4	0.0	2,143.0	2,895.4	0.0	0.00	458.90	458.90	3,354.30	
豊後大野市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	593.0	0.0	60.0	898.0	0.0	1,551.0	0.0	0.00	15,534.75	15,534.75	17,085.75	
由布市	0.0	251.0	1,780.0	195.0	837.0	3,063.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	1,371.00	1,371.00	4,434.00	
国東市	0.0	0.0	906.0	0.0	278.0	1,184.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	3,083.80	1,287.50	5,080.70	6,264.70
姫島村	0.0	0.0	78.0	0.0	428.0	506.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	506.00	
日出町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	
九重町	91.0	808.0	2,958.0	1,684.0	904.0	6,445.0	0.0	260.6	2,390.4	0.0	3,842.0	6,493.0	0.0	0.00	0.00	0.00	12,938.00	
玖珠町	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	2.0	97.9	186.4	3,267.9	1,297.4	14,005.0	18,854.6	0.0	0.00	0.00	0.00	18,856.60	
計	1,334.0	2,259.0	9,991.0	3,623.0	4,397.0	21,604.0	770.0	1,646.8	16,719.4	18,664.6	51,505.5	89,306.3	2,511.2	7,122.90	54,205.65	63,839.75	174,750.05	

	国 立		国 定			県 立					計	市町村 面積	公園の 占める 割合
	阿蘇 くじゅう	瀬戸内海	耶馬日田 英彦山	祖母傾	日豊海岸	国東半島	豊後水道	神角寺 岸川	津江山系	祖母傾			
大分市	0.0	437.0	0.0	0.0	266.7	0.0	0.0	2,348.0	0.0	0.0	3,051.7	50,239.0	6.1%
別府市	2,336.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,336.0	12,534.0	18.6%
中津市	0.0	0.0	37,360.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37,360.4	49,153.0	76.0%
日田市	0.0	0.0	9,169.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16,246.0	0.0	25,415.1	66,603.0	38.2%
佐伯市	0.0	0.0	0.0	4,178.0	3,442.1	0.0	4,266.9	0.0	0.0	1,497.1	13,384.1	90,311.0	14.8%
臼杵市	0.0	0.0	0.0	0.0	227.1	0.0	918.1	0.0	0.0	0.0	1,145.2	29,120.0	3.9%
津久見市	0.0	0.0	0.0	0.0	357.9	0.0	3,086.5	0.0	0.0	0.0	3,444.4	7,948.0	43.3%
竹田市	6,825.0	0.0	0.0	4,511.0	0.0	0.0	0.0	2,577.0	0.0	861.6	14,774.6	47,753.0	30.9%
豊後高田市	0.0	806.0	0.0	0.0	0.0	7,723.9	0.0	0.0	0.0	0.0	8,529.9	20,624.0	41.4%
杵築市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,869.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1,869.3	28,008.0	6.7%
宇佐市	0.0	0.0	2,895.4	0.0	0.0	458.9	0.0	0.0	0.0	0.0	3,354.3	43,905.0	7.6%
豊後大野市	0.0	0.0	0.0	1,551.0	0.0	0.0	0.0	3,769.5	0.0	11,765.3	17,085.8	60,314.0	28.3%
由布市	3,063.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,371.0	0.0	0.0	4,434.0	31,932.0	13.9%
国東市	0.0	1,184.0	0.0	0.0	0.0	5,080.7	0.0	0.0	0.0	0.0	6,264.7	31,810.0	19.7%
姫島村	0.0	506.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	506.0	699.0	72.4%
日出町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7,332.0	0.0%
九重町	6,445.0	0.0	6,493.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12,938.0	27,137.0	47.7%
玖珠町	2.0	0.0	18,854.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18,856.6	28,651.0	65.8%
計	18,649.0	2,933.0	74,772.5	10,240.0	4,293.8	15,132.8	8,271.5	10,065.5	16,246.0	14,124.0	174,728.1	634,073.0	27.6%

表 7-2 狩猟鳥獣

マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・エゾライチョウ・ヒヨドリ・ムクドリ・コジュケイ・ヤマドリ・キジ・ヤマシギ・タシギ・キジバト・ニュウナイスズメ・スズメ・ミヤマガラス・ハシボソガラス・ハシブトガラス・カワウ

鳥類 26種

ヒグマ・ツキノワグマ・ノウサギ・ユキウサギ・イノシシ・ノイヌ・ノネコ・タイワンリス・シマリス・タヌキ・キツネ・テン・イタチ
※・シベリアイタチ・アナグマ・ニホンジカ・ミンク・ハクビシン・アライグマ・ヌートリア

獣類 20種

表 7-3 狩猟者による主な鳥獣の捕獲数

(頭・羽)(令和2年度)

鳥獣名	大分県	全国
シカ	4,171	155,380
イノシシ	5,283	122,465
タヌキ	153	6,613
アナグマ	246	2,067
キジ	182	23,887
ヤマドリ	57	10,667
カモ類	1,147	157,740

※1 有害捕獲による捕獲数は含まない。

表 7-4 主な鳥獣による農林作物の被害金額の推移

(単位：千円)

鳥獣名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
シカ	49,270	42,623	44,306	40,744	40,792	37,547	36,353
イノシシ	104,909	97,351	93,252	92,321	87,081	82,043	96,182
サル	9,913	8,543	7,850	9,236	5,103	4,717	4,280
カラス	7,970	5,362	4,818	3,730	2,863	2,277	2,011
全体	191,757	172,476	165,275	162,188	150,062	140,934	156,784

表 7-5 令和6年度温泉利用状況報告書(総括表)

管轄保健所名	市町村名	源泉总数 (A+D)	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数			涌出量 L/分		宿泊施設数	収容定員	年齢別 宿泊利用 利用人員	温泉利用 の公衆浴場施設数	令和7年3月31日現在 国民厚生温泉地年度宿泊利用人員		
			自噴	動力	自噴	動力	25°C 未満	25°C以上	42°C未満	42°C以上	水蒸気 及びガス	計	自噴 動力					
東部保健所	国東市	5	2	2	0	1	1	4	0	0	656	522	134	3	110	2,534	5	
	船島村	2	1	0	1	0	1	1	0	0	388	388	0	0	0	0	1	
東部保健所	別府市	2,631	372	1,538	259	662	4	223	2,224	375	101,856	28,892	72,964	372	21,224	2,642,204	158	
	杵築市	52	2	42	0	8	1	36	15	0	2,490	67	2,423	46	816	42,275	7	
中部保健所	日出町	13	0	10	0	3	1	7	5	0	908	0	908	18	2,371	350,129	4	
	由布市	2,696	374	1,590	259	673	6	271	2,244	375	105,254	28,959	76,295	436	24,411	2,834,608	169	
中部保健所	臼杵市	1,074	98	758	59	159	19	96	942	16	51,998	11,400	40,598	205	7,888	548,157	41	
	日出町	1,074	98	758	59	159	19	96	942	16	51,998	11,400	40,598	205	7,888	548,157	41	
南部保健所	佐伯市	13	6	1	6	0	12	1	0	0	60	60	10	50	3	64	4,639	1
	南浦村	3	1	0	0	2	3	0	0	0	68	8	60	0	0	0	1	
豊肥保健所	竹田市	120	43	42	33	2	15	36	66	2	6,065	4,102	1,963	61	2,605	194,710	29	
	大分市	120	43	42	33	2	15	36	66	2	6,065	4,102	1,963	61	2,605	194,710	29	
西部保健所	日田市	152	65	87	0	0	2	43	102	5	13,161	5,642	7,519	49	3,456	237,739	26	
	九重町	435	235	141	48	11	10	102	262	61	85,736	77,953	7,783	104	6,058	146,091	31	
北部保健所	玖珠町	61	4	50	2	5	0	23	38	0	5,348	1,793	3,555	16	757	14,834	17	
	中津市	468	304	278	50	16	12	163	402	66	104,245	65,388	18,857	169	10,271	398,664	74	
北部保健所	宇佐市	29	1	16	2	10	2	19	8	0	5,609	4,001	1,606	10	407	44,874	11	
	豊後高田市	15	2	6	1	2	12	1	0	1,141	617	524	2	110	10,165	7		
大分市保健所	大分市	240	9	212	4	15	7	36	197	0	16,305	918	15,387	22	2,502	1,353,112	42	
	合計	5,094	851	2,924	432	887	84	671	3,878	459	293,610	136,409	157,201	914	48,623	5,495,869	392	
																1,169,405		

令和6年度 温泉利用状況報告書(総括表)

表 7-6 令和 6 年度温泉利用状況報告書 他目的利用分

上段：利用数、下段：うち浴用、飲用に供されているもの（内数）（令和 7 年 3 月 31 日現在）

市町村名	用途	源泉回数 (A+B)	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数				涌出量(L/分)			備考	
			自噴	動力	自噴	動力	25℃ 未満	25℃以上 42℃未満	42℃ 以上	水蒸気 及びガス	計	自噴	動力		
別府市	農業園芸	51 34	23 14	16 14	5 2	7 4	1 1	2 2	22 16	26 15	2,928 1,814	2,189 1,191	739.0 623.0		
	地熱発電	27 23	25 21	0 0	2 2	0 0	0 0	0 0	0 0	27 23	2,343 1,943	2,343 1,943	0.0 0.0		
	暖房	6 5	3 3	2 1	1 0	0 0	0 0	0 0	2 1	4 4	498 440	400 400	98.0 40.0		
	養殖	2 1	0 0	0 0	0 0	2 1	0 0	0 1	0 0	0 0	95 20	0 0	95.0 20.0		
	湯の花採取	70 10	45 4	0 0	25 6	0 0	0 0	0 0	1 0	69 10	112 0	112 0	0.0 0.0		
	観覧用	17 7	13 5	0 0	2 1	2 1	0 0	0 0	3 1	14 6	1,947 675	1,907 660	40.0 15.0		
	その他	18 3	4 0	5 1	6 1	3 1	0 0	1 0	11 2	6 1	1,222 1,222	795 66.0	427.0 66.0		
	計	191 83	113 47	23 16	41 13	14 7	1 1	5 3	39 20	146 59	9,145 4,958	7,746 4,194	1389.0 764.0		
	養殖	5 2	0 0	3 1	0 0	2 1	0 0	5 2	0 0	0 0	30 0	0 0	0 0	30.0 0.0	
	計	5 2	0 0	3 1	0 0	2 1	0 0	5 2	0 0	0 0	30 0	0 0	0 0	30.0 0.0	
杵築市	農業園芸	2 1	0 0	0 0	0 1	2 0	0 0	0 1	2 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0	
	計	2 1	0 0	0 0	0 1	2 0	0 0	0 1	2 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0	
	日出町	農業園芸	2 1	0 0	0 0	0 1	2 0	0 0	2 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0	
由布市	農業園芸	11 5	1 0	10 5	0 0	0 0	0 0	1 1	10 4	0 0	675 166	200 0	475.0 166.0		
	地熱発電	5 2	3 2	0 0	2 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 2	1,100 400	1,100 400	0.0 0.0		
	養殖	4 0	1 0	3 0	0 0	0 0	0 0	1 0	3 0	0 0	195 0	60 0	135.0 0.0		
	計	20 7	5 2	13 5	2 0	0 0	0 0	2 1	13 4	5 2	1,970 586	1,360 400	610.0 166.0		
	竹田市	農業園芸	2 2	2 2	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	0 0	96 96	96 96	0.0 0.0		
日田市	地熱発電	2 0	0 0	0 0	2 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 0	0 0	0 0	0.0 0.0		
	養殖	1 0	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	0 0	41 0	41 0	0.0 0.0		
	その他	7 3	4 2	1 1	2 0	0 0	4 2	0 0	3 1	0 0	249 246	169 166	80.0 80.0		
	計	12 5	7 4	1 1	4 0	0 0	4 2	2 1	4 2	2 0	386 342	306 262	80.0 80.0		
	農業園芸	2 0	0 0	2 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 0	430 0	0 0	0 0	430.0 0.0		
	暖房	6 0	5 0	1 0	0 0	0 0	0 0	3 0	3 0	0 0	90 0	0 0	0 0	90.0 0.0	
九重町	養殖	1 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	0 0	1,000 0	0 0	0 0	1000.0 0.0	
	その他	3 0	1 0	2 0	0 0	0 0	0 0	3 0	3 0	0 0	1,000 0	0 0	0 0	1000.0 0.0	
	計	12 0	6 0	6 0	0 0	0 0	0 0	7 0	3 0	2 0	2,520 0	0 0	0 0	2520.0 0.0	
	農業園芸	7 0	4 0	3 0	0 0	0 0	0 0	1 0	6 0	0 0	1,103 0	853 0	150.0 0.0		
	地熱発電	92 0	91 0	0 0	1 0	0 0	0 0	39 0	53 0	63,239 0	63,239 0	63,239 0	0.0 0.0		
中津市	その他	3 0	2 0	0 0	1 0	0 0	0 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	0.0 0.0	
	計	102 0	97 0	3 0	2 0	0 0	0 0	2 0	46 0	54 0	64,343 0	64,193 0	150.0 0.0		
	養殖	2 0	2 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 0	0 0	0 0	700 0	700 0	0.0 0.0		
宇佐市	計	2 0	2 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 0	0 0	0 0	700 0	700 0	0.0 0.0		
	農業園芸	1 1	0 1	1 0	0 0	0 0	0 0	1 1	0 0	0 0	200 200	0 0	0 200.0		
	養殖	3 1	1 0	2 1	0 0	0 0	0 0	2 1	1 0	170 60	90 0	80.0 60.0			
	計	4 2	1 0	3 2	0 0	0 0	0 0	3 1	1 0	370 260	90 0	280.0 260.0			
大分市	農業園芸	5 2	0 0	5 2	0 0	0 0	0 0	2 1	3 1	0 0	463 304	0 0	463.0 304.0		
	養殖	3 1	0 1	3 0	0 0	0 0	0 0	2 1	1 0	209 50	0 0	209.0 50.0			
	その他	1 0	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	50 0	0 0	50.0 0.0			
	計	9 3	0 0	9 3	0 0	0 0	0 0	5 1	4 2	0 0	722 354	0 0	722.0 354.0		
	合 計	359 103	231 53	61 28	49 13	18 9	5 3	35 10	110 29	209 61	80,186 6,480	74,395 4,856	5791.0 1624.0		

表 7-7 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園指定区域（大分県分）

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

①国立公園

(単位 : ha)

公園名	指定年月日	面 積	公園の特色	所在市町村
瀬戸内海国立公園	昭和9.3.16 25.5.18 (区域変更) 31.5.1 (区域変更) 59.9.20 (区域変更) 平成25.2.28 (区域変更)	2,933	本県はこの公園の最西端に位置しており、黒曜石の断崖、褶曲、断層など各種地形地質の構造がみられる姫島、仏教文化遺跡の観賞と瀬戸内海の好展望地としての、両子・文殊地区、ニホンザルの自然動物園高崎山、海蝕崖などの発達やウミネコの営巣地の高島地区からなる。	大分市、豊後高田市、国東市、姫島村
阿蘇くじゅう国立公園(61.9.10名称変更「くじゅう」を挿入)	昭和9.12.4 28.9.1 (区域変更) 31.5.1 (区域変更) 40.3.25 (区域変更) 56.12.14 (区域変更) 61.9.10 (区域変更) 平成7.12.12 (区域変更) 令和2.10.22 (区域変更)	18,649	熊本県の阿蘇火山一帯と、九州本土最高峰のくじゅう山群、広大な久住・飯田の両高原から奥別府までをとりこむ山岳と高原の公園である。 くじゅう山群には、ミヤマキリシマ、コケモモなど数々の高山植物が生育し、南北に展開する雄大な久住・飯田の高原と相まって独特の山岳景観を呈し、随所に湧出する各種の温泉とともに多くの人々に利用されている。 公園内の県道「別府・一の宮線」沿線では、城島高原、由布岳、小田の池、山下池、飯田高原などの美しい自然景観を見ることができる。	別府市、竹田市、由布市、九重町、玖珠町

②国定公園

(単位 : ha)

公園名	指定年月日	面 積	公園の特色	所在市町村
耶馬日田英彦山国定公園	昭和25.7.29 45.7.1 (区域変更) 56.9.5 (区域変更)	74,772.50	英彦山を中心南画風の奇岩秀峰と渓谷美を誇る耶馬渓と、メサ・ビュートの独特な地形を形成する岩扇山、万年山一帯及び温泉、河川美をもって知られる日田、天瀬、松原ダムなどをとりこむわが国最大の溶岩侵食台地である。 有名な青の洞門、羅漢寺もこの公園に含まれている。	中津市、日田市、宇佐市、九重町、玖珠町
祖母傾国定公園	昭和40.3.25	10,240	宮崎県の大崩山、高千穂峠一帯と、祖母傾山系、三国峠、鹿河内渓谷などを含む山岳を中心とした公園である。 モミやツガ、ブナ、シオジなどの針広混交の原生林として西日本に残された唯一の秘境であり、ニホンカモシカや野生のキリなど、学術上貴重な動植物が数多く見られる。	佐伯市、竹田市、豊後大野市
日豊海岸国定公園	昭和49.2.15	28,474.2 陸域 4,293.8 海域 24,180.4	佐賀関半島から宮崎県美々津海岸に至る、いわゆる日豊海岸と呼ばれる海岸、海中景観に優れた公園である。この公園は典型的なリニア式海岸で多くの島、半島、岩礁、海蝕崖があり、これに激突する黒潮は豪快で男性的な景観を呈しているとともに、この地域は亜熱帯植物の北限地域として学術上貴重な地域もある。また、水産資源の宝庫として知られ、絶好の釣場が多く点在している。	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市

③県立自然公園

(単位 : ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
国東半島県立自然公園	昭和26.3.30 54.6.5 (区域変更) (特別地域指定) 平成27.6.26 (計画変更)	19,232.80 陸域 15,132.80 海域 4,100	国宝富貴寺をはじめ真木大堂、熊野磨崖仏や国東塔など六郷満山にまつわる文化材を数多く含むほか、耶馬渓式景観が林立する国東半島内陸部と岩礁、洞窟をもつリアス式海岸の北部海岸、白砂青松の海岸美を誇る南部の海岸となる。この公園には古代文化公園、国民休養地をはじめ、各種レクリエーション施設が整備され、また随所で海水浴、キャンプ、魚釣りが楽しめる。	豊後高田市、 杵築市、宇佐市、國東市
豊後水道県立自然公園	昭和26.3.30 49.5.31 (区域変更)	8,271.50	日豊海岸国定公園に接続する長目、四浦、鶴見、入津半島などのリアス式海岸とカルスト地形の八戸台一帯からなる。海岸は小島岩礁が多く、アコウなどの亜熱帯植物が茂り、海水浴、魚釣、遊船などの利用が多い。	佐伯市、臼杵市、津久見市
神角寺芹川県立自然公園(36.4.28名称変更「芹川」を挿入)	昭和26.3.30 36.4.28 (区域変更)	10,065.50	重要文化財神角寺を中心に鎧ヶ丘、鳥帽子岳の山岳地域、人造湖芹川ダム及び長湯温泉からなる。また、渓仙峡や普光寺の磨崖仏、紅葉で知られる用作公園の他、県民の森も含まれている。	大分市、竹田市、豊後大野市、由布市
津江山系県立自然公園	昭和26.3.30 60.9.20 (区域変更)	16,246	糸迎岳、御前岳、酒呑童子岳、渡神岳など峻険な山岳を中心とする公園で、ブナ、ミズナラ、シオジなどの原生林と渓谷美を誇り、展望もすぐれている。	日田市
祖母傾県立自然公園	昭和26.3.30 40.3.25 (区域変更)	14,123.95	祖母傾国定公園に隣接する山岳、渓谷を中心とした公園で、神原や内山観音、大白谷、九折などを含み、内山観音の文化財、神原渓谷などの景勝地とともに素朴な山村風景があられる。また公園利用のため、隣接地の祖母傾国定公園の神原地区(竹田市)に自然探勝路、休憩舎、簡易宿舎、園地などが整備されている。	佐伯市、竹田市、豊後大野市

表 7-8 自然環境保全地域指定状況

(令和7年3月31日現在)

(単位:ha)

名称	所在	指定年月日	面積	内特別地区	自然環境の特質
大分県武多都 自然環境保全 地域	国東市	昭和51.12.7	3.3	1.8	武多都社の境内林で、常緑広葉樹スダジイ・コジイの天然林は国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県小城山 自然環境保全 地域	国東市	昭和51.12.7	3.36	1.62	宝命寺の境内林を中心とする常緑広葉樹スダジイの天然林で、国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県靈山自 然環境保全地 域	大分市	昭和54.3.30	2.8	2.8 (野生動植物 保護地区2.8)	大分県に特有のオオイタサン ショウウオの生息繁殖の場とし て残された数少ない地域。大分 地区では少なくなったコジイの 典型林をはじめ、アカガシ、ア ラカシ等の森林が順調に復元 し、すぐれた常緑広葉樹をつくりつつある貴重な地域である。
大分県湯山自 然環境保全地 域	由布市	昭和54.3.30	3.9	3.9	標高650m～750mの比較的高地 にありながら、林内にはシロダ モ、ユズリハなどの常緑広葉樹 を含み、高木層の林冠群にはコ ナラ、イヌシデなど落葉広葉樹 の両者で構成された、森の仕組 みの特異な常落混交の天然林で ある。
大分県丸山自 然環境保全地 域	日田市	昭和59.10.6	1.7	1.7	九州北東部と中国西南部の内 陸丘陵地に特有とされるコジイ ＝イシモチ群集の常緑広葉樹が まとまって残された地域性の強 い貴重な天然林である。
大分県堂迫自 然環境保全地 域	日田市	昭和59.10.6	1.1	1.1	〃
計6か所	—	—	16.16	12.92 (2.8)	

表 7-9 自然海浜保全地区指定状況

(令和7年3月31日現在)

地区名	市町村	指定年月日	海岸線延長	利用型
富来浦自然海浜保全地区	国東市	昭和57年8月3日	約1,000m	潮干狩り
中越自然海浜保全地区	佐伯市	昭和57年8月3日	約500m	海水浴

表 7-10 令和 6 年度自然公園許可届出（協議及び届出を含む）件数

		耶馬日田 英彦山	日豊海 岸	祖母傾	国東半島	祖母傾	豊後水道	神角寺岸 川	津江山系	
		知事			知事					
許 可 ・ 協 議	工作物の新築	23	6	1	7	0	0	0	0	37
	工作物の増築	2	1	0	0	0	0	0	0	3
	工作物の改築	5	0	0	0	0	1	0	0	6
	木竹の伐採	7	5	1	3	0	0	0	0	16
	土石の採取	1	2	0	0	0	0	0	0	3
	広告物等の設置	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	土地の形状変更	2	0	1	1	0	0	0	0	4
	指定植物の採取	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水面の埋立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	1	0	0	0	0	0	0	2
計		43	15	3	11	0	1	0	0	73
届 出 ・ 通 知	工作物の新築	4	4	0	2	1	2	1	1	15
	工作物の増築	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工作物の改築	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土石の採取	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広告物等の設置	4	0	0	1	0	0	0	0	5
	土地の形状変更	2	0	0	0	1	0	0	0	3
	水面の埋立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		10	4	0	3	2	2	1	1	23
合計		53	19	3	14	2	3	1	1	96

表 7-11 自然環境学術調査実施状況

年度		調査地区
昭和 44		大分県海中公園候補地学術調査報告書（日豊海岸国定公園候補地資料）
昭和 48		大分県の植生
昭和 49		大分県の自然－現況と保護対策－
昭和 49		自然環境調査報告（地形・地質）国東半島地域
昭和 50		大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（国東半島地域の植物）
昭和 50		祖母傾地域の自然環境保全調査報告
昭和 51		大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（阿蘇くじゅう国立公園地域）
昭和 52		大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（玖珠地区）
昭和 53		大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（県南地区）
昭和 54		大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（県北地区）
昭和 55		大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（日田地区）
昭和 56		大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（豊肥地区）
昭和 57、58		耶馬日田英彦山国定公園学術調査
昭和 59		祖母傾国定公園学術調査
昭和 60		日豊海岸国定公園学術調査
昭和 63		阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域学術調査
平成 19、20		国東半島県立自然公園自然環境学術調査
平成 23		奥山地塊植生調査（祖母傾国定公園）
平成 24		奥山地塊植生調査（国東半島県立自然公園及び耶馬日田英彦山国定公園）
平成 25		奥山地塊植生調査（耶馬日田英彦山国定公園及び津江系県立自然公園）
平成 26		奥山地塊植生調査（耶馬日田英彦山国定公園及び日豊海岸国定公園）
平成 27		奥山地塊植生調査（耶馬日田英彦山国定公園及び日豊海岸国定公園）
平成 28		奥山地塊植生調査（耶馬日田英彦山国定公園及び日豊海岸国定公園）
令和元年		祖母傾国定公園学術調査
限 定 し た 地 域 の 調 査	昭和 48	西の小池とその周辺の植生（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成 3	小田の池自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成 4	猪の瀬戸湿原自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成 5	蒲江町深島・屋形島・名護屋地域自然環境学術調査（日豊海岸国定公園）
	平成 6	深野馬地城自然環境学術調査（耶馬日田英彦山国定公園）
	平成 7	東耶馬・霧島岳地域自然環境学術調査（鹿戸内海国定公園、国東半島県立自然公園）
	平成 8	酒呑童子山地域自然環境学術調査（津江系県立自然公園）
	平成 10	くじゅう黒岳地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成 11	鹿河内渓谷周辺地域自然環境学術調査（祖母傾国定公園）
	平成 12	犬ヶ岳津民川地域自然環境学術調査（耶馬日田英彦山国定公園）
	平成 13	くじゅうタチ原地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成 14	佐賀関町高島及び関崎周辺地域（鹿戸内海国定公園及び日豊海岸国定公園）
	平成 15	鍋見半島及び大島地域（日豊海岸国定公園・豊後水道県立自然公園）
	平成 18	坊ガツル地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）

表 7-12 おおいたの重要な自然共生地域一覧表

おおいたの重要な自然共生地域一覧表

地域分類	公 表 地 域 等
山地・森林	柞原八幡宮の社叢（大分市）、ラクテンチの森（別府市）、前津江町の権現岳林木遺伝資源保存林（日田市）、佐伯市城山の自然林（佐伯市）、四浦地区（津久見市）、神原渓谷（竹田市）、真玉八幡神社の森（豊後高田市）、武蔵町小城山のスダジイ林（国東市）、鳴子川渓谷（九酔渓）（九重町）、寺床から熊の墓の渓谷林（九重町）、鹿伏岳のブナ・ミズナラ林を含む山林（九重町）
草地・湿原	天間高原（別府市）、湯沢（九重町）
里地・里山	野依新池と中津宇佐のため池群（中津市）、田染荘小崎（豊後高田市）、三重町又井地区（豊後大野市）、三重町菅尾石仏周辺（千歳町ひょうたん公園）（豊後大野市）、由布市庄内町平石地区（由布市）、うーたの里山（大分市）
河川・湖沼	乙津川（大分市）、大分川源流域（由布市）
海岸・干潟	生物多様性に富む中津干潟と塩性湿地（中津市）、臼杵川河口干潟（臼杵市）、下ノ江海岸（大間）（臼杵市）、カブトガニが生息する八坂川下流干潟と守江湾（杵築市）、生物多様性に富む宇佐地域の干潟と塩性湿地（宇佐市）、姫島周辺沿岸（姫島村）、小深江漁港周辺（日出町）

表 7-13 大分県の都市公園現況

表 7-14 令和 6 年度の事業概要（交付金事業）

都市名	事業主体	箇所数	箇所名
大分県	県	4	大分スポーツ公園他 3 公園
大分市	市	2	牧西児童公園他 1 公園
別府市	市	4	上人ヶ浜公園他 3 公園
中津市	市	2	田尻ファミリー公園他 1 公園
日田市	市	1	月隈公園
佐伯市	市	1	野岡緑道
竹田市	市	1	竹田市総合運動公園
宇佐市	市	1	西大堀地区公園
日出町	町	1	豊岡公園
計 (1 県 7 市 1 町)	17 箇所		

表 7-15 特別保護樹木・樹林の指定状況

(1)特別保護樹木一覧

番号	樹木名	所 在	指定年月日
1	クスノキ	豊後高田市大字新栄	S49.03.15
2	クスノキ	国東市武蔵町三井寺	S49.03.15
3	ケヤキ	国東市国東町大字大恩寺	S49.03.15
4	イチョウ	別府市大字内成字勢場	S49.03.15
5	シダレザクラ	別府市大字東山	S49.03.15
6	ウスギモクセイ	別府市大字鉄輪	S49.03.15
7	クスノキ	大分市大字下戸次	S49.03.15
8	イチョウ	大分市大字広内	S49.03.15
9	イヌマキ	大分市大字鶴崎	S49.03.15
10	ホルトノキ	大分市大字上八幡	S49.03.15
11	トチノキ	大分市大字今市	S49.03.15
12	アコウ	津久見市大字網代	S49.03.15
13	ウバメガシ	津久見市大字中央町	S49.03.15
14	クスノキ	佐伯市船頭町	S49.03.15
15	ビャクシン	佐伯市大字長良	S49.03.15
16	イチイガシ	豊後大野市清川町左右知	S49.03.15
17	イチョウ	竹田市荻町新藤	S49.03.15
18	カヤ	九重町菅原	S49.03.15
19	イチョウ	玖珠町大字大田	S49.03.15
20	イチョウ	日田市天瀬町馬原高塚	S49.03.15
21	マツ	日田市隈町2丁目	S49.03.15
22	イチョウ	中津市金谷町大字森の丁	S49.03.15
23	クスノキ	中津市大字大貞	S49.03.15
24	イチョウ	宇佐市院内町大字西椎屋	S49.03.15
25	フェニックス	豊後高田市大字呉崎	S50.01.07
26	イスノキ	杵築市大田大字白木原	S50.01.07
27	カキ	豊後高田市黒土	S50.01.07
28	ムクノキ	由布市挾間町鬼崎	S50.01.07
29	クスノキ	臼杵市大字井村	S50.01.07
30	イチイガシ	佐伯市宇目大字木浦内	S50.01.07
31	ナツメ	臼杵市野津町大字野津	S50.01.07
32	クスノキ	日田市大字西有田	S50.01.07
33	スギ	中津市山国町中摩	S50.01.07
34	スギ	中津市本耶馬渓町跡田	S50.01.07
35	イヌマキ	宇佐市大字下麻生	S50.01.07
36	イチイガシ	国東市国見町赤根	S51.03.09
37	ミツウメ	佐伯市青山	S51.03.09
38	ヤマモモ	臼杵市野津町大字八里合	S51.03.09
39	ムクノキ	竹田市大字会々	S51.03.09
40	ツクバネガシ	竹田市久住町大字久住	S51.03.09
41	クロガネモチ	宇佐市大字下高家	S51.03.09
42	イチイガシ	竹田市大字植木	S53.03.22
43	ソテツ	宇佐市大字上乙女	S53.03.22
44	カゴノキ	大分市大字廻栖野	S53.03.22
45	タブノキ	大分市大字佐野	S61.04.11
46	ナギ	佐伯市弥生床木	S61.04.11
47	クスノキ	大分市大字久土	H01.10.03
48	ムクノキ	日田市上津江町川原	H01.10.03
49	シダレザクラ	中津市耶馬渓町大字深耶馬	H10.03.20
50	タブノキ	津久見市大字津久見	H14.01.08
51	ナギ	豊後大野市三重町上田原	H14.01.08
52	スギ(右)	宇佐市院内町斎藤	H14.01.08

番号	樹木名	所 在	指定年月日
53	スギ(左)	宇佐市院内町斎藤	H14.01.08
54	ツバキ	日田市大字高瀬	H15.02.18
55	クロマツ	宇佐市大字住江	H15.04.25
56	オソツツジ(南)	豊後大野市朝地町上尾塚	H15.07.29
57	ムクノキ	国東市国見町赤根	H18.3.14
58	ケンボナシ	国東市国見町赤根	H18.3.14
59	スダジイ	宇佐市大字西大堀	H20.4.8
60	ヤマザクラ	佐伯市大字海崎	H23.10.28
61	ヤナギ	宇佐市大字江須賀	H25.2.5
62	イヌマキ	佐伯市大字堅田	H25.10.8
63	ムクノキ	宇佐市安心院町寒水	H29.5.12

(2)特別保護樹林一覧表

(令和6年3月現在)

番号	名 称	所 在	所 有	樹林の状況 (主樹種)	指定年月日
1	熊野権現の森	豊後高田市田染平野	熊野社	スギ、ウラジロ、カシ、ケヤキ、モチノキ、ムク、ツバキ	S49.3.15
2	朝見神社の森	別府市朝見	朝見神社	スギ、カシ、クス、バクチノキ	S49.3.15
3	観海寺の森	別府市南立石観海寺	佐藤 保雄	コジイ	S49.3.15
4	火男火壳神社の森	別府市鶴見	火男火壳神社	スギ、イチイガシ	S49.3.15
5	柞原八幡宮の森	大分市大字上八幡	柞原八幡宮	スギ、ヒノキ、クス、モミジ	S49.3.15
6	春日神社の森	大分市大字勢家町	春日神社	クス、ケヤキ、エノキ、イヌマキ、ムクノキ	S49.3.16
7	小野鶴八幡社の森	大分市大字小野鶴	小野鶴八幡社	スギ、イチョウ、モミ	S49.3.15
8	西寒多神社の森	大分市大字寒田	西寒多神社	ヒノキ、スギ、イチイガシ、オガタマノキ	S49.3.15
9	日吉神社の森	大分市大字木田	日吉神社	ヒノキ、スギ、クス、モミ、カシ、シイ、ハゼ	S49.3.15
10	若宮八幡社の森	佐伯市大字鶴望	若宮八幡社	スギ、クス、ツガ、シイ	S49.3.15
11	城原神社の森	竹田市大字米納	城原神社	スギ、イチョウ、モミジ、ケヤキ、クス、ヒノキ	S49.3.15
12	堅田八幡社の森	佐伯市大字長谷	堅田八幡社	シイ、カシ	S50.1.7
13	宮園鎮座津江神社の森	日田市中津江村合瀬	津江神社	スギ	S50.1.7
14	法華寺のツバキ林	中津市大字福島	法華寺	ヤブツバキ	S50.1.7
15	健男社の森	豊後大野市緒方町上畠	健男社	スギ、ヒノキ、マツ	S50.1.7
16	鷹松神社の森	大分市大字高松東	鷹松神社	クス、イチョウ、マキ	S51.3.9
17	八坂神社の森	佐伯市弥生大字江良	八坂神社	ハナガガシ、スギ、ヒノキ、マツ	S51.3.9
18	津江神社大杉の森	日田市上津江町川原	津江神社	スギ	S51.3.9
19	キンメイモウソウチクの林	臼杵市野津町大字王子	西山 順一	キンメイモウソウチク	S51.7.20
20	雲八幡神社の森	中津市耶馬渓町宮園	雲八幡神社	スギ	H10.3.20
21	真玉八幡神社の林	豊後高田市西真玉	真玉八幡神社	コジイ、イチイガシ	H17.12.9

表 7-16 県緑化地域の指定状況

(令和 6 年 3 月現在)

区分	指定地域	指定面積	指定地域の範囲	指定年月日
別府地域	明ばん鉄輪地域	130	別府市の明ばん、鉄輪温泉地帯背後の丘陵山地の地域	S49. 3. 15
	野田地域	150	別府市の亀川地区背後の貴船域を中心とした丘陵山地の地域	S49. 3. 15
	海岸地域	330	東別府から亀川に至る国道 10 号線より別府湾沿いの地域	S49. 3. 15
計		610		
佐伯地域	佐伯中部地域	620	番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域	S62. 4. 7
合計	4 地域	1,230		

表 7-17 記念物の指定状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(史跡)

分類	国指定	県指定
貝塚・集落跡・古墳など	22	41
城跡など	6	9
社寺跡・祭祀信仰遺跡など	14	31
教育・学術・文化施設など	1	1
交通・治水・生産施設など		9
墳墓及び墓	1	13
旧宅など	4	1
計	48	105

(名勝)

分類	国指定	県指定
公園・庭園	2	2
峡谷・瀑布・渓流	1	3
岩石・洞穴	3	
火山・温泉	1	
計	7	5

(天然記念物)

分類	国指定	県指定
動物（生息地を含む）	6	7
植物（群落・自生地を含む）	9	68
地質・鉱物	9	5
計	24	80

表 7-18 国・県指定文化財件数(選定含む)

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

国 指 定		県 指 定	合計
重要文化財（国宝 4 含む）	9 1	有形文化財	5 0 3
重要無形文化財	2	無形文化財	2
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	1 4
重要無形民俗文化財	7	無形民俗文化財	4 8
史跡（特別史跡 1 含む）	4 8	史跡	1 0 5
名勝	7	名勝	5
天然記念物（特別天然記念物 2 含む）	2 4	天然記念物	8 0
重要伝統的建造物群保存地区（選定）	2		—
重要文化的景観（選定）	5		—
選定保存技術			1
合計	1 9 0	合計	7 5 8
			9 4 8

表 7-19 温泉の源泉数・湧出量**〈全国の状況〉****●源泉数の上位 5 都道府県（令和 5 年度）**

源泉数	
大分県	5,086
鹿児島県	2,735
北海道	2,239
静岡県	2,192
熊本県	1,337

●湧出量の上位 5 都道府県（令和 5 年度）

湧出量 (L/分)	
大分県	291,121
北海道	195,909
鹿児島県	166,960
青森県	142,255
熊本県	130,488

〈大分県の状況〉**●源泉数の上位 5 市町村（令和 5 年度）**

源泉数	
別府市	2,832
由布市	1,071
九重町	430
大分市	241
日田市	151

●湧出量の上位 5 市町村（令和 5 年度）

湧出量 (L/分)	
別府市	101,910
九重町	82,905
由布市	51,917
大分市	16,532
日田市	13,161

表 7-20 温泉掘削等許可状況

(件)

年度／区分	掘削	増掘	動力	計
令和2年度	50	4	20	74
令和3年度	18	3	21	42
令和4年度	40	7	15	62
令和5年度	27	4	21	52
令和6年度	30	2	20	52

表 7-21 「大分県温泉調査研究会」令和 6 年度調査研究

令和 6 年度は、次の 10 テーマについての調査研究を行った。

○持続可能な温泉利用についての検討 ～温泉管理のマンパワー不足をどう解消するか～
○夕食前の温泉全身入浴に続く、次日の朝食前早朝時の温泉全身入浴が、ひとのコルチゾール日内変動に及ぼす影響_快眠後の気分向上への効果
○大分平野の地下構造（3）－伏在断層の分布と活動性－
○大分市温泉化学成分の地質学的・地球統計学的考察
○九重火山群の第四紀火山岩類の地球化学的研究 3
○九重山山麓の湧水等のSr同位体比 由布市九重火山群黒岳・前岳山麓で採取された湧水について
○2018年～2024年の 6 年間で別府市内にて発生した入浴中の緊急搬送数の分析 ～入浴中の体調不良につながるファクターの探求～
○温泉の蒸気を活用した調理：他の調理法と比較した場合の味覚、色、効率等の違い
○産業動物におけるプレバイオティクスとしての温泉藻類RG92エキスの評価
○低成長ウナギにおける温泉藻類RG92エキスの成長促進効果と雌性化に関する検討

※調査研究成果については、大分県温泉調査研究会報告第 76 号（令和 7 年 8 月発行）で公表。

8 エコエネルギー関係資料

表 8-1 大分県エコエネルギー導入促進に関する変遷

年	内容
平成 15 年	「大分県エコエネルギー導入促進条例」施行、「大分県新エネルギービジョン」策定
平成 23 年	東日本大震災による再生可能エネルギーへの注目度向上
平成 24 年	FIT(固定価格買取制度)開始
平成 24 年	メガソーラーを始めとした太陽光発電の飛躍的増加、温泉熱、小水力、木質バイオマスなどを活用した発電事業の活発化
令和 2 年	国が「2050 年カーボンニュートラル」目標宣言
令和 3 年	国が 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標を 2013 年度比 46% 削減、さらに 50% 削減に挑戦と発表、「第 6 次エネルギー基本計画」閣議決定
令和 3 年	国が「第 6 次エネルギー基本計画」閣議決定、省エネルギー推進、再生可能エネルギー最大限導入、化石電源比率削減、火力発電脱炭素化、原発依存度低減の方針明記
令和 7 年	国が「第 7 次エネルギー基本計画」閣議決定、再生可能エネルギー発電量割合 4~5 割程度と最大電源に位置付け

表 8-2 令和 6 年度エコエネルギー導入目標及び実績

項目	25年度(基準年)				R6年度(実績)※R6より設備利用率見直し						R12年度(目標)		
	設備容量等	熱量 換算 (TJ)	百万kWh 換算 (百万kWh)	設備容量等	熱量 換算 (TJ)	百万kWh 換算 (百万kWh)	対前年 増加率 (%)	対基準年 増加率 (%)	目標 達成率 (%)	設備容量等	熱量 換算 (TJ)	百万kWh 換算 (百万kWh)	
1 太陽光発電	367,413 kw	4,397	451	1,587,931 kw	18,735	1,920	△ 0.5	326.1	84.1	1,887,882 kw	22,274	2,282	
2 太陽熱利用	13,307 kl	432	—	14,312 kl	464	—	1.1	7.4	96.9	14,755 kl	479	—	
3 風力発電	11,497 kw	196	20	25,423 kw	552	57	27.2	181.6	22.4	113,623 kw	2,467	253	
4 地熱発電	155,030 kw	11,001	1,127	168,748 kw	11,974	1,227	△ 0.5	8.8	89.5	188,548 kw	13,379	1,371	
5 地熱・温泉熱(地中熱)利用	4,105 TJ	4,105	—	4,058 TJ	4,058	—	0.0	△ 1.1	96.7	4,198 TJ	4,198	—	
6 バイオマス発電	18,185 kw	870	89	110,546 kw	8,222	842	55.4	845.1	99.1	111,546 kw	8,297	850	
7 バイオマス熱利用	91,571 kw	1,174	—	105,912 kw	1,358	—	0.0	15.7	98.2	107,912 kw	1,383	—	
8 水力発電	337,540 kw	12,986	1,331	337,540 kw	17,315	1,774	33.3	33.3	99.2	340,240 kw	17,453	1,788	
9 小水力発電	1,675 kw	85	9	4,297 kw	220	23	19.6	158.8	105.3	4,093 kw	209	22	
10 廃棄物発電	42,100 kw	2,015	207	46,149 kw	1,972	202	△ 10.7	△ 2.1	99.3	46,449 kw	1,985	203	
12 ガスコージェネレーション	17,706 kw	1,033	—	13,646 kw	843	—	5.9	△ 18.4	99.3	13,746 kw	849	—	
13 燃料電池(エネファーム)	111 kw	4	—	808.2 kw	50	—	61.3	1,150.0	64.9	1,253 kw	77	—	
合 計			—	38,298	3,233	—	65,763	6,044	12.1	71.7	90.0	—	73,050 6,769
電力消費量			—	—	12,402	—	—	11,369 ※2				—	— 10,827
電力消費量に対する再エネ率(%)			—	—	26.1	—	—	53.2 ※2				—	— 62.5

表 8-3 令和 6 年度省エネルギーに資する取組の目標及び実績

項 目	25年度(基準年)	R6年度(実績)					R12年度(目標)	
				対前年 増加率 (%)	対基準年 増加率 (%)	目標 達成率 (%)		
省エネ推進など	クリーンエネルギー自動車(燃料電池自動車含む)の普及【導入台数】	35,929 台	147,771 台	8.2	311.3	62.7	235,853	台
	企業連携等によるGXプロジェクト創出件数【件・累計】	—	5 件	—	—	—	28	件
	水素ステーションの設置【設置件数】	—	1 箇所	0.0	0.0	0.0	4	箇所
	国・県の省エネ関連補助金を活用した産業用設備や工場・事業所などの高効率化【省エネ設備導入支援件数】	不明	18 件	△ 5.3	—	90.0	20	件
	(参考)エネルギー消費量	484,200 TJ	440,056 TJ				397,044 TJ	

表 8-4 県内のエコエネルギー導入状況

1 太陽光発電 (10,000kW 以上) (令和 7 年 3 月現在)

	設置個所	設備概要・規模等		設置者等	備考
1	大分市大字青崎	26,540.8	kW (大分市)	D a i g a s 大分みらいソーラー㈱	H25 年度
2	大分市日吉原	20,652.4	kW (大分市)	三井不動産㈱	H25 年度
3	大分市大字青崎	82,017.5	kW (大分市)	大分メガソーラー合同会社	H25 年度
4	杵築市山香町大字広瀬	24,472	kW (杵築市)	ハンファソーラーパワー杵築合同会社	H26 年度
5	九重町大字野上	25,362.0	kW (九重町)	合同会社九重ソーラー	H27 年度
6	大分市大字細	11,701.2	kW (大分市)	合同会社今井メガソーラー大分細発電所	H27 年度
7	大分市大字日吉原	44,884.2	kW (大分市)	大分日吉原ソーラー㈱	H27 年度
8	日出町藤原	14,421.2	kW (日出町)	(有)日出電機ソーラーパーク	H28 年度
9	別府市大字東山	26,673.0	kW (別府市)	B e p p u S o l a r 合資会社	H30 年度
10	宇佐市大字上矢部	50,016.0	kW (宇佐市)	S G E T みやこメガソーラー合同会社	H30 年度
11	大分市大字志生木	26,000.9	kW (大分市)	合同会社B H 志生木	R1 年度
12	大分市大字今市	38,648.8	kW (大分市)	O i t a S o l a r 合同会社	R1 年度
13	日出町大字南畠	53,403.6	kW (日出町)	ティーダ・パワー 01 合同会社	R2 年度
14	日出町大字南畠	18,030.2	kW (日出町)	京セラ T C L ソーラー合同会社	R2 年度
15	日出町大字南畠	14,309.2	kW (日出町)	京セラ T C L ソーラー合同会社	R2 年度
16	宇佐市大字橋津	10,515.2	kW (宇佐市)	合同会社開発 40 号	R3 年度
17	杵築市山香町大字広瀬	11,006.4	kW (杵築市)	合同会社 B l u e P o w e r O i t a K i t s u k i 2	R3 年度
18	別府市大字内成	33,228.8	kW (別府市)	別府内成ソーラー発電所管理㈱	R3 年度
19	日田市大字日高	10,019.8	kW (日田市)	ジャパンインフラ 15 号合同会社	R3 年度
20	玖珠町大字岩室	11,274.0	kW (玖珠町)	㈱ブイハウス	R3 年度
21	玖珠町大字日出生	20,416.7	kW (玖珠町)	合同会社玖珠発電所	R3 年度
22	由布市湯布院町川西	22,711.9	kW (由布市)	E S N P V 5 合同会社	R4 年度
23	日出町大字藤原	12,980.2	kW (日出町)	㈱ソーラーパワー赤松	R4 年度
24	日田市大字友田	23,290.0	kW (日田市)	F S J a p a n P r o j e c t 4 合同会社	R5 年度
25	由布市挿間町七藏司	11,273.3	kW (由布市)	七藏司ソーラー発電合同会社	R5 年度
26	九重町湯坪	10,031.0	kW (九重町)	伸和工業㈱	R5 年度
27	大分市大字杉原	29,086.2	kW (大分市)	大分杉原太陽光発電所合同会社	R5 年度
28	由布市湯布院町大字中川	13,277.5	kW (由布市)	合同会社 A D ソーラー 2 号	R5 年度

【参考】住宅用太陽光発電

①住宅用太陽光発電設置状況(年度累計)

	大分県		
	単年度設置数	累計	
~H10年度	—	172件	
H11年度	251件	423件	
H12年度	369件	792件	
H13年度	437件	1,229件	
H14年度	743件	1,972件	
H15年度	812件	2,784件	
H16年度	1,031件	3,815件	
H17年度	848件	4,663件	
H18年度	1,681件	6,344件	24,133kW
H19年度	865件	3,242kW	7,209件
H20年度	701件	2,796kW	7,910件
H21年度	2,195件	8,596kW	10,105件
H22年度	3,318件	13,666kW	13,423件
H23年度	3,720件	17,094kW	17,143件
H24年度	4,511件	22,631kW	21,654件
H25年度	4,425件	26,156kW	26,079件
H26年度	3,521件	23,725kW	29,600件
H27年度	1,230件	8,961kW	30,830件
H28年度	3,110件	17,570kW	33,940件
H29年度	1,622件	9,762kW	35,562件
H30年度	1,792件	10,924kW	37,354件
R1年度	1,279件	7,786kW	38,633件
R2年度	1,203件	7,803kW	39,836件
R3年度	838件	5,247kW	40,674件
R4年度	1,295件	7,638kW	41,969件
R5年度	3,738件	20,501kW	45,707件
R6年度	1,597件	7,168kW	47,304件

②集合住宅太陽光発電施設設置状況

(年度累計)

	大分県	
	累計	
H18年度	31件	184kW
H19年度	31件	178kW
H20年度	35件	199kW
H21年度	40件	217kW
H22年度	110件	730kW
H23年度	354件	2,292kW
H24年度	721件	6,391kW
H25年度	1,312件	15,307kW
H26年度	1,771件	22,849kW
H27年度	1,950件	25,475kW
H28年度	2,095件	27,438kW
H29年度	2,175件	28,805kW
H30年度	2,260件	30,167kW
R1年度	2,279件	30,331kW
R2年度	2,310件	30,796kW
R3年度	2,274件	30,579kW
R4年度	2,451件	31,513kW
R5年度	2,778件	33,489kW
R6年度	2,958件	33,743kW

H17年度までは、新エネルギー財團(NEF)の助成件数(H17年度末に制度終了)。

注) H18年度以降は、大分県～九電大分支社の系統連系契約数

R元年度実績は、九州電力の送配電部門分社化に伴うシステム不具合のため4月～12月までの数値(九電提供)

2 太陽熱利用(住宅用太陽熱利用除く)

	設置個所	設備概要・規模等	設置者等	備考
1	日田はぎの園(日田市)	真空管 1.75 m ² ×17本	社会福祉法人大分県社会福祉事業団	S58 年度
2	大分県身体障害者福祉センター(大分市)	真空ガラス管式 1.75 m ² ×84枚	大分県	S61 年度
3	糸口学園(宇佐市)	平板型 1.91 m ² ×75枚	社会福祉法人大分県社会福祉事業団	H4 年度
4	日田市営畠中住宅	OMソーラー(パッシブソーラーシステム) 集熱面積3 m ² 程度	日田市	H8 年度
5	医療法人財団天心堂へつぎ病院(大分市)	集熱面積127.4 m ² 蓄熱容量18 m ³	医療法人財団天心堂	H9 年度
6	日田市すぎっ子保育園	OMソーラー(パッシブソーラーシステム) 集熱面積137 m ²	日田市	H11 年度
7	大分駅南高齢者福祉複合施設	真空ガラス式 集熱面積21.84 m ² 蓄熱容量2.0 m ³	大分市	H11 年度
8	西部清掃事業所	集熱面積60 m ² 蓄熱容量3 m ³	大分市	H11 年度

9	日田市上津江振興局	OMソーラー(パッシブソーラーシステム) 集熱面積 33 m ²	日田市	H12 年度
10	飯田高原診療所	空調設備	九重町	H12 年度
11	日出町保健福祉センター	パッシブソーラーシステム	日出町	H13 年度
12	豊後高田市健康交流センター	集熱面積 201 m ²	豊後高田市	H13 年度
13	白丹交流センター(竹田市久住町)	パッシブソーラーシステム	竹田市	H13 年度
14	大分市消防局 中央消防署 明野出張所	集熱面積 6.0 m ² 蓄熱容量 330 リットル	大分市	H13 年度
15	社会福祉法人平成会(日田市)	60 枚	社会福祉法人平成会	H15 年度
16	特別養護老人ホーム長良苑	集熱面積 52 m ²	社会福祉法人長陽会	H18 年度
17	中津し尿・浄化槽汚泥高度処理施設	集熱面積 115 m ²	中津市	H18 年度
18	大分市南消防署	真空式ソーラーシステム 集熱面積 18.54 m ² 蓄熱容積 270	大分市	H18 年度
19	日田市立大明小学校・中学校	OMソーラー(集熱面積 321 m ²)	日田市	H24 年度
20	中津市立中津市民病院	集熱面積 200 m ²	中津市(市民病院総務課)	H24 年度
21	深耶馬温泉館「もみじの湯」	集熱面積 86.43 m ²	中津市(耶馬溪支所地域振興課)	H27 年度
22	豊寿園	集熱面積 167.76 m ²	中津市(介護長寿課)	H28 年度
23	日出町学校給食センター	集熱面積 177 m ²	日出町	R4 年度

3 風力発電

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	大分キャノンマテリアル(株)	1kW× 1 基	大分キャノンマテリアル(株)	H15 年度
2	鏡山(玖珠町戸畠)	1,000kW×11 基	(株)J E N 玖珠ワインドファーム	H16 年度
3	大分瓦斯(株)生産部大分工場	1 kW× 1 基	大分瓦斯(株)	H22 年度
4	大分石油(株)(国東市)	3.2kW× 2 基	大分石油(株)	H27 年度
5	F I T 認定設備(7 件)	106.4kW		H28 年度
6	F I T 認定設備(12 件)	212.8kW		H29 年度
7	F I T 認定設備(2 件)	35.5kW		H30 年度
8	F I T 認定設備(2 件)	35.8kW		R 元年度
9	F I T 認定設備(1 件)	19.5kW		R4 年度
10	臼杵市大字田尻(大分ワインドファーム)	14,000kW (3,200kW×5 基)	コスモエコパワー(株)	R5 年度
合計 (R6 年度まで) 25,423kW				

4 廃棄物発電

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	大分市福宗清掃工場(大分市)	6,000kW (工場内消費、余剰分は売電)	大分市	H9 年度

2	エコセンターパーク（佐伯市）	1,600kW (工場内消費、余剰分は売電)	佐伯市	H14 年度
3	佐野清掃センター清掃工場（大分市）	9,500kW (工場内消費、余剰分は売電)	大分市	H15 年度
4	王子板紙株大分工場（大分市）	25,000kW (362G J/h) (工場内消費)	王子板紙株	H16 年度
5	Be - Kanadevia とよたまき 藤ヶ谷清掃センター(別府市)	4,000kW	別府速見地域広域市町村圏事務組合	H26 年度
6	中津終末処理場（中津市）	49kW	月島機械株福岡支店	R3 年度
合計 (R6 年度まで) 46,149kW				

5 バイオマスエネルギー (バイオマス発電 (廃棄物利用を除く)・熱利用・燃料製造)

【バイオマス発電】

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	日田市バイオマス資源化センター（日田市）	340kW	日田市	H18 年度
2	(株)エフオン日田（日田市）	12,000kW	(株)エフオン日田	H18 年度
3	浄化センター内マイクロガスタービン発電（日田市）	95kW	日田市	H23 年度
4	二豊味噌協業組合（臼杵市）	50kW	二豊味噌協業組合	H25 年度
5	日本フォレスト株天瀬発電所（日田市）	5,700kW	(株)グリーン発電大分	H25 年度
6	新日鐵住金株大分工製鐵所（大分市）	1,716kW ※出力 330MW	新日鐵住金株	H26 年度
7	イーレックスニューエナジー株（佐伯市）	50,000kW	イーレックスニュー エナジー株	H28 年度
8	(株)エフオン豊後大野（豊後大野市）	18,000kW	(株)エフオン豊後大野	H28 年度
9	(株)未来電力（宇佐市）	600kW	(株)未来電力	H30 年度
10	旧豊洋中学校（臼杵市）	45kW	ワタミエナジー株	R3 年度
11	大分バイオマス発電所（大分市）	22,000kW	大分バイオマスエナジー合同会社	R3 年度
合計 (R6 年度まで) 110,546kW				

【バイオマス熱利用・燃料製造等】

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	日田市清掃センター（日田市）	熱利用 838,000kJ/h	日田市	H2 年度
2	ドリームフェューエルセンター（津久見市）	廃棄物固形燃料 (RDF) 製造	津久見市	H8 年度
3	東部開発固形燃料製造工場（大分市）	廃プラスチック、建設廃材、古紙を固形化燃料し、工場ボイラに使用 4,000t/月 (王子板紙大分工場に販売)	(株)東部開発	H16 年度
4	三和酒類株（宇佐市）	メタンガス利用 834 k m ³ /年	三和酒類株	H20 年度
5	(株)日本フォレスト（日田市）	5,000 m ³ /年	(株)日本フォレスト	H23 年度
6	中山リサイクル産業株（佐伯市）	15,000 m ³ /年	中山リサイクル産業株	H23 年度

7	中山リサイクル産業(株)(杵築市)	22,100 m ³ /年	中山リサイクル産業(株)	H26 年度
8	佐伯広域森林組合	8,000 kg/h	佐伯広域森林組合	R2 年度
9	(株)タカフジ (佐伯市)	22,500 m ³ /年	(株)タカフジ	R3 年度
合計		(R6 年度まで) 4,318kW		

【木屑焚ボイラー】

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	中津市	水量 1,200 リットル温水循環式	中津市	H18 年度
2	(株)佐藤製材所 (日田市)	3,000kg/h	(株)佐藤製材所	H18 年度
3	(株)ヤマサ (九重町)	1,000kg/h	(株)ヤマサ	H18 年度
4	佐伯広域森林組合	5,000kg/h	佐伯広域森林組合	H20 年度
5	(株)武内製材所 (日田市)	3,000kg/h	(株)武内製材所	H23 年度
6	(株)こがね (中津市)	チップボイラー (550kW)	(株)こがね	H23 年度
7	(有)安心院製材所 (日田市)	3,500kg/h	(有)安心院製材所	H23 年度
8	小田製材所 (日田市)	4,000kg/h	(株)小田製材所	H24 年度
9	日田資源開発事業協同組合 (日田市)	6,000kg/h	日田資源開発事業協同組合	H26 年度
10	大分県立美術館 (大分市)	チップボイラー (180kW)	大分県	H26 年度
11	(株)池永セメント工業所 (大分市)	750kg/h	(株)池永セメント工業所	H26 年度
12	医療法人聖陵会聖陵ストーム (日田市)	500kg/h	医療法人聖陵会	H26 年度
13	(株)日田中央木材市場 (日田市)	2,400kg/h	(株)日田中央木材市場	H27 年度
14	(株)深津製材所	300kg/h	(株)深津製材所	H28 年度
合計		(R6 年度まで) 95,128kW 相当		

【RPF 加温機】

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	おおいた中央柑橘園芸農協連合会(杵築市)	5,360kW 相当 (80kW 相当×67 台)	おおいた中央柑橘園芸農協連合会(杵築市)	H20 年度
2	おおいた中央柑橘園芸農協連合会(国東市)	80kW 相当 (80kW 相当×1 台)	おおいた中央柑橘園芸農協連合会(国東市)	H20 年度
3	日出町柑橘研究会 (日出町)	560kW 相当 (80kW 相当×7 台)	日出町柑橘研究会 (日出町)	H20 年度
4	竹田市かぼす生産出荷組合 (竹田市)	240kW 相当 (80kW 相当×3 台)	竹田市かぼす生産出荷組合 (竹田市)	H20 年度
合計		(R6 年度まで) 6,240kW 相当		

【ペレットストーブ】

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	(株)トライ・ウッド (日田市)	出力 11,000kcal ×5 基	(株)トライ・ウッド	H18 年度
2	社会福祉法人永生会 明治清流苑 (大分市)	出力 11,000kcal 程度×3 基	社会福祉法人永生会	H18 年度
3	サッポロビール(株) 新九州工場 (日田市)	出力 5,000kcal ×1 基	サッポロビール(株)	H19 年度

4	㈱日田中央木材市場（日田市）	出力 11,000kcal ×1基	㈱日田中央木材市場	H19 年度
5	社会福祉法人永生会 清流苑（大分市）	出力 11,000kcal ×1基	社会福祉法人永生会	H20 年度
6	社会福祉法人慈眼福祉会 みのり保育園（日田市）	出力 11,000kcal ×1基	社会福祉法人慈眼福祉会	H20 年度
7	日田市立五馬中学校（日田市）	出力 8,250kcal ×3基	日田市	H20 年度
8	医療法人仁友会 森内科医院（大分市）	出力 11,000kcal ×1基	医療法人仁友会	H20 年度
9	社会福祉法人洗心会 ナーシングホームはるかぜ (別府市)	出力 11,000kcal ×1基	社会福祉法人洗心会	H21 年度
10	日田市立津江中学校（日田市）	出力 10,080kcal ×1基	九州薪・木質ペレット活用協議会	H25 年度
11	長者原ビジターセンター（九重町）	出力 7kW×2 基	九州地方環境事務所	H26 年度
合計		(R6 年度まで) 226.08kW		

【BDF 製造装置】

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	くにさきエコシステム㈱(国東町)	ごみ収集車 4 台 1,000t/a/月	くにさきエコシステム ㈱	H13 年度
2	おおの育成会はいだて作業所	90L BDF 製造 /1 バッチ	おおの育成会	H18 年度
3	社会福祉法人 ぴいたあパンの家（日田市）	90L BDF 製造 /1 バッチ	社会福祉法人ぴいたあ パンの家	H18 年度
4	社会福祉法人清流会 宇佐リハビリセンター（宇佐市）	90L BDF 製造 /1 バッチ	社会福祉法人清流会	H19 年度
5	㈱大総（大分市）	400L BDF 製造 /日	㈱大総	H20 年度
6	社会福祉法人 ぴいたあパンの家（日田市）	200L BDF 製造 /1 バッチ	社会福祉法人ぴいたあ パンの家	H20 年度
7	社会福祉法人樹の実園（杵築市）	90L BDF 製造 /1 バッチ	社会福祉法人樹の実園	H21 年度
8	社会福祉法人みのり村（杵築市）	90L BDF 製造 /1 バッチ	社会福祉法人みのり村	H21 年度

6 地熱発電

	会社名	発電所名	所在地	出力	運転開始年度	備考
1	九電みらいエ ナジー㈱	大岳	九重町	14,500kW	S42 年度	更 (2020.10 完了) により 出力増
2	九電みらいエ ナジー㈱	八丁原 1 号	九重町	55,000kW	S52 年度	
3	九電みらいエ ナジー㈱	八丁原 2 号	九重町	55,000kW	H2 年度	
4	九電みらいエ ナジー㈱ 出光大分地熱 ㈱	滝上	九重町	27,500kW	H8 年度 H22 年度増強	
5	(資)九重観光ホ テル	九重	九重町	990kW	H12 年度	

6	九州電力(株)	八丁原バイナリー発電	九重町	2,000kW	H18 年度	
7	九電みらいエナジー(株)	菅原バイナリー発電所	九重町	5,000kW	H27 年度	
8	出光大分地熱(株)	滝上バイナリー発電所	九重町	5,050kW	H28 年度	
9	オリックス不動産(株)	杉乃井地熱発電所	別府市	1,100kW	R6 年度	
合計 (R6 年度まで) 166,140kW						

6-2 温泉熱発電

	設置個所	規模等	会社名	備考	
1	アベメディカル温泉熱発電所 (別府市)	19kW	アベメディカル	H27 年度	
2	FIT 認定設備 (別府市)	31.9kW		H28 年度	
3	FIT 認定設備 (別府市)	32.8kW		H28 年度	
4	九重野矢地区バイナリー発電所 (九重町)	49kW	(株)タカフジ	H29 年度	
5	湯布院フォレストエナジーバイナリー2号発電所 (由布市)	49.8kW	湯布院フォレストエナジー(株)	H29 年度	
6	レナ発電所1号発電所 (別府市)	220kW	(株)神和苑	H29 年度	
7	アイベック発電所 (別府市)	760kW	(株)アイベック	R元年度	
8	ライフテック別府温泉発電所 (別府市)	720kW	合同会社ライフテック	R元年度	
9	FIT 認定設備 (別府市)	46.3kW		H30 年度	
10	生長の家 大分・別府地熱発電所 (別府市)	49.9kW	宗教法人「生長の家」	R2 年度	
11	別府温泉ガーデン発電所 (別府市)	49.6kW	別府温泉ガーデン	R2 年度	
12	FIT 認定設備 (九重町)	20kW		R2 年度	
13	BLD 地熱発電所 別府南立石 Power Station	280kW	BLD Power Stations 株式会社	R5 年度	
14	JREF 別府南立石地熱発電所	280kW	JREF 別府南立石地熱発電合同会社	R5 年度	
合計 (R6 年度まで) 2,608.3kW					

7 中小水力発電 (出力 1,000kW 未満・除く九州電力分)

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	富士緒井路第一発電所 (豊後大野市緒方町)	380kW	富士緒井路土地改良区	S51 年度
2	松原ダム発電所 (日田市大山町)	220kW	国土交通省松原ダム管理事務所	S57 年度
3	大野原発電所 (豊後大野市大野町)	260kW	大野町土地改良区	S62 年度
4	花合野川発電所 (由布市湯布院町)	680kW	大分県企業局	H元年度
5	やまめの郷 (日田市前津江町)	18.2kW	やまめの郷	H9 年度
6	サッポロビール新九州工場 (日田市)	9.9kW	サッポロビール(株)	H12 年度
7	鯛生発電所 (日田市中津江村)	66kW	日田市	H15 年度
8	城原井路発電所 (竹田市)	25kW	城原井路土地改良区	H22 年度
9	浄化センター内小水力発電 (日田市)	3.7kW	日田市	H22 年度
10	鏡坂公園内小水力発電 (日田市)	0.33kW	日田市	H22 年度
11	女子畑小水力発電 (日田市)	1kW	日田市	H23 年度
12	日田市小ヶ瀬井路 (日田市)	1kW	日田市	H24 年度
13	三隈川小水力発電所 (日田市)	10kW	国土交通省	H24 年度

14	宮ヶ瀬発電所（竹田市）	17kW	竹田市土地改良区宮ヶ瀬工区	H27 年度
15	緒方井路発電所（豊後大野市）	19kW	緒方井路土地改良区	H27 年度
16	松木ダム発電所（九重町）	49. 9kW	九重町	H29 年度
17	大分市上下水道局 三芳配水場（大分市）	49. 9kW	（株）フソウ九州支店	R 元年度
18	日出生発電所（玖珠町）	49kW	玖珠町土地改良区	R 元年度
19	長谷緒井路発電所（豊後大野市）	998kW	長谷緒土地改良区	R2 年度 更新
20	稻葉ダム発電所（竹田市）	420kW	（株）ニシコー	R2 年度
21	明正土地改良区（豊後大野市）	49kW	明正土地改良区	R3 年度
22	荻柏原小水力発電所	325kW	荻柏原土地改良区	R5 年度
23	白水小水力発電所	266kW	白水井路土地改良区	R5 年度
24	元治水小水力発電所	330kW	元治水井路土地改良区	R6 年度
25	朝地町小水力発電所	49kW	朝地町井路土地改良区	R6 年度
合計（R6 年度まで）4, 296. 93kW				

8 天然ガスコージェネレーション

	設置個所	規模等	設置者等	備考
1	住友化学（株）大分工場（大分市）	6, 500kW	住友化学（株）	H14 年度
2	医療法人同仁会大分下郡病院（大分市）	66kW (22kW×3 マイクロエンジン)	医療法人同仁会	H16 年度
3	ダイハツ九州（株）（中津市）	5, 820kW	ダイハツ九州（株）	H17 年度
4	医療法人山本記念会山本病院ディケア棟（別府市）	9. 9kW	医療法人山本記念会	H18 年度
5	大分赤十字病院新館（大分市）	350kW	日本赤十字社	H18 年度
6	マリーゴールド迎賓館（大分市）	5kW	マリーゴールド迎賓館	H18 年度
7	マチカラフィットネス大分（大分市）	5kW	（株）マチカラフィットネス	H20 年度
8	ホテルフォルツア大分（大分市）	5kW	（株）エフ・ジェイ・ホテルズ	H20 年度
9	大分市学校給食西部共同調理場（大分市）	25kW	大分市	H22 年度
10	大分醤油協業組合（臼杵市）	800kW	大分醤油協業組合	H25 年度
11	スポーツクラブNASパークプレイス大分（大分市）	25kW	スポーツクラブNAS（株）	H26 年度
12	花べっぷ（別府市）	5kW	JR 九州ホテルズ（株）	H27 年度
13	コナミスポーツクラブ大分明野（大分市）	9. 9kW	（株）コナミスポーツクラブ	H28 年度
14	スポーツクラブブルネサンスおおいた（大分市）	9. 9kW	（株）ブルネサンス	H30 年度
15	REX ホテル別府（別府市）	9. 9kW	富士レックス（株）	R 元年度
合計（R6 年度まで）13, 645. 6kW				

9 燃料電池

	設置個所	規模等 (kW)	備考
1	民生用燃料電池導入支援補助金	35. 7kW(0. 7kW×51 ケ所)	H21 年度
2	民生用燃料電池導入支援補助金	14. 7kW(0. 7kW×21 ケ所)	H22 年度
3	民生用燃料電池導入支援補助金	30. 8kW(0. 7kW×44 ケ所)	H23 年度
4	民生用燃料電池導入支援補助金	30. 1kW(0. 7kW×43 ケ所)	H24 年度

5	民生用燃料電池導入緊急対策費補助金	81.9kW(0.7kW×117ヶ所)	H24・H25 年度
6	民生用燃料電池導入支援補助金	70.0kW(0.7kW×100ヶ所)	H25 年度
7	民生用燃料電池導入支援補助金	76.3kW(0.7kW×109ヶ所)	H26 年度
8	民生用燃料電池導入支援補助金	63.7kW(0.7kW×91ヶ所)	H28 年度
9	民生用燃料電池導入支援補助金	77.7kW(0.7kW×111ヶ所)	H29 年度
10	民生用燃料電池導入支援補助金	81.9kW(0.7kW×117ヶ所)	H30 年度
11	民生用燃料電池導入支援補助金	38.5kW(0.7kW×55ヶ所)	R 元年度
12	大分市役所	3.0kW	R 元年度
13	碩田学園	3.0kW	R 元年度
14	民生用燃料電池導入支援補助金	29.4kW(0.7kW×42ヶ所)	R2 年度
15		74.2kW(0.7kW×106ヶ所)	R3 年度
16		50.4kW(0.7kW×72ヶ所)	R4 年度
17		22.4kW(0.7kW×32ヶ所)	R5 年度
18		24.5kW(0.7kW×35ヶ所)	R6 年度
合計 (R6 年度まで) 808.2kW			

表 8-5 大分県エネルギー産業企業会エコエネルギー・チャレンジ支援事業費補助金

分野	取組概要	事業者
水素	メタン（都市ガス）改質ガスからの水素精製を数か月単位で連続運転を行うことで耐久性試験を行い、水素ステーション実装を想定した FCV 充填水素の国際規格基準との適合性を検証した。	株式会社ハイドロネクスト
水素	液化水素に替えてハンドリングが比較的容易なアンモニアを水素キャリアとして活用すること、専用の高圧蓄圧機に替えて吸蔵合金水素圧縮機を活用することにより、総合的にエネルギー消費が少ない水素供給が可能なシステムの研究を実施した。	佐伯重工業株式会社
水素	水素ガスは分子が小さく漏れやすいことから、各種配管の継ぎ手部は固定式が主流であるが、高炉等へのガス供給を止めることなくノズルの向きを自在に変えることのできる回転可能な継ぎ手の開発を進めた。	株式会社トライテック

表 8-6 ものづくり循環経済促進事業

テーマ	事業者
廃プラを原料とした再生ペレット製造工程における乾燥機・押出機の導入による粉状原料ロスの解消	三重化成(株)
無処理 CTP 導入による印刷工程における廃液（アルカリ性）の発生抑制	(有)三晃堂印刷
廃プラ洗浄脱水機導入による廃プラスチックの再生ペレットへの原料化（1次加工）	ゆうび(株)
「前処理破碎設備導入による埋立て処分率の削減及びリサイクル率の向上」	(有)西部開発
廃棄みそを利用した乳牛用飼糧の製造	フンドーキン醤油(株)
テニス用ガット生産における繊維収束及びコーティング用の樹脂塗布のためのディッピング設備導入による余剰廃棄接着剤・樹脂の発生抑制	(株)トアルソン

9 衛生環境研究センター関係資料

表 9-1 衛生環境研究センターの変遷

年	月	主な出来事
昭和 48 年	3	大分市大字曲字芳河原団地内に公害センターが建設された。
	4	衛生研究所と統合し、公害衛生センターとして発足した。
平成 3 年	5	衛生環境研究センターと改称し、組織改正により管理情報部(管理課、企画情報課)、化学部、微生物部、大気部及び水質部の 5 部 2 課制となった。
平成 12 年	3	特定化学物質分析棟を新設した。
	4	組織改正により、管理部(管理課)、企画・特定化学物質部、化学部、微生物部、大気部及び水質部の 6 部 1 課制となった。
平成 14 年	4	管理部の管理課が廃止され、6 部制となった。
平成 15 年	3	大分市高江西 2 丁目 8 番地に新庁舎が完成し、芳河原団地から移転した。
平成 18 年	4	組織改正により、部制が廃止され、企画・管理、化学、微生物、大気・特定化学物質及び水質の 5 担当制となった。
平成 30 年	3	ダイオキシン類の分析業務を終了した。

表 9-2 環境保全に関する試験研究

表 衛生 1 環境保全に関する試験研究

試験研究	概要	担当名
微小粒子状物質(PM2.5)成分分析調査	微小粒子状物質の発生源を明らかにするため、大気汚染防止法に基づき、平成 27 年度から成分分析調査を行っている。	大気・特定化学物質担当
有害大気汚質物質調査	大気汚染防止法に基づき、平成 9 年度から一般環境等で揮発性有機化合物(VOC)等の有害大気汚染物質についてモニタリング調査を行っている。令和 6 年度は、5 市の一般環境等で調査を行った。	大気・特定化学物質担当
浮遊粉じん調査	浮遊粉じんによる大気の汚染状況を把握するための調査を行っている。令和 6 年度は、重金属成分等の調査を 1 市の固定発生源周辺で行った。	大気・特定化学物質担当
大気汚染の常時監視	大気汚染防止法に基づき、昭和 46 年度からテレメーターシステム(常時監視測定局)により二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)等の測定を行っている。	大気・特定化学物質担当
環境放射能調査	放射能のバックグラウンドを測定し、環境放射能の水準を把握するため、原子力規制庁の委託を受け、昭和 62 年度から調査を行っている。令和 6 年度も引き続き、降水中の β 線及びモニタリングポストにより空間線量率の測定を行うとともに、大気浮遊じん、降下物、土壤、野菜、牛乳等の γ 線を測定し、環境中に存在する放射性核種の調査を行った。	大気・特定化学物質担当
酸性雨調査	県内における酸性雨の実態と推移を把握するための調査を昭和 60 年度から継続的に行っている。令和 6 年度は、大分市における雨水の pH 等測定とイオン成分の分析を実施した。	大気・特定化学物質担当
公共用水域等の調査	昭和 46 年度から測定計画に基づいて実施しており、令和 6 年度は、39 河川 58 地点、2 湖沼 5 地点において、生活環境項目(9 項目)、健康項目(26	水質担当

	項目)、要監視項目(25項目)、水生生物保全項目(3項目)、特定項目(1項目)、特殊項目(2項目)及びその他項目(9項目)について年1~12回の測定を行った。また、地下水については、52地点(井戸)において、環境基準項目(27項目)、要監視項目(24項目)及びその他項目(7項目)について、年1~2回の測定を行った。	
瀬戸内海広域総合水質調査	瀬戸内海関係府県が環境省の委託を受け、昭和47年度から実施しており、令和6年度は、春季、夏季、秋季、冬季の年4回にわたり、生活環境項目、クロロフィル-a、全有機炭素、栄養塩類等について、大分県地先海域の8地点(2層)の測定を行った。	水質担当
海水浴場水質調査	県下の主要海水浴場の水質の状況を把握するとともに、一般に公表し県民の利用に資するために昭和47年から実施しており、令和6年度は、6海水浴場について、遊泳期間前2回、遊泳期間中1回の調査を行った。	水質担当 微生物担当
工場・事業場の排水監視に伴う水質調査	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく規制対象事業場等の排水監視のため、令和6年度は、175事業場の207の排水について水質測定を行った。	水質担当
産業廃棄物調査	産業廃棄物最終処分場の維持管理状況を監視・指導するため、放流水、浸出水及び監視用井戸水について調査を実施している。令和6年度は、生活環境項目や健康項目等について、20処分場の108の放流水等の水質測定を行った。	水質担当
温泉調査	温泉法に基づき、現地(湧出地)及び試験室において、令和6年度は、依頼検査3件と行政検査35件の温泉分析を行った。	水質担当 微生物担当

表9-3 大気汚染等に関する調査分析件数(令和6年度)

区分	行政検査		依頼検査		委託業務検査		調査研究		計	
	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数
総 計	593	32,486			168	266	1,010	8,590	1,771	41,342
微小粒子状物質(PM2.5)成分分析調査	224	5,264							224	5,264
有害大気汚染物質調査	216	876							216	876
浮遊粉じん調査	12	60							12	60
石綿粉じん調査	4	4							4	4
大気汚染常時監視	120	25,318							120	25,318
交通環境・一般環境調査	5	916							5	916
その他	12	48							12	48
環境放射能調査					165	251			165	251
酸性雨調査							1,010	8,590	1,010	8,590
化学物質環境実態調査					3	15			3	15

表9-4 水質汚濁等に関する調査分析件数(令和6年度)

区分	行政検査		依頼検査		委託業務検査		調査研究		計	
	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数
総 数	975	13,535	3	117	71	1,455			1,049	15,107
公共用水域等の調査	533	8,137							533	8,137
海水浴場調査	66	177							66	177
工場・事業場排水監視水質調査	207	1,166							207	1,166
産業廃棄物調査	108	2,030							108	2,030
温泉分析	35	1,867	3	117					38	1,984
その他	26	158							26	158
瀬戸内海広域総合水質調査					64	1,376			64	1,376
化学物質環境実態調査					7	79			7	79

10 第4次環境基本計画の進捗状況

表 10-1 令和6年度における環境指標の評価結果

評価区分	達成	概ね達成	未達成	計
達成状況	19 (51.4%)	16 (43.2%)	2 (5.4%)	37 (100%)

○評価区分

「達成」 : 達成率 100%以上

「概ね達成」 : " 90%以上

「未達成」 : " 90%未満

表 10-2 環境指標一覧

環境指標	単位	R6 目標値	R6 実績値	達成率	評価
温室効果ガス排出量(吸收量考慮)	千t-CO ₂ 以下	25,991 (R4)	28,085 (R4)	91.9%	概ね 達成
大分県地球温暖化防止活動学生推進員等による 情報発信件数(年間)	件	100	94	94.0%	概ね 達成
エコアクション21登録事業者数	件	103	99	96.1%	概ね 達成
おおいたグリーン事業者認証制度登録件数 (脱炭素部門)(累計)	件	97	95	97.9%	概ね 達成
早生樹による再造林面積	ha	90	142	157.8%	達成
計画等を策定し地域気候変動適応対策に取り組む市町村数(累計)	市町村	6	10	166.7%	達成
治水対策により浸水被害が軽減する地区数 (累計)	地区	8	8	100.0%	達成
土砂災害のリスクが軽減される家屋数(累計)	戸	501	610	121.8%	達成
熱中症一時休憩所設置箇所数	箇所	575	685	119.1%	達成
温暖化適応品種の導入割合 (ぶどう品種:シャインマスカット)	%	24.0 (R4)	23.5 (R4)	97.9%	概ね 達成
企業連携等によるGXプロジェクト創出件数 (累計)	件	4	5	125.0%	達成
県内の水素ステーション数(累計)	基	1	1	100.0%	達成
産業廃棄物再生利用等設備導入支援件数 (累計)	件	91	92	101.1%	達成
おおいたグリーン事業者認証制度登録件数 (脱プラスチック部門)(累計)	件	28	26	92.9%	概ね 達成
大分県リサイクル認定製品数(累計)	件	388	386	99.5%	概ね 達成
一般廃棄物の最終処分量	t	24,300 (R5)	25,450 (R5)	95.3%	概ね 達成
産業廃棄物の最終処分量	t	66,700 (R5)	79,907 (R5)	80.2%	未達成
PM2.5の環境基準達成日率	%	99.9	99.9	100.0%	達成
光化学オキシダント環境基準達成時間率	%	95.4	94.6	99.2%	概ね 達成

環境指標	単位	R6 目標値	R6 実績値	達成率	評価
対策を講じた主要渋滞箇所数(累計)	箇所	30	30	100.0%	達成
解体作業等における石綿大気濃度適合率	%	100	100	100.0%	達成
道路交通騒音の環境基準達成率	%	97.6	97.8	100.2%	達成
河川の環境基準達成率	%	100	95.3	95.3%	概ね 達成
海域の環境基準達成率	%	100	94.7	94.7%	概ね 達成
海岸清掃参加者数	人	17,750	17,633	99.3%	概ね 達成
自然公園指導員の委嘱数	人	65	68	104.6%	達成
NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数	件	111	100	90.1%	概ね 達成
おおいたの重要な自然共生地域の選定数(累計)	件	29	28	96.6%	概ね 達成
鳥獣保護区特別保護地区の面積	ha	658	658	100.0%	達成
日本型直接支払協定面積	ha	41,202	40,868	99.2%	概ね 達成
漁場再生面積(累計)	ha	67,100	67,900	101.2%	達成
モニタリングを行う源泉数	個	34	34	100.0%	達成
ジオガイド認定者数(累計)	人	160	156	97.5%	概ね 達成
阿蘇くじゅう国立公園の公園利用者数(大分県分)	千人	4,600 (R5)	3,860 (R5)	83.9%	未達成
農山漁村ツーリズム宿泊延べ人数	人泊	5,100	6,616	129.7%	達成
環境教育参加者数	人	13,000	13,437	103.4%	達成
グリーンアップおおいた実践隊登録数(累計)	団体	80	80	100.0%	達成

語句説明・索引

※ページ数は主なページを記載しています。

[あ]

赤潮 (p35)

海中のプランクトンが異常増殖し、海水の色が変わる現象。発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内で、雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、燐等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害の原因として、①赤潮プランクトンが魚介類のエラに詰まって窒息する、②赤潮プランクトンの細胞分裂のため、海水中のDOが欠乏する、③有害物が赤潮プランクトンにより生産排出される、④細菌が増殖する、などの諸説がある。

悪臭防止法 (p24)

工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの（昭和46年法律第91号）。

アドベンチャーツーリズム (p61)

「アクティビティ」、「自然」、「異文化体験」の3つの要素のうち2つ以上で構成される旅行形態のこと。

[い]

硫黄酸化物 (SOX) (p18)

二酸化硫黄（亜硫酸ガス：SO₂）や三酸化硫黄（無水硫酸：SO₃）など硫黄酸化物の総称である。重油、石炭など硫黄を含む燃料の燃焼によって発生し、一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄である。人の呼吸器に影響を与えたたり、植物を枯らしたりするため大気汚染の原因物質の一つとして重視されている。環境基準は、二酸化硫黄について定められている。

一酸化炭素 (CO) (p20)

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害するため、高濃度になると貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。主な発生源は自動車である。

一般廃棄物 (p14)

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、

「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

[う]

上乗せ排水基準 (p28)

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、全国一律の排出基準又は排水基準に代えて適応するものとして、都道府県知事が条例で定める、より厳しい排出基準又は排水基準をいう。

[え]

エコアクション21 (p65)

事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めたもの。認証取得により企業価値が向上し、取引先の拡大等につながる。

エコエネルギー (p11)

温室効果ガスの排出の少ない、環境に優しいエネルギーのこと、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」で定める太陽光発電や風力発電のほか、大分県の自然的特色を考慮して、地熱、水力、海洋エネルギーを含めたエネルギーの総称。

エコドライブ (p6)

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用。優しい発進を心がけたり無駄なアイドリングを止めることで燃費の節約に努め、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。

エコふあみ (p5)

九州エコファミリー応援アプリの通称。九州7県で共同運営している環境アプリ。毎日エコチェックやエコ記録等の取組を行うことでポイントがたまり、景品があたる。個人が環境活動に取り組むきっかけづくりを目的としている。

[お]

大分県エコエネルギー導入促進条例 (p12)

エネルギー問題は二十一世紀の大きな課題であることを考え、地球環境を守り、限りある資源を次の世代へと引き継ぐため、各地域でのエコエネルギーの導入促進が重要であるという認識から、平成15年3月に制定（平

成 15 年 4 月 1 日施行)。

国の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成 9 年政令第 208 号)第 1 条に規定する定義を基本として、「地熱発電」「水力発電」「海洋エネルギー」を加えて、「エコエネルギー」と定義(第 2 条)している。新エネルギー関係条例では北海道、宮城县、岩手県に続き 4 番目の制定。

大分県グリーン購入推進方針 (p67)

県の事務、事業における環境負荷の少ない製品やサービスの優先的な調達を総合的かつ計画的に推進する県の調達方針。県内における環境物品等の市場形成、開発促進を図るとともに、県民、事業者等の環境物品等の購入への転換を促すことを目的とする。

大分県産業廃棄物税条例 (p16)

循環型社会を構築するために、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の取組を誘導するとともに、産業廃棄物の適正な処理を推進する財源を確保するため、平成 17 年 4 月 1 日から施行された。徴収した産業廃棄物税の使途事業は①排出抑制・再生利用の推進②適正処理の推進③基盤整備の推進④啓発広報等の推進の 4 事業である。

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 (p16)

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的に、平成 17 年 7 月に制定し、平成 17 年 10 月から(一部は平成 18 年 4 月から)施行している。①産業廃棄物処理施設等の設置等②県外産業廃棄物の搬入③産業廃棄物の不適正な処理の防止の 3 本を柱としている。

大分県次世代エネルギーパーク構想 (p12)

新エネルギーに関する設備や体験施設を整備し、国民が実際に新エネルギーを見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーのあり方について、国民の理解増進を図ることを目的とした、経済産業省の制度。

おおいたの重要な自然共生地域 (p48)

身近な自然で生物多様性が保たれている又は希少野生動植物が生息・生育している地域のうち、自然公園法等による法的規制がない又は弱い地域を中心に大分県が選定する地域。

大分県森林環境税 (p50)

県民の理解と協力のもと、「森林環境の保全」と「森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成」を推進するために平成 18 年度に導入した県民税。税収は、県民の暮らしを守る森づくりや森林資源の循環利用、県民の森づくり意識の醸成等に充てられる。

大分県長期総合計画 (p69)

県行財政運営の長期的、総合的な指針を示したものであり、県民と行政が目指すべき目標を共有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにしたもの。大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2015」が令和 6 年度末で終期を迎えるため、新たな大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン 2024~新しいおおいたの共創~」が策定された。

大分県農薬指導士 (p42)

農薬の安全使用・適正販売の確保を図るために、農林水産省通知(昭和 62 年農蚕第 6166 号)に基づいて、大分県が定めた「大分県農薬指導士認定推進要領」の規定による認定制度である。この認定制度は、農薬取締法等関係法令及び適正な農作物防除や農薬販売等に必要とされる基礎的・専門的知識の普及・定着を推進し、これらの知識を有する者を養成することを目的とする。

大分県廃棄物処理計画 (p14)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 に規定された都道府県廃棄物処理計画であり、廃棄物を減量・リサイクルし、適切な処理を確保していくための総合的かつ計画的な施策の推進を目的に策定された。第 5 次計画の対象期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年となっている。

おおいたプラスチックごみゼロ宣言 (p13)

県民・事業者・行政が連携、協力し、本県のかけがえのない自然環境を次の世代に確実に継承するため、新たに発生するプラスチックごみゼロを掲げ、排出抑制、資源循環、適正処理と清掃活動に県民総参加で取り組んでいくことを宣言(令和 5 年 8 月)。

オゾン層 (p8)

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10~50 km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。近年フロンガスなどによるオゾン層の破壊が大きな問題となっている。

汚濁負荷量 (p29)

環境中に一定時間内に排出される汚濁物質の総量を表すもので、mg/L 等で表される汚濁物質の濃度概念と対比される。汚濁負荷量は、

濃度×排出水量（排出量）で算出される。例えば、BOD1,000 mg/L (=1 kg/m³) の排水を1,000 m³/日排出する場合、BOD汚濁負荷量は1,000 mg/L × 1,000 m³/日 = 1,000 kg/日と算出される。

汚泥 (p15)

工場排水等の処理後に残った泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生じた泥状のものであって、有機性及び無機性のもののすべてを含むものである。

温室効果ガス (p4)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことをいう。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーカーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふつ化硫黄 (SF₆)、三ふつ化窒素 (NF₃) の7物質が温室効果ガスとして定義されている。

温泉法 (p59)

温泉を保護しその利用の促進を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として昭和23年に制定された法律。温泉の定義（摂氏25度以上の温度又は法に定める成分を有する地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気、ガス）、温泉の保護（温泉を掘削・増掘する場合、動力で汲み上げる場合には都道府県知事の許可が必要）、温泉の利用（温泉を公共の入浴又は飲用に供しようとする場合は、都道府県知事の許可が必要）、国民保養温泉地の指定などについて規定されている。

[か]

カーボンニュートラル (p10)

「パリ協定」の目標達成に向け、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成し、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすること。

カーボンリサイクル (p10)

二酸化炭素を資源として捉え、分離・回収して様々な製品や燃料に再利用すること。

核種分析 (p43)

自然界には種々の元素があるが、同じ元素でも原子核の重さの違いによって同位元素（アイソトープ）が存在する。そこで、一つ一つの原子核を区別して考えると、核種という言葉が使われる。例えば、Co（コバルト）という元素を例にとると、自然界には59Co（コバルト-59）という核種のみが存在し、原子炉の中では60Co（コバルト-60）という核種が作られている。そして、59Coは放射能を持た

ないので安定核種、放射能を持つ60Coは放射性核種と呼ばれる。そこで種々の環境試料を調べ、その中の放射能がどのような核種に由来するかを調べることを核種分析といふ。

環境影響評価[環境アセスメント] (p67)

環境汚染や自然環境の破壊を未然に防止するため、開発行為が環境に及ぼす影響についてあらかじめ回避・低減するための情報公開に基づく手続き、このための調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、これに対する意見を求める。これらの意見を反映して事業の実施に際し、環境影響の回避・低減にどう努めるかを事業者は説明し、環境保全対策を実行する。こうして公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続等をいう。環境基本法第20条において「土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるもの」と規定されている。

環境NPO法人 (p63)

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて県知事からの設立の認証を受けた法人（NPO法人）のうち、環境の保全を図る活動を行う法人。

環境基準 (p18)

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（行政上の目標基準）として、環境基本法第16条に定義されている。

環境基本法 (p18)

地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、平成5年に制定された。環境省所管。基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

グリーンアップおおいたアドバイザー (p63)

県内在住で、環境に関する専門的な知識や経験を有する方を、「グリーンアップおおいたアドバイザー」として委嘱し、地域や学校などが環境に関する講演会や学習会、自然観察

会などを行う際に、主催者の申請に基づいて、講師として派遣する制度。

環境負荷 (p65)

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。工場・事業場からの排水、排出ガスや生活排水、ごみ、自動車排ガスなどはもとより、自然が損なわれることの原因となるもの、二酸化炭素のように蓄積した結果として支障を生ずる可能性のあるものも含む。

環境犯罪 (p71)

環境犯罪とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、動物の愛護及び管理に関する法律違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反などの、環境汚染を引き起こし、生物多様性に影響を及ぼすような犯罪の総称をいう。

環境マネジメントシステム (p65)

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。認証制度として「ISO14001」と「エコアクション21」がある。

[き]

気候変動適応法 (p8)

気候変動への適応を推進することを目的として、平成30年に制定された。環境省所管。本法では、政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立環境開発法人国際環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を実施することが定められている。地域においては、都道府県及び市町村地域適応計画の策定、地域気候変動適応センターの確保を努力義務としている。

揮発性有機化合物 (VOC) (p18)

揮発性有機化合物で Volatile Organic Compounds の略。代表的な物質として、トルエン、キシレン、酸化エチルなど。主なもので約200種類。塗料溶剤（シンナー）、接着剤、インキ、一部大分県の洗浄剤等に含まれる。

SPM や光化学オキシダントの原因物質の一つ。

規制の対象となる VOC については、大気汚染防止法において、「大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因となるない物質として政令で定める物質を除く。）」と定義している（第2第4項）。気体の状態で大気中に排出され、又は飛散する有機化合物は、一部の物質を除き、大気中における光化学反応の結果、オキシダント（オゾン等）を生成する。また、光化学反応の結果、VOC が低揮発性の有機化合物を生成し、それが凝縮等により、浮遊粒子状物質を生成する。

吸収源 (p7)

二酸化炭素等の温室効果ガスを吸収する森林や海洋等のこと。

休猟区 (p48)

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止されている区域で、3年を限度として狩猟者のために設定される区域である。

[く]

空間線量 (p43)

空間における放射線の量（強さ）であり、一般に大気、大地からのγ線、宇宙線等が含まれる。なお、単位時間当たりの線量を線量率といい、nGy/h（ナノグレイ/時）の単位で表す。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (p67)

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るために、(1) 国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、(2) 情報提供の充実により、環境物品等への需要の転換を促進することを目的としている。平成12年5月制定、平成13年4月1日完全施行。

グリーンアップおおいた (p2)

本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進める「環境先進県おおいた」を目指す県民運動。

グリーンアップおおいたアドバイザー (p63)

グリーンアップおおいたの一環として、県が地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に派遣する講師。

グリーンアップおおいた実践隊 (p64)

県内各地で環境保全活動を通してグリーンアップおおいたを実践する団体。

[こ]

光化学オキシダント (p20)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成する二次汚染物質で、オゾン (O_3)、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) 等の酸化性物質の総称である。

公共用水域 (p26)

水質汚濁防止法で用いられている公共用水域とは、社会通念上広く一般の利用に開放された水域のみならず、かんがい用水路、道路側溝等を含むものとして次のように定義されている。河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する地域公共管渠、かんがい用水路その他の公共のように供される水路（終末処理場を有する公共下水道及び流域下水道を除く。）をいう。

固定発生源 (p18)

大気汚染物質の発生源は固定発生源と移動発生源に大別される。固定発生源としては、工場のボイラー、加熱炉、焼成炉等の生産設備と事業場の冷暖房用ボイラー、焼却炉等がある。移動発生源としては自動車、船舶等がある。

[さ]

30by30目標 (p48)

2030年までに陸と海の30%以上を保護地域とOECM（2010年の愛知目標で概念化されたもので、2018年のCOP14で「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」と定義された。）により保全しようとする目標。

再生可能エネルギー (p10)

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負担が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・温泉熱・太陽光・風力・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

再造林 (p50)

人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。県内ではスギ・ヒノキ人工林の伐採後、林業適地には再びスギ・ヒノキの苗木を植栽することが多い。

里山 (p55)

薪や落葉、きのこや山菜の採取など、住民の生活と密接に関わってきた集落の近くに広がる身近な山林などをいう。

産業廃棄物 (p12)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など20種類の廃棄物のこと。

産業廃棄物監視員 (p16)

産業廃棄物の適正処理を推進し、不法投棄や野外焼却の防止を図るため、県及び各保健所に配置している。①産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物排出業者、産業廃棄物の資源化再生利用者の事業場等の監視指導②産業廃棄物の不法投棄、野外焼却等の不適正処理の調査及び行為者に対する指導等を主な業務としている。

酸性雨 (p9)

石炭や石油などの化石燃料の燃焼などにより硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中へ放出され、これらのガスが雲に取り込まれた後、化学反応により硫酸イオンや硝酸イオンなどに変化して、雨の核となったり、降下する雨滴に取り込まれたりして酸性の雨として降下する現象をいう。一般的には、pHが5.6以下の雨水が酸性雨とされており、森林や農作物に被害を与えたり、河川や湖沼を酸性化し、魚類等の生息できない環境にするなど、生態系に大きな影響が及ぼすことが懸念される。

[し]

GX (ジーエックス) (p10)

グリーン TRANSFORMATION (Green Transformation) の略。温室効果ガスの排出削減と経済成長をともに実現すべく、化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やそれに向けた活動のこと。

J-クレジット制度 (p7)

省エネ設備の導入や再エネ利用による二酸化炭素等の排出削減量、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。企業が二酸化炭素削減目標を達成するために、自社の努力だけでは削減量が不足する場合等にクレジットを購入する。森林事業者は、クレジットによる資金を活用して森林管理を強化するなど、持続可能な林業経営が可能となる。

ジオパーク (p60)

地球科学的、歴史・文化的に貴重な地質遺産等を保全し、調査研究を行うとともに、教育学習活動やツーリズム等に有効活用する取

り組みを行う地域のこと。大地（Geo）と公園（Park）を組み合わせた造語。2025年1月現在48地域が日本ジオパークに認定されている。

自然海浜保全地区（p46）

水際線付近において砂浜等に類する自然の状態が維持されているものや、海水浴、潮干狩りなど公衆に利用され、将来にわたりその利用が行われることが適当であると認められるもの。

持続可能な開発のための教育（p62）

Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教）の略。持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが、世界の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育む教育のこと。

循環型社会（p13）

廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再利用）を推進し、また適正に処理することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

浄化槽（p32）

し尿等を微生物の作用による腐敗や酸化分解等によって処理し、公共用水域等に放流するための設備又は施設をいう。し尿のみを処理する設備又は施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活排水（厨房排水、洗濯排水等）を併せて処理する設備又は施設を合併処理浄化槽という。

振動規制法（p24）

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの（昭和51年法律第64号）。

[す]

水生生物による水質調査（p28）

川には、サワガニ、トビケラ、ヘビトンボ、カワゲラなどいろいろな水生生物が生息しており、これらの生息の状況が水の汚れと密接に関連していることを利用した、生物を指標とする川の水質調査法である。

3R（p13）

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）のこと。

[せ]

生活排水（p32）

便所、台所、風呂、洗濯及び炊事等の家庭生活を営む上で排出される汚水のことで、公共用水域に排出されるもののうち産業排水を除いたもの。生活排水の中でもし尿を除いたものを生活雑排水といふ。

生態系（p47）

ある地域に生息・生育する生産者（植物）、消費者（動物）、分解者（微生物）からなる生物群集とそれを取り巻く大気、水、土、光などの無機的環境を合わせた一つの機能系。地域全体を一つの生態系と見なすこともある。

生物多様性（p51）

地球上の生物の多様さとともに、その生息・生育環境の多様さを表す概念であり、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルの多様性を指す。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

[そ]

騒音規制法（p23）

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの（昭和43年法律第98号）。

騒音に係る環境基準（p23）

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準で、地域の類型及び時間の区分ごとに指定される。航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音を除く一般騒音に適用される。

総量規制（p31）

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限界にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を分配し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方法は、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染（濁）物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難であるため、その解決手段として総量規制制度が導入されている。

[た]

ダイオキシン類 (p38)

ダイオキシン類対策特別措置法によって定義された一群の有機塩素化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs) 及びコプラナー・ポリ塩化ビフェニル (Co-PCBs) の総称である。ベトナム戦争で使われた枯葉剤にダイオキシンが不純物として含まれており、奇形児が生まれると言われている。近年、我が国でもゴミ焼却場から排出されるダイオキシン類が社会問題となっていたが、ダイオキシン類対策特別措置法の施行後は、環境中への排出量が少なくなっている。

大気汚染防止法 (p18)

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としたもの（昭和43年法律第97号）。

多自然川づくり (p51)

洪水など治水上の安全性を確保しつつ、瀬や淵、河畔林等の現存する良好な環境資源をできるだけ残すなど、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するとともに、河川景観や地域の暮らし、歴史・文化との調和に配慮した川づくりのこと。

脱炭素社会 (p6)

今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成する社会のこと。

炭化水素 (HC) (p19)

炭素と水素からなる化合物の総称で、光化学オキシダントの原因物質の一つである。主な発生源としては、塗装・印刷工場、重油等の貯蔵タンク、自動車等がある。環境基準は設定されていないが、中央公害対策審議会（当時）により光化学オキシダントの生成を防止する観点から、非メタン炭化水素についての指針値が示されている。

[ち]

地球温暖化対策計画 (p7)

地球温暖化対策の総合的活計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法に基づいて策定する地球温暖化に関する総合計画である。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、

事業者、国民党が講ずべき措置に関する基本的事項、中期目標（2030年度 2013年度比で46%減）等の目標達成のために国、地方公共団体が高すべき施策等について記載されている。

地球温暖化防止活動推進員 (p6)

地球温暖化対策の推進に関する法律第37条に基づき都道府県知事が委嘱する、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化防止に関する知識の普及や温暖化防止の取組を推進する運動員。

地球温暖化防止活動推進センター (p6)

地球温暖化対策の推進に関する法律第24条の規定に基づき、設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。都道府県知事等が、当該都道府県等の区域に1つだけ指定することができる。

窒素酸化物 (NOx) (p19)

化石燃料の燃焼によって発生する窒素と酸素の化合物の総称であり、大気中の窒素酸化物の主なものは一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) である。石油、ガス等が燃焼する際に発生し、燃焼過程では最初に一酸化窒素として排出され、これが空気中の酸素と結合して徐々に二酸化窒素に変わる。発生源は、工場・事業場、自動車から家庭の厨房施設など多種多様である。人の呼吸器に影響を与えるほか、光化学オキシダントの原因物質の一つである。環境基準は、二酸化窒素について定められている。

鳥獣保護区 (p48)

野生鳥獣の保護増殖を図るために区域で、狩猟行為が禁止されている区域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では、野生動植物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

[て]

テレメータシステム (p19)

環境中の汚染物質の濃度などを自動測定器で測定し、得られたデータをネットワークを経由して監視室に送信し、監視室のコンピュータで集中管理するシステムをいう。このシステムは現在、環境監視用と発生源監視用の2種類がある。

[な]

75%水質値 (p26)

年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。）。

[ね]

ネイチャー・ポジティブ（自然再興）(P48)

自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させること。生物多様性国家戦略 2023-2030 では、2030 年ミッションとして「2030 年までに『ネイチャー・ポジティブ：自然再興』を実現する。」ことを掲げている。

[は]

ばい煙 (p18)

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、合成、その他の処理に伴い、工場等の煙突から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質をいう。ばいじんはボイラー、電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質は、カドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康や生活環境に有害な物質をいう。

[ひ]

干潟 (p62)

内湾に流入する河川の河口やその沿岸において干潮時に露出する砂泥域で、河川流や沿岸流によって砂や泥が堆積して形成される。

微小粒子状物質 (PM2.5) (p68)

大気中に浮遊している $2.5 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壤、海洋、火山等の自然起源のものもある。

[ふ]

富栄養化 (p30)

海洋や湖沼で窒素、燐等の栄養塩類の少ないところは、プランクトンが少なく、透明度も大きい。このような状態を貧栄養であるといふ。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養であるといふ。有機物による水質汚濁その他の影響で、富栄養へと変化する現象を富栄養化といふ。

不法投棄 (p14)

ごみを定められた以外の場所、例えば山林や河川敷等に不法に投棄する行為のことで、環境破壊を招いている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている。

粉じん (p18)

大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質を粉じんという。

[へ]

閉鎖性水域 (p30)

湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域をいう。水利特性上汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。

[ほ]

保安林 (p50)

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。指定されると、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

放射線 (p42)

主な放射線には、 α 線・ β 線・ γ 線の 3 種類がある。 α 線は高速のヘリウム原子核であり + (プラス) の電荷を持っている。 β 線は高速の電子で - (マイナス) の電荷を持っている。また γ 線は電磁波の 1 種で最も強い透過力を持っている。その他の放射線には、X 線・中性子線・陽子線等がある。放射能とはこの放射線を出す能力 (性質) のことである。

[ゆ]

ユネスコエコパーク (p60)

ユネスコ（国連教育科学文化機関）が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserve (生物圏保存地域)」といふ、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもってもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。2025 年 9 月現在、142 か国 784 地域、うち国内では 10 地域が登録されている。

[り]

リスクコミュニケーション (p38)

リスクに関する正確な情報を行政、専門家、企業、市民などの関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること。関係者の間で信頼関係を構築することで、リスクの回避や除去あるいは低減につながる。

[B]

BOD (生物化学的酸素要求量) (p26)

水中の汚濁物質（有機物）が20°C、5日間で微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化されるときに消費される酸素の量。BODが大きいと、その水は有機物による汚濁が進んでいることを示す。BODは、河川の汚濁状況を表す指標として採用されている。

[C]

COD (化学的酸素要求量) (p26)

水中の有機物などは、溶存酸素を消費し、水中生物の生育を阻害する。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在BOD及びCODが採用されており、このほかTOC（全有機炭素）等について検討が行われている。これらの有機汚濁指標は、いずれもmg/Lで表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。CODは、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

[D]

D0 (溶存酸素) (p27)

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、その結果、溶存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。更に、酸素の欠乏状態が長く続くと嫌気性の分解が起こり、硫化水素などのガスを発生して水質は著しく悪化する。

[P]

pH (ピーエイチ) (p9)

水素イオン濃度指数で、mol/L単位で測られた水素イオン濃度の逆数の常用対数として定義された量のことである。 $pH = -\log [H^+]$
pH=7は中性、pH<7は酸性、pH>7はアルカリ性を表す。

ppm (ピーピーエム) (p20)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppm

は100万分の1を意味する。例えば、空気1m³中に1cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1kg（約1L）中に1mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合にはppb（10億分の1）、ppt（1兆分の1）も用いられる。

[S]

SS (Suspended solid) (p26)

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいい、水質汚濁の指標の一つである。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

[T]

TEQ (p39)

ダイオキシン類全体の毒性の強さを表した毒性等量のことである。ダイオキシン類には、毒性が異なる様々な異性体が存在しているため、単純に各異性体の量を合計してもダイオキシン類全体の毒性の強さを表すことができない。そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を基準（1）として、他の異性体の毒性の強さを表す係数をあらかじめ定めておき、個々の異性体の濃度に定められた係数をかけた数値を合計して、ダイオキシン類全体の毒性の強さを表している。